

嵐山町議会平成25年第2回定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 （6月5日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	11
議会運営委員会所管事務調査報告	19
請願の委員会付託	23
散会の宣告	24

第 2 号 （6月6日）

議事日程	25
出席議員	26
欠席議員	26
本会議に出席した事務局職員	26
説明のための出席者	26
開議の宣告	29

諸般の報告	2 9
一般質問	2 9
5 番 小 林 朝 光 議員	2 9
3 番 佐久間 孝 光 議員	4 0
6 番 畠 山 美 幸 議員	6 2
4 番 青 柳 賢 治 議員	8 4
1 3 番 渋谷 登美子 議員	1 0 0
会議時間の延長	1 1 7
散会の宣告	1 3 3

第 3 号 (6月7日)

議事日程	1 3 5
出席議員	1 3 6
欠席議員	1 3 6
本会議に出席した事務局職員	1 3 6
説明のための出席者	1 3 6
開議の宣告	1 3 9
諸般の報告	1 3 9
一般質問	1 3 9
2 番 大 野 敏 行 議員	1 3 9
9 番 川 口 浩 史 議員	1 5 4
8 番 河 井 勝 久 議員	1 7 1
1 0 番 清 水 正 之 議員	1 8 3
休会の議決	2 0 7
散会の宣告	2 0 7

第 4 号 (6月11日)

議事日程	2 0 9
出席議員	2 1 0
欠席議員	2 1 0

本会議に出席した事務局職員	2 1 0
説明のための出席者	2 1 0
開議の宣告	2 1 3
諸般の報告	2 1 3
報告第 2 号の上程、説明、質疑	2 1 3
報告第 3 号の上程、説明、質疑	2 1 6
報告第 4 号の上程、説明、質疑	2 1 7
報告第 5 号の上程、説明、質疑	2 2 1
同意第 3 号の上程、説明、質疑、採決	2 2 2
承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 3
承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 7
議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 9
請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 9
議員派遣の件について	2 6 3
閉会中の継続調査の申し出について	2 6 3
日程の追加	2 6 3
発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 4
発委第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 5
発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 7
議長の常任委員会委員の辞任についての件の上程、説明、採決	2 7 4
町長挨拶	2 7 5
議長挨拶	2 7 6
閉会の宣告	2 7 7
署名議員	2 7 9

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第145号

平成25年第2回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年5月27日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 平成25年6月5日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（14名）

1 番 森 一 人 議員	2 番 大 野 敏 行 議員
3 番 佐久間 孝 光 議員	4 番 青 柳 賢 治 議員
5 番 小 林 朝 光 議員	6 番 畠 山 美 幸 議員
7 番 吉 場 道 雄 議員	8 番 河 井 勝 久 議員
9 番 川 口 浩 史 議員	10 番 清 水 正 之 議員
11 番 安 藤 欣 男 議員	12 番 松 本 美 子 議員
13 番 渋谷 登美子 議員	14 番 長 島 邦 夫 議員

○不応招議員（なし）

平成 2 5 年第 2 回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第 1 号）

6 月 5 日（水）午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（長島議長）
- 日程第 4 行政報告（挨拶並びに行政報告 岩澤町長）
(行政報告 小久保教育長)
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 議会運営委員会所管事務調査報告
- 日程第 7 請願の委員会付託について

○出席議員（１４名）

1 番	森	一	人	議員	2 番	大	野	敏	行	議員	
3 番	佐久間	孝	光	議員	4 番	青	柳	賢	治	議員	
5 番	小	林	朝	光	議員	6 番	畠	山	美	幸	議員
7 番	吉	場	道	雄	議員	8 番	河	井	勝	久	議員
9 番	川	口	浩	史	議員	1 0 番	清	水	正	之	議員
1 1 番	安	藤	欣	男	議員	1 2 番	松	本	美	子	議員
1 3 番	渋谷	登美子		議員	1 4 番	長	島	邦	夫	議員	

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	山 岸 堅 護
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤	勝 町	長
安 藤	實 副 町	長
井 上 裕	美 総 務 課	長
中 嶋 秀	雄 地 域 支 援 課	長
中 西 敏	雄 税 務 課	長
山 下 次	男 町 民 課	長
岩 澤 浩	子 健康いきいき課	長
青 木	務 長 寿 生 き が い 課	長
植 木	弘 文 化 ス ポ ー ツ 課	長
大 塚	晃 環 境 農 政 課	長
内 田 孝	好 企 業 支 援 課	長
田 邊 淑	宏 ま ち づ く り 整 備 課	長
新 井 益	男 上 下 水 道 課	長

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小 久 保	錦 一	教 育 長
簾 藤 賢	治	教育委員会こども課長
大 塚	晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開会の宣告

○長島邦夫議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成25年嵐山町議会第2回定例会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○長島邦夫議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○長島邦夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第8番 河井勝久 議員

第9番 川口浩史 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○長島邦夫議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第2回定例会を前にして、5月29日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として長島議長、出席要求に基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、井上総務課長にご出席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告4件、人事1件、承認2件、予算1件の計8件ということでございます。このほか、委員会提出議案も予定されております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第2回定例会は本日5日から6月11日までの7日間とすることに決定いたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問は受け付け順として、6月6日に1番の小林議員から5番の渋谷議員、6月7日に6番の大野議員から9番の清水議員とします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○長島邦夫議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日5日から6月11日までの7日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月11日までの7日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○長島邦夫議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案は、報告4件、人事1件、承認2件、予算1件の計8件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、委員会提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、2月から5月末までの議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告をいたします。平成25年5月28日、メルパルクホール

において、全国町村議会議長会主催の町村議長、副議長の研修に本職と副議長が出席いたしました。以上、議員を派遣しましたので、報告をいたします。

次に、今定例会に委員会報告がありました。その報告の中の町政に関する要望等につきましては、町長宛て要望を申し上げておりましたが、このほど回答がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました請願第1号 年金2.5%の削減中止を国に要請することを求める請願の写し並びに陳情第1号 県立大学医学部設置推進への協力要請書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指す活動の一環として、4月30日に議会モニター、議会議員との意見交換会を実施いたしました。事前に議会モニターの方々にお願いをしたアンケート結果に沿って意見交換を行いました。議会モニターの方からは貴重なご意見、ご要望をたくさんいただきました。ありがとうございました。

最後に、議会基本条例の制定に基づき、5月18日開催の第3回議会報告会について報告いたします。議会報告会の実施に当たり、昼の部を午後1時30分から役場町民ホール、夜の部を午後6時からふれあい交流センターにおいて開催いたしました。主な報告内容は、平成25年度予算の概要と審議における質疑の内容を町長の施政方針に沿って説明をいたしました。委員会報告などを含め約1時間程度で報告し、その後の質問の時間と合わせて2時間として行いました。参加者は、昼の部15名、夜間の部7名、計22名でした。質疑の時間には多くの質問やご意見をいただき、有意義な議会報告となったというふうに思っております。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○長島邦夫議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長から報告を求めます。

なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可いたします。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに平成25年嵐山町議会第2回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のためまことに感謝にたえないところでございます。

本議会に提案をいたします議案は、報告4件、人事1件、承認2件、予算1件、計8件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定でございます。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案どおり可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

次に、平成25年2月から平成25年4月までの主な施策に関しましては、地方自治法第122条の規定による事務に関する説明書でご報告を申し上げますので、ご高覧願いたいと存じます。

なお、4月1日現在の職員総数でございますが、三役を除きまして149名であります。新採用職員につきましては6名、退職者では8名であります。職員の採用につきましては、定員適正化計画に基づき行っておりますが、少子高齢化、また地方分権の進展、あるいは多様化、高度化する町民ニーズに的確に responding していくために、効率的な職員配置に留意しながら、全体として職員数を必要最小限となるよう抑制を図っていく計画でございます。今後につきましても、職員の能力開発、適材適所配置等により貴重な人材の有効活用を図りまして、公務能率の一層の向上を取り組んでまいりたいというふうに思っております。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

小久保教育長。

〔小久保錦一教育長登壇〕

○小久保錦一教育長 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会行政報告を申し上げます。

その前に、4月1日から嵐山町教育委員会にお世話になることになりました小久保

でございます。皆様方のご同意をいただきまして2カ月過ぎたところでございます。
これからも一層職務に精励していきたいと思いますので、どうぞご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、学校基本調査の結果でございますけれども、嵐山町児童生徒、5月1日現在の状況でございますけれども、小学校3校におきましては、児童数26の減、学級数2学級の減でございます。中学校におきましては、生徒数18の減、学級数はゼロでございます。なお、嵐山幼稚園に関しましては、4歳児9減ということで合計6の減、昨年比でございます。小中学校とも児童数が減少のもとにありまして、これについては教育委員会といたしましても今後一層重視してまいりたいと思っております。

以上、ご報告させていただきました。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○長島邦夫議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

まず、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

河井総務経済常任委員長。

〔河井勝久総務経済常任委員長登壇〕

○河井勝久総務経済常任委員長 おはようございます。議長のご指名をいただきましたので、総務経済常任委員会の報告を行います。

文書を読み上げまして報告にかえさせていただきます。

平成25年6月5日

嵐山町議会議長 長 島 邦 夫 様

総務経済常任委員長 河 井 勝 久

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事項

まちづくりについて

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「まちづくりについて」を調査するため、3月25日、4月12日、4月24日、5月8日、5月21日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

(1) 3月25日の委員会について

当日は、「まちづくりについて」町内の各団体との懇談会を開催して出された意見や考えについて、各委員が担当し、取りまとめた課題や問題をどのように集約するかについて協議を行い、第5次総合振興計画の各章ごとに整理を行うこととし、グループ別に分けるKJ法を採用（KJ法とは、懇談会で出された内容から共通するもの、関連するものをカードに作成して、情報をまとめ、つなぎ合わせて整理、積み上げの多い順に把握し、有効にしていく方法）として、各委員は記入されたカードの整理に基づき課題と改善点をまとめることとし、会議を終了しました。

(2) 4月12日の委員会について

当日は、各委員が章別にまとめた内容について、担当箇所を具体的に説明、課題と改善点を検討することとしました。検討していく中で、出された町に対する要望、意見を町へ提言していく場合は章立てしていき、提言は「まちづくり」の長期的展望のもの、短期化でできるものにする事としました。まとめた委員の課題と説明を「町民と行政の協働による調和のとれたまち」から始め、「健康で互いに支えあう生き活きとしたまち」、「水と緑に恵まれたうるおいのあるまち」、「歴史・文化のかおり高く子どもの笑顔あふれるまち」、「安全・安心で活気に満ち、快適に暮らせるまち」の順に進めました。説明終了後、「健康で互いに支えあう生き活きとしたまち」から討議、交通弱者の足の確保などを議論、文教厚生常任委員会にかかわる部分は棚上げ、保留とし、委員会を終了しました。

(3) 4月24日の委員会について

当日は、前回に引き続き「町民と行政の協働による調和のとれたまち」から順次説明、討議を進め、地域コミュニティ、区行政の運営、区長、役員選考などの課題と改善点について協議し、委員会を終了しました。

(4) 5月8日の委員会について

当日は、前回に引き続き「水と緑に恵まれたうるおいのあるまち」から協議、自然環境の保全、観光事業と対応などの課題と改善点、次に「歴史・文化のかおり高く子どもの笑顔あふれるまち」について協議、子育てしやすい環境と対策、町の施設の充

実と対応、伝統行事などの継続などの課題と改善点について討議し、委員会を終了しました。

(5) 5月21日の委員会について

当日は、前回に引き続き「安全・安心で活力に満ち、快適に暮らせるまち」から協議を進め、公園について幼児公園、運動広場の新設、施設の充実管理、女性の就労支援、農業対策の活性化と支援、商店街の活性化と買い物弱者対策、道路整備と安全対策、企業誘致と産業おこしなどの課題と改善点を協議し、以上で懇談会の取りまとめた課題や問題についての討議を終わりました。委員会は、改善点についてさらに整理していくため、次回から町への要望、意見、提言をまとめることを確認し、先進自治体視察も入れていくこととし、終了いたしました。

以上、報告を申し上げ、中間報告といたします。

○長島邦夫議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ないようですので、大変ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

〔畠山美幸文教厚生常任委員長登壇〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長 議長のご指名がございましたので、文教厚生常任委員会の報告を、朗読をもって報告いたします。

平成25年6月5日

嵐山町議会議長 長 島 邦 夫 様

文教厚生常任委員長 畠 山 美 幸

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告いたします。

記

1 調査事項

地域の支え合いについて

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「地域の支え合いについて」を調査するため、

4月3日、4月15日、5月9日並びに5月22日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

(1) 4月3日の委員会について

当日は、青木長寿生きがい課長に出席を求め、地域の支え合いについて説明を受けました。

初めに、日本の地域別将来推計人口の説明を国の社会保障・人口問題研究所の資料で説明いただきました。2040年の総人口は全ての都道府県で2010年を下回り、65歳以上、75歳以上人口は大都市圏と沖縄で大幅に増加となります。それは、現在若い世代が多いことから考えられます。埼玉県と神奈川県では、2040年に75歳以上人口が2010年の2倍以上になり、また市区町村別の将来推計人口は、約7割の自治体で総人口が2割以上減少し、高齢化率が40%を上回る自治体が半分になる推計です。嵐山町の人口は、2010年1万8,887人が2040年（平成52年）には1万3,253人で、70.2%に減少することが予測されます。埼玉県内で人口増が見込まれる自治体は、和光市、戸田市、吉川市、伊奈町、滑川町です。なお、小川町は57.5%と推計が出ています。下記の表はご高覧ください。

次に、平成17年、22年の国勢調査によると、嵐山町では高齢単身世帯が平成17年では349世帯で全体の5.4%、22年には473世帯で7.1%を占める。5年間で35.5%増加。また、高齢者夫妻のみ世帯も約4割ふえています。このような状況で、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるには、地域における見守りが必要です。このため、平成23年度に10割補助により導入した「支え合いマップシステム」を構築するため、災害時等要援護者台帳の整備に取り組んでいます。台帳作成の目的は、町と地域住民が日ごろから情報を共有することにより、共助、支え合いの仕組みに生かすことです。平成19年に防災カードを地域で集めましたが、これがベースです。要援護者は、同意方式と手挙げ方式を併用していますが、個人情報保護法、町の個人情報保護条例があるため提供が限定されており、今後の法改正を注視していきたい。要援護者カードは、35地区中34地区から提出があり、要援護者は750名程度です。これは、当然100%ではありません。登録数がふえるように地域支援課、健康いきいき課、長寿生きがい課で協議を行っていきます。また、昨年10月から社協、商工会で立ち上げたお助けサービス事業も始まりましたが、現状は伸び悩んでいます。

以上の説明を受けた後、質疑応答を行いました。

(問) 750人の要援護者ということですが、どのくらいの方が残っていますか。

(答) 重度障害者や要介護度の重い方など入っていないことも考えられ、今後考えていきたい。

(問) 要援護者カードの件ですが、緊急連絡先の欄は全て書かれていますか。身内以外の方の記入もありましたか。

(答) ほとんど書いてあり、多くの方は近所の身内、遠方の身内を記入しています。

(問) 750人の要援護者の方の支援者の人数は。支援者と要援護者双方の信頼関係を構築するための取り組みについての考えは。

(答) 支援者を定めている方は少数であり、例えば隣組単位で支援を行うなど、地域の特性に合った形での実施も検討する必要があると考えています。

(問) 鶴ヶ島市は要援護者連絡協議会ができています。いろいろな問題があり、ネットワークを広げたり、組織づくりをしたり、町が支援するとか整理していくべきと思いますが、研究していきたいと思います。

(2) 4月15日の委員会について

近隣で進んでいる鶴ヶ島市の「地域支え合い協議会」の資料を局長に用意していただき、検討しました。鶴ヶ島市では、昨年7月から「鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会」を立ち上げた。市の将来像である「支え合う安心のまち」を目指すという考え方とも方向性が一致したプロジェクトです。鶴ヶ島市へ視察に行くことに決めて、質問事項を確認し、委員会を終了しました。

(3) 5月9日の委員会について

鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会を視察研修しました。柴崎会長から以下のような説明がありました。この鶴ヶ島第二小学校区は10の自治体から成り立っており、東京のベッドタウンとして3,200世帯、7,200人が住まっていますが、家屋の老朽化が進み、高齢化率も25%を超え、子供の数は以前に比べると3分の1、4分の1となっていてしまっています。自治会役員等も1年で交代してしまい、前年度踏襲型の活動しかできていません。行政側の防災訓練を実施していますが、実際に大災害が発生したときに行政は当てにできるのか疑問であり、自分たちは自分たちで守らなければいけないという思いに至りました。

ア 避難所運営委員会の設立（平成20年3月）経緯と協議会の区域を小学校区にした理由

以前から盆踊りやお祭りなどのイベントを共同開催してきた経緯もあり、既にコミュニティができ上がっていたからです。設立後には連絡体制の整備、自治体ごとに避難教室を決め、児童もクラス単位の避難ではなく、それぞれの自治会に指定された教室に避難することなど、地区意識向上を鮮明にしました。防災訓練は、けがの応急処置、AED使用法の研修、防災倉庫内備蓄品等の点検、活用も含め実施し、約500名の住民参加を得ています。（行政側の訓練は300名程度の参加）また、事前の準備は最小限にとどめ、どんなことが問題になるのか、何が必要なのかを確認するように心がけました。ジャンパー、ヘルメットも自主的に用意しました。社協により、1,000人を対象としたアンケート調査（平成23年1月22日～2月28日）が実施されました。それによると、700の方が何らかの形でお手伝いができる、また500の方がいざというとき相談する人がいないと回答しています。

イ 鶴ヶ島第二小学校区地域助け合い協議会設立（平成23年7月）の背景

財政はますます厳しくなり、行政ニーズ、公共領域は拡大していく状況において、鳩山政権当時、NPOや地域との協働を推進する「新しい公共」という概念に一致した活動として、県にモデル事業申請をした結果認められ、500万円の補助金を得ました。中心メンバーは自治会長OB、役員OB、社協、福祉関係者、民生委員で、協力会員は約150名の住民。「我々は行政の下請ではない」という意識を持ち、行政には事務処理、場所の提供等、我々にはどうしてもできないことのみ協力いただく。住民の課題は、行政や各種団体とできないことを協力して自分たちで解決していく。地域の課題は行政側の課題でもあり、方向性が一致しているため、両者の関係は良好です。今後、市としても8小学校区の市全域にこの活動を広げていきたいと考えています。ただし、自治会の活動が活発なところもあり、必ずしも小学校区単位がよいとも限りません。また、地域の各種団体（子供会、老人会、PTA、商店街、学童、企業等）への協力も積極的に行って、WinWinの関係を築くようにしています。その後は、資料に基づき各委員会の説明を受けました。

ウ 事前の質問に対する回答

防災委員会に関して

（問）防災会の組織単位は学校区ですか。

（答）鶴ヶ島第二小学校区です。

福祉支え合い委員会に関して

(問) 民生委員中心の学習会の参加は。

(答) 子ども委員もいます。

(問) 買い物難民への取り組みについて

(答) 鶴ヶ島第二小学校区は駅に近く、徒歩で買い物に行くことが可能。また、市内循環バスを利用されている方もおります。ことしの3月には、企業メモリードの所有するバスを活用させていただき、2日間買い物バスツアーを実施しました。年2回程度実施したく考えております。

子ども委員会に関して

(問) 子どもの自由な遊び場をつくるプレーパークの事業とは、「子どもの支え合い」も実施しているということですか。

(答) 子ども会とのかかわりとあわせて実施。

拠点づくり委員会に関して

(問) 拠点づくりとして学校を使用することになった経緯は。

(答) 市の総合振興計画に地域で支え合う仕組みづくりがあり、子育てサロンの設置がその方針と一致し、県からも10割の補助金をいただけることになったのを受け、教育委員会が学校の空き教室を提供してくれました。

(問) 学校単位にした理由は。

(答) コミュニティーができていたから。

(問) FM放送システムの運営主体、スタッフ、初期投資、維持管理費、放送内容、その他効果など。

(答) 試行段階。各家庭に1,000円でラジオを購入(本体価格7,000円相当、市からの補助)してもらっています。ただし、全家庭が持っているわけではなく、また周波数などの関係で地区全域に流すことができないのが課題です。

(問) 鶴ヶ島市内で幾つかの「支え合い」地区ができていますか。

(答) ふじみ地区と鶴ヶ島第二小学校区の2カ所です。そのほかに2地区立ち上げ準備をしているところがあります。

(問) 個人情報の提供を含んだ条例についてのお考えは。

(答) ありません。

エ 質疑

(問) FM放送を利用して検診等のお知らせをしたらいいいのでは。

(答) 周波数の関係でできないのが現状です。

(問) 地域おこしは、リーダーの存在が何としても大きい。この協議会は学校に拠点を構えているが、光熱水費等の経費はどうなっていますか。また、自治会長には災害時の要援護者の情報が提供されていると思うが、守秘義務との関係は。

(答) 経費は学校の運営費に含まれています。その情報は、警察や消防にも渡っています。12名の民生委員全員が会員なので、それぞれの方々がお持ちの情報を駆使して対応していただいています。オートロックのマンションなどに住まっておられる方などの状況把握はとても難しい場合があります。また、隣組単位では各組長さんに情報提供しています。行政側から提供される情報は、本人の同意を得ただけなので、実際に支援を必要としている方の数から考えると、とても十分とは言えないので、日ごろの活動を通して自分たちでさらにきめ細かい情報収集に努めています。余り個人情報保護法などを考え過ぎると、実質的に何もできなくなってしまうので、何か指摘があれば、その時点で考えることにしています。

(問) 鶴ヶ島市社協では、小地域あり方検討会を平成21年10月に立ち上げています。そして、平成23年7月に地域支え合い協議会が設立されています。協議会を設立するには相当の期間が必要とされるのでしょうか。

(答) 協議会変遷の資料を見ると、避難所運営委員会と小地域あり方検討委員会と一緒にやってきたかのような印象を受けるかもしれませんが、実際は全く別々に活動していました。しかし、突き詰めていくと、両委員会の達成目標には大差なく、また市の方針にも合致していました。さらに、県の新事業のモデル地域に認定されたこともあり、実際には一、二カ月で設立できてしまったのが実態です。

(問) 人材の発掘は。

(答) 自治会の役員OBを中心に、講演会等イベント開催時にお声かけをさせていただき、勧誘しています。また、若い人たちにかかわってもらうために、城西大学や東洋大学の学生たちとの協働も行っています。例えばある事業を進めるにおいて、市民側は使いやすさや自分たちの希望だけを学生たちに述べていきます。それを受け、学生たちがデザインやコスト計算等具現化していく形です。加えて、大学によっては、地域活動に参加することによって単位が与えられる単位システムを導入していただいているところもあります。

(4) 5月22日の委員会について

委員会報告（案）の内容を委員がそれぞれ確認し、協議、修正し、その後は次回の委員会について検討をする中で、所管を超える部分に聞きたいことがあるため、発議を出すことに決めました。その後、地域支援課には防災会の現状と課題について、健康いきいき課には災害時の障害者対策と日ごろの見守りについて、子ども課には幼稚園、小中学校の避難訓練の現状等説明をいただくことに決めて、委員会を閉会しました。

以上報告し、中間報告といたします。

○長島邦夫議長 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ないようですので、ご苦労さまでした。

以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎議会運営委員会所管事務調査報告

○長島邦夫議長 日程第6、議会運営委員会の所管事務調査報告を行います。

議会運営委員会の調査報告を委員長に求めます。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 朗読をもって委員会報告にかえたいと思います。8ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年6月5日

嵐山町議会議長 長 島 邦 夫 様

議会運営委員長 安 藤 欣 男

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事項

議会運営についてであります。

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「議会運営について」を調査するため、4月3日、4月25日、5月10日及び5月23日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

(1) 4月3日の委員会について

当日は、次に掲げる事項について協議しました。

ア 第3回議会報告会について

平成25年第1回定例会の議案審議内容を報告することとし、内容的には平成25年度予算審議についての全容を予算審査特別委員長が報告をする。主な議案等や広域関係は議長が報告する。岩澤町長の施政方針と同様の第5次総合振興計画をもとにした分類方法で報告することになりました。

報告マニュアルについて協議。担当者の割り振り案を決定しました。

次に、報告会までのスケジュールを協議しました。各担当者は、報告内容を5枚程度に作成し、4月30日までに提出する。5月上旬中にパワーポイントを活用した報告書をまとめる。報告会のリハーサルについては、5月13日月曜日午前9時より町民ホールで実施すること。

イ 議会モニターからのアンケート調査についてです。

議会モニターからのアンケート調査票を整理し、意見要望事項に対する対応について協議した。回答内容を整理していくことになりました。また、議会モニターとの意見交換会を4月30日火曜日午前10時から11時30分に開催していくことにしました。その際、アンケート集計結果を報告することとしました。

ウ 議会申し合わせ事項について

議会申し合わせ事項の整理について協議した。現存する申し合わせ事項をコピーし、資料として配付しました。議会基本条例に基づき公表していくためには、現在の申し合わせ事項を整理すること、また新たな事項や見直しが必要な分については今後検討していくことになりました。

(2) 4月25日の委員会について

当日は、次に掲げる事項について協議しました。

ア 議会モニターとの意見交換会について

開催日、4月30日午前10時から11時30分とする。なお、9時30分より議長と議会モニターの方々との懇談会を行うことにしました。アンケート調査の中で議会に対する意見要望が出ているので、まずそのことから意見交換を進めることにしました。議会

モニターへのアンケート調査集計票を配付し、その中で議員との話し合いで感じたことの項目での意見や、議会に対してのご意見、ご要望の項での内容についての回答について協議しました。町民の声と真摯に受けとめ、できるものから対応していくこととし、回答文を作成しました。なお、でき上がったアンケート集計票を議会モニターの方々と議員に配付することとしました。

イ 議会申し合わせ事項について

議会申し合わせ事項の整理について協議しました。前回配付した議会申し合わせ事項の資料を協議しました。中には現在不要の申し合わせ事項もあるため、事務局で整理した資料をつくるべきとの声や、議会基本条例等で対応しているものは削除してもよいのではの声があり、正副委員長と事務局で資料のたたき台をつくることになりました。

(3) 5月10日の委員会について

当日は、第3回議会報告会について協議しました。

ア 議会報告会マニュアルに基づいて担当を依頼した。報告原案が各担当者から提出され、作成されたパワーポイントによる報告会資料つづりを配付し、またスライドを見ながら内容を検討することにした。申し合わせ期限までに資料提出がなく、おくられている部分もありましたが、順次検討、協議しました。

(ア) 一般会計予算の関係では、第5次総合振興計画に基づいた報告をするため、報告内容の組みかえが必要な部分がありました。

(イ) 報告内容がわかりにくいところの修正を行い、一部削除するところもありました。

(ウ) 予算額の単位を億万円と統一すること。したがって、千の位は切り捨てとしました。

(エ) 文字の大小、赤色、青色の使い分けについて検討、修正をしていきました。

(オ) 報告が重複するところが出てきたので、再検討し、修正することになりました。

以上の修正をした報告会資料をリハーサル当日までにつくり上げることとしました。

イ 議会報告会の際のアンケート調査票の作成について協議しました。

(ア) 前回の報告会参加者から指摘の設問項目を修正。住所は町内、町外としまし

た。これは、大字が前回が入っておりましてので、それを修正をしました。

(イ) 意見交換会の開催についての設問を追加することとしました。

ウ 北海道斜里町議会から8月末、視察研修の希望要請が来ている旨の報告がありました。

(4) 5月23日の委員会について

ア 議会申し合わせ事項の整理について

前回の会議で宿題とされた議会申し合わせ事項のたたき台資料を配付し、山岸局長より内容説明をし、順次検討、協議した。

(ア) 議員提出議案の項、これは変更ありません。

(イ) 一般質問の項、これは対面方式の導入により、答弁の方法、一問一答方式の導入、一般質問の会期内での時期等、近年大きく変化しているため、申し合わせ事項が多く、この機会に改めて整理することとなりました。

整理の仕方ですが、

- ① 定例会会期中の一般質問の時期
- ② 一般質問通告書の質問内容の記載の仕方について
- ③ 一般質問通告の方法
- ④ 通告の期限
- ⑤ 答弁の要求
- ⑥ 質問の回数制限の撤廃
- ⑦ 質問時間の制限
- ⑧ 答弁書の配付の方法
- ⑨ 質問と答弁の方法
- ⑩ 質問の形態
- ⑪ 質問に対する反問
- ⑫ 町民への一般質問のお知らせ

以上12項目に整理してまとめることとしました。

(ウ) 請願・陳情の項、これは変更ありません。

(エ) 選挙の項ですが、以下の事項を追加する。

① 一部事務組合議会議員の選出については、議長及び全員協議会において推薦する議員を選出する。

② 都市計画審議会委員については、全員協議会において協議し、議長が推薦する。

③ 民生委員推薦会委員については、文教厚生常任委員長が当たることとする。

(オ) 意見書の項、変更ありません。

(カ) 議案等の項、議案の配付は議案説明会の当日配付する。臨時議会の議案配付は開会日3日前とする。

(キ) 委員会運営の項、これは変更なし。

(ク) 議案説明会の項、変更なし。

(ケ) その他の項、変更なし。

この項の協議の中で、嵐山幼稚園の卒園式及び入園式、町立小学校、中学校卒業式及び入学式についての議会の対応について協議しましたが、従前のとおりでとの意見が多くありました。

以上を整理した議会申し合わせ事項集を全員協議会に提出していくことになりました。

イ 第3回議会報告会（5月18日実施）の報告書作成に取り組んでいくことになりました。

ウ 新設の小川消防署の施設見学とAEDの研修会の日程について協議しました。

以上報告し、中間報告といたします。

○長島邦夫議長 報告が終わりました。

この際、何かお尋ねしたいことはございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ないようでございますので、大変ご苦労さまでした。

◎請願の委員会付託

○長島邦夫議長 日程第7、請願の委員会付託を行います。

本職あて提出されました請願第1号 年金2.5%の削減中止を国に要請することを求める請願は、文教厚生常任委員会に会議規則第92条の規定により付託したいというふうに思います。ご了承願います。

なお、お諮りいたします。請願第1号の審査につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、請願第1号につきましては、今会期中に審査を終えるよう期限をつけることに決しました。

◎散会の宣告

○長島邦夫議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時51分)

平成25年第2回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第2号）

6月6日（木）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第5番議員 小 林 朝 光 議員

第3番議員 佐久間 孝 光 議員

第6番議員 畠 山 美 幸 議員

第4番議員 青 柳 賢 治 議員

第13番議員 渋谷 登美子 議員

○出席議員（１４名）

１番 森 一 人 議員	２番 大 野 敏 行 議員
３番 佐久間 孝 光 議員	４番 青 柳 賢 治 議員
５番 小 林 朝 光 議員	６番 畠 山 美 幸 議員
７番 吉 場 道 雄 議員	８番 河 井 勝 久 議員
９番 川 口 浩 史 議員	１０番 清 水 正 之 議員
１１番 安 藤 欣 男 議員	１２番 松 本 美 子 議員
１３番 渋谷 登美子 議員	１４番 長 島 邦 夫 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	山 岸 堅 護
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
安 藤 實 副 町 長	
井 上 裕 美 総 務 課 長	
中 嶋 秀 雄 地 域 支 援 課 長	
中 西 敏 雄 税 務 課 長	
山 下 次 男 町 民 課 長	
岩 澤 浩 子 健 康 い き い き 課 長	
青 木 務 長 寿 生 き が い 課 長	
植 木 弘 文 化 ス ポ ー ツ 課 長	
大 塚 晃 環 境 農 政 課 長	
内 田 孝 好 企 業 支 援 課 長	
田 邊 淑 宏 ま ち づ く り 整 備 課 長	
新 井 益 男 上 下 水 道 課 長	

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小 久 保	錦 一	教 育 長
簾 藤 賢	治	教育委員会こども課長
大 塚	晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○長島邦夫議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員でありますので、平成25年嵐山町議会第2回定例会第2日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○長島邦夫議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○長島邦夫議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁、反問を含め100分以内となっております。

◇ 小 林 朝 光 議 員

○長島邦夫議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号5番、小林朝光議員。

初めに、質問事項1の町政についてからです。どうぞ。

〔5番 小林朝光議員一般質問席登壇〕

○5番（小林朝光議員） 5番議員、小林朝光、通告書に従いまして一般質問を行います。

その前に、新年度より町の重鎮として新たに就任されました副町長としての安藤實様、並びに教育長の小久保錦様には改めてお祝いと御礼を申し上げます。まことにおめでとうございます。今後の大いなるご活躍を期待するものでございます。よろしく願いいたします。

それでは、質問に移らせていただきます。まず、町政についてでございますけれども、ほとんどは副町長としての所信をお伺いするものでございます。町政は、二元代表制のもと、常に町民の生活を第一として執行していかなければなりません。安藤様には、

前任者である高橋副町長の後任として大役を担うわけでございます。並々ならぬ思いがあろうかと思えます。所信をお伺いいたします。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 おはようございます。それでは、質問項目1の町政につきましてお答えをさせていただきます。

さきの定例議会におきまして議会の皆様のご同意を賜り、岩澤町長より副町長に選任をいただきました。副町長という職責の重大さに改めて身の引き締まる思いをいたしております。

さて、安倍内閣の経済政策が動き始め、大胆な政策への期待と不安が交錯する中で、景気に明るい兆しが見えてまいりました。一方、地方自治体を取り巻く状況は依然として厳しく、人口減少、少子高齢化社会の進展、生活に係る安全安心の危機、地方分権、行政改革の推進、自治体財政の逼迫など、何としても乗り切らなければならない課題が山積をしております。

岩澤町政は、こうした多種多難な課題を克服するため、第5次の総合振興計画におきまして「豊かな自然 あふれる笑顔 心の通いあうまち らんざん」を将来像として掲げ、地域経営の視点に立ったまちづくりに邁進をしております。これは、町民の皆さんが心を通わせ、嵐山町に住んでよかった、これからはずっと住み続けたいという願いを実現しようとするものであり、まさに町民の生活、暮らしを第一に考え、町民の幸せづくりという課題に立ち向かっていくことを表明しているものでございます。私は、この将来像の実現並びにさきの町長選挙において表明をされました5つの「元気！元気！プロジェクト」の着実な推進のために、大変微力ではありますが、職員と一体となって町長を補佐申し上げ、与えられた職責を全うしたいと考えております。

また、町長から委任を受けた事案についての決定、処理を行うなど、副町長の職務として法に位置づけられております事項につきましても、町長の意を体し、迅速かつ的確に対応してまいる所存でございます。そのためには、町職員として得た知識や経験のみに固執するのではなく、常に新たな視点で物事を多角的に見きわめ、町政をよりよく、より高く、より前へ、言うなればイノベーションを常に念頭に置き、岩澤町政に対する町民の皆様の期待にしっかり応えてまいる決意でございます。

何とぞご指導並びにお力添えを賜りますよう切にお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 第5番、小林朝光議員。

○5番（小林朝光議員） 町では、23年度より第5次総合振興計画に沿って町政が行われております。その中でも、第3章において5節にわたる具体的な施策を掲げております。第1節では「町民と行政の協働による調和のとれたまち」、第2節では「健康で互いに支えあう活き活きとしたまち」、第3節では「水と緑に恵まれたうるおいのあるまち」、第4節では「歴史・文化のかおり高く子どもの笑顔あふれるまち」、第5節におきましては「安全・安心で活力に満ち、快適に暮らせるまち」、このような施策を掲げております。各節におきまして、これから副町長として重点課題と言われるものがございましたら、各節それぞれの中で語っていただければと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 お答えをさせていただきます。

町長のリーダーシップのもとに、職員と一体となりまして補佐申し上げることが最大の責務であろうというふうに思っております。先ほど申し上げましたけれども、岩澤町長3期目の町長の就任の際、総合振興計画は10年の計画であるわけでございますが、その中で今任期中に取り組むべき課題として5つのプロジェクトを掲げていらっしゃる。このプロジェクトの推進、これに一意専心してまいりたいと、このように考えております。その総振の施策の体系に沿ってということでございますので、申し上げたいと思います。

まず、第1節でございますが、コミュニティーのさらなる発展、ボランティアの活性化、自治基本条例の制定でございます。第2節でございますが、高齢者や障害者など支援が必要な人たちに温かい手を差し伸べること、そして健康なまちづくりの推進でございます。第3節は、里地、里山の保全と活用、地球温暖化対策、河川水質の向上、空き家対策でございます。第4節でございますが、小中学校へのエアコンの設置、B&Gプールの改修、教育福祉基金の創設でございます。最後に第5節でございますが、都市計画道路の完成、インターランプ内への企業誘致、耕作放棄地対策、小規模商店の活性化、嵐山溪谷バーベキュー場から上流への遊歩道の整備でございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 小林朝光議員。

○5番（小林朝光議員） 特に5節の中におきまして、私は平沢の区画整理の問題があると思います。今まで高橋副町長が区画整理におきましては相当な力を入れておったということはわかっておりますが、これは組合方式でありますけれども、町が関与しなければなかなか解決する問題ではないと思います。町として、平沢区画整理に対しましてはどのようなお考えがあるかお尋ねいたします。答えられる範囲で結構です。

○長島邦夫議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 平沢の区画整理につきましては、組合員の皆様、そして特に役員の皆様、長い間お骨折りをいただいて、もう一步のところまで来ているというふうに承知しております。私といたしましても、ただいま申し上げました町長の方針に基づきまして、この完成に万難を排して取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 小林朝光議員。

○5番（小林朝光議員） それでは、区画整理につきましては、清算が終わるまでぜひご支援のほどよろしくお願いいたします。

次に移ります。大項目、教育についてでございますが、まず1番目、道德の教科化についてお伺いします。教育長は、就任挨拶の中で公共の教えに触れ、教育委員会として敬の心と助の心を育てる教育をしていくと言われました。つまり、敬う心と思いやりの心、これはまさに道德に通じるものだと思います。第2次安倍内閣では、教育改革という命題のもと、教育再生実行会議により道德の教科化が話し合わせ、中央教育審議会の答申により教科化の方向で進んでおります。このことについて、嵐山町教育委員会ではどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○長島邦夫議長 続けてお願いします、2番、3番と。

○5番（小林朝光議員） それでは、(2)、町立幼稚園の3年保育を望む声があります。待機園児の解消を担う目的で定員を100名とした町立幼稚園ですが、24年度は園児が76名、25年度は70名で、定員に満たない状況にあります。2年保育が主流だった保護者のニーズは、時代の変化に伴い、今や3年保育が主流になりつつあります。嵐山の幼児の人口を見ますと、6月3日現在であります、ゼロ歳95名、1歳117名、2歳111名、3歳127名、4歳115名、5歳113名となっています。4歳、5歳児の合計は228名であります。そのうちの70名が町立園児であるということは、約30%ということにな

ります。人口動向からもこの状況はしばらく続くと思われます。町民からは3年保育を望む声が多く聞かれますが、どのようにお考えでしょうか。

(3)に移ります。ゆとり教育という名目のもと、平成14年より公立校の週5日制が実施されました。しかしながら、授業時間の減少による学力の低下や、また金銭的にゆとりのある家庭は土曜日には塾に行かせるなど、貧富による成績の格差など弊害が生じました。こうした反省からか、2012年度の新学習指導要領により、小学校では6年間で278時間、中学校では3年間で105時間という授業時間の増加となりました。6時間授業で下校が遅くなる現象も生じております。こうした事態の解消のため、県下でも土曜授業を行う自治体もありますが、嵐山町ではどのようにお考えでしょうか。

以上です。

○長島邦夫議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 初めに、小林議員から温かいお言葉をちょうだいいたしまして恐縮いたしております。ありがとうございました。

小林議員のご質問は、国を挙げて今話題になっております道德教育の教科化、幼保一元化、土曜授業等、教育の根幹とかかわる大きな内容でございまして、まさにタイムリーでございます。私自身も大変関心のあるところでありまして、真摯に受けとめさせていただき、一緒に考えさせていただきたいと存じておりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初の道德教育の教科化でございますけれども、人間としてよりよく生きるための道德性を育成する視点に立ち、社会生活の決まりや基本的モラルなどにかかわる道德的実践を促す指導を充実させる必要があると、道德教育について県の指導の重点努力点に述べられております。政府の教育再生実行会議で2月26日、第1次提言を決定し、安倍首相に提出した提言は、道德の教科化の必要性が明記されたことは周知のとおりでございます。その中で、道德に数値評価はなじまないとし、共通教材と専門教員の2項目で教科化とする考えのようだと推察いたしているところでございます。日本人としてモラルの低俗化や規範意識の低下が大いに気になることは疑いないことであります。今後会議での議論を見守りつつ、嵐山町といたしましては引き続き道德の授業を中心に教育活動全体を通じて道德的実践を促す指導を推進するとともに、さまざまな体験活動を通じて豊かな心、先ほど話がございました敬の心、助の心等の育成

に努めてまいります。

質問項目の2につきましてお答えいたします。子育て支援に関する新制度につきましては、国会でも二転三転して成立した内容でございますので、法案の概要について、少し難しいのですが、その経緯も含め簡単にご説明し、回答いたしたいと思っております。

政府は、平成24年3月2日に少子化社会対策会議において決定された子ども・子育て新システムに関する基本制度、以下基本制度と言っております、等に基づき、同月30日に子ども・子育て支援法案、総合こども園法案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法実施に伴う関係法律の整備等に関する法律案を閣議決定するとともに、同日第180回国会、常会に提出しました。これらの法律案は、5月以降、衆議院本会議及び衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会において審議が行われましたが、6月15日、民主党、自由民主党、公明党、社会保障・税一体改革、社会保障部分でございますが、に関する実務者間会合において社会保障・税一体改革に関する確認書が取りまとめられ、これらを踏まえ、子ども・子育て支援法案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する議員修正案と、新たな議員立法として就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案が国会に提出され、同月26日に衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び衆議院本会議で可決されました。その後、これらの法律案は衆議院における審議を経て、平成24年8月10日に衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び参議院本会議で可決され、成立したところでございます。子ども・子育て支援法は平成24年法律第65号として、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、以下認定こども園法一部改正法と言います、は平成24年法律第66号として、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、以下整備法と言います、は平成24年法律第67号として、それぞれ公布されたところでございます。

子ども・子育て関連3法の成立に伴い、新制度についての説明会が国、厚生労働省、県の主催で開催されておりまして、嵐山町といたしましてもこうした場を活用し、国及び県の動向を見きわめ、円滑な制度導入の準備をいたしておるところでございます。

また、子ども・子育て支援法の中で、市町村は基本指針に即して、教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画、市町村子ども・子育て支援事業計画と申しております、を定めるものとされました。先ほどお話がございました幼保一元化につきましては、子ども・子育て支援新制度の中でさまざまな議論がされてきたところでございます。

子ども・子育て関連3法の趣旨は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的確認のもとに、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとされております。基本的な方向性は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付、施設型給付及び小規模保育等への給付、地域型保育給付の創設、認定こども園制度の改善、幼保連携型認定こども園の改善等と言われております、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実でございます。幼保一元化の問題につきましては、認定こども園制度として現在まで進められてきましたが、幼稚園と保育所を併設しますが、担当省庁が文部科学省、厚生労働省と異なっているため、給付の問題や連携の問題などが指摘され、なかなか設置数が伸びておりませんでした。こうした諸問題も考慮し、子ども・子育て支援新制度の中で認定こども園制度の改善についても提案されているところでございます。

嵐山町といたしましても、幼保一元化、国では幼保一体と申しておりますけれども、の問題につきましては、平成23年第4回定例会の清水議員のご質問の中で町長が答弁しておりますが、子ども・子育て支援新制度を施行するに当たり国の制度、方針が示されることとなっておりますので、その中で町としての対応につきまして検討することになると考えております。なお、今後の児童数を鑑みてみますと、嵐山町としてより一層検討していかなければならないと考えております。

ゆとり教育の反省からか、教科時間が増す傾向にある。土曜授業についてお答えいたします。初めに、教科時間、授業時間のことでございますけれども、の増加についてですが、新しい学習指導要領は、子供たちの現状を踏まえ、生きる力を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力などの育成を重視しています。これらの力を養うために、1、各教科等において充実した指導事項の学習、2、つまづきやすい内容の確実な習得を図るための繰り返し学習、3、知識、技能を活用する学習、観察、実験やレポート作成、論述など、これらの学習を充実するために行うものでございます。実際に増加する時間でございますが、先ほどご提言がございました

とおり、週当たり授業時数で小学校1、2年生で週2時間、小学校3年生から中学校3年生まで週1時間でございます。

次に、土曜授業についてでございますが、今年度嵐山町では、授業時数の増加分については週時数の調整で補うことができると判断いたしておりますので、土曜授業は行う予定はございません。しかしながら、授業時間の増加に伴い、今般土曜授業を実施する学校が増加しつつあることも事実でございます。県教育委員会では、土曜授業を実施する場合においては、保護者や地域住民に開かれた学校づくりを進め、教育活動の充実を図るとともに、1、実施回数は児童生徒の身体的負担等を考慮して決定する、2、具体的な予定を適切な時期に家庭や地域に周知する、3、社会教育団体、スポーツ団体等の活動に配慮する、これらの点に留意するよう通知されました。今後嵐山町でも地域の方々や関係団体と連携をとり、ご意見を伺うとともに、国や県、近隣の実施状況を考慮し、土曜授業の実施について考えてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 小林朝光議員。

○5番（小林朝光議員） それでは、（1）から再質問をさせていただきたいと思います。

道徳では、現在でも総合的な学習という領域の中において、道徳の時間という形で授業を行っておるわけですが、どのような資料のもとに授業を行っているのでしょうか。また、教科化された場合の課題についてお伺いしたいと思います。指導者の問題もあろうかと思いますが、そうした場合、担任が行うのか、また専門の先生を置くかという問題もあろうかと思います。

2番目としまして、教科化すると……

○長島邦夫議長 ここで1番の続きの質問ですか。再質問ですか。

○5番（小林朝光議員） （1）の再質問です。

○長島邦夫議長 どうぞ、では続けて。一問一答で、答弁をわかりやすいように、しやすいように区切ってできたらお願いしたいと思います。

○5番（小林朝光議員） （1）だけです。（1）でちょっと長くなりますけれども。

○長島邦夫議長 一問一答なので、できれば短く、その部分だけ最初に答弁をいただいたほうがわかりやすいと思うのですけれども。

○5番（小林朝光議員） わかりました。

それでは、今道徳の時間という形で行っているわけですが、どのような資料でどの程度の時間で行っているのでしょうか。

○長島邦夫議長　それでは、答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　お答えいたします。

道徳の授業につきましては、現学習指導要領、昨年小学校、今年度中学校というところで移行措置が行われているところでございますけれども、新しい学習指導要領に沿って、現在週1時間実施しているところでございます。

道徳の教材につきましては、県から作成いただいております生活ノートというのを町内の小中学校児童生徒全員使っております、その中に道徳に関する生活にかかわることとか、身の回りのこととか、あるいは敬愛の心とか、いろいろ総合的に年間を通して学べるようにできておまして、またその中に感じたことを書き込める場所もございまして、それらをクラスの中で討議しながら道徳の涵養に努めているところでございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長　小林朝光議員。

○5番（小林朝光議員）　次に、これはまだ仮定の話でありますけれども、教科化された場合の課題があると思いますが、指導者の問題についてですが、これは担任で済むのか、あるいは専門的な道徳の先生を置く必要があるのか伺います。

○長島邦夫議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　お答えいたします。

道徳の教科化となりますと、現在は担任を中心に道徳の授業を行っておるのですが、学校によっては校長先生や教頭先生も加わることもございます。今後この教科化になった場合には、国のほうでも専任教師をそれぞれの学校に置くようにということで、それらに対する補助がどうなるかまだ今のところ確定しておりませんけれども、それぞれの学校で道徳専門に行っていただける先生を置いて、その方を中心にやってほしいという、可能な学校はそういう学校、また校長先生や教頭先生と協力しながら行う場合、さらに担任という形で、いろいろな形があるのですけれども、一番いいとされて今考えられるのは、専門担任教師を置くということが一番いいのかなとい

うふうに今考えておるところでございます。今後の職員数との絡みで検討していかなければならない問題だと考えております。

○長島邦夫議長 小林朝光議員。

○5番（小林朝光議員） もう一つ、教科化した場合にはどうしても評価という問題がついて回ります。しかし、道徳はなかなか数字でははかれないと思います。心や内面的な問題でありますので、その評価についてはどのようにお考えでしょうか。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えいたします。

現在それぞれ小中学校とも、学習した内容はそれぞれのデジタルで評価されている教科が圧倒的に多いわけございまして、道徳については、先ほど申し上げましたとおり数値評価になじまないという観点から、これらについて国のほうでも、数値評価になじまないのだけれども、やはり道徳の重要性からそういった形でない評価ができないものかということで、考えていただいているところではないかと推察しているところでございます。今後教科化になったときに、例えば小学校低学年では現在でもデジタル化されない評価を担当がお子さんに与えているわけですから、そういった形と同じような形で、例えば観点別の内容でこれとこれとこれとこれという評価項目があれば、それについてよい、普通とか、そういった評価も可能かなというのは、私、今現在個人的に考えているところございまして、これらについて、教科化との関連もありますけれども、この道徳の教科化が今後いろいろな面で注目され、また町といたしましても道徳的な資質を子供たちに植えつけるためには必要なことかなというふう考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 小林朝光議員。

○5番（小林朝光議員） 教科化とした場合、現在道徳の時間というところでは週1時間ということですが、週でふえる可能性はあるのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 今後、学校週6日制との絡みになるかと思います。現在、平成14年度まで5日制完全実施という形で、それぞれの町、また地域で土曜日を有効に活用し

ていたところでございますけれども、先ほどのその中にもございましたとおり、いろんな事情で土曜日をふやしていこうと、こういう中で国の一つの考え方では、土曜日の総合的な学習の時間と道徳を入れたらどうかと、こういった提言をなされておるようでございますので、それらについても本町の児童生徒の状況を鑑みながら、今後そういった形になった場合には検討してまいりたい。既に各小中学校には私自身お邪魔いたしまして、学校週6日制に対する各学校の取り組みについては、道徳を含めたことで今後検討し、考えておいていただきたいということは、既に各小中学校に申し伝えてあるところでございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 小林朝光議員。

○5番（小林朝光議員） （1）については終わります。

（2）の幼保一元化あるいは幼保一体化の問題ですけれども、嵐山ではやはり保育園にも思うように預けられないという声も聞こえます。3歳児からの教育を担うという点では、幼稚園も保育園も同等と思います。実際にある私立の保育園では、幼稚園にも引けをとらない幼児教育を行っております。時代のニーズを考えますと、町立としての幼保一体施設も構築する必要があると思いますが、なかなか難しいというお話でしたが、将来的にそういうお考えは、つまり嵐山幼稚園を幼保一体施設としていくというようなお考えはいかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えいたします。

私自身も平成18年度から3年間嵐山幼稚園にお世話になりまして、4歳児、5歳児の保育にかかわった一人でございます。また、ここ3年ばかり私立の保育園にもちょっと行っておりまして、保育園の保育の状況等につきましてもあらかじめ、十分ではございませんけれども、承知しているつもりでございます。嵐山町も岩澤町長さんのお骨折りで、平成20年以降35人学級を50人にさせていただきました。2クラスずつ4歳児、5歳児、合わせて以前よりもずっと多く園児の定員をふやさせていただいたところでございまして、それ以前は抽選で入りたいくても入れない園児が多かったのですけれども、その後いろいろな事情の流れ、時代の流れで、それだけふやして窓口はあけたのですけれども、私立のほうの保育園に行かれたり、あるいは他市町村のほ

うへ行かれる子もありまして、嵐山町に在籍の幼児の方たちが全部嵐山幼稚園という形でなくなってきたのが現状ではないかと思います。そういった中で、やはり嵐山では長い間、保育園と幼稚園とをうまく共存する施策を長い間とってきておりまして、これは町にとっても、私自身もとてもいいことかなと。今後これらについてはいろんなことを考えながら、また町全体で考えていく問題でございまして、私自身が今ここでこっちがいいとかと言える立場ではないのですけれども、今のこの問題についてはまだまだ難しい問題があるかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 小林朝光議員。

○5番（小林朝光議員） しかるべきときが来ましたら、前向きな方法でご検討願いたいと思います。

それでは、（3）でございすけれども、土曜授業については今行う予定はないというお答えでございました。しかしながら、子供たちの公平感あるいは公平性、あるいは負担の軽減等を考えますと、そうしたことも考えていく必要もあろうかなと思います。またそのような時期が来ましたら早急なご検討をお願いしまして、質問を終わります。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

◇ 佐久間 孝 光 議 員

○長島邦夫議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号3番、佐久間孝光議員。

初めに、質問事項1の嵐山町の国際化対応について、どうぞ。

〔3番 佐久間孝光議員一般質問席登壇〕

○3番（佐久間孝光議員） それでは、議席番号3番、佐久間孝光、議長のお許しを得ましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、大項目1番、嵐山町の国際化対応についてお伺いをいたします。さまざまな分野において国際化が進んでいることは、改めて申し上げることもないことでございますけれども、嵐山町においても外国籍の児童生徒、外国人との結婚、企業における外国人労働者等、多くの外国籍の方々がかかわっております。特に企業は、外国籍企業と取引をしているだけではなくて、生産拠点自身、これは嵐山町の企業も含めてで

すけれども、持つことも珍しくないときになってまいりました。また、工場はこの地域にあっても、必ずしもそれが日本の企業でない、そんな会社もふえてきております。このような現状、今後の見通しを踏まえると、国際化への対応は大変重要であるというふうに考えております。また、世界への窓口ともなり得る国立女性教育会館は、嵐山町の独自性ある教育、まちづくりにおいても大変貴重な存在であるとも考えております。

そこで、①といたしまして、嵐山町における中長期在留者（外国人）の数はどのくらいいるのか確認をさせていただきたいと思います。

②、国際社会への対応の取り組みや支援について。ア、児童生徒に対してはどのような教育がされておるのか。イ、外国人観光客誘致に対してはどのような体制をとっているのか。ウ、企業に対して、これは嵐山町の企業が外国籍企業と取引をしたり、進出をしたり、あるいは外国籍企業が嵐山町に進出するというようなときに、どのように町としてかかわっておるのか。

③、国立女性教育会館との連携について。

④、国際交流課（仮称）でございますけれども、その創設についてのお考えはあるかどうか。

⑤、日本人としての心、嵐山っ子（仮称）ですけれども、その心の教育についてお伺いをいたしたいと思います。

この最後の⑤に関しましては、一見国際化の対応ということには全く関係がないのではないかというふうに思われる方もおられるかもしれません。しかしながら、国際的なステージに立てば、そこで問われるのは、同じ一つの事象が起こったときに日本人はどう考え、どう行動するか、ここが問われるのです。そういった観点から、この心の教育も国際人を育てる上で非常に大切な要素だと思いますので、この時点でお伺いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、山下町民課長。

○山下次男町民課長 質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。

平成24年７月９日から施行されました新たな在留管理制度により、これまでの外国人登録法に基づく外国人登録制度が廃止され、外国人住民の方についても住民基本台帳の適用対象となり、その方たちを中長期在留者として取り扱うこととなりました。

平成25年6月1日現在での嵐山町の中長期在留者の人数は261人となっております。
また、このほかに特別永住者11人が登録されており、町の外国人登録者の人数は272人
となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目（２）のアについて、小久保教育長。

○小久保錦一教育長 ２のアについてお答えいたします。

今日、政治、経済、文化等さまざまな分野にわたってグローバル化や情報化が急速
に進展し、異なる考え方や価値観を持つ人々が共生していくことが重要な課題となっ
ております。このような社会において、国際的な理解と協調は不可欠でございます。
特に児童生徒に対して日本及び諸外国の伝統や文化等に深い理解を持たせることが重
要と考えています。また、地球規模の課題についても深く認識し、その解決に向けて
の意識やそのために必要とされる能力を高め、世界の平和と発展及び政治、経済、教
育等に国際感覚を持てる、貢献できる嵐山っ子を育成することが学校教育の使命と考
えております。

今、嵐山町の児童生徒に対しまして、県の施策でございます伝統と文化を尊重し、
国際性を育む教育の推進が重点教育行政の施策となっております、これらに目を向
けているところでございます。具体的には、社会科や地理、歴史、音楽、道徳の授業
等で我が国や郷土の偉人、当町では木曾義仲、畠山重忠等、歴史、風土等に関する教
育を行うとともに、地域の人々が受け継いできた文化財や芸能に関する学習をし、郷
土の伝統と文化の理解を深め、尊重する態度を育む教育の推進を図っております。教
育委員会といたしましても、それらの資料集を作成し、役立てる手だてを講じており
ます。嵐山町の小中学生が町の歴史、文化、伝統等をきちんと世界に紹介できる能力
を発揮できるよう支援してまいります。

以上でございます。

○長島邦夫議長 次に、小項目（２）のイ、ウについて、内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 私のほうから小項目（２）のイとウにつきましてお答えをさ
せていただきます。

初めに、質問項目１の（２）のイにつきましてお答えをいたします。嵐山町へ観光
に訪れる観光入り込み客数報告書では、昨年約31万6,000人の方が訪れております。
県内、県外の観光客の割合は、県内が全体の６割、県外が４割、また日帰り、宿泊別

では、日帰りが9割、宿泊が1割となっております。この中には外国人もいると思いますが、具体的な数字は把握できていません。

県では、埼玉県観光づくり推進条例を平成24年3月に制定し、その施行に伴い、埼玉県観光づくりに関する施策を総合的に推進するため、埼玉県観光づくり基本計画、平成24年より5カ年計画を策定しました。この計画の中で、外国人観光客の誘致、受け入れ体制整備、外国人観光客向けプロモーションの推進、アジアをターゲットに誘客推進を所要の取り組みとして位置づけております。また、埼玉県外国人観光客誘致推進協議会が、協議会会員の市町村における外国人観光客の誘致を促進することにより、国際観光の振興を図ることを目的として平成23年の7月に設置され、平成25年度事業で海外メディアツアー事業やパンフレット作成事業など5事業が計画されています。町といたしましては、埼玉県外国人観光客誘致推進協議会に参加することにより、外国人観光客誘致に関して県と協力し、対応できるようにしていきたいと考えております。

続きまして、ウにつきましてお答えいたします。町内に立地している工業系の企業は、50社のうち海外へ進出している企業は8社ございます。その進出先は、中国、インドネシア、アメリカ、台湾、タイ、インドなどの13カ国であります。また、外国人を受け入れている企業も町内にあろうかと思いますが、把握はできておりません。現時点では、企業側からこの問題についての要望等いただいておりますが、大変多くの企業が海外へ進出している今日、国際化への対応は地方自治体にとりましても大変重要なテーマだと思えます。したがって、海外へ進出している企業や外国人を受け入れている企業から町に取り組んでほしいという要望等をいただいた段階で、商工会や花見台工業団地工業会とも連携して適切に対応したいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目（3）について、植木文化スポーツ課長

○植木 弘文化スポーツ課長 質問項目（3）についてお答えいたします。

国立女性教育会館は、周知のとおり女性教育の振興を図り、男女共同参画社会の促進ということを目的に掲げております。その中に国際貢献や国際協力の推進のための事業展開が位置づけられております。具体的な国際連携によるセミナーですとかシンポジウムというような事業に、会館が行っている事業に町がかかわったことはございません。町の国際交流協会では、女性教育会館を利用する研修生などとの交流を行っ

ているというふうに伺っております。そのような活動の中で、今後町が何かかわることができるかどうかについて、国際交流協会とも連携しながら研究をしてみたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目（４）について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ２番（４）の国際交流課の創設ということについてお答えさせていただきます。

今議員さんから質問いただいている内容につきましても、答弁をさせていただいている課が町民課から始まって、教育委員会、企業支援課、文化スポーツ課、大変多岐にわたっております。そして、それらのものがどういう形で集約をされていって、国際交流としての世界との交流が図られて成果が上がるかということは大変難しいわけですけれども、議員さんおっしゃったように、一にも二にも日本人、自分がしっかり持った日本人であるということを踏まえた上で、そしてしっかり相手と話せる言語、言葉遣いができ、そして日本人としての歴史、文化、伝統をしっかり踏まえた上での話し合い、意思の疎通ができる、こういうことが国際交流の原点かなというふうに思っておりますが、それらを行っていく窓口として、現状では今言ったような係がそれぞれの担当を担ってやっている。それを一つにしていかがかというお話でございしますが、これから今の政権もいろんな形で、教育を初めとしていろんなものに取り組んでおりますので、どういう展開になっていくかわかりませんが、国際化、グローバル化、広域化ということは政府も取り組んでおりますので、そういうものが進みぐあいを見ながら、今の各課の対応で立ち行かないというか、不便を来すとか、あるいは成果が上がらないとかいうような状況にあったときには、おっしゃるような課も創設を考えていかなければいけないというふうに考えております。

○長島邦夫議長 次の小項目５につきましては、お二人答弁をいただきます。

初めに、小久保教育長。

○小久保錦一教育長 今後の国際人育成教育についてお答えいたします。

国際性豊かな生徒を育成することは、日本の将来を担い、世界で活躍できるグローバルな人材の育成に欠かすことのできない学校教育の大きな使命と考えております。そのためには、現在実施しております教育課程や授業内容を国際理解教育の視点に立って見直し、全体計画、年間指導計画の作成、実施を図ることが大切と考えておりま

す。各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間等において、児童生徒と外国人や国際的な視野を持つ日本人との交流を実施し、異文化の理解を深めることが大切です。また、外国語、日本では英語でございますけれども、外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成することも大切と考えます。

具体的には、先ほど文化スポーツ課長も申し上げましたですけれども、R I A、嵐山国際交流協会の土曜日日本語教室、これは夜7時半から9時まで日本語を学んでいる外国人、タイ、インドネシア、フィリピン、中国、ブラジル等16名現在学んでおりますが、各小中学校にそれらの方々を積極的に受け入れて国際理解を、友好、親善に努めることや、海外教育事業を視察された方、外国で生活された人等を各小中に招聘して、体験を聞く機会等を導入することは意義あるものと考えております。

去る5月30日、嵐山町のALT、ローリー先生のご両親がオランダから来日いたしまして、菅谷小学校を突然訪問されました。そのとき菅谷小学校は、5年生のクラスを第5時に、6年生のクラスを第6時に参観していただき、突然のミニ交流ができたとのことでございます。こういった交流がいつでもできる環境を整えることはとても大切なことでありまして、国際人育成に効果的であると考えております。又エックで研修される外国人を今後町内小中学校にいつでも訪問できる環境を整えることがよろしいかと考えております。今後こういった対応を積極的に支援してまいります。

以上でございます。

○長島邦夫議長 続きまして、植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 (5) の社会教育にかかわる部分につきましてお答えいたします。

現在国際交流関係の事務につきましては、ふれあい交流センターを窓口として行っております。具体的な事業の一つとしましては、町の国際交流協会への事業支援、事業費の補助ですとか、あるいは同協会が行っております今教育長からも答弁がありました外国人向けの日本語教室、毎週行っておりますけれども、これを24年度の途中からは町の主催という形にさせていただきまして、会場を提供するなどでございます。

ご質問にあります義務教育を終えた町民の国際人としての育成教育ということにつきましては、基本的には個人の意思あるいは希望というものに基づくものでございますけれども、国際交流協会に今のところ全面的に依存しているような事業を、町が連携をして何らかの機会をそういった方々に提供するというようなことも考えられます

ので、今後研究をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 この際、一般質問の途中ですが、暫時休憩といたします。

再開の時間ですが、11時10分といたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時09分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐久間孝光議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項1の嵐山町における中長期在留者（外国人）の数はの再質問からです。

佐久間議員、どうぞ。

○3番（佐久間孝光議員） それでは、順次再質問をさせていただきたいと思います。

①のほうは272ということで、300名近い外国人の方がかかわっているということで、了解いたしました。

②のほうのアについて再質問させていただきます。先ほどの教育長のほうの答弁の中では、英語の教育についてちょっと触れる部分が多かったので、ちょっとあれだったのですが、私の認識の中では、嵐山町の英語教育はもう20数年前から、当時はALTではなくてAETと呼んでいましたけれども、外国人講師を招いて小学校、中学校で英会話の授業を実施していたと。それでまた、現在においても、今は小中一貫ということで、中学校の英語の先生が菅谷小学校なんかへ出向いて英語の教育にも取り組んでいる。私は、この点は非常に大きく評価をいたしたいと思っております。

先ほどちょっと話が出ましたが、教育再生実行会議、こちらのほうから小学校の英語を正式な科目にすべきだというような提言も出されております。この提言の中では、大体5年生、6年生ぐらいが対象となっているかなというふうに思うのですが、近隣のアジア諸国を見ますと、大体小学校の1年生から3年生ぐらいでもう既に導入しているわけです。それで、それらの国々においては、日本と比べて日常生活の中で英語でコミュニケーションをとる、あるいは英語に接する機会がうんとあるわけです。それにもかかわらず、そういった早い段階から導入しているわけでありますから、私は嵐山においても特区制度を用いて、そうやってもうちょっと早い段階

から英語教育を進めていくべきだというふうに考えますけれども、教育長、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長　それでは、答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　お答えいたします。

ただいま佐久間議員から嵐山町の英語教育に関してのご質問がございましたけれども、奥様のグレース先生を初めAETの際に、嵐山の特に小中合わせて英語における時間数が他市町村よりも多く与えられたということは、大変町にとってもすばらしかったと思っておりますし、当時は中学生がブリスベーンやバンクーバーのほうに希望者で研修に行く、そういった真ただ中の中での英語授業が充実されたというふうに思っております。いろいろな事情でそういう制度が今ありませんですけども、ただいまのように英語そのものが東南アジアでも日本が一番おくらしているぐらい小学校に成果として入っていないのが現状ということで、国のほうもおくらせながら5年、6年を必修化しようという動きが出ておりまして、本来5年、6年よりも3年、4年生ぐらいのほうが個人的にはいいかなと私は思っておりますけれども、そういった英語教育を嵐山町、いろいろなこの地域の特性を生かして、小学校に多く英語時間が入れるような取り組みができればとてもいいというふうに私も考えておりまして、これらについては検討できる範囲で、ほかの教科との絡みもございますので、英語、英語とばかりは言っておられませんですけども、考えてみるのもいいのではないかなというふうに考えておるところでございます。

また、特区的な考えも、今外国に対してそういった環境が整えられないとなかなかこれができない。現在菅谷中の英語科担当教員が菅谷小へ行って、先ほど申し上げました突然の訪問も、その先生と一緒に同行してうまくさっとできたということでございまして、やっぱりある意味では小学校との連携を深めながら、外国語教育はやはり小さいときからやっているほうが、言葉の教育というふうに一概には言えませんが、コミュニケーション能力を高めるというのはそういうことかなというふうに私も認識しておりますので、今後それらについても検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○長島邦夫議長　佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 今教育長のほうから答弁がありましたけれども、教育長自身が英語のほうの専門でありますし、今までの経験、それから知識、人脈、フル活用して、ぜひすばらしい英語教育を嵐山町において展開をしていただきたいと思います。

それでは、同じアですけれども、今度は国際感覚を身につけるという観点から質問させていただきます。今教育長の話の中でも少し海外研修の話が出ましたけれども、以前は嵐山町において海外研修を小学生、中学生を対象にやっていたわけです。しかしながら、今から10年ぐらい前でしょうか、鳥インフルエンザの関係で中止になり、その後その予算が削られてしまった。隣のときがわ町、今年20名をニュージーランドのほうに派遣をする。それから、東秩父村、これは中学校2年生対象ですけれども、29名のうち12名が手を挙げた。そして、全員をニュージーランドのほうに派遣をする。私は、財政は今一番厳しいときだと思います、どの自治体も。しかしながら、そういう事業が継続的にできるというのは、やはり教育長、教育委員会のみならず町全体で、田舎の学校にいたから国際的な感覚を身につけることができなかった、国際的な教育が受けられなかった、そんなことが絶対にあってはいけないというような強い思い、信念からこのような事業が事業化され、予算化されているのだと思います。その辺について、町長、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 国際化、広域化ということは、先ほど申しましたように大変貴重な、大切なことで、これから特に取り組んでいかなければいけない。国がどう出てくるかということが一番大きいわけですが、そういう中にあって近隣の町村でやっているということで、初めてというか、前にも聞いたことがありますけれども、そういうような状況だと。米百俵という言葉がありますけれども、何にウエートを置いて何をどうやるかということだと思ふのです。基本をどこに置くかということであると思います。明治の米欧先遣隊がちょんまげ頭でアメリカに乗り込んでいって、それでいろんな言葉をまどうまくしゃべれないような状況の中で、日本ってすごいなというのをやっていった。それは、先ほども話出ましたけれども、日本の伝統文化を持って、そして日本の歴史、考え方、大和魂をしっかりと持ってアメリカに行って、そして西欧の人と平等に伍して勉強をしてきた、そういうような先輩の例もあるわけです。そして、シーイング・イズ・ビリービング、できない言葉ですが、百聞は一見にしかずと申します。

そういうようなことで、今言ったようにニュージーランドにという話がありました。こういうようなことの大切さというのは十分認識をしているつもりでございますので、今後の状況等を見ながら、そして教育委員会のほうとも相談をしながら、財政とも相談もしながら、規模等もどういうふうにしたらいいのか、それから派遣先をどうしたらいいのか、いろんな問題もあるでしょうから、言葉は英語がいいのか何がいいのかということも含めて今後の課題とさせていただきたいと思います。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 町長の方からシーイング・イズ・ビリービングという英語まで飛び出してくるとは思いませんでしたけれども、非常にありがたく思っています。今米百俵の話も出ましたけれども、やはりそこのところには、苦しい財政の中で何を優先するのか、私はこの問題というのは非常に大切な要素であろうかと思しますので、ぜひ優先順位を高めていただいて、前向きに検討していただきたいと思います。もちろん財政の話は、切ってこれは議論できない話でありますけれども、そうすると今度は派遣をするのではなくて受け入れる側、例えば先月、大妻高校のほうでは32名の台湾の学生が訪れて、それで交流を深めました。この台湾の生徒たちというのは、教育旅行というような、修学旅行なんかよりも教育的な要素が強いものかなというふうにあるのですけれども、こういった学校はこれからどんどんふえてくると思いますので、ですからぜひそういった情報に対してアンテナをしっかりと張って、その情報を得たときには積極的に手を挙げてそういった学生を受け入れる、そして嵐山町の学生と交流を深めるというようなことも国際感覚を身につけるという意味においては非常に大切な、そしてまた財政的な負担もそんなにならないのかなというふうに思いますけれども、教育長、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 ただいま町長からも見解を述べられましたし、また佐久間さんからもさらに具体的な大妻嵐山中学校・高等学校の交流の一つの形が述べられました。先ほど私も答弁の中で申し上げましたとおり、気楽にお金もかからないで交流できる、人と人とのやはり国際交流は本を読んだだけではだめなのでありまして、やっぱり積極的に人と交わる、交流するというのが一つの大きな課題なのです。そういった中で、学校にいながらにしてもそういった方が訪れてくれる、またこちらからもいろん

な形の中で、必ずしも外国でなくても外国語をやっている特区へお邪魔して、そして一緒に交流すると、そういうのも考えられるかなと。そういった意味で、子供たちがそういった国際感覚を身につけるような場面が今まで以上にいろんな形で可能であれば、それらについて教育活動の一つとして今後考えていくこともよろしいのではないかなというふうに考えておりますが、いろんな諸条件がありますので、そういった中から検討していければいいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 今まで例えば女性教育会館のところに来た研修生なんかは学校を訪問するとか、そういったことはあったのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 私が菅谷中学校にお世話になっているときに、ヌエックの担当から教育委員会を通じまして、特に要人という言い方がいいかわかりませんが、文部省的な機関にお勤めになられている女性10名が菅谷中学校へおいでになることになりました。私もそのときに資料をつくってみようということで、今その資料を……これです。カラーで当時の教務主任に英語で全部、迎え入れるということで、それぞれの国の子供たちにやはり嵐山、菅谷中学校はこういう学校だよということを、玉ノ岡中と2つあるのだけでも、そのうちの一つはこういう学校だよということで、まず給食を食べてもらおう、10人全てに。そして、体育館でいわゆる歓迎会を行いました。そのときに生徒会長が片言英語で歓迎の言葉を英語で述べた。そうしましたら、10人の方たちが拍手をしました。私も英語で話したのですが、私のときは拍手はなかった。子供のときに拍手があったというのは非常に私はうれしかった。その方たちが今度は肩を組んで壇上で踊り出してしまった。自分の国の国歌だか何かを歌い出してしまったのです。私はそれを見て、これが一つの国際交流だと、こういった形を小中学校で今後もやっぱりやっていただける機会があればということで、先日ヌエックの総務課長を訪ねまして、これからもそういった研修のセミナーがあった場合に、可能な範囲で嵐山の小中学校にさっそこに来てもらってさっそと見てもらおうと、そういう環境づくりにご尽力賜れないかということでお願いしたところでございます。

私自身もそのことが影響で、夜私のうちへ来まして、簡単な夕食をごちそうしたの

ですけれども、そのことが契機になりましてアメリカと交流して、その後交流したという記憶もございます。また、こういったことをヌエックのほうでも今後、教育的に全てやっているわけではないのだと思うのですが、大きな女性教育を中心とした国際的な研修をやっているわけですので、小中学校の教育にかかわれるようなことでそういった外国人がおいでになった場合には、嵐山の小中学校に導入できるよう考えていきたいと、そんなことでございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) ぜひ数多くのそういった機会を設けていただきたいと思います。私は、最終的には嵐山の子供たちが果敢に世界に飛び出していく、また外国から来られた方々にしっかりと臆することなく対応できる、そんな人材に将来は育ていただけるような基本的な教育を徹底していただきたいと思います。答弁は結構でございます。

続きまして、イトウにちょっと関連していますので、移らせていただきます。昨年嵐山町の観光協会のほうに、これは香港の情報雑誌でありますけれども、取材がございまして、それは嵐山溪谷について紹介をしたいので、それに対していろいろコメントをしてくださいと。これはもう私が説明するまでもなく、きょう安藤副町長がおりますけれども、当時観光協会の局長としてそれを判断していただきましたけれども、そういうようなことがあったわけです。私は何を言いたいかというと、嵐山溪谷というのは確かにすばらしい景勝地です。しかしながら、日本全国ずっと見れば、これ以上にもっと規模が多くてというところは相当数あるかなと思うのです。しかしながら、彼らはもう既にこのレベルのところまでしっかりと情報を収集し、そして情報発信をしているということです。こういった姿勢が私は大切なのかなというふうに思っております。

先ほど町内の企業においても8社がそういった取引をして、13カ国にも関連をしているというようなお話もございました。もちろんボッシュですとか、あるいは世界のホンダだとか、そういった超巨大企業が身近なところにあるわけですから、いつどういう形で嵐山町が世界とつながっていくかわかりませんので、要望があったからとかこうだからとかということではなくて、今から少しずつ情報収集、情報提供、情報発信というものをスタートしていくべきだというふうに考えますけれども、町長、いか

がでしょうか。

○長島邦夫議長　それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

お話しのような状況というのは、日々そういう局面に立たされているのが企業だと思うのです。嵐山町の企業もおっしゃるとおりそういう状況でございます。ございまずというのは、実際に外国に会社、支店を出したりとか、あるいは行ってきたよとかいう人がふえているわけでありますので、そういう状況であろうというふうに推測はされるわけです。そういう人たちは、今言ったように日本を代表して外国に行って、そして会社を代表して堂々とビジネスを展開をしているというようなことであるわけですので、そういうものが対応がとれるような形をとっていかなければいけないわけですが、ベースは先ほど来お話があります教育、子供たちの教育も踏まえた上で、それで子供たちが学校で国際教育、英語をやっているよと言っても、家庭で何の反応もないのでは何にもならないと思うので、家庭ではなく学校でそういうことをやっているということであれば、家庭の中でもそれに相応したふさわしい対応ができるような状況も町としてつくっていかねばいけないというふうにも考えておりまして、町全体を挙げてそういう方向にどうやってやっていったらできるのか、そしてこういう状況下の中で取り組むべきその方向を、いかにこの優先順位を上を持っていけるか、なかなか上に持っていけない部分もあるかと思うのですが、いかに上に持っていか、必要に迫られて持っていつているのが今の状況ではないかと思うのですが、そういうものをそうでなくて、これから将来的なことを考えた上で、必要順位を上位にいかにか持っていか、これも行政の責任だと思っております。

○長島邦夫議長　佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員）　今町長が言われたように、子供たちだけではなくて、本当に家庭との連携というのをやっぱり視野に入れた形で進めていただければ、これは本当に大きな教育効果を生むと思いますので、ぜひそういった方向性でお願いしたいと思います。

長瀬町の観光協会ですけれども、あちらのほうは5カ国語で音声によっていろいろなことを説明できるようなパンフレットをつくったり、あるいはまたいろんな外国人の方が質問するようなものを外国語で問答集をつくったり、そういうことをしている

わけです。そして、年間約10万人の外国人の観光客を呼び込んでいる、こういった現実もあるわけです。ですから、私はその時代の流れというものをしっかり捉えて、これはもう規模の大小ではなくて、今本当にいろんなツールがございますので、フル活用していただいて、ぜひ推進をしていただきたいと思います。答弁は結構です。

それでは、③の国立女性教育会館との連携のほうに移らせていただきます。これは平成22年のですけれども、A P E Cの会議が日本で開かれました。そのときに、ジェンダー・フォーカル・ポイント・ネットワークミーティングですか、女性教育会館のほうでその会議が開かれました、それで、岩澤町長も歓迎のご挨拶をするということで、私もその通訳のまねごとで同席をさせていただきました。嵐山町というところはそういう必要性がある地域なのです。これは本当にすごいことだと私は思っております。そして、今まではどちらかという、女性教育会館の施設をお借りするとか、そういったことが非常に多かったかなと思うのですけれども、そうではなくて、やはりそこに研修に来ている人たちとの交流、そこに出入りする人たちとの交流、そういう人たちとのネットワーク、人材、その構築をしていくというのは非常に大切なことなのです。というのは、その研修に来ている方たちは、その国に帰れば、その国の中枢部分で仕事をしている方たちが多くいわけですから、そういった方たちのネットワークができれば、嵐山町にとっても直接、間接の形で大きな財産になるというふうに考えますけれども、町長、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 確かにそういうシーンといいますか、機会といいますか、そういうのはふえてくる、そして現にあると思います。そういうものにいかに対応するかというのは、先ほど来話をしているような状況の積み重ねきりないわけでありまして、それをいかにつくっていくかということだと思っております。それで、今一番どういう面が欠けているのか、足りないのかということだと思っております。そして、それが言葉なのか、あるいは異文化なのか、そういうようなことがどうしたらいいのか、外国の人に対応ができるのか、長瀬の話がありましたけれども、そして日本全体では今外国の、欧米の人より中国人が多いというような話になってきましたが、ここのところでそうではなくて、タイ、ベトナム、ニュージーランドとか、そういうところのほうの人たちがふえてきているというのが今の状況だと思っております。ですから、国内で対応するのもし

ろんな言葉が大変重要になってくる。しかし、私たちも外に行ったり、国内に旅行してもそうですが、そここのところの文化に接するということが第一の旅行の意義だと思ひまして、向こうの人たちも日本のところに来る、それでその中でたとえ言葉が通じなくても、手ぶり身ぶり、相手の態度、目の色、口の使い方、そういうようなことでその文化を感じ取っていくわけです。

今、下町に和式のアパートというのですか、それをすごく改築をするブームができていて、そここのところに欧米の人を中心、多くそここのところに入って、それで日本の下町文化を味わっていくのだというのがよく、今雑誌でも出てきているぐらいふえてきております。そういうようなことを考えたときに、今議員さんおっしゃるように、外国の人たちに対してどう対応するのかというのを、行政も必要ですけども、それぞれの日本人が、それぞれの人たちがどういうふう外国の人に会ったら自分は接するのかということをしかり想定をした上での日々の生活、そして研修、勉強等が必要になってくるのではないかなというふうに今では思っております。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 今何が一番大切かというようなお話もございましたけれども、私は、冒頭も申し上げたかもしれませんが、⑤とちょっと関連しますけれども、やはり我々日本人としてのしっかりとした考え方を持つ、これがまず第一だと思うのです。それプラス先ほどの外国語、それからいろんな知識だとか文化に接すると、やっぱりそういうその道具を使いこなしていく段階になるかなというふうに私も考えておりますし、多分この考え方は、今までちょっとお話を伺った段階においては、町長も同じような考え方、また教育長も同じような考え方でいいのかなというふうに思っておりますので、私も本当に安心をいたしております。

先ほど国立女性教育会館の話を出しましたが、やはり先ほど言ったようにここに集まる方たちは本当にすばらしい方で、その女性教育会館を通して私もエクアドルの大使を紹介していただいて、そしてその大使といろんなやりとりの中でチャリティーコンサートを開いたりして、それで何年か前にエクアドルのほうに一つの学校を寄贈することができました。そして、私もエクアドルの大使の公邸だとか大使館のほうに何度も招かれて、いろんな打ち合わせをして、そういうことができるわけです、実際に。それは、女性教育会館というその会館があるからこそ、そういった出会いもありますし、そういった面においては、私はやっぱりこの人材をうまく活用して、嵐

山発の世界ネットワーク、これは決して私は夢ではないと思いますので、実現に向けて邁進をしていただきたいと思います。

それでは、④のほうの国際交流課の創設のほうに移らせていただきたいと思います。これは、先ほど町長のほうからもお話がありましたけれども、これはもう本当、ある意味では倍の課が必要になるということでもありますので、組織の再編、それから人事のそういった配置ですとか、予算だとか、大変なものだと思います。ですから、すぐにということはなかなか私も難しいかなと、ニーズとの問題も当然ありますから。ただ、担当者のようなものを決めて、国際化に関連するようなことに関してはこの人とこの人に大体お願いをすると。課というところまでいかなくても、それに関連したものは、最低限の情報提供はこういうところで嵐山町はできますよというようなことは十分可能かなというふうに思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 課までいかなくても、人の対応はどうかということでございます。そういう必要に迫られていることもあるわけですので、前向きにしっかり取り組んでいきたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 先日私のところにある方から相談がございまして、その方は奥さんが外国の方で、それでその奥さんが日本人に帰化をしたいと、その手続はどうしたらいいのですか、うちも同じようなケース、うちではないのですけれども、そのときに私は、東松山の法務局のほうに行って、これこれこういう手続が大体あって、こんな機関があつてこうですよという話をさせていただいて、それで向こうに一応連絡をして、こういう方が行きますから、行ったらぜひよろしくお願いしますというような対応をしたのですけれども、その方はたまたま私を知っていましたから私のところに来ましたけれども、ほとんどの方は多分役場のほうに連絡があつたり窓口のほうに来られると思うのです。そのときに、うちのほうではそういう手続はできませんから法務局のほうに行ってくださいと。そういう形というのは、相談する前に、行ってみようかな、どうしようかな、これを聞かれたらどうしようかなとか、これでいいのかなとか、本当に不安をいっぱい抱えながらやっと一本の電話をかける。そして窓口に出てくる。やっぱりその気持ちを酌んだときに、これは例えば窓口で手続はできな

いけれども、一般的な話としてこういうような条件が必要です、こんな書類が要求されますよ、そして申請から大体これくらいの期間かかりますよ、そして具体的には東松山の法務局のほうに行って、それで手続をするようになりますから、そしてでは私のほうから一本電話を入れておきますから、そして担当者がいれば、Aさんという方に話してありますから、その人を訪ねていってくださいと。例えば嵐山の窓口がそこまでする必要はないかもしれません。しかしながら、日本語の中のそんたくという言葉がありますけれども、要するに相手の気持ちをしっかりと推しはかる、そういった気持ちでプラスアルファを、おまけの行政サービスができれば、町に対する印象、住民の人たちも本当に喜ぶかなというふうに思いますので、ぜひそんなことも念頭に置いていただいて行政のほうを進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。答弁は結構です。

それでは、⑤の日本人の心ということに移らせていただきますけれども、もう既に私も今ちょっとそんたくという言葉を使ったり、あるいはまた敗者を哀れむとかという武士道ですとか、あるいはまた冒頭から出ているように、教育長がいつも言っている論語の中の情ですとか、あるいは敬ですとか仁ですとか、そういった考え方というのは日本人の伝統的な考え方に非常に近いものがあります。ですから、それをしっかりと教育していくということは、国際人を育成していくということにも私はつながっていくと思いますけれども、再度その辺のお考えを教育長、よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えいたします。

国際的な感覚を身につけるためには、やはりまず日本のことをしっかり身につけることが先決であると、これはどなたでも承知しているところでございます。外国語というと、今まで英語ばかりが外国語というのが主流でありましたですけれども、やはり日本という国は中国、韓国とのつながりが非常にあるわけでありまして、今いろんな問題でどちらかといえば厳しい状況の中にありますけれども、やはり中国で生まれた孔子の思想は今中国よりも日本のほうに正しく息づいて、先ほどお話がありましたようなキーワードがあちこちにあります。例えば菅谷小学校の運動会に行きましたら、3団ございまして、一つの団が赤だったでしょうか。これが知、知力のことから

いわゆる知なのです。それから、真ん中は黄色、これが仁の団、一番右のブルーが勇です。いわゆる知者、仁者、勇者、これを形どって運動会を戦ったわけです。こういった心の中に、先ほど佐久間議員からもありました日本人の心の中にそういった心が醸成してきている学校が既に町内にあるということで、私は運動会に参加させていただいて非常に感動いたしました。そういった中で、やはり道徳的な観念を持った、そういった心の教育を含めて、国際人としてやはり日本をきちっと紹介し、そして世界に発信できる能力を今後とも全教育活動の中で培っていくことが大事だなというのが私の最終的な結論でございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 語学に関しては、いろいろ意見もあろうかと思えますけれども、私はいろいろな、例えばビジネスの中で、私も香港で仕事をしておりましたけれども、そこにはお客さんとしてロシア人もいる、アメリカ人もいる、中国人もいる、日本人もいる、その中で日本語で話せばみんなわからない、ロシア語なんか全然わからない、中国語では私もわからない、でも英語という言葉を使えば一発でみんなわかるのです。ですから、やっぱりこれは世界共通です。それから、いろいろな文化的なことを、討論会するとしても全部英語でやっていますので、私は英語はもう外国語ではないというような認識を持って公的な教育機関においては取り組んでいくべきだというふうに考えております。そして、立派な日本人になることこそが国際人としての第一歩であるというような認識のもとに、英語教育と、それから人間教育、国語の教育を同時並行でぜひ進めていっていただいて、近い将来国際舞台の中で活躍できるような人材が嵐山町のほうから一人でも多く出すことを心よりお願い申し上げたいと思います。町長、一言だけよろしくをお願いします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるとおりでございます。それで、国際人の教育というのがどういふのが必要なのだ、どういう国際人に日本人がなればいいのかという見本を議員のほうからお話がございました。しっかりした伝統文化、そして歴史文化、日本人としての心構えをしっかり持った上で、外国人と言葉も使えて堂々と伍していける、そういうことをやらなければいけないというのは全くそのとおりでございまして、一番

私が常日ごろ心配、懸念といいますか、していることが一つあります。というのは、日本人の子供たち、大学生までも含めて、社会人も含めてだと思のですが、学力が落ちているという話があります。日本人の生徒の、特に生徒の学力が落ちているという話がございます。それをどう対応するかということで、ゆとり教育というのが見直しがされて、教科書も改訂になりました。指導要領も変わりました。そして、先ほどもちょっと出ましたが、土曜日の授業をどうするのだというようなことで、私立なんかではやっているところももうどんどんふえてきているという中で、英語教育を5年生、6年生だけではなくて、3年生からやったらいいのではないかというような議論も繰り出されているやに報道されています。そうしますと、国際人育成のためのいろんなそういったものを、今の授業の中のどこを組み入れて何をとっていくのかということは、今、日本人の学力が落ちているという中で、どここの部分をとったらいいいのか、そしてそここのところに、どここのところに語学力なり国際人としての素養の研修を入れたらいいのかというのが、常に私とすると頭の中にある課題といいますか、そんな感じがしております。しかし、そんなことは当然クリアしていかなければいけないことですので、議員さんおっしゃるようにそれらのことも当然、国もそうですし、地域も個人も家庭もそういうことを超えた上で国際人の育成、日本人が国際化できるような人材の育成というのは待ったなしということは異論がございません。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 今ゆとり教育のお話も出しましたが、非常に難しいと思います。ゆとりなのか甘えなのか、それから個性なのか、かわがままなのか、これは本当に線引きというのが難しいと思いますけれども、でもそここのところを最終的には嗅ぎ分けるような感覚を身につけていくのが心の教育であり、先ほど何度も出ていますけれども、論語の中の言葉もたくさんある。岩澤町長も論語のことは本当にいろいろ勉強されて、お話の中でも時々引用されてお話をしていただいています。あの心が一人一人の子供たちにしっかりと伝われば、私はそういったほかの技術的なことというのはどんどん改善されていくかなというふうに思っていますので、今後もひとつよろしく願いいたします。

それでは、大項目の2番、中学校における武道・ダンス教育について、質問をさせていただきます。平成24年度より中学校学習指導要領が完全実施され、武道・ダンスが必修化されました。嵐山町においては、24年度実施以前から、嵐山町柔道会のご協

力のもと、中学校における武道指導を実施してまいりました。

①といたしまして、柔道指導の今の状況、そしてまた成果はどのようなものがあるのか、お伺いをいたします。

②といたしまして、剣道、空手、ダンスなど、そういった種目の選択肢は、今、あるのかどうかお伺いをいたします。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。小項目（１）、（２）の答弁を求めます。
簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 質問項目２の（１）につきまして、お答えいたします。

ご案内のとおり、菅谷中学校、玉ノ岡中学校、両校の保健体育の授業の中で、武道とダンスを年間それぞれ１・２年生で１０時間ずつ、３年生で武道とダンス合わせて１０時間行っております。

武道指導の状況といたしますと、嵐山町柔道会の指導者に１回につき２～３名おいでいただき、安全に十分配慮しながら実施しており、おかげさまで事故等の報告はございません。

また、昨年１２月７日には、小川町、滑川町、嵐山町の教育委員会が中心になり、柔道の指導者、これは先生を対象でございますけれども、研修を行っております。なお、成果につきましては、学年ごとの教育課程に合った技術の習得プラス礼儀を学ぶことができ、特に挨拶がきちんとできるようになり、授業にも落ちつきが出てきたということも現場の声としてお聞きしております。

続きまして、（２）につきましてお答え申し上げます。武道につきましては、柔道、剣道、相撲等から、嵐山町では柔道を選択しておりますが、これは指導体制や条件が整っておりますし、柔道着も４,０００～５,０００円で済むことなど、さまざまな要素を検討し、決定したものでございます。

また、ダンスにつきましては、創作ダンス、フォークダンス、現代的なリズムのダンス等の中から、菅谷中学校、玉ノ岡中学校ともに３学年とも現代的なリズムのダンスを選択しており、これは、体育担当教員が指導しており、県が行う実技講習会等に参加し、指導力の向上に努めておりますのでご理解を賜りたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） それでは、①のほうですけども、今、報告がございましたとおり、柔道会の方々に本当に一生懸命指導していただいて、その効果が上がっているというようなことを私も耳にしております。

それで、何といっても、私もその柔道会の指導者の方たちとお話をする機会があるのでですけども、その一人一人の指導者の方々の本当に熱い思い、本当に子供たちをいい方向性に持っていこうということをいつも熱く語っている。私は、本当に改めて敬意を表したいと思います。これはもう答弁は結構です。

②のほうでございますけれども、今、武道に関しては柔道が全員履修するような形になっておりますけれども、制度上、それから法律上は、それは可能だということの答弁があります。私は、同じ生徒といえども、やっぱりいろんな個性があったり、考え方があったり、得手不得手というのがありますので、そこへ、やはり同じ武道として伝統的な考え方を学ぶにしても、選択肢があれば、より自分に近い感覚の中でそういったことを学ぶことができる。そして、それがひいては教育効果を高めることにつながっていくと私は考えますけれども、教育長いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 嵐山町におかれましては、柔道の指導に七郷地区、菅谷地区の長い間柔道にご心酔されて、また力もある方に来ていただき、職員も一緒になって指導に当たられるということで、非常に心強く、また学校としても教育委員会としても大変ありがたく思っているところでございます。

ご指摘の選択の権利がやはり子供にはございまして、現時点におきましては、柔道が一番、こども課長に答弁させていただいたとおり、一番導入する条件が整っているという中で、現在柔道を町全体で選ばせているという形になっているわけですけども、今後生徒数も減ってくることも考えられますし、また場所、指導者等考えて、新たに、例えば剣道も既に嵐山町にはすばらしい剣道の指導者が大勢おりますので、そういった中で条件が整ってくれば、そういったことが今後考えられるのではないかなというふうに思いますけれども、現状ではいろいろな状況から見て、まだ導入は難しいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 例えば施設ということに関しては、菅谷中学校には柔道場だけではなくて剣道場があると。それからまた、立派な体育館も新築していただきました。玉ノ岡のほうにも武道場があって、柔道も剣道も同時にできる、そしてまた、それとは別に体育館もある。そういった意味においては、私は施設運営に関しては問題はないのかなというような認識を持っております。

ただ、やはり指導者の関係がありますので、それとまた剣道に関しては、ちょっと防具だとか、そういったものの購入の費用が非常にかかるというような心配をされている方が多いですけれども、我々も例えば剣道を習い始めたときには、最初の2カ月、3カ月は、もう防具なんかつけないで、竹刀1本だけで基本的なことをしっかりと学んでいくわけです。その中で、礼儀作法だとかそういったものを学んでいくわけです。年間たった10時間とか、もうその程度の時間でありますので、私は、お金をかけなくても、十分剣道でも、それから空手なんかの場合には、本当にその空手着1つでいいわけですから、そういった面においては指導者の体制が整ったものから順次実施をしていただきたいと思いますけれども、教育長いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 現在、指導者の剣道における体制は、それぞれご指導いただいている方たちと、私なりに菅谷中時代に部活動で剣道を教えていただいた経験もございまして、そういった面ではもう機は整っていると思います。

問題は、生徒が選択できるという環境が整ったときに、何人いるかということに話が進んだ場合に、場合によれば、今後これもまだ大きな問題がございすけれども、両中学校合同でやるような形が可能であれば、実現は将来可能かもしれません。例えば、その問題は指導者との兼ね合いもありますし、場所の兼ね合いもありますので、例えば体育館で剣道をやり、柔道は柔道場のほうでということも可能でありますので、それらについては生徒の数の推移、また先ほど言いました柔道のほうよりも剣道のほうが予算的に費用がかかるということは当たり前のですけれども、今、佐久間議員からご指摘がありましたように、必ずしも試合に勝つとか勝負ではなくて、剣道の精神を教える、剣道としての心構え、そういった心の教育も含めてやるという視点に立てば、導入は今後可能かなというふうに私自身は思っております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） ぜひ、その辺の具体的なことは学校の中でいろんな関連がございますので、お任せをしたいと思っておりますけれども、ぜひ選択肢が一つでもふえるような形でご検討いただきたいと思います。

それで、今回はいろいろその教育に関して集中的に質問をさせていただきましたけれども、最終的には本当に自然を愛し、そして歴史を重んじ、そして世界に目を向けられるような嵐山の子供たちが巣立っていただけるような教育行政の展開をぜひお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。午後の再開は、午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時29分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○長島邦夫議長 一般質問を続行します。

本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号6番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1のスモールチェンジポイントカードの活用について、どうぞ。

〔6番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○6番（畠山美幸議員） 議席番号6番、公明党、畠山美幸。議長のご指名がございましたので、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

今日は、3項目にわたって質問をさせていただきます。まず、大項目の1からよろしくをお願いします。

1番、スモールチェンジポイントカードの活用について。スモールチェンジポイントカードといいますのは、ときがわ町で今年からでしたか、始めたものになるのですが、大抵の人はこの一大決心ができずに、また実践の敷居の高さに負けてなかなか始めることができない、ダイエットだとか運動だとかというものです。スモー

ルチェンジ活動とは、日常生活を大きく変えることなく、まずは目の前で実践できる活動に注目した活動です。日常生活の中で、わずかにできることから始めていく。だから、継続もしやすく、やめてしまうことも少ないという、そういう内容になっております。

ポイントカードの目標の部分に、スモールチェンジの健康目標を記入し、達成したときに得点サービスが受けられるものです。さらに、検診や健康づくり事業に参加してポイントを集めると景品がもらえるというものです。

ある企業では、社員の健康度を企業の価値とみなし、経営課題として取り組む「健康経営」の考え方が広まっています。生活習慣病の予防のため、期限を決め、目標を達成した場合、1日の休暇をいただけるという企業がありました。

医療費抑制にもつながると思います。このような事業に取り組むことを本町では実施するお考えがないか、町長に伺いたいと思います。

○長島邦夫議長　それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　質問項目1番につきましてお答えをさせていただきます。

スモールチェンジポイントカード、これにつきましてはときがわ町が取り組んでいるということで今お話がございました。そして、このポイントを集めたら記念品と交換できるとか、いろいろな説明がありました。

そのほかにも、静岡県でも検診の受診だとか、健康講座、スポーツ教室、ボランティアなど、社会参加など、それぞれの市や町が定めた健康づくりメニューを行った住民がポイントを集めて、そのポイントによって特典を利用することができる健康マイレージ事業、これらを県内の8市町と協力して始めたということも聞いております。

いずれにいたしましても、住民が楽しみながら健康づくりに取り組むことができる、こうした工夫がされているわけでありまして、健康づくりへの効果が期待できるのではないかと感じられます。

本町でも、検診あるいは受診率がなかなか上がらなかったり、医療費の伸びが気になるというところでございますので、参考にしていきたいというふうに考えております。

○長島邦夫議長　第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員）　まずは、昨年までの特定検診の状況が広報紙に載っております。

した。特定検診の受診率を見ますと、平成20年30.5%、これ目標が30%ということで、0.5%クリアできて、すばらしい記録を残したわけですがけれども、平成21年から23年までのものが載っていたのですけれども、そこでは28.2、27.9、28.9ということで、横ばい状態が続いておりまして、30ポイントを下回っております。

では、どういう内容だったかといいますと、40歳代、50歳代が検診に来ていない、そういう状況です。こういう人方は、本当に私も含めてこの年代に入るのですけれども、子育ての忙しい年代でもあり、また働き盛りでもある、そういう年代になっております。

であるならば、まちとして検診を受けやすい環境を整えていくというのが大事だと思います。例えば勤め先に申し入れをするだとか、またときがわでこういうものを実施しているものに、さっき健康マイレージがありましたけれども、ポイントでもマイレージでもどちらでも、マイルでも何でもいいのですけれども、そういう今のこの世相に合ったポイントを集める、マイルを集めるとか、そういうものに取り組んでいって意識をこちらに向ける、そういうことが大切だと思うのですけれども、まずこの申し入れ、勤め先に申し入れとか、そういう周知は今どのような形でやっていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、私のほうから答弁のほうをさせていただきますと思います。

この特定検診につきましては、それぞれの保険者に課せられている受診率の向上というものがあるわけですが、町でかかわっておりますのは、国民健康保険、これについての関係でございます。ご存じのとおり国民健康保険は自営業者の方ですとか、もうリタイアをされた方とか、そういった方がいらっしゃるわけですが、そのほかに例えば農協や何かに加入をされている方だとか、団体の何か登録をされている方とかいらっしゃるかと、あとは身近なところで社協のほうにお仕事をされていて、国保に入っている方とか、シルバーもそうなのですが、そういったところに国保の加入者がいれば、なるべくそういった方にも受診を受けていただくような形で、今はそういった受診率を上げるための声かけというのはさせていただいております。ですから、特に企業にとかというのはこちらではしておりません。以上です。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6 番（畠山美幸議員） 今の自営業だとか、農業をされている方とかというお話がありましたけれども、やはり工業会とかそういうところに声をかけて、やっぱりご主人は自営業をなさっているかもしれないけれども、自分はもうここで食べていけないからパートで出ていたりとか、そういう方もいらっしゃると思いますので、ご主人が国保であれば奥様も国保でいらっしゃるでしょうから、そういうところへの周知をまずはお願いしたいと思いますけれども、また今度、第2次特定検診健康診査受診率を第2期として、25年度から29年度まで目標を掲げて、嵐山町として目標を掲げていらっしゃるのですが、まず30ポイントを上回ってはいないにもかかわらず、25年度の目標は49%、26年が45%ということで、29年まで5ポイントずつ上げていっているのですが、今のお話で周知がなかなかできていかないと、これだけのポイント数をやっぱり稼ぐというのは本当に大変なことだなと思います。

それで、私、きょう名札をつけてきたのですが、畠山って書いてありますけれども、皆様も名札をつけていらっしゃいますが、これ名札のところに、私きのう段ボール紙でつくっただけなのなのですが、こういう形で紙に「人間ドック・併診ドック申し込み受け付け中5月11日から5月31日」とかって、こういうものとか、あとやはり、がん検診がなかなか進まないであればこういうものをつくって、職員の方がやらなくてはいけない時期にこういうものに差しかえて、こうやって差しかえるだけなので、それでここにこうつけておく。そうすると、名札、名前も見ながらこれも、ちょっとちっちゃ目なのなのですが、こういうものをこうつけて、あと嵐丸君を入れてみるとかして、とにかくその特定検診のやる時期ってあるではないですか。そういうときとか、あとさっきも言いました人間ドックとか併用ドックって期間が決まっていますよね、申し込み期間が。そのちょっと手前まで、1カ月間、「今、申し込み中なのですよ」という周知をこういう形でやるのも手ではないのかなと思いますけれども、町長、こういう形で職員の方にぜひやっていただきたいと思いますけれども、どう思いますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いろんなやり方というのがあるわけですし、一つの方法だと思いましたが、検討をしていかなければいけないなというふうに思います。

インセンティブという言葉をよく使われますよね。意識づけ、これをどうやるかということですよね。それで、それがしかも成果を出させるようにするにはどうするかということで、嵐山町でもいろんな事業を行っております。これらに関する事で、健康事業もありますし、目指せ100歳もありますし、それで今言ったこと、直接検診を受けてください、予防接種を受けてください、健康には自分で責任を持ってくださいということをやってまいりました。

そして、本年度は、健康推進員という方をふやしていただいて、そして地域を挙げて区長さんにもお願いをして、そして地域に話をして、自分だけでなく家族の中で話し合うような形で意識を上げていくことはできないだろうかという取り組みも始めました。

新しい事業を次々に取り組んでいくということも一つのやり方だと思うのです。あともう一つは、今やっているものをブラッシュアップをかけて、より、今までできなかったのをこういうふうなやり方でやったら、なおよくなるのではないだろうかというようなやりかたもあると思います。

嵐山町では今年、予算も組んで、保健推進員もふやしたということで、とりあえずそういう方向で取り組んでおりますので、このことも頭に置きながら、どういう成果が今年生まれるか、生まれないか、というようなことをしっかり見ながら、今後見ていきたいというふうに思っております。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 当初、特定検診を20年から始めるときに、30%、目標に達成をしなかった場合、ペナルティーがかかるというようなお話があったのですが、現状はどうなのでしょう。今、嵐山町24年度がちょっとこの手元にはないのですが、多分横ばいで30ポイントいつているかいかないかだったと思われるのですが、ペナルティーがかかるようなことはあったのでしょうか。お願いします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 そのペナルティーの関係でございまして、当初は目標値に達成できなければそれぞれの自治体のほうにペナルティーがあるというふうなお話がございました。ただ、全国的にやはり目標としていた数値に届かないというのが現状でございまして、嵐山町だけが特別に低いというふうなことではございませ

ん。

そういったことから、国のほうでは25年度からそのペナルティーが始まるというふうなことでございますけれども、まずはこの特定検診や特定保健指導、こういったものに取り組んでいないところもあるのですね。そういったところにまずはペナルティーを科されるのではないかとというふうなお話がございます。ただ、まだ詳しい話は確定しておりませんので、現時点のお話は以上のようなものです。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 23年度の特定健康診査受診率の状況ということで、先ほどちょっと課長のほうからいただいたものがあるのですが、これ24年5月25日現在で、伊奈町が受診率が50.5%、2位が毛呂山町で46.5%、3位が富士見市44.4%、ベストスリーだけ申し上げますけれども、4位には東秩父村が入っております。

伊奈町、昨日文教でも報告いたしましたように、今、人口がどんどんふえている伊奈町が、どうしてこんなに受診率がよろしいのかなって、ましてさっきの当町におきまして、40代、50代、働き盛りの方々が平均値を下げている中で、伊奈町は平均年齢が、恐らく嵐山町と本町と比べても低いと思うのですよね、平均年齢が。そういう中で、どうしてこんな受診率がいいのか、何か調査研究はされていらっしゃいますでしょうか。もしおわかりであれば。

○長島邦夫議長 よその町のことで、答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 受診率の高いところにつきましては、それぞれの市町村に合ったやり方をいろいろ工夫をされているということはわかっておりますけれども、伊奈町がどういうふうになっているかというのは、ちょっと今の現在ではわかりません。先ほど町長から申し上げましたように、町でも地域ぐるみで健康づくりをやっていこうということで、区長さんのほうにそれぞれの区の受診率を公表させていただいたり、保健推進員さんのほうを増員させていただいて個別に訪問に回っていただくというようなことも去年から始めさせていただきました。

また、今年は、まだこれは教育委員会のほうにご相談をかけている段階でございますので、断定はできないのですが、子供たちから親に対して手紙を書いてもらおうと、受診を受けてほしいというようなそういった形の、親も子供から言われるのは弱いと思いますので、そういった取り組みもしてみたいというのが構想でございます。

ます。

以上です。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6 番（畠山美幸議員） 今、課長の答弁の中のことを3番の質問の中でもちよっと取り上げようと思っていましたので、そういう方向で進めていただくのが一番いいかなと思います。

先ほど町長の答弁の中に、保健推進員の人数をふやしていくから、それで今年は見ていきたいというお話でしたけれども、ではその方々にはどういう形で、ただ健康診断の時期ですよ、がん検診の時期ですよと、そういうことを言っていた。あとは、ヘルスアップクッキングがいついつありますから一緒に行きませんかとか、そういうこと以外に何かこういうことをやらせてみようとか、やっていただこうとか、そういう何かお考えはあるのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今まで保健推進員さんがやっていたこと。そして、それらを一人の抱える戸数というのが大変多い人が何箇所もあったわけです。そうすると、配付物なんかも配付するのが手いっぱい、ただ置いてくだけみたいな形になってしまう。そういうような状況をできるだけ、解消までいくかどうか分かりませんが、そういう方向をとって、話し合いができる状況、そしてご理解がいただけるような状況の各家庭への攻め込みができるような推進員さんの会議を通じて、係からお願いをしているところであります。ですから、今までのままというのではなくて、先ほども言ったように、ブラッシュアップがどこまでできるかということでございます。

それで、おっしゃるように、何かをまた始めるということは、何かをまたいろいろ手間暇かかる部分が出てくるわけですね。それで、これは県の事業なのですが、介護予防の状況で県が始める事業で、これも全く同じような感じのことなのです。高齢者に対する介護予防について、そういうような働きかけをして登録店としたのといいただとかいうようなことで、特典を提供をするというような、この介護予防でも同じような事業があるのです。始まるということなのです。ですので、こういうようなものを見ながら、今、今年はこの方向でやっていこうということで、嵐山町は担当を通じて、その方向を出して、そうしたら取り組んでいこうということになっている

ところでございますので、もうちょっとこの成果がどう上がるのか上がらないのかも含めて、そしてほかのやり方をやっているところの成果がどれくらい進んでいくのかわからないのかも見ながら、推移を図っていきたいというふうに考えています。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） この切りかえるときだからこそ人数もふえてくるわけですから、健康推進員さんの人数も。ですから、今度こういう事業もあわせてやるのですよって言う取り組みしやすくなるのかなと私は思うのです。この変わるときだからこそ。

ちょっとたまたまうちの夫が今、いろいろと国内なのですけれども、飛行機で仕事で行くことがありますて、何かマイレージがたまると、何かランクがこう上がるっていうので、何かプラチナになると何々の付加価値がつくだとか、そういうのを楽しみにしているのですけれども、だから、この名前はときがわ町のまねをしなくてもいいから、健康ヘルス何だっけ、ヘルシーマイレージだっけかな、そういう名前がいいと思うのですけれども、短期間、1年だけというのではなくて、やはり検診に行ったら5マイレージ上げますよとか、特定検診で10マイレージ上げますよ。それを年間通して100マイレージになったときにはこうですよとか、1年とかって決めなくてもいいと思うのですよ。健康を維持するためのきっかけづくりだと思うので、こういういろんな制度、制度というか人員をふやすときだからこそ、そういうものもあわせて、ぜひこれも推進して、健康づくりにこの40代、50代、高齢者の方巻き込んで、進めていきましようよって言ったほうがやりやすいかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃることよくわかります。それで、嵐山町でも同じような状況を、社会福祉協議会、商工会を含めて、ほかの事業との展開をしているわけなのです。しかし、必ずしも商品がもらえるから、500円、ああいう事業をやっているわけですが、なかなかそれも、おお、すごいなというほどのあれにはなっていない。ですから、またそれでこれ県が始めるということですから、こういうことも取り組まなければいけないというようなことですので、今の事業をもう少し推移を見させていただきたい。それは、取り組まないとか取り組むとかではなくて、やっぱり一にも二に

も意識なのですよね。意識改革っていいですか、自分に自分の健康は自分で守るのだっていうふうに思っていたかかないと、幾ら言っても、おれは血圧は高いのだ、これはちょっと糖が出ているのだ、わかっているからいいのだということで終わってしまうとだめなので、そういうようなところにいかにこう取り組みといいですか、意識を変えてやっぱ行かなくてはという感じにするのは、だからやったらいいということなのですが、それと同じようなことをやっているのに、嵐山町ではなかなかそのところに広がっていないので、現状を予定をした内容のものをもうちょっとしっかりやって、様子を見てから取り組んでいくかどうかを判断をしたいというふうに思っています。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6 番（畠山美幸議員） なかなか前向きな答弁が出てこないのですけれども、やはり、何を言おうと思ったのでしたっけ。ちょっと思い出してから言いますから。

町内の医療機関の健康カレンダーというのがあるのですけれども、先ほどから40歳、50歳代の受診率がよくないという中で、やはり土日を、日曜日はやっている病院ってなかなかないので、土曜日もやっている病院が数少ないのもネックなのかなって思います。しかしながら、この嵐山町を見ますと渡辺産婦人科は、土曜日は5時までやっていますよとか、西大寺だったら6時までやっていますよとかって書いてあるのですけれども、このカレンダーの書き方を特定検診のところにちゃんとどこの病院がやっていますよというのは書いてあるのだけれども、ここなら土曜日がやっていますよとかっていうのを、西大寺医院だったら前立腺がんと大腸がんとかっていうところに丸がついて、特定検診もやっていますよって丸がついているのですけれども、こういうところに土曜日もやっていると、何かここに一言入って、一々こっちのまたページを変えて見てというのがすごく面倒くさいのかなと思うので、まず土曜日をやっているところがここですよっていうのをアピールしてもらいたいのと、それがだけれども、医者同士のあれで余りそういうことをやってはいけなくて、それはだめだと思うのですけれども、もしそういうのが可能であるならばやっていただきたい。

あと、日曜日やっていただけるようなところがこの近隣で病院でこれだけのものができる場所があるのであれば、そういうところもぜひ取り扱い医療機関に加えていただきたいと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。お聞きしたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 カレンダーにつきましては、今年度からちょっと模様がえというか、しまして、内容を少し濃くさせていただいたところがございます。1年目で皆さんの意見で、もうちょっとこういう工夫があったほうが良いというご意見があれば、その辺はまた来年度から変えていってもいいのかなというふうに思っています。

それから、日曜開業の関係なのですけれども、なかなか日曜日をやっているという病院をちょっと私も知らないのですけれども、緊急の場合には休日夜間とかっていう形でのものはやっておりますけれども、お医者さんもいろいろ自分の健康上の都合もあると思いますので、なかなかこの日曜日をぜひっていうのも難しいのかなというふうに思っています。ただ、町内の先生方との話し合いや何かもありますので、そんな話も一度は出してみてもいいかなというふうに思います。

以上です。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今、土日のことしか言わなかったのですけれども、あと、例えば夜間とかやってくれるところもこの近所では難しいのかな。そういうのも調べていただきながら、そういうのをつけ加えていただくと、よりこれが生きるのかなと思いました。それは要望です。

先ほどの町長の答弁の中で、何々を上げるって、ときがわ町は何かポイントがたまると商品を上げるような形なのですけれども、今、本当にものに対して、人って、もう要らないという感じに。ティッシュ駅前配っていると、ティッシュは何か使うことがあるからもらうけれども、それ以外のものって何かボールペンもらっても余りありがたみを感じないような、今そういう昨今になっているわけなのですけれども、そういうことではなくて、例えば競争させる。あの人は同じときに始めたら、あの人は2キロ、5キロ痩せたとか、そういう何か競争を加えるというのか、そういうような取り組みなんかも、それで表彰してあげる。これだけこの方は努力した。その見返りに何々さんはこのヘルシーマイレージに参加したことによって、目標を達成され、健康になられたみたいな、そういう表彰をしてあげるとか、そういうことでもいいのではないのでしょうか。どうでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今のお話のようなことも大変いいことだと思うのです。ですから、そういうことも含めて、今年度は様子を見て、ただいろいろ取り組んでいいのかなという感じがするのですよ。これもやり、あれもやり、こっちもやり。それで成果が出るかどうかというのは、必ずしもはっきりしない。それで、今までの状況ですと、嵐山町でもほかの状況を商工会も含めて、社会福祉協議会も含めて、そういうところにもお願いをしてやっているわけですが、賛同して入っていただいたのだけれども、なかなか話も来ないというような状況にもあるわけです、今。ですので、そういうところのほかにまた始めていってどうなのだろうかというようなこともありますので、それを見ながら、大変いい意見をいろいろとありがたいわけですが、そういうものも含めて今後の検討課題とさせていただければありがたいかなというふうに思っています。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6 番（畠山美幸議員） 今、CMで「いつやりますか」というCMがあって、「今からでしょう」というCMがありますけれども、もう早く取り組んで、健康な嵐山町の健康づくりに頑張っていただきたいと思います。

では、次に移ります。

○長島邦夫議長 どうぞ。

○6 番（畠山美幸議員） 2 番目は、むさし嵐丸の活用についてです。

熊本県のPRキャラクター「くまモン」人気の理由が、商品化や各種メディアへの出演に関しては、ロイヤリティーフリー（利用料無料）にて許諾を行うことで、参入障壁が軽減され、多くの企業が参入し、多彩に商品化されたために露出機会が増加し幅広い層に認知され、好循環を生み出した。クリス・アンダーソン著の「フリー（無料）からお金を生み出す新戦略」、これ私、ツタヤで買ったのですけれども、こんな分厚い本で読めないでまだ置いてあるのですけれども、が話題になりましたが、「くまモン」の人気の理由も同様にフリーという文脈で考えることができます。自治体のPRはフリーで問題ありません。商店や企業にもっと利用していただけるよう、副町長のお考えをお伺いします。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、質問事項2につきましてお答えをさせていただきます。

嵐山町マスコットキャラクター「むさし嵐丸」がデビューをいたしまして1年半が経過をいたしました。おかげさまで、イベントなどでは人気者として引っ張りだこでございまして、特に小さいお子さんとの記念写真の機会が大変多くなっております。

これまでに着ぐるみをイベント等に使用した回数でございすけれども、交通安全キャンペーン等で10回、商工会にかかわるものが12回、合計で55回ございました。

それから、デザイン画でございすけれども、71種類のイラストを登録をしております、その利用状況といたしまして、町が直接発行している広報紙、健康カレンダー等、それから、このほかに営利目的に使用しているものについては、ポロシャツですとかストラップに使用ということで、合計で10件でございました。

「むさし嵐丸」につきましては、幅広い層に認知をされ、高感度も高まっておりますが、インターネットを使つての情報発信という面では、リクエストに十分応えられておりません。したがいまして、ホームページ上から「むさし嵐丸」の紹介、活動予定、着ぐるみの使用状況が確認でき、必要に応じてデザイン画がダウンロードできるよう早急に対応してまいります。

また、キャラクターを育てていく視点で露出機会をふやし、企業、団体、NPOのイメージアップ、商品のPRに利用していただけるよう工夫してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 本当にくまモンが、著作権は熊本が持っていますが、個人や企業でも許可がもらえれば無料で使用できます。海外での販売や使用は除くと書いてありましたけれども、熊本県でのグッズ展開はもちろん、ゆるキャラグランプリでの優勝後は、九州の他県でもグッズを取り扱うところがふえています。そんなくまモンのキャラクターを気軽に使用できるのだから、使用したい企業も多いでしょうと。そして、使われれば使われるほど認知度が上がっていき、グッズ戦略のこれが手本ではないかと言われております。

12年末の発表によれば、くまモングッズの売り上げは累計293億円を突破したということです。利用申請数の許諾件数にも驚きます。3年間で1万件に近づいているということです。先ほど嵐山町では、申請が10件ということで、何か寂しいなと思いま

した。まだ嵐丸君も全国ネットではなくて、嵐山町で誕生してまだ1年ちょっと、今年で2年になるところなのですけれども、しかしながら、相手は3年間で1万件にも近づいたということで、それだけでも認知度がどんどん、どんどん出ているわけですから。

要綱を見てみました。嵐丸の使用要綱を見てみますと、営利目的としてキャラクターを使用する場合には、あらかじめマスコットキャラクター使用承認申請書に必要な書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならないとあります。今までに、これはちょっと承認できないよというようなものはありましたでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 使用申請の中で、今おっしゃられている不許可というものはありません。

以上です。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） そうですか。やはり先ほど、ホームページのところをもうちょっと充実させていただけると。今回副町長になぜ振ったかといいますと、副町長、観光協会にいらっしゃったので、この辺はもうベテラン中のベテランでしょうということで今回振らせていただいたわけなのですけれども、私も嵐丸君をちょっと使いたくてダウンロードしようと思いましたが、普通のノーマルの嵐丸君1体が画像から出てくるだけで、ほかが出てこなかったのですね。先ほど71種類のイラストがあるというコメントでしたけれども、では今後、これはカラー版でイラストがアップできるようになるのですか。確認します。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 嵐丸ですけれども、縫いぐるみの使用の回数、あるいはその他の団体、あるいは個人の利用の回数はまだ限定的ですけれども、人気はなかなかのものというふうに思っておりまして、私、観光協会でお世話になっているときに、例えば県のB級グルメの大会ですとか、比企のB級グルメの大会に、町のほうから縫いぐるみを着て参加をしていただいたことは何回もございました。そういったときも、他の市町村のゆるキャラに比べると、格好はちょっと足が短くていまいち、本当にゆるキャ

ラのゆるですけれども、愛きょうですとか、色使い等々、なかなかのものというふうには私は感じました。非常にこれから売り出すのにはいいデザインだなというふうに感じております。

ただ、この売り出し方が問題なわけなのですね。くまモンは何か九州の新幹線のとき、その宣伝のマスコットとして開発をされたのだそうですね。そういう経過があって、あらゆるところに出ていったということが、まず一つ、その露出度がふえたということですね。それから、新聞によりますと、ソーシャルメディアと言われるツイッターだとかフェイスブックだとか、そういったものにもどんどん情報発信をしていったと。そういうふうなこと。そういうふうなことで、企業やNPO等が使いやすくなったということのようですね。そういったことが利用の増加につながって人気も上がっていったということでございまして、これから町がこのゆるキャラを商工会や観光協会と連携しながら、どう売り出していったらいいかというのは、そこにヒントが隠されておるわけございまして、あらゆる機会に要は露出をする、売り出していく、参加をしていくというふうなことがまず第1点。

企業支援課のほうでは、今年のゆるキャラグランプリは880体中421位というふうな成績だったのだそうです。今年は11月のたしか23～24だったでしょうか、羽生で開かれるゆるキャラグランプリの2013年、これに参加をするというふうなお話も聞いておりますし、これまで以上にこの縫いぐるみも活躍の方法を考えていきたいというふうなことでございます。

それから、この情報発信の中で、今課題としてホームページ上から利用ができないということが、これほかの方からも言われておりまして、これについては早急に取り組まなければならないというふうなことで、今現在準備をしております、やはりホームページ上にどう登録をしていったらいいか、それが今検討をしているというふうな段階でございます。

このホームページ上の登録の仕方についても、どうしたら企業やNPOの方が利用しやすくなるかと、そういう視点で物を見なくてはいけないわけですが、その辺の感性ですね、その感性を我々も他の例から勉強させていただいて、嵐山町のこのゆるキャラを大いに皆さんに愛していただいて、利用していただけるように考えていきたいというふうに考えております。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6 番（畠山美幸議員） 前向きに取り組んでいただきたいのですけれども、くまモンのデザインについてというので、これホームページから出したわけですよ。こういう形でくまモンがいろんなポーズを、もうこれまさしくうちの嵐丸君も71ポーズこういうふうにつくられているわけですから、すぐ取り組めるなと思いました。ただし、くまモンを細くしてもいけないし、もっとメタボにしてもいけませんよという、そういう注意書きは載っていました。

こういう形で、やはりどんどんホームページにアップしていただいて、誰でも、私は何で使いたいなと思ったのは、ちょっとお便り出すときに、うちのせっかくの嵐丸君を入れたい。そういうふうに思ったわけですね。私、政党がありますから、そういうところで使ってはいけないというのは、ちゃんとここに書いてありますけれども、友達同士のお手紙とか年賀状とか、そういうものなんかにどんどん使ってアピールしてあげたほうがいいと思うのですよ。

私も高校のときの同窓会がこの間ありまして、神奈川のほうまで行ってきたのですが、そこで嵐丸君のファイルが何部かあったのを上げたら、「いや、かわいい」ってみんな大騒ぎでした。「これ誰が考えたの。どこかに頼んだの」って、ちょっと学校の先生が、ちょっと支援員か何かの学校の先生がおりまして、すごくこういう絵を得意にしている生徒さんがいるのだけれども、ぜひこういう仕事があったら僕に回してくれないかなって先生が言うのですけれども、ちょっとごめん、埼玉なのでということでお話ししてきたのですが、そういうことで、本当に皆さん見て、色使いがいい、かわいいって、どこのどなたも言っていただけます。ですので、自信を持って、こういう形で早くアップをしていただきたいと思います。

あと余談になりますけれども、テディベアくまモンというのが限定で1,500体、限定で。ドイツの名門のあのテディベアの商品なのですけれども、これがもう2万9,400円、1体したらしいのですけれども、もうあっという間に1,500体売ってしまったのです。ですので、こういう何か、どこかとのコラボをしながら、どんどんアピールをしていただきたいと思います。あのふっかちゃんなんかはサンリオとコラボして、本当にサンリオのキティちゃんと並ぶぐらいのかわいさで、私ゆるキャラができるまでに、しょっちゅうふっかちゃん、ふっかちゃんと言っていたのですけれども、本当に嵐丸君もどこにも負けないと思いますので。草加のB級グルメに、昨年ですか、あのときもめいっ子なんかを連れて、ポイントを稼ぎに、辛モツ焼きそばに投票するた

めに人数いっぱい連れて行きましたけれども、すごくめいっ子たちも「かわいい」って言って写真も撮ってきましたし、ぜひどんどんやっていていただきたいと思います。

本当に今、インターネットが主流ですので、まずこれを、71体のポーズを載せる。あとは、この子のプロフィールなどは今できていますか。プロフィール。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 お答えさせていただきます。

嵐山町マスコットキャラクターの嵐丸のそういったプロフィールは、完成しているということではありませんけれども、一定のでできておりまして、性別は男の子とか、住まいは嵐山町の里山、ないしょですよとか、仕事は嵐山町のPR、たまに観光地の美化清掃とか、趣味については虫取り、陣取り合戦とか、このような食べ物とかほかにあるのですけれども、今の段階ではそういった形で入れていますので、いろいろご意見があれば、また取り入れていけるのかなとは思っています。

以上です。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今回、このゆるキャラが、嵐山町の嵐丸君ができるに当たっては、町民に公募をしてこんなかわいいキャラクターができた。また、名前も町民から募集をして、むさし嵐丸君という名前がついた。また、プロフィールについても、今課長がおっしゃったとおり何個かあるみたいですが、やはりインターネットでどういう子にしていっていいのだろうというのも、また周りを巻き込んで作り上げていくのもちょっと楽しいのではないのかなと思いますので、その辺もインターネットのいろんな整備をするときに入れていくというお考えに対してどうでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 インターネット、ホームページの作り方から始めて、どう内容を登載をするかというふうなことなのですから、今畠山議員さんがおっしゃられた、ふっちゃんというのは大分進んでいますね。それから、商品だとか企業で使っている商品や何か、ふっちゃんのホームページで宣伝をしているのです。

ですから、民間と一緒にこのふっかちゃんを売り出しているということなの
でしょうか。それが相互にいい効果を生んでいると、相乗効果を生んでいるというふ
うなことだと思うのですが、ホームページ一つを考えたときに、町のホームペ
ージに登載した場合にはそういう民間とのこの連携というのが、なかなか法律上難し
い面がございます。

しかしながら、その他の例えば商工会とか観光協会のホームページに載せること、
あるいはふっかちゃんのように嵐丸のホームページを持つこと、それによって得意と
される民間やNPOが使いやすくなるという利点があるわけなのです。その辺を両方
比較検討しながら、今後できるだけ早く登載を進めていきたいと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6 番（畠山美幸議員） あとあわせて、くまモンのことばかり言うとなれなのですけ
れども、くまモンは歌もあるのです、くまモンの歌が。それが森高千里が歌っている
のです、あの芸能人の。森高千里、知っていると思いますけれども、この方熊本出身
の歌手で、江口洋介の奥様ですけれども、すごくかわいい歌なのです。くまモン、く
まモンとかと言ってしまってもかわいいので、頭の中にずっと残ってしまうのですけれ
ども。それに南流石さんというのかな、振付師、ダンスの先生がいるのですけれども、
その方が振りつけをして、かわいいこうダンスをするのです。

たまたま嵐山町にはダンススクールが平沢あたりに、ピースの指導なんかもしてい
らっしゃるのかな、そういうところもありますので、かわいいこの嵐丸君に見合った、
例えば幼稚園のお遊戯する、何かみんなでダンスを踊るような場面がありますよね。
そういうところで使うとか、体育祭で使うとか、何か町ぐるみで、あっちにもこっち
にも嵐丸というような歌とダンスをつくってみたら、あと町民体育祭なんかでも全員
であのグラウンドでやるのですよ。今何でしたっけ、よさこいだけではなくて。どう
でしょうか、こういうお考えは。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 よいと思うことは何でもやってみたいと思います。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6 番（畠山美幸議員） 嵐丸くんはどこに出ても恥ずかしくない子なので、もうどん

どん出していただきたいと思います。

以上で、この2番目は終わりたいと思います。

次に、3番目です。公立小中学校でがんに関する教育プログラムをということで、がんとはどんな病気、がんを予防するためにはなど、がんに関する学習と、がんは生活習慣病の一つ、検診やワクチン接種で予防することができるなど、正しい生活習慣の大切さや早期発見の重要性を学んでいくことが大事です。教育長にお伺いします。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えいたします。

がんは、ご承知のとおり生活習慣病の一つでございまして、心臓病、脳卒中とともに日本人の3大死亡原因の病気であることは、周知のとおりでございます。

がんが早期に発見され、治療がタイムリーになされれば撲滅できたという例は多く聞きます。児童生徒に正しい生活習慣、食習慣の大切さを学ばせ、みずからの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育成することは大切であると考えます。

現在、小学校3年生より保健学習が行われ、がんの予防を含めた健康教育に取り組んでおるところでございます。

学校においては、小学校6学年の保健の授業の中で、病気の予防について扱っており、具体的には生活習慣病など、生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、栄養の偏りのない食事をとること、喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること等を指導しております。

中学校では、健康教育の観点から、今後もみずからの健康を管理、改善するための資質、能力を育てるための指導の充実を図っています。その一つとして、喫煙防止教育及び受動喫煙による健康影響等について指導を行っています。

例えばたばこを吸う人はがんになりやすいと徹底して指導を行っています。死亡率、特に男性ですけれども、死亡率を、吸わない人と比べると、喉頭がん32.5倍、食道がん2.2倍、肺がん4.5倍、肝臓がん及び胃がん1.5倍、膵臓がん1.6倍というデータがあります。

また、たばこの煙には有害な物資がたくさん含まれており、このためたばこを吸うと脳や心臓、肺、胃などの働きが悪くなり、長い間吸い続けると、肺がんや心臓病になりやすくなることも指導の重点としております。

特に小学校の発育期は、たばこの影響を強く受け、吸い始めた時期が早く、吸っている期間が長いほど、がんや心臓病になりやすくなるということも特に注意して指導を行っているところでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今や国民の2人に1人ががんになり、3人に1人が亡くなる時代と言われています。子供たちの周りでも、親族の方ががんで亡くなったり、また子宮頸がんの予防接種などの開始など、がんは子供たちの身近な問題となっているにもかかわらず、学校における保健の授業では、がん教育はほとんどなされておられません。がん教育は、将来のある子供たちのためでもあり、また子供たちの親が、がんが発症しやすい年代にもなっているため、子供たちから、先ほど岩澤課長がおっしゃったとおり、子供の口から検診を受けているのという言葉があれば、検診率アップにもつながっていくと思います。

義務教育の時代にがん検診や予防の大切さを教えることが、がん対策の最大の啓発活動かなと思うのですが、今たばことかの関係はやっているのかもしれませんが、けれども、ぜひこれ授業で入れるというのが豊島区でもう既に行われておりまして、豊島区では、公立小中学校の6年生と中学校3年生でもう授業を1時間入れているそうです。

そういう形で、先ほど午前中からいろんな授業時間のこともございますけれども、1時間今保健体育の授業の中で健康のことを今やっているわけなのですから、そこに合わせて何とか入れることができないものなののでしょうか、もう一回伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 ただいま畠山議員さんから豊島区の例をご紹介されました。私も初めて聞いたわけでございますけれども、東京都の豊島区では、がんに対する教育に対して非常に全国的にも先んじて、がんの予防を小さいうちからという1つの区の姿勢で行っているということは非常に耳を傾けなければならないことだと思っています。

先般中学校の養護教諭にこの話を申し上げましたところ、担任を中心として、テキ

ストの中からたばこの害とかそういったことを指導していますけれども、授業で効率の質の高い実際にがんの先生、がんの専門の先生をお呼びして授業をなさったことはないそうですけれども、今後そういったことも視野に入れて、保健養護教諭の立場でもやはりこれは小中連携して、このがんだけではありませんけれども、病気の中の特に大きな死因の上にある病気ですので、そんな形で授業の充実を図ってみる必要はあるということを申し上げておりました。

そんな中から、教育委員会としましては保健授業の中にプログラム化して入れていただければありがたいなということを感じました。今後、教頭会、校長会等で、この健康教育についてはなかなか議題にのらないのですけれども、きょうのこのご質問を受けて前向きに考えていきたいと思います。

以上でございます。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今、私が言った、子供の口から「お母さん、検診に行っているの」とかという言葉が発せられれば、行かなければなって思うかもしれないと思うし、また今回3.11の被害があったときに、群大の先生が指導していた岩手県のどこの小学校でしたか、小学校、中学校を指導していたわけです。そのときに、おじいちゃん、おばあちゃんは「こんなぐらいの地震じゃ、津波なんか来やしないよ」と言ったにもかかわらず、子供、孫たちが「いや、おじいちゃん、危ないんだよ、危ないんだよ」って、そういう声を上げたから、渋々「まあ孫が言っているんだ、やってやるか」といって移動したという話を伺っております。それで救われた命が多かったというのを聞いています。

やはり今回この問題を取り上げたというのは、本当に私の年代の方々が、今乳がんになっている方が非常に多くて、先日もお友達のお母さんが亡くなられたりとか、そういう状態で、本当に今、子供たちにまだ親がいなくては、必要でなくてはいけないというこの世代の親が、今がんにもうばまれているのです。

やはり子宮頸がんのワクチンを今こういう状況で、今危険だとかって言われていますけれども、それを打たないと今の20代、30代は、これからどんどん頸がんのがんが出てきますよ。ですので、やはりそういうことも含めて勉強はしていかななくてはいけないと思うのです。なぜワクチンが必要なのか、健診が必要なのか、命を守るために必要なわけです。そういうことをやはり教育の現場から、本当は親が見本を見せなく

てはいけないのだけれども、やはり私もそうなのですけれども、子供とか夫のことは優先的にやるのだけれども、母親というのは自分のことを優先順位を最後にしてしますのです。しかしながら、それが不幸を招くきっかけになってしまう、今そういう時代だと思うのです。

ですので、そうではないのだよと、お母さんがやっぱり子供たちの育つまでは生きていなくてはいけないのだから、しっかり教育を受けてもらいたい。また、授業のことを考えると、今年度からやってくれというのは厳しいと思いますので、いつも夏休み前に保護者会とかありますよね、体育館に一同集まって。人権の映像なんかも見たりもするのですけれども、ぜひそういう保護者の方が、ほとんどお母さんがいらっしゃると思うのですけれども、子供、生徒とお母さんとそういう映像を見る機会があるときに、ぜひ子宮頸がん、また乳がんとかの勉強をしていただきたいと思うのです。

たまたまちょっと今回この豊島区の質問をするに当たって、豊島区の区議とちょっとやりとりがありまして、一般企業の方なのですけれども、本当に無料でこういう乳がんセミナーというのをやってくださっています。ですので、こういうものをどんどん活用して、私一回嵐山町の町民ホールでもそういうものを見させていただいたことがありますけれども、なかなか町民ホールでやりますから来てくださいと言っても来ないのです。意識がないわけではないのだけれども、忙しくて。だから、ぜひ学校のそういう行事のときに授業参観であえてその保健体育で、この乳がん、子宮頸がん、そのがんの勉強をする、それとかこういう映像をこういうところの人に来てもらって話を聞いてもらう、そういう意識づけがやっぱり検診とかに結ばれていくのかなと思いますけれども、その辺どうお考えになりますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えいたします。

これは大変重要な内容かなと個人的に受けております。実は昨晚、私の最も親しくしている友人が、1年前に残して59歳で校長を退職しました。昨日お亡くなりになった。これが何と膵臓がんでありました。この方は、ちょっと個人的なことになりますけれども、県の教育委員会の指導主事として、全県の英語教育のトップとしてご活躍され、現在埼玉県英語教育研究会会長でありましたのですけれども、1年前に宣告されたということで、悲しいお話を聞き、きょうのこの答弁にどう伝えようかなというふ

うなことが頭にあったのですけれども、議員さんの質問をいただきまして、本当にこういったことが身の回りにあちこち起きている現状でございます。

私のいとも24歳でがんで亡くなり、私が初めて担任をした生徒さん、昭和41年度の生徒さんなのですけれども、女性でございましたけれども、埼玉医大で38歳で、多分これは乳がんだったと思います。お亡くなりになりました。私はそのとき、見舞い行ったときに、がんのお薬を飲んでいたのでしょかね、頭は丸坊主だったです。今でも覚えています。そういった若いうちにお子さんがいるとき、そのときにお子さんが小学校へ上がる前と、1年生か2年生だったという話を聞いていましたけれども、その母親が本当に嘆いておりました。そのお母さん現在94歳、娘の分まで長生きしております。

そういった中で、こういった若いときに、またお年をとっても、今がんが非常に重要な、私たちがもっともっと意識しなければならない病気の一つを、学校の行事だけではなく、もちろん大勢集まる保護者の方たちに、ぜひこういった映像とか、やはり現実的ながんの命の大切さ、がんに対する命の大切さというのを教師、児童生徒、保護者と一緒になって、学ぶ機会を今後いろいろな機会を通して、学校でも導入できるように話してまいりたいと思っております。いろんな面でまたご指導をお願いいたします。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 本当に今いじめとかで自殺してしまう子供さんとかいたりしますよね。やはりこういう乳がんとか、がんの勉強をしながら、しかしながら、がんになっても克服された方とかもいるわけです。でも、闘病生活を話されて、今こういうふうになんか元気になったよという体験談なども聞いたりすると、子供たちの前でそういう話をしていただければ、命っていうのは大切にしなければいけないという学習にもつながると思うのです。ですので、今後本当にがんの教育というのは、どんどん考えていっていただきたいと思います。

また、豊島区ではがん対策推進条例という条例ができています。こちらが、何でがん教育が始まったのかといいましたら、区民の責務というところで第3条に、「みずからの健康を保持するため、がんに対する正しい知識を持ち、区が行うがんの検診事業に定期的に参加するなど、がんの早期発見及び早期治療に努めるもの」ということがまず3条にうたってありまして、第5条が「がんの予防及び早期発見の推進」と

いうものになっているのですけれども、その中に（３）として「教育委員会と共同し、健康教育の一環として児童生徒及び保護者に対し、がんの予防に関する普及啓発を図るための施策」ということでうたっています。

ぜひ嵐山町でも、本当にちょっと私も身近な方が、あちらこちらでちょっと乳がんだとかという話を聞くことがこのところふえていますので、嵐山町でもこういうがん対策推進条例を、町長、どうでしょう、お考えになっていただけないでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるとおり、申すまでもないことですが、この健康の大切さ、命の大切さ、そしてそれをどうやって守っていくかという意識をつくること、意識づくり、こういうものが行政に課せられている大きな課題であるというふうには認識をしております。今も教育長の答弁ありましたけれども、子供たちも、そして大人も含めて、どうこの健康を自分の健康を守っていくか、こういうようなことを全般的に考えて、嵐山町ではどう取り組んでいったらいいのか、先進事例もお聞きをしましたので、そういうものを含めて今後の大きな課題になるというふうに思っております。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6 番（畠山美幸議員） 以上で終わりにしたいと思います。では、よろしくお願いします。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。再開時間は、2時47分です。

休 憩 午後 2時36分

再 開 午後 2時47分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○長島邦夫議長 続いて、本日4番目の一般質問は、受付番号4番、議席番号4番、青柳賢治議員。

それでは、質問事項1の地域医療の充実について、どうぞ。

〔４番 青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○４番（青柳賢治議員） ４番議員、青柳賢治でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問させていただきます。

１点目の地域医療の充実についてでございます。こちらにつきましては、第５次の総合振興計画の中にも１の３節として載っているわけでございますけれども、ここでもう一回質問に取り上げさせていただきました。

（１）といたしまして、年々救急の出動件数、搬送人員ともに過去最多を記録している今日でございます。次のことについて嵐山町の現状をお聞きいたします。救急車の出動回数について、救急医療の体制について、搬送先の病院について、これらのことにつきまして、さらに休日夜間救急医療体制や休日当番医体制、小児救急医療体制がどの程度充実してきていると町は考えているのでしょうか、お聞きいたします。

（２）といたしまして、最近の医師不足と言われる社会現象の中におきまして、医療に対する町民のニーズをどのように守り、どのような支援ができると考えているのでしょうか、お聞きいたします。

○長島邦夫議長 それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 質問項目１（１）の救急車の出動回数につきましてお答えをいたします。

比企広域消防本部での救急車の出動件数ですが、全体では平成23年が7,791回、平成24年が8,226回、搬送人数は平成23年が7,178人、平成24年が7,549人という状況にあり、中でも65歳以上の高齢者の搬送の割合は52%と高くなっております。

嵐山町分では、出動件数は、平成23年が862件、平成24年が855件、搬送人数が平成23年が781人、平成24年が773人となっておりまして、比企広域全体の１割程度というような状況となっております。

次に、救急医療体制につきましてお答えいたします。埼玉県では、第６次地域保健医療計画を、平成25年度を初年度といたしまして策定しております。その中で、嵐山町は川越比企保健医療圏に位置づけられております。比企地区の救急医療体制としましては、現在、初期救急医療体制として、平成18年５月より、比企地区こども夜間救急センターを、東松山医師会病院を拠点として、月曜日から金曜日の19時30分から22時まで開設をしております。

また、休日等の急患に対応するため、比企医師会の協力により、在宅当番医制として、日曜、祝日、年末年始のおよそ70日間、9時から17時までを当番制により開設しております。

重篤な患者の救急受け入れ病院としては、比企管内では東松山医師会病院、小川赤十字病院、埼玉成恵会病院、大谷整形外科病院、武蔵嵐山病院、瀬川病院の6医療機関が告示されています。

次に、第2次救急医療体制ですが、病院群輪番制として、平日の夜間及び日曜、祝日の診療を行っておりまして、比企管内では、救急告示病院のうち、東松山医師会病院、小川赤十字病院、埼玉成恵会病院、瀬川病院の4医療機関が順番で診療に当たっています。第3次救急医療体制は、川越市の埼玉医大総合医療センターというふうになっております。

次に、搬送先の病院につきましてお答えいたします。平成24年分の比企広域消防本部での件数としまして、小川赤十字病院が1,611人、埼玉成恵会病院925人、東松山医師会病院694人、東松山市立市民病院が656人という状況で、比企管内での受け入れ人数の80%をこれらの4病院で占めています。また、比企管外の医院としては、毛呂山町、川越市、日高市にある埼玉医大の3病院が多くを占めている状況です。

どの程度体制が充実できているかのお尋ねですが、救急車が医療機関へ収容するまでの所要時間が30分から60分未満が67%で、平均所要時間が48.7分となっております。また、病院の受け入れとして、距離の問題もありますが、60分を超える場合が20%ほどあり、受け入れの難しさもあります。

県等の会議の中で、小児救急電話相談での例ですが、相談件数の53%は自宅での対応で済む状況とのことで、こども夜間救急センターでも、多くは電話でのアドバイスによって自宅での処置で済むことが見られます。

先日の新聞報道によりますと、休日や夜間に急病になって医療機関に受診すべきかどうかなどを看護師等が電話で相談に応じる事業を、これまでは子供だけに限られておりましたが、大人も対象にすることや、救急車にタブレット端末を配備し、救急隊がリアルタイムに病院の受け入れ態勢の情報が閲覧でき、効率よく搬送先を探せるシステムを導入していくとの情報がございました。これまで軽度の方の救急車の要請が多いという問題もあったわけですが、こうした取り組みにより必要な方への迅速な出動につながったり、医療機関への搬送が早まるのではないかと期待をしております。

次に、質問項目１の（２）につきましてお答えをいたします。町といたしましては、町民が必要とするときに適切な医療が受けられるようにしていかなければならないと考えておりますけれども、高齢化が進み、ますます地域医療や在宅医療が求められる中で、近隣市町村との連携により地域医療圏が維持されているということもありますので、今後につきましても近隣市町村や医療機関と連携しながら、比企管内の医療体制を確立、充実していくことが町民のニーズに応えていくことにつながるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○４番（青柳賢治議員） 今回答いただきまして、嵐山町の状況が24年度が、総務省が発表している右肩上がりよりも若干少なかったということで、これはいいことなのだろうなと思ったりもします。

その中で、今の救急の関係でございますけれども、非常に軽傷の方が救急車を利用するということもよく聞きまして、それによってその医療現場がかなり疲弊をするのだというようなことにもつながっていると。

それで、町長のこの総合振興計画の中にも触れているのですが、今結構、各市町村の医療の現状といいますか、そういうのを各調べてみますと、非常にまず出てくることが、そういうふうなコンビニ受診と言われるのですけれども、救急車の場合も。そのようなものが非常にあることによって、2次の場所にそれが行くことによって非常に苦労しているということがあって、厳しい状況であるというふうに言われております。

その中で、今、場所によっては、時間外の選定療養費というような請求をされるというか、する病院もあるというふうに聞いておりますが、比企管内の中においてはいかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 お答えさせていただきます。

先ほど議員さんからお話がありましたように、確かに軽傷の方が安易に、安易にと言っているのかわかりませんが、救急車を要請をして、それで救急病院のほうがいっぱいになってしまうというふうな事実も私どものほうの会議の中でもお話があ

りまして、そういった事実は承知しております。

そういった中で、時間外の費用をいただくというふうなことでしょうか。そういった話には、現在のところまだ話は及んでいないというのが現実でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） 2分間に約1回、救急車が出動して、そして大体1回出動することによっての経費というのは約5万円ぐらいするそうですね。そういうことがやはりなかなか目に見えていない部分があると思うのです。我々とはとにかくやはり弱いものですから、夜中のちょっと胆石の痛みなんか我慢できないと、やっぱり救急車呼んだりすることもあるわけです。

ただ、私申し上げて、地域医療ということの中で一番やはり考えていかななくてはならないことは、地域の住民の医療を守っていくということ、これがやっぱり行政にも課せられている仕事だと思っています。その中では、やはりある程度そういう中等症といいますか、軽傷のようなものの可否、判断がなかなか実際、我々生身の一般の健康、体にしてみては判断がつかないときもあります。

そのようなときに、やはり前回の畠山議員さんがこの健康カレンダー、私ちょっとまだ目通していなかったのですけれども、こういうようなものができて各家庭に配られているようでございます。

それで、今回は、6月に入って、例の冷蔵庫に張りつけておく緊急キット、これも何か配られるということで、町としてはやっぱり地域医療を守っていくという一つの姿勢としては、高い評価が私はできると思います。その中で、こういったものが各家庭に出ていますので、もしできましたらそのキットなんか配るときにも、こういったものをもう少しでかくした形のものとセットにして皆さんに配っていただくと。その辺から自己啓発もしてもらおうというふうにも思ったりもしますけれども、課長どうでしょうか、その辺については。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 救急キットにつきましては、今年度、長寿生きがい課のほうが中心になっていただいておりますけれども、緊急の場合の、ひとり暮らしや何かがふえておりますので、そういったときに対応できるようということで、兼ねてか

いろいろな課題にはなっておりましたけれども、今回実施というふうな形になりました。それに合わせてカレンダーということでございますが、年度当初にもう既に配布をしてございますので、それで民生委員さんに先日の民生委員の会議の中で、このキットの話も既にさせていただきました。そういう形になっておりますので、ここであわせて配布というのは、もう既に始まっておりますので、ちょっと今の時点では難しいのかなというふうに思っております。

今後もしこういったことが続く中で、何か違う方法がいい方法があるということであれば、また新たな年度で始めるときには心がけたいというふうに思っております。

以上です。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） あとそれと、21年度人数調査を、就学時、それから就学時前でとったデータがありますけれども、それを見ますと安心してかかれる医療体制が欲しいというような調査がかなり上位でした。

そんな中で、私子供のこの辺も書いてありますけれども、一つ確認なのですけども、これ埼玉県の子供の救急ミニガイドブックというようなものがあるのです。これ見ると、新生児から6カ月とか、7カ月から11カ月とか、1歳から6歳ぐらいまでのものが出ていまして、こういったものを見ておくだけでも、新米のママさんだとか、1人目、2人目もそうでしょうけれども、非常に心強い対応ができるというふうに思ったりしています。

そういった小児医療に対してのその辺の部分については、ある程度配られているようなものはあるのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 お答えさせていただきます。

本町では、各世帯に全部というのではなくて、子供さんのいる家庭にダイレクトで子供カレンダーというふうなものを毎年配らせていただいております。その中でさまざまな予防接種ですとか、健診ですとか、日ごろ気をつけていただくことや、緊急のときの連絡先だとか、病院の連絡先とかを記入してあるものをお配りさせていただいております。

以上です。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） 確かに私たちも総務経済の中で、若いお母さんたちと話しする機会があったのですが、意外と医療のことが不安ですよというようなものは余りなかったのです。そういう面では、いろいろな今言った子供のカレンダーとかそのようなものが、かなり皆さんの手元に届いて安心感をつくられているのではないかなというふうに思います。

ただ、その調査の中にもありましたように、例えばかかりつけ医を持ってもらうというような数値、これはそのとき大体87%ぐらいだったと思います。持っているという人がです。それから、例えば今言ったような緊急医療のこういうカレンダーが出ていますので、それ以上にもう周知されていると思いますが、知っていますかというような、緊急の夜間だとかそういったところ、これ60%ぐらいだったのです。知っていますよというのは。

それから、もう25年ですから約3年がたちますので、町としてはその辺の数値は上がっているのだらうというふうに、持っていच्छやと思いますけれども、現時点ではどのようにその辺を持っていच्छやいますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 このかかりつけ医緊急連絡先の周知、これにつきましては、大変申しわけないのですが、現在の周知度というのでしょうか、それについては、周知度、それからかかりつけ医の状況というのは町のほうではちょっと把握ができておりません。ただ、一般的になってしまうかと思うのですが、小さいお子さんを持っている家庭ですとか、あとは介護保険や何かの関係で利用するときに、お年寄りについては認定をするときに主治医の意見書というようなものが必要になってまいりますので、子供さんのいる家庭、それから高齢者のいる家庭については、かかりつけ医というのはかなりの率でお持ちではないかなというふうに思っております。

ただ、ふだん健康でいる家庭については、どの程度かというのはちょっと把握できておりません。

以上です。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） この救急医療といたしますか、その中でやはり一番地域医療として捉えたときの今の現状にある病院群といたしますか、状況、それがこれからの人口減少の中で、非常に全てのことが賄っていけないというようなことの方角に行かざるを得ないというふうに思われます。

そういうことの中で、やはりこれから町も進めていかななくてはならないのは、そういうふうななるべく夜間とかそういったような診療を、次の日に受診できるのであれば受診できるというようなこと、そういうふうなことも強く一方的には打ち出していかななくてはならないのではないかなというふうに私考えたりするのです。それは、なぜかという、一番かかりたいときに、例えばこの間言っていたのですが、3月のときだったですか、町の役場の前に救急車が来ました。それで、あれは下水道課か何かの方が気分が悪くなられたということで来まして、それで大分やはり探す時間があったような気がするのです。私たち、聞いてからまだ出ても、まだ出口に救急車がいましたもの。

やはり緊急性を要するというようなものに対しては、やはり全力を挙げた救命をするという、その辺のやはりめり張りというのですか、ところが命を救う救急隊もそうでしょうけれども、またかかる我々も覚悟が必要なのではないかというふうに思うのです。その辺については、町長どのように、町長の立場としてお考えですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 一番大きな問題だと思うのです。救急医療の体制で回数がふえ、患者がふえ、そして受け入れる可能性のところが少なくなり、車内での待機時間が長いというようなことが、年々この数字が悪くなるというような状況であるわけです。

先日も新聞に大きく出ました。久喜市の男性75歳が救急搬送の受け入れを36回断られた、そして亡くなってしまった。これをどうにか防がなくてはということで県の医療対策協議会、救急医療部会というのが1月の29日に会議を開いて、そして医療体制の改善に向けた提言を知事に出した。そして、今回の事案は特殊なものではなくて、県の救急医療に取り組む現状からは、県内のどこでも同じようなことが起きてしまうのだというような認識のもとで、増大するこの救急医療の需要増に十分対応ができていないのだという基本的なこの認識を持った上で、それではどういうことが起こっているのかというのが、救急医療の回数、件数の多いこと、それから搬送時間がふえて

しまう、遠くまで行く。それから、医療、医師やスタッフが少ないという、こういうようなことが原因だというふうに言われております。

そして、この改善に向けた方向としては、答弁でも申し上げましたように、医療体制の充実、これっきりのわけではないわけですが、それに向けて緊急、すぐすぐやれること、そして中長期にやれること、長期的に考えていくことということで、提言をした中で、答弁にもありましたけれども、救急車に緊急的な場合、緊急の取り組みとして救急車にタブレット型端末をつけるとか、それから救急隊が医療機関の受け入れ回避、いいよ悪いよというのがリアルタイムで把握できる状況をつくっていく、こういう救急医療情報システム、この強化、これを図るのだというようなこと、そして東部北地区に県内8カ所目となる救急医療センターを整備をして、群馬県とも広域連携をとっていくのだというようなこと、そしてまた、小児救急電話相談、これを大人にまで広めましょうということ、そして中長期的には、気の遠くなる話ですが、医師の確保、そして2次、3次の医療の受け皿である救急外来、これをふやしていくのだというようなことが緊急の提言でなされているわけです。

しかし、緊急の提言でこういう長期的なことを頼らなければならない状況というのが今の私どもが抱えている医療の現状であるわけです。そういうものに、いかにこの後議会の、大学医学部の先生の話か何かのあれが書いてありましたけれども、議員提案のあれがというような話がありましたが、そういうようなことを県民を挙げて、そして県だけでなく、これは首長会議のときなんかよく出ますが、群馬県境というのは群馬県のほうにすごく頼っているのです。埼玉県ではなくて、群馬県との連携をもっと密にしてください、向こうにすぐ行けるように県に取り計らってくださいというような話がよく出ます。というのは、これは、東部にもそうでしょうし、ほかのところにも全部東京都のほうもそうでしょうし、というような状況で、埼玉県の全国一医師数が少ないとかという話もありますが、そういう状況を、一日も早くクリアできる状況を自治体の中では、何かできることがあれば、そういうことを着実に一步一步やっていく、これが今の置かれている状況かなと考えております。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） 今の町長の答弁がまさに町民のニーズに応えていくということになるかと思います。

それで、やはり地域医療、これはもう行政だけではなく、我々の一般の町民もそう

ですけれども、やはりみんなで一緒になって限られた資源であるのだということをもう一度、日本だけです、救急車がただだというのは、先進国の中では。そのくらいのやはり気持ちもないと、なかなか今の維持はできないということも現実ではないかと思うのです。

そういう意味では、川口市の私ちょっとインターネットとったときに、すごいなと思った文章が一つあるのです。「これからの大切な救急医療が続けられるために」という、一番最初の冒頭に書いてあるのです。こういうようなことも行政の側でも願っていていかななくてはならないのだというふうに私は思います。

そういうことで、今後日本赤十字の病院がいろいろな形で流通が図られていきそうだということになれば、やはりそこをある程度拠点にしながら、嵐山町としても支援をしていかななくてはならないのだというふうに思ったりしますが、それについても町長、一言いかがですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今の話の中にもありましたけれども、県のこの救急医療部会の提言もありましたけれども、その医師の少ないのに対応していくか、そしてその病院、これをどうしっかり守っていくかということが課せられているわけでありまして、それらにしっかり応えていく態勢はこれからも町としてしっかりとっていかなければいけないというふうに考えて、議員さんのご指摘のとおりでございます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） 町のこの総合振興計画の中にもある、状況的には、今現在むさし嵐山病院の移転という問題もありますけれども、この地域としては、町民のニーズにある程度行政の側でも応えて進んできているのではないかなというふうに私も思っております。

この機会ですので、やはりもう一度緊急医療の救急車というものはどのように必要とされるものなのか、また利用する我々、そしてそれをまた守っていつてもらえる行政の側ももう一度考えていかななくてはならない問題だというふうに思ったりもいたします。

これをもちまして、次の質問に移ります。

○長島邦夫議長 どうぞ。

○4番（青柳賢治議員） 2点目でございますが、教育振興対策についてということでございます。

（1）といたしまして、4年ぶりに全員参加方式で行われた小学6年生と中学3年生の全国学力テストを、本町の基本目標であります「確かな学力」、これにどのようなにつなげていくお考えでしょうか。お聞きいたします。結果が出るのは8月というふうに聞いておりますが、今の段階で教育委員会のほうからお答えできることをお聞きいただければと思っております。

さらに（2）といたしまして、学校応援団の人材の確保、体制の現状について各学校別にお聞きいたします。これも23年度の報告の中にもありますけれども、お聞きした上で、何かこの部分の拡充が必要ではないかというように思われることが現在の時点であるのかどうか、お尋ねいたします。

○長島邦夫議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 それでは、小項目（1）、（2）についてお答えいたします。

ご承知のとおり、平成19年度から悉皆調査（全員参加方式）として開始されました全国学力調査は、平成22年度から抽出調査・希望利用方式に改められ、平成23年度には、東日本大震災の影響で問題冊子配布のみで見送られました。平成24年度は、国語、算数、数学に新たに理科を追加して実施されました。当嵐山町においては、4年ぶりの参加となり、本年4月24日に小学校3校の6学年、153名及び中学校2校の3学年、159名の児童生徒を対象に実施したところでございます。

なお、結果の返送は9月ごろの予定となっております。その目的は、継続的な検証改善サイクルの確立と教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることでございます。

しかし、実施教科が小学校で国語、算数、中学で国語、数学の2教科のみであることや、必ずしも学習指導要領全体を網羅するものではないことなどから、本調査の結果だけではなく、埼玉県学習状況調査等の結果も踏まえ、調査結果の分析と改善方策を受けとめるとともに、調査結果を町の学力向上推進委員会等で検証を進め、今後町として取り組む課題を明らかにするとともに、思考力、判断力、表現力などを育てる活用型の授業の創造、質の向上を構築し、指導の改善を図り、確かな学力につなげていきたいと考えております。

また、学力調査と学習状況調査のクロス集計の結果から、朝食を食べる児童生徒、読書をする児童生徒、家庭学習をする児童生徒などが学力が高いことなどが明らかになっております。

つまり、学力は子供の生活のあり方と深くかかわっていることが明確にされたのであります。

私は、学力調査を指導や学習など授業の改善に生かすとともに、各学校の子供の生活のあり方をしっかり捉え、その改善に取り組むことも確かな学力につながる要因になると考えます。

質問項目2の(2)についてお答えいたします。学校応援団でございますけれども、各校とも人材の確保はなされており、平成24年度末の調査報告時点では、菅谷小中271名、七郷小60名、志賀小50名、玉ノ岡中50名の登録者がいらっしゃいます。

体制の現状につきましては、菅谷小中は合同学校応援団を組織しており、人材確保の面でもよい成果を生んでおります。七郷小、志賀小、玉ノ岡中は、学校ごとの体制で行っておりますが、それぞれ成果を上げております。

コーディネーターやボランティアのこれまで以上の人材確保を今後どのように進めていくかが課題であります。町の広報等を活用するなど広く町民に呼びかけていくことも考えます。

なお、菅谷小中学校応援団は、県下でも例が少ないのですけれども、菅谷小中学校応援団推進事業実施要綱に基づいて総会を開催し、学区が同一である菅小児童並びに菅中生徒の健全なる成長を願い、家庭、地域社会が学校と一体となって子供たちの育成に取り組むことを目的としており、両校の教育指導の支援、教育環境の整備充実、家庭教育の支援等に関する事業を行っており、新しいタイプの学校応援団として注目に値するところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

何か補充する分があるというところで、つけ加えさせていただきます。各小中学校とも学習指導の面、安心・安全の面、整備環境の面、体験活動等の体制はしっかり確立されていると思います。

玉ノ岡中では、特に部活動、菅谷中学校では学校ファーム体制が充実しているところの現状でございます。生徒指導、特に中学校においてでございますけれども、心の問題に対して援助できる人材を拡充していくことが求められると思います。具体的に

は、怠学、怠けによる不登校生徒への対応ができる人材、親の悩みも受け入れて、一緒になって考えられる幅広い人材を発掘していくことが必要と考えます。地域家庭教育支援員（仮称）的な立場の人材が今後求められると思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） それでは、（１）から再質問させていただきます。

今回、安倍第2次政権が教育にもかなり力を入れておりまして、世界のトップレベルの学力を目指していくというふうに出ています。その中で、けさほどもいろいろな教育がある中で、日本の子供たちの学力が低下しているということを非常に危惧されているところもあります。そんな中で、今回行われたテストでございしますが、まず1つ、2014年度からは引き続き全国学力調査をやるというふうに言っております、さらにその公表についても自治体の判断に任せようではないかということも出ておりますが、その辺については現段階で教育長、どのように考えていらっしゃるんですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えいたします。

全国学力調査は、4年ぶりの参加でございましたわけですが、前政権の考え方、また現政権の考え方によって大きくチェンジされまして、現段階では、これにつきましては、当町といたしまして毎年参加していく予定で考えております。

また、実施した以上は、もちろん過去の比較が目的ではありませんけれども、当町の児童生徒の学力がこの程度だということはやはり公表すべきことだと思っております。しかし、その捉え方が、それぞれの立場から、どこの学校が悪いとか、そういう形ではなく、こういう問題が当町の生徒は苦手だと、そういう捉え方の公表というのでしょうか、それも大事だなというふうに考えておりまして、間もなく今年も、先ほど申しました学力向上委員会が開かれる予定でございしますので、9月の結果を待って綿密に検討いたしまして、地域の方たちに公表できるようにまいりたいと思っております。

以上です。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） この全国学力テストには、国費が約55億使われているそうでございます。やはりそれだけの金額を使ってやるその背景というのはやっぱりあるわけです。なぜやるかということです。教育長がここにも答弁いただきましたけれども、やはり全国の学力テストを全員参加でなぜやるかと。それは、私が思いますには、どの地域でも他の地域と比較して、やはり課題や学校単位で振り返ることができるということにあるのではないかというふうに私は考えるのです。そうしますと、この教育が、やはり先生方、ふだんいろいろとご苦労されているわけですが、水準、いわゆる教育水準を上げていく、嵐山町の町立の小学校、中学校の水準を上げていく、そこにやはり人も集まってくるというふうに思ったりもします。ぜひ、今、教育長の答弁の中にありましたように、序列化ということではなく、確かな振り返りができるというようなことについて進めていただけたらと思うのですが、もう一度答弁お願いいたします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えいたします。

私は、この全国学力調査は、児童生徒だけの問題ではない、教えている側の教師の問題でもあると。ややもすると、子供たちがこの点が力がない、こういう点が他市町村より劣っていると、自分たちの指導に問題がなかったか、そこが一番大事なところだと私は感じております。謙虚に指導方法の改善、こういったことに目を向ける町内の教職員になってほしいと。幸いに学力向上委員会でも、毎年熱心な協議を重ねて、町内の児童生徒が、確かに結果的には昨年度も、七郷小学校の児童の結果が良かったです。これはいいことだと思います。同じように、どこの学校も県レベル以上になるように努力する、預かっている子供のために先生方が一緒になって公開授業をし、そして、力をつけてあげる、そういったことに邁進するために、教員のためにもこの学力調査は必要であるという見地から、児童生徒も教員もこの学力テストに向かっていくという姿勢を今後も貫いてもらいたいと、こんなふうに考えております。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） ぜひとも嵐山の子供たちの学力向上につなげていただこうをお願いしたいと思います。

（2）に移ります。

○長島邦夫議長 どうぞ。

○4番（青柳賢治議員） 非常に前の23年度の状況ともほぼ同じようでございまして、これだけ大勢の方がいてくださるのだなということは頼もしい限りでございまして、先ほどの教育長の答弁の中にありましたように、町の公募などを活用するなど、広く町民に呼びかけていくというようなこともあるのですけれども、実際子供さんだとかお孫さんとかが学校に行っていたりすると、そういう情報もあるのでしょうか、関心のある人はありますよと言えばそれまででしょうが、もう少しそういうところに一般の町民の人がやはりある程度時間のある人いますし、こんなところ俺は得意だったよという人もいます。電気の話したら、一晩ずっとしゃべっていられるとか、そういう人もいるわけです。そんな形で、もう少しそのところ、応援団、町のほうの人材を使っていくというような町民の皆様のお力添えをいただくというようなことについては、教育長どのようにお考えでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 現在菅谷小中は合同ですけれども、ほかの小中は別々にやっています。私は、嵐山町の学校応援団は、他市町村と比べてもかなり充実しているかなというふうに、久しぶりに学校教育の教育活動に参加したり、昨年、その前もいろいろな実績等をお聞きさせていただきまして、非常に心強く感じております。

つまり学校応援団というのは、コミュニティーの教育支援の一翼を担っているというふうに私は今考えているのです。つまりどういうことかということ、菅谷小中学校を例にとれば、菅谷小中が菅谷コミュニティーの中にまさに存在しているのだと。そして、授業そのものは先生方が中心に、学校の周りの環境を含めたいろいろな支援は保護者や地域の方がバックアップしている、これがいわゆる一種のコミュニティースクールであります。そういった形で考えるならば、私は例えば、可能かどうかわかりませんが、広く公聴会を開いて、それぞれの学校の応援団の姿をみんなで語り合う、そういった機会も設けさせていただいて、そこに広く町民の方に、うちの学校はこんな人材が欲しいのだとか、あるいはうちのはこういうすばらしい人材がいると、そういったことをお互いに披瀝して、さらにそれぞれの学校応援団が、それでは私たちのほうもそういったものを入れてみようとか、そういう意識が高揚してくるのではないかと。私は、嵐山町にすばらしい人材はまだ大勢いると思っています。さっき

申し上げました負の部分、不登校の生徒がややふえつつございます。これは、学校の先生だけではとても不登校は対応できません。その不登校の子供の心をやっぱりここに引き入れる、温かい、そういった人がそういう子供に対して素直に心を開いてくれる。お母さんも悩んでいます、パパも悩んでいます。そういった人たちと一緒に考えてられる、そういった学校応援団のメンバーがあってもいいのではないか、それが町のいろんな面のアップにつながっていくというふうに考えておまして、これらについていろいろな関係機関とまた相談させていただいて、何かいい形をつくればいけないというふうに考えております。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） 教育長からは、そのような公聴会も開いて、やってみたらというような答弁もいただきました。ぜひとも、ふだんは子供さんやお孫さんともかわりないような人たちも引きずり込んでいただいて、ぜひとも嵐山町のそういった教育の推進というのも高く上げていくというような形でお願いしたいと思います。

それで、一つ、今不登校の子とか、そのような子の話も出ましたが、やはりそれは子供の社会でございますので、10できる子もいれば3できる子ももちろんいるわけです。ただ、その子その子の個性もあるでしょうし、厳しい指導をしなくてはならない部分もあると思うのです。そんな中で、最後に教育長答弁された不登校の子供たちとか、そのような子供たちに対して、例えば一般の町民の力といっても、なかなか専門的な知識がないとできることではないのではないかなと思うのですが、その点についてはいかがのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 不登校の児童の中心は学校でございます。しかし、学校だけの力で、以前は先生や校長先生や教頭先生が親御さんに会ったりして改善できた面もありました。でも、こういう複雑な社会という言い方はちょっと失礼かもしれませんが、いろいろな子供同士が、不登校の児童同士がどこかに集まってしまっていないようになってしまったとか、あるいはどこかに泊まってしまったとか、そういうことは私も現役のときにございました。そういうことは、もう先生の領域を超してしまっているのです。

実は、春休みにも、今度3年生になる女の子がどこかのうちへ夜遅くまでがたがた

しているという話を聞きまして、私もまだその立場では何もできませんでしたけれども、話を聞いたときに、これやっぱりこういう不登校で怠けぎみの子は、何か先生とのコミュニケーションがうまくいかない。そうすると、やっぱり昔のおせっかい何とかではありませんけれども、地域の方、またその家庭と信頼のある方がちょっとお話できるような、そういうのめっこい関係というのか、少し行き過ぎている面もあるかもしれない、そういったのを引き、あるいは突っ込み、そういうあんばいを考えながら、そういう不登校の子供は、先生だけ、地域の教育相談員、あるいはさわやか相談員だけでは乗り切れないものがあって、それらがやっぱり最終的には警察にご厄介になってしまう子も出てきてしまうのです。そういった中で、私はそこがならないように食いとめるには、やっぱり地域の中でそんなすばらしい相談相手になれる方がいるのではないかと。それらをやっぱり広く皆さんにお話しして、それだったら私も何か力になれるわというような方を、今後1人でも2人でもそれぞれの校区に導入していればいいかなというふうに考えているところでございます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) 不登校であろうと何であろうと、嵐山町の子供でありまして、一人一人の大切さは変わりません。やはり表面的なことではなく、内面的にやはり、いつも子供たちに目を光らせていくというような町民の一人一人の姿が、嵐山町のまた教育行政をさらに向上させていくことだというふうに私考えますので、ぜひとも教育長も頑張ってくださいと思います。

以上をもちまして終わります。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

この際暫時休憩いたします。再開時間は、3時50分といたします。

休 憩 午後 3時37分

再 開 午後 3時51分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 渋谷 登美子 議員

○長島邦夫議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号5番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1のHPV接種の必要性和副反応、子宮頸がんの予防について、どうぞ。

〔13番 渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） では、13番議員、渋谷登美子です。まず1番のヒトパピローマウイルスワクチン接種の必要性和副反応、子宮頸がん予防についてということで質問いたします。

このヒトパピローマウイルスですけれども、ワクチンですけれども、子宮頸がん予防接種という形で、平成22年10月から嵐山町では行われるようになりました。最初にこのことを知ったのは、意見書提出からなのですが、私はこのヒトパピローマウイルスワクチン、ウイルスというのが性交渉で感染するのに、なぜ性交渉しない前の子供に接種しなくてはいけないのか、これがとても疑問だったのですけれども、それがだんだんはっきりわかってきたのですが、これについて説明も、皆さんも余り情報を持っていらっしゃると思いますので、情報説明をしながら質問をさせていただきたいと思います。

4月から定期検診になった、ヒトパピローマウイルスワクチン接種は、必要性はないのに、副反応が大きく少女に重篤な被害をもたらす危険な予防接種として、中止を求める運動に賛同しています。そのために私も、子宮頸がん予防接種の副反応検討委員会、厚生労働省で行われた検討委員会の傍聴などをして、今回これに備えました。

まず最初にですけれども、1番です。新たに定期接種になったヒブ・肺炎球菌・ヒトパピローマウイルスのうちのサーバリックス・ガーダシルワクチンの24年度の接種数と接種人数、ヒトパピローマウイルスの任意接種開始からの接種数と副反応報告、本年度4月1日からの定期接種の接種人数と接種数を伺います。

2番目として、厚生労働省に報告されているヒトパピローマウイルス・ヒブ・肺炎球菌・インフルエンザワクチンの副反応の件数、発症率について伺います。これは、厚生労働省のほうで5月16日に公表しております。

3番目です。嵐山町からの中1の少女への予防接種の実施のお知らせでは、子宮頸がんとは、子宮の入り口にできるがんで、ヒトパピローマウイルスというウイルスが原因とされています。ヒトパピローマウイルスは100種類以上ありますが、がんに関連するのは約15種類で、そのうちヒトパピローマウイルス16型と18型の2種類が6割を占める」との情報提供があります。

ですが、厚生労働省の国会質疑では、ヒトパピローマウイルス16型と18型の検出率が0.7%であると把握していて、そしてヒトパピローマウイルスに感染後、ヒトパピローマウイルス自然排出は90%であり、持続的な感染があり前がん病変の軽度異型性状況になったとしても、そのうち90%が自然治癒し、残りの10%が子宮頸がんの前がん状況になること、実際には10万人に7人の発生率であることを把握していることをご存じでしょうか。

次です。4番です。30代からのヒトパピローマウイルス検診が本年度から始まります。ヒトパピローマウイルス感染で軽度異型性状況でも、経過観察で、自然治癒が90%、残りの中度・高度異型性の場合に治療することで、子宮頸がんは100%治癒すると日本産婦人腫瘍学会のガイドラインに示されています。子宮頸がんは、細胞診とヒトパピローマウイルス・DNA検査で予防できることをご存じでしょうか。

5番目です。子宮頸がんの発生が若年層にふえてきたという理由で、ヒトパピローマウイルス接種が定期接種となりました。ヒトパピローマウイルスワクチンのこれ有効期間といいますが、効果の持続期間は幾らと把握されているか伺います。

6番目です。近年子宮頸がん罹患率が若い人がふえてきたと言われますが、子宮頸がんの若年層の検診はいつから始まりましたか。直近の子宮頸がんの年齢別死亡数ほどのくらいと把握されているか伺います。

7番目です。ヒトパピローマウイルスワクチンの重篤な副反応について厚生労働省から通知がありましたか、伺います。

8番目です。定期接種並びに嵐山町独自助成予防接種にかかる副反応被害について、救済制度、また実際に全国で副反応被害者の救済の状況について伺います。

9番目です。4月1日に配布されたお知らせには、これは中学校1年生に配布された文書なのですが、副反応については筋肉注射による副反応のみが記されています。重篤な副反応としてアナフィラキシー症状（ショック症状、じんま疹、呼吸困難）、ギランバレー症候群、筋肉に力が入らなくなって動けなくなる状況なのですが、血小板減少性紫斑病、急性散在性脳脊髄炎が報告されていることなどについての情報提供、サーバリックスとガーダシルのワクチンの予防効果、接種間隔の違いの情報提供のほか、副反応の違いの情報提供が必要なのですが、これが加わっていませんでした。

嵐山町の通知文書では、「医療機関と相談の上、どちらか一方のワクチンを3回接種してください」、別紙では、「必ずどちらか一方のワクチンを接種してください」と

なっていますが、ヒトパピローマウイルスは、性交渉による感染であるため、事実上の義務といたしますか、空気感染はないわけです。そのことが記されていません。これから接種を考えている人、2回目、3回目を接種するに当たっては、副反応についての情報、子宮頸がんの予防には定期的な検診が必要であること、ヒトパピローマウイルス接種はワクチン接種は、強制的なものではないこと、重篤な副反応についての情報提供の文書の送付を求めます。定期接種は、自治体にとっては義務なのですが、接種を受ける者にとっては、子供ですね、子供には義務がないということなのですが、それについての情報提供はとても弱いと考えています。

10番目です。5月20日の国会の決算委員会では、文部大臣は、学校における情報提供と副反応被害についての調査を指示したことを答弁しています。接種した女生徒について、副反応の状況等についての調査、子宮頸がん、予防接種による副反応についての詳細な情報提供を、教員、父母、子供たち並びに定期接種を委託した医療機関に対して、今後どのように行うか伺います。

○長島邦夫議長 申し上げるのが遅くなりましたが、渋谷議員のほうから、一般質問の参考資料としまして、1、2番、3番と出ておりますので、参考にさせていただきたいというふうに思います。

それでは、順次答弁を求めます。初めに小項目（1）から（8）について、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、質問項目1の（1）につきましてお答えいたします。

平成24年度のヒブワクチンの延べ接種者数は464人、実人数にしますと264人、肺炎球菌ワクチンは延べ469人、実人数246人、HPVワクチンのうちサーバリックスは延べ90人、実人数53人、ガーダシルは延べ101人、実人数46人でございます。

次に、HPVワクチンの任意接種開始からの接種者数と副反応報告ですが、本町は平成23年度から開始しておりまして、平成23年度、平成24年度を合わせますとサーバリックスが延べ609人、実人数で327人、ガーダシルが延べ137人、実人数69人となります。副反応につきましての報告はありません。

また、本年度の接種人数に関しましては、4月分のみを集計となりますが、サーバリックスは延べ、実人数とも3人、ガーダシルは6人というふうになっております。

続きまして、質問項目1の（2）につきましてお答えいたします。報告数は、平成

25年3月31日現在で、発生率は100万接種当たりの件数となります。HPVワクチンのうちサーバリックスは1,705件、発生率は245.1、ガーダシルは263件、発生率が155.7、ヒブワクチンは627件、発生率59.2、小児用肺炎球菌ワクチンは869件、発生率82.9、インフルエンザワクチンにつきましては、平成24年10月1日から12月31日までに出荷されたワクチン分の報告となりますが、328件、発生率6.4となっています。

次に、質問項目1の(3)につきましてお答えします。平成22年の国立感染症研究所の資料によりますと、海外の子宮頸がんの発生にHPV16型または18型がかかわっている率が70%と推計され、頸管部におけるHPVについては自然治癒することが多く、90%が3年以内に消失することが報告されていることは承知しております。

次に、質問項目1の(4)につきましてお答えいたします。細胞診検査とHPV検査を併用することにより、前がん病変も含め見落としが少なく、精度の高い検診になると言われていることは把握しております。

次に、質問項目1の(5)につきましてお答えいたします。厚生労働省の資料によりますと、これまでに確認されているワクチン効果の持続期間は、厚生労働省子宮頸がん予防ワクチンに関するQ&Aによりますと、サーバリックスが最長で9.4年間、ガーダシルは少なくとも8.4年間となっています。有効期間は随時更新されておりまして、今後も引き続き有効性の調査がされる予定というふうになっております。

次に、1の(6)につきましてお答えをいたします。若年層の子宮がん検診ですが、本町では、平成16年度まで30歳以上が対象でしたが、平成17年度より20歳以上が対象となっております。

次に、2011年の年齢別死亡者数ですが、国立がん研究センターの資料によりますと、20歳代が19人、30歳代が186人、40歳代が421人、50歳代が449人、60歳代が535人、70歳代は501人、80歳代が626人で、全体で2,737人となっております。

次に、質問項目1の(7)についてお答えいたします。副反応報告の実務につきましては、県の疾病対策課を通じまして通知がありましたが、重篤な副反応の情報については、特に厚生労働省から示されたものではありませんが、国の審議会等で公開されている会議資料で確認をしております。

次に、質問項目1の(8)につきましてお答えいたします。定期接種については、予防接種法に基づく救済措置となり、本町負担分は全国町村会総合賠償補償保険から支払われます。また、町が行政措置として行う法定外予防接種についても、万が一、

健康被害が生じた場合は同様に保険金が支払われることになります。保険金額は、賠償責任の有無等の条件により異なっております。

次に、全国健康被害の救済の状況についてですが、こちらにつきましては把握ができておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目（９）について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 （９）についてお答えをさせていただきます。

町が送付をした通知文書の内容につきまして説明いたします。「必ずどちらか一方のワクチンを接種してください」とあるのは、サーバリックスとガーダシルの２種類のワクチンを混合しないよう促すものであります。定期接種につきましては、その対象者またはその保護者に対して、予防接種を受けるに当たっての注意すべき事項、その有効性等を理解した上で接種していただくもので、予防接種の性格上、受けるように努めなければならないとする努力義務となっております。

次に、情報提供文書を送付する件でございますが、町からの通知の中にも若干触れさせていただいておりますが、医療機関で接種をする前に、ワクチンの説明書の中に重篤な副反応についても説明がされておまして、そのことをよく理解した上で保護者の同意がされることとなっております。したがって、ここで改めて通知することについては考えておりません。ただし、接種の差し控え等、国の動きがあった場合には、速やかに対応したいと考えております。

以上、答弁といたします。

○長島邦夫議長 次に、小項目（１０）について、小久保教育長。

○小久保錦一教育長 （１０）につきましてお答えをさせていただきます。

お尋ねの文部科学大臣からの調査の指示に関しましては、県に問い合わせたところ、いまだそのような指示は来ていないということでございました。今後指示があった場合には、その内容に従いまして適切に対応してまいります。

また、定期予防接種等による副反応の報告につきましては、平成25年３月30日に法の一部改正により、病院や診療所の開設者または医師は、厚生労働大臣が定める症状に呈しているときは厚生労働大臣に報告が義務づけられ、後に国より県、県より市町村に情報提供することとなっております。今後厚生労働省から通知等があった場合には、速やかに対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 資料説明からさせていただいて再質問します。資料なのですが、すけれども、まず最初に、HPVの重篤な副反応、先ほどいただいたのですが、これ答えていただきました。それを計算し直しますと、10万人当たりの確率なのですが、全体で26.7人に1人が10万人当たり重篤な副反応になってきます。

同じことではないのです、これからもう一度話しますけれども、確率なのですが、3,736人に1人が重篤な副反応になってきます。これなのですが、その下の2番です、2番のグラフを見ていただければわかるのですが、先ほどの回答のものを私がグラフ化してきました。これは、数値をしっかりと皆さんに把握してもらわないとこれからの事態に対応できないという思いがとてもありますので、説明を含めながら対応を求めています。

これ日本の死亡者、子宮頸がんの死亡者なのですが、子宮頸がんが死亡者がふえているというふうに書いていますが、先ほど80代で658人というふうになっています。実際に子宮頸がんの死亡者というのは、20代や30代ではないのです。60代ぐらいからふえてきていて、ほかのがんと同じような状況になっています。

発生率です。発生率ですけれども、20代の人がふえてきたというのは、平成16年までは、17年までは、先ほど30代の方しか子宮頸がんの検診をしていなかった。ところが、17年以降になってやっと20代の子宮頸がんの検診をするようになった。そういうことと、ガーダシルとサーバリックスが販売されるようになって、病院も非常に関心を持って、産婦人科医が関心を持つようになったので、妊娠のたびに、妊娠をなさる方が、来るたびに定期検診をするようになった。その結果、20代、30代の方のこれ妊娠時期と重なっていますから、定期検診をする時期と重なっているのです、子宮頸がんの人たちが、罹患率がふえてきた。ですけれども、この罹患率なのですけれども、私も子宮頸がんの検診をしたことがあるのですけれども、これは、子宮頸がんというのは、ゼンヒ状態になったところでも、それで上皮がんというふうな形、CN1っていうのですけれども、その段階でもう子宮頸がんとしてカウントしてしまう人が多いらしいのです。それで、ここのところが大きくなって、前がん状態になっても、実は自然治癒するものですから、そのまま放置されます。そうすると、実際には治ってしまうのです。90%の人が治っていくという形になっています。

次の治療なのです。治療もあわせて見ていただきたいのです。これが20年間の推移です。実際に見てみますと、子宮頸がんは1988年と2008年とのこの20年間の差を見ているのですけれども、実際には子宮頸がんの方というのは減っているのです。なのに、ふえているというふうな形でされているのが、サーバリックスやガーダシルの製薬会社の一つの情報の中に、実際にこれは、私のほうでどういうふうな状況になっている、数学的な数値から話をしていけないと無理だというふうな形がありましたので、そうしていきます。

4番です。4番なのですけれども、この子宮頸がんの至るまでですけれども、これも全部厚生労働省の矢島健康局長というのが話をしている中で、これを図示したものです。

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルスは性経験のある女性の50%がかかります。ですけれども、90%の人が自然消滅します。そして、残りの10%が持続感染して、ですけれども、90%の人が自然治癒します。そして、その中でHPV検査をして軽度異型性という形で、経過観察をしていって、そのうちに経過観察をしているうちに、実査に治癒される人と、それから前がん状態から重度異型性、高度異型性になった段階で、子宮頸がんをレーザー光線や放射線治療、それから簡単な手術なのですけれども、それをやるところではほぼ100%治癒になります。これが実際の子宮頸がんの状況です。子宮頸がんの、なぜ持続感染するかということなのですけれども、健康な方は大体消滅するのですけれども、これ60%ぐらいが実は喫煙者だということがわかってきました。だから、喫煙教育というのはとても大切なのですが、そのような形で、それで重篤な副反応については今全く厚労省のほうから来ていないということなのですけれども、これ非常に大きな重篤な副反応がありまして、ここに書いてあるような重篤の副反応の症例というのが5番に出ていますけれども、アナフィラキシー反応というのは、これは注射を打った直後に出るものです。ですから、これがある場合には副反応という形で対応できるのですけれども、あとのものは2週間、3週間、4週間たって出てくる副反応なのです、これに関しては、このことに関しては。

そういうふうな状況の中で、そしてここに資料3ですけれども、資料3について1つ読み上げさせていただきます。これは定期接種になってからの被害者です。

娘の健康な体を返してください。仙台在住、今年中学に入学した娘の母です。こんなワクチンを打たなければ娘はあんな痛みを体に受けなかったはずなのに、4月12日、

ガータシルワクチンを打ちました。数日たち、鼻血が出るようになりました。10日間過ぎたあたりから、左の足裏に痛み、数日、痛みは太ももへ、そのまた数日には左肩が抜けるように痛いと言は訴えてきました。そして、この痛みは膝へ、そして左脇腹へ移動したのです。足に自信のある娘は、スポーツ万能、小学校から少年野球に入り、中学で男の中で女子1人で野球部に入り、今は傷みを抱えながら、大好きな部活を頑張っています。

あんなワクチンを打たなければ、悩みを抱えることなく、普通の毎日を過ごしていたのに、人体実験を娘にするのはやめて、健康な体を返して、こんなワクチンをやめるべきです。仙台市在住、中1の娘の母。

これは、田村厚生労働大臣がいらしたときに、22枚の被害者の声を渡したうちのこの名前のないものをここにしています。これは定期接種なので、ですけれども、定期接種ですけれども、こんな場合は学校に通っていったりするもので、逆に言えば被害補償の対象にならないのだなと思っています。定期接種ではない形で、任意の接種の方というのは非常に大きな副反応を起こしていて、20歳ぐらいの方なんかアメリカに留学して帰ってきて、たまたま定期接種を自分で接種してしまったら、そしたら今度はすごく副反応が出てきて車椅子生活になって、そして帰れなくなって、今在宅でいるとか、そういうふうな状況が続いていますが、これを5月16日の、私は傍聴していて驚いたのですけれども、医療の情報がないから、これはこのまま医療情報が、被害の情報が蓄積されて、明らかに被害がガータシルとサーバリックのものになった段階で検討するというふうな形でありまして、ここの5月16日の定期接種のこの副反応の検討会をずっと見ていて、実際に論点というのがあるのですけれども、論点の最後のところは、この予防接種を中止するかどうかという形になっているのです。そのところまでいきませんでした。というのはなぜかというと、ここの中で医療情報が蓄積されていない。一人一人の状況というのをカウントするのではない。どういうふうな状況になっているかというのを調べるのではないのです。この症状は、このサーバリックスには全然今のところ入っていないと、そういうふうな形でカウントしていきます。ですから、今これから医療情報が集積されて、このまさにこの仙台市のお母さんが言っているように、人体実験をしてサーバリックとガーダシルの注射をしながら、医療情報の集積をしていく、こういった状況になっています。それで、再質問をいたします。

○長島邦夫議長 1番からですか。

○13番（渋谷登美子議員） ちょっと待ってください、1番はもういいです。1番はこれでいいですから、それで2番についてもオーケーです。

それで、発症率なのですが、町長にまず、全体通してということもあるのですけれども、町長にまず伺いたいと思うのですけれども、この先ほどの私のデータの計算なのですけれども、こちらのグラフの2と1を合わせてみますと、10万人当たりの子宮頸がんの死亡者は、これ20代からで計算しているのですけれども、20代からの総人口で計算すると10万人当たりの死亡者は4.4人になります。10万人当たりの罹患者です。20代からの方は、17.4人になります。これは、実際にここに出ています、国立がん予防センターのデータによりますと、10万人当たりの罹患者、こちらのほうになるのですけれども、ちょっと切れてしまって15人ぐらいになっています。こういうふうな状況です。

ところが、これはとても大変なことだと思っているのですけれども、副反応なのですけれども、こちらの資料、これは厚生労働省が出した資料です。それを計算しているのですけれども、10万人当たり、重篤な副反応の人が26.7人なのです、子宮がんが死亡される方が4.4人に対して、20代からの子宮がんの罹患者が17.4人に対して、重篤な副反応者が26.7人、こういう数字になってくるわけなのです。これを嵐山町が自治体の定期接種を自治体事務として行うべきものなのかどうか、こういう状況の中であって、それをまず伺いたいと思うのです。それと、もう一つ、これは情報提供の一つなのですが、サーバリックスが2009年に販売許可をとります。そのときの議事録があるのです。その中で、これは本当に驚いてしまったのですけれども、これはサーバリックスは10歳からやるというふうになっているのです、サーバリックスの会社の中で、それで申請しているのです。ドクターがサーバリックスご希望の方には、必ずサーバリックスに関しては、予防接種をしたとしても、その後定期検診が必要だということと同時に説明するようにって書いてあるのです。そのドクターの方が10歳の方にサーバリックスを打って、子宮頸がんの予防接種をするという定期検診ができるわけがないと、こんなことをやっていいのかと、こんな日本は大変な状況になっているというふうな形で会議録が進んでいます。ですけれども、実際には皆さんこれWHOでは、ほかの各国、40カ国が進めているので日本でやらないというわけにいかない。このまま進めさせていいのでしょうかというふうな形で、ご異論ありませんねという形で、そし

てこれがサーバリックスが販売になって、そして嵐山町も国もこれを推奨するようになりましたから、任意接種にして今定期接種になっているという状況の中で、このような先ほど言いましたように、10万人当たり4.4人の死亡者、それで実際には、重篤の副反応者が26.7人いるというふうなものを、嵐山町が定期接種として行う必要があるのか、これを検証してもらうべき、まず定期接種を行う前に検証してもらうべきではないのか、そして中学校1年生に定期接種していますけれども、これは性交渉でしか感染しないのです。中学校1年生で性交渉するというのは、性の低年齢化を嵐山町が推奨する形になってきますよね。2年、3年上げておいて、そして実際に今までのものを、定期接種を検証していただいて、厚労省の私たちの嵐山町で検証することはできませんから、検証していただくということがまず必要であると思うのです。その点についてまず、伺いたいと思います。

それで、その後なのですけれども、これ何番というふうな形で言えないのですが。

○長島邦夫議長 3番あたりではないのですか。

○13番（渋谷登美子議員） 3番あたりになりますか、何番というふうな形でちょっと言えないのですけれども、その形で一つでは3番あたりまでという形でお願いします。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 私、(9)番についてお答えいたしました。それでは、もう一度お答えさせていただきます。

町のほうで、情報提供をした中で、医療機関で接種をする前に、ワクチンの説明書の中に、重篤な副反応の説明がされております。そして、そのことを理解をした上で、保護者の同意がなされることになっています。その上で受けていただく。そして、これは、予防接種の性格上、受けなければならないとするような努力義務となっております。こういうことを町では、受ける方にお知らせをして、医師と相談の上で接種をしていただく。そして、国では、これらを進める状況に現状ではあると、それを受けて町では進めていきたいというふうに思っています。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これですけれども、そのようにおっしゃいますけれども、重篤な副反応ですよね、重篤な副反応をどのように書いているか。注射部位の疼痛、発汗、膨腫脹などの局所反応と軽度の発熱、頭痛、倦怠感などの全身反応があります

が、いずれも一過性で、数日以内に軽快するものが多い。接種後の失神、血管迷走神経反射があるので、失神による転倒などを防止するため、接種後30分程度は安静にし、被接種者の状態を観察する必要がありますというふうな形で書いているだけです。

今ほかの市町村のところなのですが、例えば多摩市です、多摩市、それから国立市、こういったものを見ますと、子宮頸がんのお知らせ、実にたくさん書いてありまして、サーバリックスに関しましては、10%以上でかゆみがあったり腫脹があったり、異常症状があったり、筋肉痛、関節痛が、1%から10%未満で発疹、じんま疹、高血、目まい、0.1%から1%未満で視覚症状、感覚しびれ感、そして全身脱力、頻度不明、四肢痛、失神、血管迷走神経反応、AST、ALT上昇、ぶどう膜炎、核膜炎、リンパ節炎、血管迷走神経反応として、ふらふら感、冷や汗、血圧低下、悪寒、気分不良、耳鳴り、徐脈、頻脈等の症状が発現する、そしてガーダシル、10%以上広範腫脹、1%から10%未満、発熱、かゆみ、出血、不快感、頭痛、0.1%から1%未満、高血、四肢痛、筋骨格硬直、下痢、腹痛、白血球数増加、頻度不明として無力感、悪寒、疲労、倦怠感、血腫、失神、関節痛、筋肉痛、嘔吐、発疹、リンパ節症というふうな形になっていて、こういったものが全部出ています。これは、多摩市ですが、それぞれに、国立市もそれが出ていまして、国立市はきのう各家庭に入ったそうですけれども、重い副反応とアナフィラキシー症候群、気管支けいれん、じんま疹、ギランバレー症候群、血小板減少性紫斑病、急性散在性脳脊髄炎、その他副反応、注射部位の疼痛、広範腫脹など、全身反応としての発熱、頭痛などというふうな形でみんな出ているのです。

これに関して言いますと、私は嵐山町は、国から言われ、そして特に町長は、今までのこれに関しての定期接種に変わりました。これは国費ですが、今までは24年度までは嵐山町で定期接種をしていました。それに関して、こういった形の広報のお知らせの仕方というのは、変えていかななくては、副反応が多いという形を、確かに嵐山町ですと、今の接種のやり方ですと、3,736人に1人の割合で出てくるわけですから、嵐山町では、ずっと計算していきますと、60年ぐらいに1遍ぐらいの副反応、重篤な副反応の発生率になるのかなというふうに私は計算しましたがけれども、でも、こういうことが実際に嵐山町で起きることも考えられるわけですよ。そういうときのために、まず皆さんに広報をする、特に問題になっていますのは、実際これは新聞や何かで見て初めて自分の子供はこの子宮頸がんのワクチンの副反応だっていうことがわ

かる、女性雑誌や何かにこういった症状が出てくるという形でわかって皆さんが報告しているという形になっていて、ワクチンの副反応というのは必ずこういった形になってきています。

それについて、まず嵐山町は、まず9番だったからというふうにおっしゃいましたので言いますけれども、こういった形のを町長が自治体の義務として行っていかななくてはいけない以上、そうしたらそれに対しては、今現在自治事務でやっていかななくてはいけないのですけれども、それに対してしっかりした副反応のお知らせをしていくことが必要であると思うのですが、それと同時に、私は町長の良心に伺います。いいですか、10人当たり4.4人の死亡率の病気に対して、それも60代の人が多い、死亡者が多いものに対して、12歳の女の子にワクチン接種して、性交渉しない前の子供にワクチン接種して、10万人当たり26～27人の予防接種を進めていくということに関して、私はこれは非常に問題があって、首長としてこれはちょっと幾ら何でも私としてはこんなことは許されない問題だなと思っているのですけれども、それについてこのままやっていくということで、自治体義務ですから、これは事務ですから仕方がないものというふうと思うのですけれども、それについて検証してくださいというふうに町村会や国に対して申し入れていかないと、子供を守ることができません。それについて伺いたいと思います。

それと、もう一つ、これは町長ですけれども、これに関して言いますと、ヒトパピローマウイルスに関しては、HPVワクチンのHPV健診で、そしてこれがほとんど治癒されるという形になっています。それに関して言いますと、出雲市なんかでは、20代からの人たちに3年に1回ヒトパピローマウイルスと細胞診を行うという形で検診を進めているのですけれども、その検診の仕方が、検診車を持って行って、そしてスーパーとか公民館、そういった形でやっていて1分ぐらいで済むという形のものをやっています。時間も、女性、20代から30代の女性の検診が受けられる時間帯に持っていくという、だから若干時間を長くしています。そういった形のを保健所で行っていくような形を嵐山町は、嵐山町独自ではできませんから、そういった形の検診を進めていくということが一つ必要だと思うのです。がん検診というのは、確かに問題が、いろいろな形でできると思うのです。なぜ受診率が低いかということに関しますと、そういったことが行われていない、特にヒトパピローマウイルスに関しては、先進事例が今少しずつ出てきています。イギリスでは、このヒトパピローマウイ

ルスの検診率を上げることによって子宮頸がんの死亡率を下げています。うんと下げ
ています。こういうちょうど反比例みたいな形のグラフができています。そういった
形のことを進めていくことで、子宮頸がんのワクチン接種という形で副反応の被害を
防ぐことができるのです。そのことについて伺いたいと思うのです。そういったこと
も、どっちにしたらいいのかな、町長に、あわせてこれは保健所のことですから、こ
れは町長に両方とも伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 よろしいですか。

○13番（渋谷登美子議員） はい。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

議員さんの考え方というのは、これ必要悪といいますか、これは副反応があるから
やらないほうがいいというお考えですよね。国のほうは、副反応は注意をしてもやっ
たほうがいいと、現状ではですよ。そういう状況で進めているのだと思うのです。そ
れで、嵐山町も、そういう国の指導を受けて現状行っております。

ここにある新聞の記事があるのですが、「子宮頸がんワクチン、副反応が心配だが」
というのが記事があります。そして、このワクチンは2006年に米国で承認されて以降、
世界100か国以上で使用され、既に1億人以上が接種をしている。そして、日本では
毎年1万5,000人が子宮頸がんと診断されて、約3,500人が死亡をしているという記事
があります。

それで、この記事の先にも、自治医大附属埼玉医療センター婦人科の今野先生、今
野教授、「受診率の低さが若い世代の子宮摘出や死亡の増加につながっている」と。
ですから、子宮頸がんワクチンが広く接種をされることで、将来、日本の子宮頸がん
の発生を70%減少させることができるというふうに言っております。ですから、これ
をやると副反応があるというのは議員さんおっしゃるとおり、そういう事例が出てき
ている。しかし、それ以上に、世界で100か国以上、1億人以上の人が接種をして、
そして命を救われている人が多いというこの現状をどうとったらいいのか、考え方は
2つあるのだというふうに思うのです。

それで、日本では、接種をしたほうがいいのではないか。するに当たっては、副反
応はこういうのがありますよ。お医者さんとよく相談をして、親の賛同と一緒に賛成

といえますか、親もオーケーですよというあれを判断をしてから受けてください。そして、これは、あくまでも強制的ではありません、努力義務となっております。こういってくださいますので、嵐山町としては、この状況をこのまま続けていきたいというふうに考えております。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 今野さんですね、今野さんは、サーバリックスのガーダシルとの研究の対象の一人で、今野さんは、私ちょっと幾らお金をもらっているかというのはわかりませんが、お金をいただいている人です。ガーダシルと、どちらのあれかわかりませんが、製薬会社は必ず研究者とタイアップしています。タイアップして、それで研究者にお金を払っている。ちょっと今、その記事を持っていない、持ってきていないのですけれども、東京新聞に出ていたと思うのですけれども、今野さんという方は一番推進される方です。その新聞は何かわかりませんが、新聞によっていろいろ書き方があります。

朝日新聞、東京新聞、毎日新聞、読売新聞もこれは、この問題に関しては、非常に問題が大きいというふうになっています。テレビでも、これに関しては報道されています。こちらの5月16日の、私もずっと副反応の審議会を傍聴していましたので、どういふような状況になっていくかということをお話ししますと、最後にこの議決してはいけない人というのがいるのです。議決してはいけない人というのですけれども、意見を出してもいい人というのはいるのです。その人が製薬会社からお金をいただいている人たちなのです。議決してはいけないけれども、意見は出してもいい人。その人だけが一生懸命話をしているのです。議決してしませんでした。これで皆さん、よろしいでしょうか、議決してしないで誰も反対ということができないでこういうふうな形になっています。これ、サーバリックスとガーダシルの件なのですけれども、今現在ですけれども、嵐山町は副反応については、正しい副反応もお知らせしていませんし、私が読む限りで、これでは嵐山町の子供たちは、どちらかを必ず接種しなければならないというふうに書いてあると読みますが、これがそういうふうには読めないというふうに、そういうふうな丁寧な、努力義務でありますなんて書いていないですよ、どこにも。どこでそういうふうには判断できるのでしょうか。

副反応が強く出ることがありますので、翌日の予定に合わせて接種してください、翌日の予定ではないですよ。3回接種して、2週間、3週間、28日たって出てくるよ

うな状況です。このワクチンの性質なのですけれども、今までのワクチンと全く違います。体にウイルスを入れない、そういうワクチンです。ですから、免疫抗体が非常に強い。それで、血管を傷つける。血管を傷つけるための脳の中の小脳を傷つけていく、それで非常に重篤な反応が出てきます。

今までの副反応があるのですけれども、これも私も驚いたのですけれども、風疹とはしかとおたふく風邪のワクチンがMMRといいます。MMRというのは、廃止になりました。これどういうふうな経過で廃止になったかというのが出ているのですが、最初1986年だったのです。最初10万人か20万人に1人の割合で副反応が出てきました。ところがです、4年後になったのです。皆さんにこの副反応の状況というのが報道されるたびに皆さんが、これは自分が副反応ではないかという、子どもが副反応の症状ではないかというふうな形で医療機関に報告に行きます。この場合は、MMRの場合は、回復するのですけれども、最後に750人に1人になって、やっと厚生労働省はこのMMRを中止にしたという経緯があります。20年前のものです。

こういった状況になっていって、こういったものを嵐山町は、町長はこのままこうやって進めていくのかということなのです。自治体で義務がありますから、地方交付税の中に入ってきて義務がありますから、これは接種義務として勧奨する義務がある。だけれども、副反応について皆さんにお知らせして、本当にこれで大丈夫なのかといって検証していく、別の方法を考えていく、子宮頸がんの治療の方法を考えていく、そういった形で子宮頸がんを少なくしていくという方法を嵐山町は、皆さんの健康を守るという立場にあれば当然であると思いますが、これは今野さんの推進が、サーバリックスや、どちらの製薬会社からお金をもらっている方か、私はちょっと記憶にないのですけれども、そういった人のことを新聞記事を持ってきて反論されるのでは困ります。ほかにもいっぱい新聞記事があったはずですよ。それは当然お読みになっていますよね。それを読まずに、わざわざその記事だけをここで提示するというのはおかしくないですか。

これだけの問題になっていて、それでこのままやっていくということに関して私は町長として、子供、中学校1年生ですよ、これから60人の子供たちに接種を、勧奨を勧めていくわけなのですけれども、こういったことを勧めていくべきではないけれども、自治体の義務として勧めていかなければ、副反応についての情報提供をしっかりとっていく、そしてこれは努力義務ではありませんというものを皆さんのところにお知らせ

していく。2回目、3回目、1回目の方と2回目、3回目の方、これから副反応、定期接種はまだ6人ですか、25年度は6人しかしていないというふうな形でしたから、全部で9人か。すみません。そうすると、その以外のお子さんに関しては、十分に検証して、親御さんと検証して、そして接種するかどうかを親御さんが判断していく、そういった姿勢が必要だと思うのですけれども、それと保健所についてはヒトパピローマウイルスに関してのウイルスの検診体制について、今の嵐山町の状況ではこれ以上進めていくというのは逆に難しいかなと思うのです。20歳代以上で。20歳以上の方になっていますけれども、実際に20歳以上の方で性交渉している方というのはどのくらいいらっしゃるのかわからないのですけれども、雑誌などを読みますと、薬学のほうの雑誌を見ますと、30歳以上でもよいし、30歳以上で3年に1回細胞診としてヒトパピローマウイルスの検診をしていければ、そこところでチェックした人だけを経過観察していけばよいというふうな形に書かれていますけれども、今、厚生労働省のほうでは20歳以上を2年に1回、ヒトパピローマウイルスと細胞診をやっていくという形になっています。でも、実際20歳以上の人で、本当にそんなにしょっちゅう性経験をするという方はそうはいないのではないかなというふうに私は思うのですけれども、なので、ヒトパピローマウイルスに関しては、しっかり検診体制を進めておけば、子宮頸がんの予防接種をワクチンをして、このような重篤な副反応もこれからどんどん出てきますよ。これを防ぐことができると思うのですが、それについての考え方を、悪いのですけれども、しつこいのですけれども、これはしっかり町長の姿勢として、子供を守る、国のやり方でなく、そして政治的なこれは定期接種です。非常に政治的なものと考えています。

というのは、健康局長の答弁を、ずっと国会での答弁などを聞いていますと、そうではない形に、実際には10万人に7人の効果しかないという形のことを認めるような答弁をしていて、そして予防接種、ヒトパピローマウイルスのワクチン接種は効果がないという形をかなりいろいろなところに出しているのです。それをそうではないという形でやっていく。国が推奨しているからという形ではなくて、しっかり物事を検証していくという姿勢がここにはないですよね。検証していく姿勢がなくて、ワクチンだけがよいですよ、そしてワクチンの被害に対して補償がありますよという形になっています。ですけれども、杉並区で非常に重篤な副反応のあった方がいました。これは定期接種ではないので、杉並区が独自に補償する形になっています。今まで、こ

れからの定期接種は、25年の今年の4月1日からですから、これ以前のもので。878人の人に関しては、これは全部国の定期接種ではないですから自治体が補償していかななくてはいけない、そういう状況になっています。そういうふうな状況になっていて、嵐山町でこの子宮頸がんワクチンに関して検証も国に求めないで、そして副反応について皆さんにお知らせもしないでこのまま続けていくということは、嵐山町の町長としてこの人の健康を守る立場にある者として許されるものかどうか、伺いたいと思います。

◎会議時間の延長

○長島邦夫議長　ここで議長より申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○長島邦夫議長　それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　重ねてお答えをいたします。

新聞記事ですけれども、厚生労働省によると、平成21年から今年3月末までの医療機関に報告された子宮頸がんワクチンの副反応は1,968件、このうち全身の痛みなど重篤だったと医療機関が報告したのは106件、そしてこの内容を専門部会は検討をいたしました。そして、すぐ接種を中止するための医学的論拠はないという結論を出して、この専門部会では続けることとしたというふうに厚生労働省の記事は書いてあります。

そして、町長としてというようなお話ですが、健康はどう守っていくのか、きょう午前中から話をしている。議論が進んでいないようでありまして、どう守るか、ここにかかっているわけでありまして。ですから、これを受けるに当たって現状で、こういう副反応が出ているわけですから、接種の予診票というのを受ける方に出していただくわけです。そして、それには、医師の診察、説明を受けて予防接種の効果、また目的、重篤な副反応の可能性、そして予防接種健康被害救済制度、これらについて理解をした上で、接種をするかしないか判断をする。そして、この予診票というのは、予防接種の安全性の確保、これを目的として出すのだと、お願いをしているのだということでございます。そして、これを理解の上、この予診票を提出をしてください。こ

ういうことで町のほうはお願いをしている状況でありますので、議員さんおっしゃるように町の責任としてこういうことで受診者には周知もするし、お願いもするし、しっかり医師の先生方と相談をして、ご父兄の判断の上でやってください、そういうことでこれからも進めていくということでございます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 先ほどの新聞記事はどこの新聞記事ですか。いろんな新聞記事があって、これは一番マイナーな新聞記事ですよ。私全部とっているわけではないですけども。それで、いいですか。

○長島邦夫議長 お答え願いますか。

○13番（渋谷登美子議員） これに106件というものですけども。

○長島邦夫議長 それについてお答え願いますか。

○13番（渋谷登美子議員） 要りません。106件ということですけども、百何件ということですけども、これは医療機関とそれから企業からの重篤な副反応と2つありますけれども、医療機関と企業からの重篤な副反応、これは重なっていません。重なった数字が878件、これは私のほうで確かめました。厚生労働省のほうに皆さんが、新聞記者もみんな確かめました。その発表の仕方は、意図的な発表の仕方ですよ。ここにもあります。私自身が持っている資料、あるのですけれども、非常に意図的に書いてある新聞記事です。878件が重篤な副反応です。

それで、10万人当たり27人の重篤な副反応があります。そして、これは10万人当たり4.4人、これは20歳以上のものです。実際にゼロ歳からのものでやると3.8人になるというふうに2005年の資料には出ていますけれども、そんな形のものに対して、死亡率が10万人当たり4.4人に対して、10万人当たり重篤な副反応が27人になるような予防接種を嵐山町がやっていくかどうかということですけども、これをこのままやっていくのではなくて、少なくとも、私がしつこく言いますけれども、皆さんに通知をもう一回出す、そして広報などにはっきり副反応の問題点を出すということで、初めて嵐山町の町長として子宮頸がんのワクチンの被害を防止することができる。その上で、副反応の状況を皆さんにお知らせして、今現在お知らせしていないわけですよ。そのことを言っているのです。さらに、子宮頸がんを減らそうと思ったらワクチン接種ではなくて、ヒトパピローマウイルスの検診で済みます。これは、出雲市ですと4,800円かな、6,900円、1回に6,900円か、そんな感じで、ごめんなさい、ちょっと

今覚えていないですけども、補助をして1人が2,000円か3,000円で受けられるようになっています。ほかのところもそのような形になっています。

こういった形のことを進めていくことで子宮頸がんを少なくしていく、そういった形のことができるので、同時に、私が言っているのは、子宮頸がんの予防をするのにヒトパピローマウイルスの検診を進めていく、だから保健所管内でそういった子宮頸がんの検診車を出していく。なるだけ若い女性に勧めやすいような形に持っていく。そのほかに、このヒトパピローマウイルスのワクチン接種で起こっている被害をなくしていく、この被害を嵐山町で起こさせないようにしていくために副反応の情報を皆さんにお知らせしていく。そして、さらにこういった状況のものを自治体義務として行わなければいけないのならば、今それを、今ある事実を検証してくださいということを通村会を通じて国に上げていく、そういうことが一番必要だと思うのですけれども、それについて伺いたいと思うのですけれども、これは非常に政治的なワクチン接種です。

というのは、この後ですけども、民主党の足立信也という国会議員がいるのですけれども、これを今後、男子にも予防接種を勧めていくとなりますと、今の60万人、60万人かな、ちょっとごめんなさい、120万人ぐらいの女の子のほかに、その倍の子供たち240万人、毎年毎年接種を勧めていきますと、倍の金額が製薬会社に入っていく、そういうふうな形になっています。

ワクチン問題というのは、確かにワクチンギャップが日本では大きいというふうに言われています。のですけれども、逆に言えば、ワクチンを接種することで毎年毎年定期接種をワクチンで行っていくことで製薬会社は必ず利益になってくる。そこにつながっている政治家があるということが後ろにあります。それを見ないでこういった形で、どうやって子供たちの健康を守っていくか、人の健康を守っていくかということに関して言えば、やっぱりどうやっても国に対してこの現状はおかしいですよという形で話をしていかなざるを得ないと思うのです。

それについて、先ほどのこともあわせまして、検診の勧め方、今30代に、30歳の方にヒトパピローマウイルスをやっと始めるという形になっていますけれども、ほかの市町村ではしっかりやっている、そして副反応について皆さんに通知を出している、そして広報でもお知らせをしている、そういった状況になっているので、4つですよ、嵐山町がやらなくてはならないことは、国に対しての検証を求めていくこと、ヒトパ

ピローマウイルスワクチン接種の被害と、それから子宮頸がんの死亡率の関係、それともう一つ、嵐山町の今までの通知した人に再度、副反応についての情報提供を出していく。これは努力義務、必ずしも受けなくてもいい、強制ではありませんよというお知らせをしていく。3番目です、広報ですよ。広報で、副反応について皆さんにお知らせをしていく。国立や多摩市では、ヒトパピローマウイルスのほかに、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンについても、副反応についてちゃんとお知らせしてありました。そういった形のものが必要です。

そして、最後に、ヒトパピローマウイルスの検診を、今の状況では嵐山町では非常に難しいですから、渡辺産婦人科1軒ですから、そうではない形で、定期検診をいろいろな場所でやっていけるように検診車を出していくという形のを進めていくようにしていく。その4点について、進めていくかどうかについて伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

副反応の件につきましては、今までも情報提供の中に書いてありまして、医療機関で接種をする前には、ワクチンの説明書の中に重篤な副反応についての説明がされております。理解をした上でやってくださいと書いて。

〔「どこに出ているの」と言う人あり〕

○岩澤 勝町長 そして、町からの通知ですけれども、強制ではありませんというのは先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

そして、もう一度言いますけれども、医師の診察、説明をしっかり受けて、予防接種の効果、目的、重篤な副反応の可能性、予防接種健康被害救済制度、こういうものを理解をした上で接種をしてくださいという周知、お願いもしております。ということです、改めてする必要はないという答弁をさせていただいたわけです。

そして、お話の中にあります、通知の中にそれらの状況が書いてある。それで、2番目の関係というのは何だったのでしょうか。もう一度教えていただけますか。今の質問4つの中の2番目。

そして、保健所の関係で国について申し述べなさいということですが、国については厚労省からの情報が来る。それらについて、それが正しくないのだという反論をする論拠を町では持っておりませんので、それらを厚労省の状況を受け入れる以外今の

ところないわけであります。ですから、町と関係をしている医療機関の先生方に相談をして受けてくださいと、こういうことをお願いをしている状況でございます。

〔「何か質問が全然飛んでいるのですよ」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 検診は答弁漏れみたいな。

〔「答弁ですよね、答弁漏れですよね」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 検診の関係だけ答弁を願えますか。

〔「広報もしないということですね」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 検診の関係だけでいいです。

○岩澤 勝町長 広報については、最初から広報はしっかりやっていると書いてあります。それで、今もこの予診票を読ませていただきましたけれども、そういう形で判断をしていただきたいということでございます。

それから、副反応についてもお知らせをしております。そして、受ける際には先生と相談をしてくださいというお願いもしております。ということです。

〔「議長、一問一答でやるように議長のほうから」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、いいですか。

○長島邦夫議長 だから、答弁漏れがあったら言ってください、それを。

○13番（渋谷登美子議員） いいです。広報はしないということですね。広報については全くしないということで。

いいですか、これ町からいただいた文書です。どこに書いてあるのですか、副反応については。重篤な副反応は全く出ていないですよ。これは「筋肉注射による副反応」としか書いていないです。「注射部位の疼痛、発赤、腫脹などなどの諸反応と軽度の発熱、頭痛、倦怠感などの全身反応がありますが、いずれも一過性で数日以内に軽快するものが多い。接種後の失神、血管迷走神経反射などがあらわれることがあるので、失神による転倒などを防止するため、接種後30分程度は安静にし、被接種者の状態を観察する必要があります」と書いてあるだけで、それ以上の副反応については

全く出ていません。

これ以上の副反応についてお知らせしなくてはいけないのではないかというふうに言っているのですけれども、これ以上の副反応はないというふうな形で町長は答弁されて、実際にはそういうふうなことはいろんなところで起こっているけれども、耳にふたをするよという形の答弁なのですよ、今のは。そして、広報もしない、そういうことですよ。

それから、医療機関へは必ず予約をしてください、保護者同伴で受けてください、同封の書類をよくお読みになり、納得した上でお子さんに接種をさせてくださいというのは、こちらの副反応の筋肉注射の副反応のことだけです。実際にワクチン接種で起こるワクチンの液体によって起こる非常に大きな重篤な副反応については、ここには書かれていない。それを何度も言っているのですけれども、町長もこれだけ新聞を見ていらっしゃる方なのでしょうから、都合のよい新聞記事だけを持ってきてここで出すということではなくて、全部しっかり調査して、どういうことが起きているか、国全体でどういうことが起きているかということに関して、見て、そしてやっていくことが普通だと思いますが、それと、もう一つ、保険。

○長島邦夫議長 1つで。

○13番（渋谷登美子議員） 1つでやっているのと、この人はもう全然あれだ、無理です。

わかりました。私も時間がなくなります、これ。本当にひどいよ、この答弁は。

○長島邦夫議長 どなたかお答えになりますか。

それでは、答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 では、ちょっと私のほうから答弁させていただきたい部分があるのですけれども、今渋谷議員さんがおっしゃっている保護者に宛てた文書がありますよね。この中には、確かに重篤な関係については細かくは記載はしてございません。

ただ、町長が答弁いたしましたのは、医療機関に行ったときに、医療機関のほうでそれぞれのガーダシルですとかサーバリックスの説明書をよく読んでいただくような仕組みとなっておりまして、それぞれのその中に、細かい先ほど議員さんがおっしゃったようなアナフィラキシーですとか、ギランバレー症候群でしたか、そういったものや何かも事細かに書いてございまして、それを理解した上で接種を行ってください

というのが仕組みとなっておりまして、そういった形でお知らせはしてあるというふうなことでございます。

それから、もう一つ、検診の仕方の関係ですけれども、嵐山町ではこの後8月の広報で住民検診というような形で全戸に広報のほうでさせていただくのですけれども、その中にがん検診が入っておりまして、子宮がん検診、乳がん検診につきましても個別と集団を行っております。先ほど保健所のほうで、検診車や何かのほうを出していただく方法というのがいいのではないかとというふうなご提案いただきましたけれども、健康増進センターや何かに検診車のほうに来ていただきまして集団接種も行っております。普通のウイークデーだけでなく、日曜日の日も入れて、なるべく受けやすい態勢というのをもってございます。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、医療機関だけでよしとするのですね。これは、私は、実際に医療機関に行けば接種をするという形になって、そこで見合わせるというのは非常に少ないかなと思うのです。

それで、この副反応については、ほかの自治体ではぼちぼちやり始めているのに、なぜ嵐山町はそれをやろうとできないかなのです。町長はそれについて、副反応について皆さんにお知らせしていく、そして国の動向を待ってやっていて、嵐山町でどんどん、どんどん被害者がふえていって、これは回復しない被害なのです。脳梗塞のような状況になっていくので非常に難しいというふうに言われていて、今治療法がないというので、どうしたらいいかというので、先ほど読ませていただいたような状況になっています。それを嵐山町も国から言われるままにして、嵐山町から皆さんの健康を守っていくということはやらないということではないのですね。それだと私は、嵐山町の皆さんの健康は守れないと思うのです。それが1つ。

それと、先ほどの定期検診車なのですけれども、健康増進センターではなくて、もう少し時間的には5時とかですよ。そうではなくて、7時、8時ぐらいまでやっていくというのが出雲市のやり方みたいです。そういうふうな形をとっていかないと、ヒトパピローマウイルス検診に関しては、仕事をしていらっしゃる若い方とかお子さんを持っていらっしゃる若い方になってくるので、そういった形にしていかなざるを得ないだろうというふうに考えているのですが、その点について伺いたいと思って、

町長はどのようなのですか。

○長島邦夫議長 では、最初に、町長に答弁をいただきます。

答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 検診についてですよね。

○13番（渋谷登美子議員） 違いますよ、広報ですよ。

○岩澤 勝町長 広報については、何度も申しておりますように広報している状況です。

ですので、議員さんも何度もおっしゃいますので、それと新聞でも新聞情報でも、いろんな形で副反応もありますが、どうしますかという状況で、町のほうでもそういう状況で、お聞きをしながら受けていただく、そういう状況ですので、もう一度、県、あるいは県を通じて国の状況というような、副反応の状況で、現在の状況で嵐山町が把握している情報より、より進んだ情報というようなものがあったら、出てきたら、進んでいたら、そのときにはおっしゃるような情報の再提供という必要になってくると思います。

ですので、県あるいは国について、もう一度今の状況と状況が変わっているのかどうか確認をして判断をしていきたいというふうに思っています。

○長島邦夫議長 続いて、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 検診の仕方ということでございますけれども、今個別でも自分の自由のきく時間に個人の医院にも行けますし、病院にも行けるということになっております。集団でも普通の日だけでなく、先ほど申し上げましたように、日曜日や何かも含めているということで、ある程度チャンスというのはあるのではないかなというふうに考えております。

それと、時期につきましても7月から12月までということですので、仕事で忙しいということもあるかと思っておりますけれども、自分の健康づくりのために一日、半日を割いていただくというのも、これも必要ではないかというふうに思っております。

夜間や何かをやる、そういった機会が設けられれば、それにこしたことはないというふうには思っておりますけれども、当分の間は今の形でいきたいというふうに思っております。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） いいです。もうこれについては、町長に関しては、私はもうこの人はだめだというふうに思いました。

今回のことに関して言えば、悪いですけども、全く聞く耳を持っていない、そういう状況ですね。

次いきます。

○長島邦夫議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 子供の読書活動の推進です。町立幼稚園、民間保育園の子供の絵本の読み聞かせの環境整備の状況。

学校図書室での整備状況として、新本の購入状況、図書ボランティアの活動の支援について伺います。

3番目として、子供の読書活動推進計画の策定について伺います。

4番目として、嵐山町立図書館での子供の図書環境として、学校等との連携のほか、1階多目的室を児童図書室として設置する方向について伺います。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）、（2）について、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、私のほうから、2の（1）、（2）につきましてお答えさせていただきたいと思います。

まず初めに、（1）でございますけれども、環境整備というお尋ねでございますけれども、嵐山幼稚園では、紙芝居を含めて、読み聞かせは、ほぼ毎日、帰りの会を中心に1冊ずつ行っており、物語のおもしろさや集中して話を聞く訓練にもなっております。

また、学期に1回ずつ図書館ボランティアの方々においでいただき、行っておりますし、加えてボランティア団体「そよ風」に年に1回程度おいでいただき、園児も大変喜んでおるとのことでございます。

それから、学期に1回、園児が図書館に行きまして、1人最大2冊ですか、お借りできるという条件の中で、皆さん2冊ぐらいずつお借りしてきております。図書館で借りるという体験や図書館になじむということにもなっておるかと思えます。

また、保育園におきましては、町内に4園ございますけれども、いずれも昼食後毎日、また朝夕も時間があるときは必ず実施しており、1園では月4回ボランティアによる読み聞かせを実施しているとのことでございます。

いずれにいたしましても、読み聞かせ等一つの物語を共有することにより子供たちの感情が共鳴し合い、豊かな心が育つなど、貴重な経験の場となることが期待できます。

続きまして、(2)につきましてお答え申し上げます。まず、新本の購入状況でございますが、平成24年度中に購入した各学校の冊数を申し上げますと、菅谷小学校149冊、七郷小学校139冊、志賀小学校450冊、菅谷中学校342冊、玉ノ岡中学校163冊でございました。

なお、各校の購入冊数にばらつきがございますが、それぞれ学校が求める本の単価にもよりまして冊数に開きが生じていることにもなっているかと思えます。

整備状況は、平成25年5月現在の各学校の蔵書数を申し上げますと、菅谷小学校9,000冊、七郷小学校7,250冊、志賀小学校1万3,000冊、菅谷中学校9,629冊、玉ノ岡中学校1万2,000冊となっております。

また、図書ボランティアの昨年の活動状況を申し上げますと、各小学校においては、それぞれ学校応援団として読み聞かせ活動を行ってっております。菅谷小学校では、2団体でそれぞれ33回と19回おいでいただいております。七郷小学校では、1団体11回、志賀小学校においては24回でございました。なお、志賀小学校では、毎週図書の整理も行っているとのことでございます。

中学校では、図書のボランティア活動は特に受けていないとのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目(3)について、小久保教育長。

○小久保錦一教育長 それでは、(3)につきましてお答えいたします。

読書は、児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じ、多様な指導を展開することが大切であります。

県では、平成16年3月に第1次、平成20年3月には第2次となる「埼玉県子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭、地域、学校が一体となったさまざまな取り組みの推進によって、県内の子供の読書活動が一層活発化するよう努めています。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、都道府県、市町村は、それぞれ都道府県推進計画、市町村推進計画を策定するよう努めなければならないとされており、本町においても地域の実情を踏まえた推進計画の策定に努めてまいりたいと存じます。

す。

県内の策定状況は、本年３月末現在で32市1町、全自治体63あるうちの52.4%でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目（４）について、植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 （４）につきまして、お答えいたします。

町立図書館では、既に図書室ではございませんけれども、児童図書のコーナーと読み聞かせのためのスペースを設置しているところでございます。

その占有率は、全開架スペースの14.9%の床面積となっております。

また、平成24年度の統計でございますけれども、全体の蔵書冊数 9 万6,899冊に對しまして児童書の蔵書数は 2 万9,313冊で全体の30%、また全体の貸し出し数10万7,884冊のうち児童書の貸し出し数は 3 万3,358冊で、全体の31%を占めております。

この統計は、近隣 8 市町村の公共図書館と比較いたしまして、ほぼ平均的な数値となっております。

また、このほかに、小中学校の学校図書館の利用等があります。これは、ただいま、こども課長が答えたとおりでございます。

一方、図書館の 1 階でございます多目的室でございますが、こちらは、多目的室 1 につきましては、常時学習室として開放しております。多目的室 2 につきましては、一時、雨漏りですとかカビなどの影響で利用に支障を来す時期もございましたけれども、平成24年度の統計でございますが、年間33件、156.5時間の利用をいただいております。内訳を見ますと、地元のむさし台区や、あるいは町民大学、選挙投票所などに使われておりまして、一定の需要が存在すると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 終わりました。

○13番（渋谷登美子議員） 何、これでおしまいなの、ちょっといいですか。

○長島邦夫議長 再質問、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 再質問ですけれども、私は、1 階多目的室を児童図書室として設置する方向を伺いますというふうに聞いていて、そうであるかないかについては答弁ではないですよ、これ今までの。全然答弁になっていないと思うのですけれども、これについての答弁を 4 番で伺いたかったのです。

読書活動推進計画をつくっていくわけですよ。今の現在の図書館ですけれども、だんだん団塊世代の人が多くなってきて、児童図書のすぐそばが、図書館の人たち、新聞や何かのコーナーというのになっていますから、児童図書と、それから団塊の世代の人たちの、退職した人たちの世代を分けたほうがいいと思ひまして、児童図書室設置する方向をというふうに伺っているのですけれども、これは1階の多目的室はほかのことに使われているから、これは使えませんよということなのですか。そういうふうな答弁だったらそういうふうな答弁でよくて、別に冊数を聞いているわけでも何でもない。こんな変な時間の使い方しないでください。

○長島邦夫議長 何番の再質問ですか。何番の再質問ですか、聞いているのです。

○13番（渋谷登美子議員） 4番です。

○長島邦夫議長 もう1、2、3はいいのですか。

○13番（渋谷登美子議員） 1、2、3はいいです。

○長島邦夫議長 はい。では、4番の再質問、植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 答えいたします。

児童図書室の設置をということでございますけれども、それに対しまして既に児童図書のコーナーがございますというお答えでございます。

また、多目的室等につきましては、これは図書館協議会等でもお諮りしまして、その図書館の施設の利用については決定をしております。私がお答えする立場ではないかと思ひます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私もちよつと時間的にあれなのですけれども、児童図書が現在、団塊の世代の方たちが、ごめんなさい、退職の方たちが非常にロビーのところに多くなつていまして、児童図書は確かにあります。でも、児童図書とそのところが混在しているという形で、子供たちにとっては、子供たちがいることでうるさいという形もあつたり、いろいろすると思うのです。逆に、図書室が読書活動推進計画という形をしっかりとつくるのであるならば、児童図書室という形で、児童図書コーナーではないものを下に設けて、そして一定の活動をしていくべきであると思ひるので、これについては町長に伺ひます。初めから町長と書いてある。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

冊数を聞いているのではないという話でございましたが、貸し出しの状況等を見ると、近隣と大差がない、嵐山町の中でも児童図書は、子供たちが使うか大人が使うかわかりませんが、貸し出しは30数%を占めていて、通常の利用状況に合っているといえますか、大差がないというような状況でございますので、今の状況を大きく変える状況にはないのではないかというふうに判断をしております。

そして、もし状況を変えるとか、あるいは使い勝手が悪いとか、いろんな図書館のほうに関する状況については、前回の質問でもお答えをさせていただいておりますが、図書館の審議会、町民の皆様で構成をしている審議会に諮っていただいて決めていくのが一番いいのではないかと。町が全て決めて、こうなさい、ああなさいということは、余り利用者にとっていい方向ではないのではないだろうかというふうにお答えをしてあります。

そういう状況を踏まえて、もしそういうご意見が多いということであれば、審議会の中にそれを諮っていただくような用意はございます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ここでやっても仕方がないので、次に行きます。

○長島邦夫議長 はい、どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 子ども・子育て関連法の実施について。子ども・子育て関連法は、平成27年度の消費税値上げを財源にして施行するということですが、それまでの準備期間として、町が行うべきこと、課題について伺います。

これ最後までいきたいので、ぜひご協力をお願いします。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、最初に町が行うべきこと、子ども・子育て支援法の中で、市町村及び都道府県は、国が定める基本指針に即して、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとされました。嵐山町におきましても、平成25、26年度において計画策定を実施する予定でございます。計画策定に当たりましては、町民の皆様のニーズを的確に把握し、子ども・子育てに関係する方々の声が反映できるよう進めてまいりたいと考えております。

また、国では、本年4月に、内閣府に「子ども・子育て会議」が設置をされました。

都道府県及び市町村では、地方版の子ども・子育て会議として、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされておりま。

この地方版子ども・子育て会議は、「子ども・子育て支援事業計画」への子育て当事者等の意見の反映を初め、自治体における子ども・子育て支援施策を、地域の子供及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保する上で重要な役割を果たすものであると認識しております。近隣市町村の動向も踏まえ、現在、設置に向け準備をいたしているところでございます。

現時点の課題でございますが、ニーズをどう把握して、どう計画に反映させるかということ、また、既存の幼稚園、保育園を新制度の中でどう運営していくのかということが考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これについて2点ほどなのですけども、1つは、子ども貧困対策法ができました。これはまだ難しいものなのですけども、でもこれと子育て支援法との関連について、都道府県では子供の貧困については調査する形になっているのんですけども、市町村ではその調査義務が今のところ出ていないみたいなのですが、それについてしっかり把握していくという方法をとっていかなくてはいけないということが1点。

それと、子育て会議なのですけども、前回、次世代育成会議がありました。支援の会議がありました。そのときに伺ったことなのですが、町立幼稚園の3年保育やいろいろなことを求めようとしても、町長が3年保育に対して反対だからと職員の方が言うので、それも言葉としても出しても意味がない。そういうふうな形で言われています。こども医療費についてもそうですよね。そういうふうなことで、実際に住民の人がこういうふうにしてほしいという思いが、町長の思いがこうなっているのもう言ってもしょうがないわというふうな形でニーズを出すことができない、そういった現状が嵐山町にあると思うのですが、これが一番の課題だと思うのです。それをどのようにして考えていくのか、伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 渋谷議員に申し上げます。一般質問。

○13番（渋谷登美子議員） わかっています。

○長島邦夫議長 6分前です。

○13番（渋谷登美子議員） はい。

○長島邦夫議長 では、答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 このたびの、この子ども・子育て支援法の関係につきましては、非常に情報が現在のところ整理がされていなくて、断片的な情報が来ている状況でございます。したがって、今渋谷さんがおっしゃったような子ども貧困対策法、これにかかわることが、これから行うニーズ調査、それからその後の論議の中でかかわることなのかどうなのか、ちょっと私のほうもわかりませんので、国からの指針等踏まえて、そういうことがやるべきことであれば、しっかり議論していきたいというふうに考えております。

それから、子ども・子育て会議の関係でございますけれども、これにつきましては、渋谷議員さんおっしゃられたような前回の計画26年度では、子ども・子育て、次世代の計画でしょうか、次世代の計画のメンバーをそのまま引き継ぐ方法でもよいと。そのメンバーについては、ただ園長さんですとか、幼稚園の園長さんですとか保育園の園長さんを加えなさい、それから保護者の代表も加えなさい、いろんな制約はあるようですけれども、この会議の中で、今おっしゃったようなことについても議論がされていくのだろうというふうに考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これについては要望なのですけれども、母子家庭の人、特に父子家庭の人で、幼児を育てている方が何とかして参加できる、この子育て会議に参加できる、そういった形をとっていただき、実際に苦心していらっしゃる方の意見が反映できるようにしていただきたいと思います。これ要望です。

次、4番です。嵐山町のイメージダンスの創作についてです。現在、嵐山町には、商工会青年団のつくったよさこいがありますが、動きがハードであるため、幼児、熟年以降の町民の参加が非常に難しいと思います。気楽に参加でき、ほぼ永続的に楽しめる音楽とダンスを作詞、作曲、振り付けを公募し創作することを提案します。

1として、町立幼稚園の子供や保育園児を対象にしたダンス。これは、例えば嵐丸君体操と言ったのですけれども、嵐丸君体操というのは嵐丸君自体が動くのは非常に難しいので、子どもが動ける形のもので。

2 番目として、全小中学校で共通して踊れる嵐山町をイメージできるダンス。これは、嵐山町の全小中学校でできるという形で永続、半永続的なものになると思いますので、そういったものを公募していく、そして振りつけ、ダンス、作詞、作曲、振りつけを公募していくという形で嵐山町を盛り上げることができると思いますので伺います。

○長島邦夫議長 それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 まず、①につきましてお答えいたします。

現在、嵐山幼稚園では、毎週１回集会で遊戯を行っております。嵐丸君体操ということでございますけれども、町は公認しておりませんが、ご存じのピースが嵐丸君体操を考え、ステージ等で紹介しているようでございます。お聞きいたしますと、幼児から小学校低学年が踊るような体操とのことでございます。

しかし、音楽とダンスの作詞、作曲、振りつけを公募して行うというご提案でございますけれども、今現在考えておりません。

続いて、②でございますけれども、現在町内の各小学校においては、体育の授業の中で、１、２年生は表現リズム遊びとして年間14時間、３年生から６年生においては、表現運動ということで、３、４年生で11時間、５年生は10時間、６年生で11時間、それぞれ行っております。

なお、中学校においては、佐久間議員さんのご質問のときに答弁させていただきましたが、１、２年生で10時間、３年生では武道とダンス合わせて10時間行っており、その中には、体育祭で行うよさこい踊りも何回か練習しております。

それぞれ教育目標を持って行っており、これ以上の時間はとれないという制約もございますので、教育委員会といたしましては、音楽とダンスの作詞、作曲、振りつけを公募して行うということは、現在考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ちょっと時間がないのであれですけれども、私は、学校、教育委員会でやってくださいということではなくて、嵐山町全体で作詞、作曲、振りつけを公募してすることをやったらどうですかということを言っているのであって、町長と教育長に答弁をお願いしているのであって、こども課長に答弁をお願いしてい

るわけではないのです。ちゃんと答弁してください。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

〔「答弁者が全然違うではないか」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ここで答弁が終わったら終わりです。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

質問の内容が、(1) 保育園児を対象にして行ったダンスということ、そして②については、全小中学校で共通して踊れる嵐山をイメージしたダンスということでございますので、それぞれ幼稚園、学校ではそれぞれ行っているわけですので、それらを踏まえて答弁の一つとさせていただいたわけですから、ですので、その中でお話をしたように、現状では教育委員会としては考えていないということでございます。

そして、町としても、それらの要望について、関係のところでは具体的な話が出ているというような状況ではございません。

○長島邦夫議長 答弁の途中なのですが、持ち時間を過ぎましたので、渋谷登美子議員の一般質問をこれにて終了いたします。

ご苦労さまでした。

〔「そもそもあれですよ。質問と答弁とがかみ合っていないということが答弁者側にあると思うんですね」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 また何かあれば、こちらに申してください。

◎散会の宣告

○長島邦夫議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時33分)

平成 2 5 年第 2 回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

6 月 7 日 (金) 午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

第 2 番議員 大 野 敏 行 議員

第 9 番議員 川 口 浩 史 議員

第 8 番議員 河 井 勝 久 議員

第10番議員 清 水 正 之 議員

○出席議員（１４名）

１番 森 一 人 議員	２番 大 野 敏 行 議員
３番 佐久間 孝 光 議員	４番 青 柳 賢 治 議員
５番 小 林 朝 光 議員	６番 畠 山 美 幸 議員
７番 吉 場 道 雄 議員	８番 河 井 勝 久 議員
９番 川 口 浩 史 議員	１０番 清 水 正 之 議員
１１番 安 藤 欣 男 議員	１２番 松 本 美 子 議員
１３番 渋谷 登美子 議員	１４番 長 島 邦 夫 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	山 岸 堅 護
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
安 藤 實 副 町 長	
井 上 裕 美 総 務 課 長	
中 嶋 秀 雄 地 域 支 援 課 長	
中 西 敏 雄 税 務 課 長	
山 下 次 男 町 民 課 長	
岩 澤 浩 子 健 康 い き い き 課 長	
青 木 務 長 寿 生 き が い 課 長	
植 木 弘 文 化 ス ポ ー ツ 課 長	
大 塚 晃 環 境 農 政 課 長	
内 田 孝 好 企 業 支 援 課 長	
田 邊 淑 宏 ま ち づ く り 整 備 課 長	
新 井 益 男 上 下 水 道 課 長	

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小 久 保 錦	一	教 育 長
簾 藤 賢	治	教育委員会こども課長
大 塚	晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○長島邦夫議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は全員でありますので、平成25年嵐山町議会第2回定例会第3日の会議を開きます。

(午前 9時59分)

◎諸般の報告

○長島邦夫議長 ここで報告をいたします。

まず、本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いします。

◎一般質問

○長島邦夫議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 大 野 敏 行 議 員

○長島邦夫議長 本日最初の一般質問は、受付番号6番、議席番号2番、大野敏行議員。

それでは、質問事項の農産物直売所を中心としたさらなる活性化について、どうぞ。

〔2番 大野敏行議員一般質問席登壇〕

○2番（大野敏行議員） 2番議員、大野敏行。通告順に従いまして質問させていただきます。

質問の前に、私は12年間にわたり嵐山直売所の農産物生産組合の役員を続けてまいりましたが、本年5月8日付にてその役員を解任させていただきました。今は、一農業者でございます。

まず、大項目1、質問事項、農産物直売所を中心としたさらなる活性化についてでございます。

農地の耕作放棄地が増加の傾向にあります。今は嵐山町においては、農業委員会さんらの活躍などで大分とどまっている状況というのは、お話は聞いております。その解消に一役買っているのが、直売所に地元野菜を出荷している農家の方々です。過去右肩上がりでも推移してきた直売所の売り上げが、今岐路に立っております。

品質のよいもののみに限定するか、または地元野菜を70%以上いつも置いてあるか、午前中だけではなくて午後もしっかりと置いてあるのか。選択肢は何通りもありますが、

嵐山直売所はそのいずれもかなわないのが現状でございます。

高齢化による生産者の減少に比較し、会社を定年になった人たちが生産組合に入っていない。団塊の世代の人たちも、大分定年を迎えてまいりましたが、入っていない。代々親から引き継がれてきた農地は持っていますが、生産する意欲は湧かないのだろうと推測いたします。

町では、観光協会と一体となった観光誘致に力を入れております。嵐山直売所をバーベキュー場や嵐山渓谷ともども拠点と考えていただきますことも承知ですが、さらなる活性化となるため次の点について質問をさせていただきます。

(1)、直売所敷地内に地元野菜を使用した食事場所を提供する。(2)、隣接する小千代山のバイパス側及び直売所に面した側を整備し、町民憩いの場とする。(3)、駐車場奥の農地に摘み取りのできるイチゴハウスを設置し、家族での来客を取り込む。

以上3点でございます。

○長島邦夫議長 それでは、小項目の(1)から(3)の答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 それでは、私からは、初めに質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

嵐山町農産物直売所は、平成11年に国道254バイパス沿線にオープンし、地元の新鮮な野菜の販売を行っております。直売所に隣接し、嵐山農産物処理加工施設「味菜工房」は、平成14年4月にオープンし、町内で生産された新鮮な農産物を活用し、昔ながらの素朴な味を町の特産品として加工販売を行い、直売所の売り上げも順調に増加してまいりました。

農産物直売所の総売上額は、平成11年は2億1,467万4,000円でしたが、平成21年の年間総売上高3億1,226万3,000円をピークに年々減少しております。また、来客者数につきましても、平成20年の28万2,506人をピークに年々減少しております。

県内の農産物直売所の中にも、直売所に隣接した場所に「農村レストラン」などを建設し、地場産農産物を使った食事を提供し、人気を集めているところもあります。農産物直売所に食事のできる場所があれば、集客力のアップやお客様の長時間滞在等が図られ、売上高の増加につながることを考えられます。

次に、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。

千手堂の小千代山は約3.7ヘクタールある町で、自然保護の目的で平成20年に取得

いたしました。小千代山は、市街地と国道254バイパスに面していることから、周辺部では開発が進み、現在では貴重な緑地となっています。町は、町制施行40周年の記念事業の一環として、後世にこの貴重な緑地を残すため購入いたしました。

また、平成20年7月には、町条例により「嵐山町里地里山づくり保全地域」に指定され、嵐山モウモウ緑の少年団に対して使用許可を行い、緑地保全のボランティア活動の拠点として位置づけました。

また、平成21年4月には、都市計画法の「特別緑地保全地区」として決定がされ、市街地に隣接する貴重な緑地として、また国蝶オオムラサキの生息環境として保全していくとともに、誰もが気軽に散策できる園路整備を行い、活用を図っています。

続きまして、質問項目1の(3)につきましてお答えいたします。

町内では、鎌形地内の約1ヘクタールの田畑に「嵐山観光いちご農園」がハウス10棟を設置し、イチゴの栽培を行い、1月からイチゴ狩りが開園され、大勢のお客様でにぎわっております。

嵐山町農産物直売所周辺においてもイチゴハウス等が設置されれば、より一層集客力の向上につながると思います。JA埼玉中央農協や県と連携し、安全安心な農産物や地域の特産品の栽培等地産地消を推進します。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 第2番、大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） （1）から再質問をさせていただきます。

まず、当初の質問に対しまして前向きな回答をいただいたことを大変喜んでおります。農産物直売所に食事のできる場所があれば、集客力のアップやお客様の長時間滞在等が図られ、売上高の増加につながることを考えられます。まさにそのとおりであると思います。

嵐山町が食農委員会なるものをつくったりしまして、食農委員会の中でモロヘイヤうどんというものが優秀賞を得られました。「これはうまいなあ」といううどんが、皆さんも恐らく食べた方は何人かいらっしゃるのだと思うのです。それは、だから皆さんが試食のためにつくっただけのモロヘイヤうどんではないと私は思っております。こういう食材をこの地域の人たちだけでなく、より多くの人に食べてもらう、味わってもらう、そういう施設が絶対必要なだろうと思う。嵐山町において、嵐山町の生産した食材を使った食べ物を食べてもらう施設、今そういう施設が嵐山町の中に

どれだけあるのでしょうか。もし、この店でやっているよということをご存じでしたら、教えていただきたいと思うのです。その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めますか。

○2番（大野敏行議員） はい。

○長島邦夫議長 それでは答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 大野議員さん質問のそういった食事を提供する場所ということなのですが、申しわけございませんが、ちょっと確認しておりません。

以上です。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） 私は、まさに直売所に隣接したところにそういう食べられる施設をつくって、持ってきていてもいいのです。そして、より多くの人に嵐山町の食材を提供するそういう場所をつくる。そして、いろんなものがございます。当然B級グルメで今人気になっております嵐山辛モツ焼きそば、それから私どもが5カ町村で一緒になって取り組んでおりますのらぼう菜を使った「のらぼう菜うどん」を主として、のらぼう菜コロッケですとか、のらぼう菜の天ぷらですとか、いろいろのらぼう菜を使った食事、食材ございます。

今言いましたモロヘイヤうどん、冷汁、けんちん汁、農林61号のつめりっこ、つめりっこと言ってもわからない方がいらっしゃると思います。今でいうスイトンですね。昔はつめりっこと言いました。私ども子供のころ、何も食べるものがないころ、そういうつめりっこをおいしく食べさせていただきました。タケノコを入れた家庭飯です。春のときのタケノコを入れた家庭飯、そういった食材が嵐山町にはかなり多くあります。持っている宝をやはりうまく利用して、それをお客様に提供していく、町としてそういう情報発信をしていく、そういうことが必要なのではないかと私は考えております。

今農業の生産高、要するに野菜の生産高が生産者の中で下がってきております。そして、生産組合の中では、1次生産だけでは売り上げが上がらないので、2次加工、3次加工して加工食品として付加価値をつけて、売り上げを上げていこうではないかという話もしております。でも、そういったものを幾らつくっても、そこで試食でき

たり食べてすぐそこで味わっていただけるそういう施設は、やっぱり必要なのです。

ホンモロコを嵐山町でも生産してみたらどうだろうと、魚ですね。どうだろうというようなことで、いろいろ研究したりもして始めました。直売所の中のそういったメダカとか金魚とかを扱っている業者にも、ホンモロコをつくってみてはどうだいという話をしました。どこに売るのがいいと、売るところがないではないかと。もし勝手にいただけるような、食べさせていただけるのであれば、それは手がけてもいいねという話も来ております。

そんな中で、ぜひこの食事を提供する場所を直売所の敷地の中につくりたいということでございます。この直売所の運営形態は、埼玉中央農協が運営形態でございますが、地域の活性化というのは、やはり町が指導していくべきであるかなと。地域の食材や、地域の農家が生き生きと、私たちがつくったものを本当に楽しく食べていただけるというような場所をつくるのは、先導するのはやはり行政ではないかなと私は考えております。その点につきましては、いかがでしょう。町長、その辺につきましてのお考えがありましたら、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

町の活性化のお話でございます。そして今回は、農産物の直売所、このところを中心とした活性化がさらに図れないかというご提言でございます。

どんな形でも町の活性化を図っていききたいというのが行政の立場でございます。そして、一つの考え方として、直売所の中に、その中に地元野菜を使った食事場所というお話でございます。きのうもゆるキャラのお話がございました。それで、ゆるキャラを使った商品これを、何だこれっさり、少ないではないかというような議員さんの意見もありましたが、町内の業者にもいろんな形で発信をしているわけですから、何にでも使えるわけなのですが、なかなか使っていないのです。別に料金かかるわけじゃないわけですから、何にでも使えるわけなのですが、なかなか使っていない。

そして、嵐山町のパーキング、高速道路の売店には、町外でつくった業者の品物が並んでいるのです。そういう状況を見ると、ちょっと町内の商工業者は元気ねえぞというような感じに思われるかもしれないのですが、思うとおりなのです。そういう今状況でございます。

それと同じような状況かなと思うのですが、農産物は嵐山町の農産物もいっぱいあるわけですし、それらの地元野菜を使って、それで食事どころ、食べるところ、お客さんと呼ぶ、そういう考え方というのは、この中だけのお話ではなくて、全て飲食業を提供している人、あるいは提供していないけれども一応やってやろうというような人たちも含めて、町全体を挙げてこういうような取り組みがしていけると、きのうのゆるキャラの続きみたいな形にもなるのではないかなと思うのですが、大野議員さんの提案は、一つこの中にどうだろうという話でございます。

あちこちの直売所でそういうところを見るわけですが、今まさに直売所同士の闘いが始まっておりまして、直売所の中でも優劣が出てきてしまっている。そういう中で、今質問の中にもありましたけれども、売り上げがなかなか伸びないというような状況で、どう打開をしていくか。その一つのやり方としてこういうことだということでございます。

私もそういうことには賛成でございます。そして、そのやり方だとかということになるわけですが、農産物直売所、今運営形態というお話がございました。JAでやっているわけです。ですので、そのJA、そして直売所の皆様、農家業者の皆様、そして食事を提供しようというところに加わろうとしている人たち、そういう人たちと、どういう形の組織をつくって、そしてどういう形でどう進めていくのかということ。このところも、一番必要なのではないかなと思うのです。

6次産業化でこの前講習会を開いていただきました。そのところでも、話が出るけれどもなかなか次に進まないのだよというのがあります。ですので、そのところをどういう形でどうやって、それでどれぐらいの規模でどういうふうになるというようなことまで含めて、そういう中に、行政としてこういうことはどうだろうという話だと、行政のほうとしても動きが出てくるのかなと思うのですが、こういうふうにやりたいのだけれども、行政はと言われると、ちょっとどうしたものかなと、その時点ではですね。ですので、もうちょっとこの具体化をしてきて、そしてしかも規模ですとか、何ですとか、どういうものですとか、それと直売所の構成員のほかにはどうだろうか、農協さんのほうの応援の体制はどうなるのかというようなことをもう少し詰めていただけると、ありがたいかなというふうに思っております。

こういうことについては、町行政としてもいろんな形で応援、取り組みをしていく方向でございます。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） ありがとうございます。

2年前にやっぱり同じように、この直売所の中で食事ができるようにならないかというようなことで、町に相談をかけまして、町から県のほうに話を言っていただきまして、今の状況の中では無理だよと、できませんよと。それはですね、平成10年度の事業ですけども、地域農業基盤確立農業構造改善事業、農林水産省補助事業です。施設の概要は、農産物の直売所、産地形成促進施設、建物自体は食事ができるような建物になっておるのです。でも、許認可の条件の中で、このままでは食事はできませんよという回答をいただいております。2年前です。

その後、建物の中ではなくて、外ではどうだろうかということで検討を始めました。ただ、外もですね、建物と敷地が一体となった農産物直売所の施設となっているというようなことでございまして、川越建築安全課東松山駐在の担当の方と直接会いまして、このところにそういう施設は建たないのだろうかという話をしましたら、今の直売所が建っている建物と、その全面や側面には無理ですよと。ただ、花卉センターとか裏側の駐車場のほうだったら、それは建ちますよというようなことで、現場にも2回ほど来ていただきまして、そんな話をいただきました。

その2年前、同時にですね、本当にここに書いてありますように、地元の野菜を使った加工をしていただいておりますお弁当なんかをつくっている、地元の皆さんでつくっている組織の方々に、ぜひこの場で食べていただきたいので、週末だけでもいいから店頭でテントを張ってやってもらえないだろうかという話をしましたら、イベントのときだけはできるけれども、ほかはできませんと。しからば、それでできないのであれば、町内のうどん、そばを取り扱っている業者に、ちょっと相談をかけてみようかということで、丸梅さんが嵐山町のそば・うどん業界の会長さんをされているということで、そこにも相談に行きました。検討してみるよという回答で、そこでその会で検討した結果、負担が重過ぎると。自分の店を持ちながら、そこには出せないよというようなことでございました。

今年になりましてから、あるうどん屋さんが、毎日出ていただいております。かなり好評でございます。そんな好評のそんな現実を見ていますと、やはりそこで食べさせることは必要なのだなというふうに思います。

そして、先ほど町長のほうからも6次産業化のお話が出ました。これは、農業新聞

ですけれども、日本農業新聞の中には6次産業化のことをいっぱい特集していただいている記事が載っております。農業の6次産業化を狙うビジネスが各地で盛り上がってきた。目指すは農産物に付加価値をつけ、収入をふやすこと。見捨てられがちな規格外品を丸ごと活用できる。主役は農家の女性だ。足元に材料となる農産物はふんだんにある上、加工の腕前は折り紙つきである。伝統的なみそや漬物があれば、アイスクリームやパン類、惣菜、しゃれたスイーツもある。農家レストランを開くグループ、加工施設を併設して品物を販売する直売所もふえ、サービス部門も多様化してきた。農水省は、6次産業化ビジネスが疲弊する農山村に活力を与える新しい産業になると期待をかけ、6次産業化推進の諸事業を構えるということと、この6次産業化に対する国のかわり方ですけれども、目玉は6次産業総合推進事業と6次産業化推進整備事業である。6次産業総合推進事業は、新商品開発、販路開拓などに対する補助で、事業費の3分の2の補助を受けることができる。6次産業化推進整備事業は、農業法人などが加工販売等施設（ハード）整備に対する補助で、補助率は事業費の2分の1だ。こういった6次産業に対する国の補助制度が大分拡充をしてくております。

私は、誰がするのだというようなことも必要になってくるとは思いますが、このことに対して、やはり嵐山町として主導的な見方をしていくということ、それは大変大事であるかなというふうに思っております。

そして、私は昨年3月の一般質問でもお話をしました嵐山南部に農業法人を立ち上げるためのステップとして組織をつくっていったらどうかという話をさせていただきました。南部地域の水田農家だけでは、とてもそんな面積はないよというようなことも言われております。多角的経営、総合経営を町として推し進めるという観点からは、この南部地域の法人化を目指す人たちの一つのここが仕事場であってもいいのかなと私は考えております。そういう観点で推進していきたいなとも思っております。

今南部では、堆肥組合がございます。堆肥組合の維持管理も3軒の農家と嵐山営農さんと嵐山の農産物生産組合の組織と、これだけで維持していくのは私は大変なことだと思っております。やはり1つにまとめて多角経営をさせていく、そんなことも方策、施策として考えられるのではないかなというふうに思いますが、その点についてちょっとお伺いしたいと思っております。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 活性化の手段、方法論でございますけれども、今言ったように一つの拠点として、直売所拠点としてそれらを活用して農業の活性化、町の活性化を図りたいというお考えであるわけですが、飲食の提供場所ということですが、この直売所の活性化ということから考えると、飲食を提供するのは直売所の活性化のために手段として使うのか、あるいは農業者の野菜を出すのと同じような形で、飲食の場で提供しながら利益もそこで確保していくことを目指すのかによって、やっぱりやり方は違うと思うのです。

それで、質問の趣旨に直売所の活性化というようなことがあるわけでした、ということになりますと、今うどんも何か出ているというお話ございました。そういうのというのはあちこちのところでやっているのです。業者の人に直売所に出ていただいて、うどんも売るし、だんごも売るし、何もやるし、これもやるしというようなことで、お祭りの露店みたいな形で、にぎやかさをつくってもらうために出してもらう。そして、そのところで使うのは地元の野菜、ここに売っているのを使ってくださいよというようなことで、そういうようなやり方。

そしてもう一つは、その直売所を運営しているところ、あるいは会員さん、あるいはそこに関連する組織、団体で営業としてやる、その2通りあると思うのです。ですから、そのところをターゲットをどう絞っていくのかということもあると思うのです。そして、多角経営がいいような話、そして今農業をやっている方々と経営基盤がしっかりするように、法人化の方向に向かうような指導も町でやったらどうなのだろうと。全くそのとおりでございまして、どうやっていくかというのをまちで腐心をしているところでありますが、それらに結びつくような事業に発展をしていく、あるいはそういう方向に進んでいくということについては、行政のほうでもすごく関心を持っているところでございます。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） 嵐山町の農家の人たち、今現在ですけれども、前は農業で生計を立てた人がたくさんおりました。私も高校まで出させていただいたのは親が養蚕をして現金収入を稼いでくれた。農業をしながら養蚕をして稼いでくれた。当時、一番最盛のころの嵐山町は、養蚕、繭の売り上げが5億あったそうでございます。そして、その養蚕が廃れていったその人たちは、養蚕をしていた人たちが何に変わってい

ったかという、この野菜づくりに変わっていきました。

資料の1を見ていただきますと、野菜づくりに変わっていった人たちの生産者売上高というところでございますが、ピークの売り上げが平成20年の2億1,600万でございます。30年も40年も前に5億も売り上げた、農家の繭だけで、養蚕だけで売り上げた売り上げに、今何十年後の現在、野菜をつくっていても、これだけの売り上げにしかないのです。もうちょっとやっぱり、ただ売るだけではなくて、ここに平成24年の延べ客数25万1,000人という数が、嵐山の直売所のレジを通っている数でございます。この人たちは嵐山の直売所に来て、ただ買っていただけなのです。平均単価が1,100円ぐらいです。1個人の平均単価が1,100円。管内の9直売所で一番単価が低いのです。必要な物しか買っていかないよと。これだけの人数が来ていながら、そういうことなのです。もうちょっとやっぱりここにとどまってもらってお金を落としていただいて、嵐山のものを味わってもらおうということが大事なかと私は考えております。

主体はどこなのだとということで町長から今言われました。主体はどこかにしていかないと、それはばやけてしまうことは事実でございます。

町の活性化の拠点が、その嵐山直売所であるとともに、そこを拠点にすることによって、そこに野菜等を出している野菜生産者が、もうちょっと売り上げを伸ばしていきける、そういった相乗効果も狙っていったらなというふうに考えております。

先ほども申しましたように、埼玉中央農協が絡んだ営業形態の中でございますので、町にだけお願いしても、それは始まるものでないということも承知しております。ただ、やはり嵐山町がこの地域をどう考えて、どうしていきたいのかというこの気持ちがないと、埼玉中央農協を口説くにもなかなか口説けないのかなというふうにも考えております。

このことに関しては、かなり建設的なご意見を頂戴しましたので、(1)につきましては、これで終了させていただきます。

(2)のほうに移りたいと思います。

○長島邦夫議長　どうぞ。

○2番(大野敏行議員)　隣接する小千代山のバイパス側及び直売所に面した側を整備し、町民憩いの場とするという提案でございます。

嵐山バイパスを唐子のほうから下ってまいりますと、ゴルフの練習場を過ぎてうっそうとした森がバイパス沿いの掘りにかかっております。そのうっそうとした森とい

いますか、木や枝のところを抜けるとすぐに嵐山直売所が出てまいります。下ってき
て見たときに、緑はいいのですけれども、もうちょっとバイパス側にかぶさっている
ところは整備したらどうなのだろうというふうに、常々私は考えておりました。

嵐山町が小千代山特別緑地保全地域についてということで、ホームページでも打ち
出しております。小千代山は、県立比企丘陵自然公園に隣接する雑木林で、当初東根
笹が繁茂し、荒れてやぶとなっていたこの場所を、町が平成14年に土地の所有者から
借り受け、嵐山モウモウ緑の少年団等のボランティア団体から協力をいただき、雑木
林の環境復元作業を行ってきました。モウモウ緑の少年団の団員の方々、指導者の方
々は、板橋区の皆さんとも交流をされて、あそこに年に何回か呼ばれて、いろんな活
動をされていることを私は目の当たりに見ております。すばらしい活動をされている
なということも承知しております。

小千代山は、市街地と国道254号バイパスに面していることから、周辺部は開発が
進み、現在では残された貴重な緑地となっています。このため周辺の町民等から町に
対し、公有地化して保全するよう要望されました。町は、町制施行40周年の記念事業
の一環として、後世にこの貴重な緑地を残すために購入に至りました。

平成20年7月には町条例により、嵐山町里地里山づくり保全地域に指定され、嵐山
モウモウ緑の少年団に対して使用許可を行い、緑地保全のボランティア活動の拠点と
して位置づけました。また、平成21年4月には都市計画法の特別緑地保全地区とし
ての決定がなされ、市街地に隣接する貴重な緑地として、また国蝶オオムラサキの生活
環境として保全していくとともに、誰もが気軽に散策できるよう園路整備を行い、活
用を図っていますと。この最後の「誰もが気軽に散策できるよう園路整備を行い、活
用を図っています」と、こううたわれております。

私も直売所によく行く関係から小千代山にはよく登ってみます。冬場は恐らく誰も
が気楽に行けるようになっていっていると思います。今この時期から夏場にかけて、誰もが
行けるような小千代山の散策路ではありません。入り口にはまむしに注意という看板
が立っております。通路といいますか散策路はつくってあります。でも、そこにやは
り木がうっそうと繁茂して、下草が茂っておりまして、夏場は長靴を履いていかないと、
ちょっと危険で行けないなというような状況でございます。

もうちょっとバイパス側と直売所側、そちらの側を木を少し切っていただきまして、
こうもり傘を差したときに、くるくる回して木に当たらないぐらいの木の間隔で切っ

ていただきまして、下にウッドチップでも敷いていただいて、本当に都会から来た人がそこにも行ける、そんな散策コースをつくってもらいたいなと考えておるのですけどもその点についていかがでございましょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長、どうぞ。

○岩澤 勝町長 ご提案をいただきました。おっしゃるとおりかと思うのです。

私も行くのは冬場なのですがね、歩きやすいような感じの、よくモウモウ緑の少年団に手入れしていただいているなというような感じがしていたのですが、芽が出て新芽が伸びてくると、そういう状況になってくるのかなと思うのですが、昔に比べると全然違った風景にもなっているわけですけども、さらに憩いの場と誰もが言えるような環境づくりというのは、当然していかなければいけないというふうに思います。

ですので、おっしゃるような手入れといいますか、そういうような方向が、どうしたらいいのかというのも、モウモウ緑の少年団の隊長さん、そのほかに相談をしながら、検討していきたいというふうに思っております。そこのところは、嵐山町で観光地嵐山の一番の入り口にもなるわけですし、さらに整備が進められればいいかなというふうに思っています。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） 大変ありがたい回答をいただきました。

まさにあそこが観光地の拠点となり得るのですね。直売所の裏側の駐車場は無料でございます。あそこに車を置いて、そして小千代山にちょこっと登ってみる。小千代山に登ってみると、登ったその勢いといいますか、その動きといいますか、それが手助けをして、それでは大平山まで登ってみようかと。大平山まで行ったら、今度は嵐山溪谷のほうへ降りてみようかと、一周してこようかと、そういった発信基地、拠点になり得るところなのですね、小千代山は。

町民の皆さんに、家族で行ける憩いの場は嵐山町ではどこですかという問いかけをしようとした場合に、回答はどのぐらい帰ってくるのでしょうか。個人では、私はパンコ屋という人もいるだろうし、個人では城が好きな人は、城跡が好きな人は、杉山城跡だとかいう人もいらっしゃるでしょう。でも、家族、ファミリーで、例えば休日の半日でも夫婦と子供でちょこっと出かけて、休憩してこようかという憩いの場所が、嵐山町に私はないような気がするのです。

この小千代山、そして直売所のその駐車場をうまく利用したそういう動きをすること、これは大変大事なことであり、観光誘致の一役にも当然買っている場所であるというふうに考えております。

質問に当初からなかったのですが、観光の点についてそういう拠点になり得るということにつきまして、そのことについての回答をもしどなたかからいただければというふうに思いますが。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 小千代山の観光の拠点づくりということでございますが、嵐山町では今、拠点をあちこちでつくって、総体として嵐山町は観光の地だということで進めているわけでありまして、小千代山もおっしゃるような形でできる整備をしっかりと取り組んでいかなければいけないというふうに思っています。そして、今も大平から嵐山溪谷というお話がございましたが、このところで県の事業で、嵐山町から今言った大平から下がっていく嵐山溪谷、バーベキュー場の上流のほうになるわけですが、そちらのほうも隣のときがわ町とつながって、川のまると再生プロジェクトということで、そちらの事業も始まろうということになっております。ですので、おっしゃるようなあそこのところも拠点として、一つの拠点としてつくっていく。そしてまた、町全体が観光の町となれるような魅力あるまちづくりにつくっていききたいというふうに思いますので、いろんな形でさらにご指導をいただければというふうに思います。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） この管理等は、ある1つのボランティア団体が請け負っているということでございますので、そちらと相談もして、この先ちょっと検討してみたいという回答もいただきました。余り先にならない状況の中で、ぜひこの辺のところを考えていただければというふうにお願いを申し上げまして、3番のほうに移らせていただきます。

○長島邦夫議長 はい、どうぞ。

○2番（大野敏行議員） （3）の駐車場の奥の農地に摘み取りのできるイチゴハウスを設置し、家族での来客を取り込むという件でございます。

この件に関しましては地権者がおりますので、やろうとしてもすぐにできるもので

はありません。当然地権者の協力等をいただかなければ、できないものと思います。

私は、嵐山の直売所に仲間入りをさせていただいたころ、イチゴハウスをこの裏につくろうという動きがあったということを聞いております。まだ私も入ったばかりで、どうしてその話が消滅してしまったのか、その理由がちょっとわからないのですけれども、もしその理由がわかっている方がいらっしゃいましたら、教えていただければと思うのですが。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 申しわけありませんが、昔のことなので、ちょっと承知しておりません。

以上です。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番(大野敏行議員) 定かではないのですが、嵐山営農をあそこでやろうと、イチゴハウスをつくって、そこでイチゴ摘み取りの来客を取り込もうということ言われたという話がありました。その消えてしまった理由はわかりません。その話を私はまた復活しようということではないのです。先ほど回答があったように、鎌形地区において、鎌形のイチゴ摘み取り農園が大変活況を呈しております。そして、嵐山町にもそういう施設ができて、嵐山町のこのイチゴというものをかなり世の中に広めていただいております。当初、この方は直売所の仲間入りをしてくれました。直売所にそのイチゴを出していただきました。余り自分のところにお客が来るので、とても直売所に持ってくるような状況ではなくなってしまったということで、今は仲間から抜けました。自分のところだけで販売をして、それでも十分成り立っているということでございます。

そういうノウハウを持った方が今では嵐山町にいらっしゃいます。そういう人たちの力をかりて、あの一角、これは、3本目の矢になります。食事場所をつくるのが1本目の矢、小千代山を整備するのが2本目の矢、イチゴハウスをつくるのが3本目の矢、この3つの矢をそこに持ってくるによりまして、お客の流れ、観光客の流れも含めて、お客の流れが大変変わってくるかなというふうに思っております。

この件につきましても、前向きな回答はいただいております。嵐山町農産物直売所周辺においても、イチゴハウス等が設置されれば、より一層集客力の向上につながる

と思います。ＪＡ埼玉中央農協や県と連携し、安全安心な農産物や地域の特産品の栽培等、地産地消を推進いたしますということでございます。

町だけでやろうとしても、なかなかそれは金もかかることだし、人的な面もかかることだし、いろんな面でかかることだと思います。埼玉中央農協という管内には立派な農協もございます。そこと、より一層の連携をとって推進していく。このことに対して、農協や県に投げかけをしたらどのような形の投げかけを町のほうはしていただけますでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 先日発表された安倍内閣の第２次成長戦略の中でも、10年間で農業、農村の所得を10倍にするような話が出ておりました。その中では、生産それから加工、販売を一体とした６次産業の推進というようなこともうたわれておりました。こういった中でも、また具体的な施策というか、情報も伝わってくると思いますので、そういった情報につきましても皆さんに紹介しながら、そういったものを進めていきたいと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員） アンテナを高くしていただいて、いつもそういった国や県が行う事業に対していち早く手を挙げていただけるような、そういった施策をとっていただく。ということで、このイチゴハウスは絶対に人を呼び込みます。それは皆さんわかっていても、すぐにはできないよということでございます。でも、そのことに対して町も生産者も一体となって、これに取り組んでいくという姿勢が私は大事なかなというふうに思います。

３項目につきまして、大変建設的な前向きな回答をいただきましたので、以上を持ちまして質問を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩といたします。再開の時間は11時10分といたします。

休 憩 午前10時53分

再 開 午前11時09分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○長島邦夫議長 続いて、本日の2番目の一般質問は、受付番号7番、議席番号9番、川口浩史議員。

初めに質問事項1のひきこもりについて、どうぞ。

〔9番 川口浩史議員一般質問席登壇〕

○9番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。それでは、一般質問を行ってまいりたいと思います。

まず、第1点目ですが、ひきこもりについてであります。今やひきこもりの人数が全国で100万人を超えとも言われております。ご家族の悩みも大変大きいだけに、しっかりした対策が必要であります。その対策について、初めに伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、質問項目1につきましてお答えをいたします。

厚生労働省の定義では、長い期間、おおむね6カ月以上となりますけれども、自宅にとどまり続け、仕事につくことや学校へ通うこと、友人と交流するといった社会生活の再開が難しくなっている状態をひきこもりというふうに呼んでおります。

状態は人それぞれで、部屋から全く出ることができない方もいれば、他者と積極的な交流を持たない形の買い物やドライブといった外出は可能という方もいらっしゃいます。

ひきこもりの原因は、精神的な疾患によるもの、傷つき体験やストレスによるものなどさまざまで、一つには特定できない場合が多く、現在こういったひきこもりの方の数は70万人を超え、加えて自分もひきこもり、閉じこもりたいと思うことがあるという「ひきこもり親和群」というふうに言われている人は、155万人にもなるということでございます。

ひきこもりに悩むのは本人ばかりではなく家族も同様で、このままではいけないという危機感と、でも出るのは怖いという手詰まり感で閉じこもってしまうのは、容易に想像ができるところでございます。

こうしたひきこもりに対応し、対策を立てるにはどうしたらよいのか。風邪などと

違いまして全員に共通する原因などは存在せず、これでひきこもりが治るという方法も存在しないというのが現状でございます。

ひきこもりにつきましては、全国的にも課題となっておりまして、厚生労働省では平成21年度からひきこもり対策推進事業を開始し、全国にひきこもり地域支援センターの設置を進めております。

埼玉県では、精神保健福祉センターや保健所におきまして相談支援を行っておりまして、東松山保健所では、ひきこもりについての専門相談を実施し、直接相談により家庭訪問も行いながら、必要な助言等を行っております。

町といたしましても、こうした専門相談につなげられるよう専門機関の情報の周知に努めるとともに、ひきこもっている方をただ家から出すことだけを目標にするのではなくて、ご本人がどのような形で社会参加を望み、それに対してどんな支援ができるのかという視点から、保健所や各種相談機関、教育機関、医療機関などと連携をいたしまして、ひきこもりの当事者や家族のニーズに沿った効果的な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） この問題は、私昨年3月議会でご質問しようと思って準備していたのですが、3月議会はちょっと体調を崩しまして、一般質問を初めて休んでしまいました。実は、その質問をしようと思ったのは、私の知っている中にそういう方がいる、いたのですね。今はいるのか、また。

それで、相談を受けて質問をしようと思ったわけなのですが、その後その人は、まだ20代ですが、仕事に行くようになったのですが、会社の関係で異動をせざるを得なくなって、異動をしたらまたちょっと今は行ってないみたいなのです。でまた、今回これにしようとしたのですが。

人数の問題なのですが、今も答弁の中にもありますけれども、70万人と。これは厚労省の部分的なもの、部分的というか、中身が若干違うようなことで知っていますけれども、70万人ということでは、厚労省は。親の会は、155万人がほぼ同じなので、この方たちが推計した人数のことをいうのかなと思うのですが、大体160万人と。朝日新聞に前に載ったのでは、360万人という大きな開きがあるわけなのです。

厚労省の数字というのは、まあ政府機関というのはどうも低く見る、見ようとするのではないかなと思うのです。例えば15歳以下の自殺者数を、警察庁は350人と言っているわけです。ところが、文部科学省が同じ子供たちを、自殺した人を見て、わずか200人というふうにしかな数えないのです。何とか自分たちの体面を保とうというのが政府機関、警察庁も政府機関ですけれども、でも警察が認めているものを文部省は認めないということでもありますので、厚労省のこの70万人もどうなのかなというふうには思います。そこで、質問なのですが、嵐山町では今どのぐらいいるのか伺いたいと思います。

○長島邦夫議長　それでは、答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長　町内のひきこもりの人数ということでございますけれども、今議員さんのお話にありましたように、このひきこもりの数につきましても、いろんなカウントの仕方がございまして、町でもなかなかこの人数を把握するということが難しい状況で、実施には把握できておりません。ただ、内閣府のほうでひきこもりを調査をしたときのパーセンテージというのがございまして、それが1.79%というふうなものがございます。

この調査は、15歳から39歳までの調査をした形でのパーセンテージでございまして、これを嵐山町に照らし合わせますと、およそ90人前後というふうになるかと思えます。

○長島邦夫議長　川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員）　大体90人ぐらいいるのではないかということであるわけです。その点はわかりました。

問題は、問題はといいますか、相談体制ができているということでお答えになっているわけです。嵐山町では、どのぐらいの人が相談をこの間受けているのか伺いたいと思います。

○長島邦夫議長　暫時休憩します。

休　　憩　午前11時18分

再　　開　午前11時19分

○長島邦夫議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 相談件数ということでございますけれども、東松山保健所のほうに相談機関というのがございまして、直近ではございませんけれども、以前聞いたことがあったのですが、そのときには嵐山町からのひきこもりの相談というのはなかったというふうに伺っております。

それから、町にひきこもりの相談があったかというふうなことでお答えをいたしますと、ひきこもりというふうな形でご相談いただいたのは、最近では1件ございます。ただ、相談といいましても、いろんな精神疾患をお持ちの方がひきこもっているというふうなこともございまして、そういう相談の中に、ああ、これはひきこもりかなというふうなこともございました。

以上です。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、そうするとといいますか、そうですか。

家族の悩みは大変大きいわけなのです。それは、自分の息子や娘が働かないで家に一日中いるわけですから、将来自分たちが、順番からすれば亡くなっていくと。その後のことを考えるとということで、それは悩みは大きいわけです。

そういう中で、相談件数がわずか1件ということは、1つには周知をしっかりとやっていただきたいというふうに思うのですけれども、こういう相談があるので気軽に相談してくださいということをやっているってほしいと思うのですけれども、これは広報等に載せていくことはできますでしょうかね。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 周知につきましては、先日も保健所の会議がございまして、何か対策は、新しい対策っていうか何かあるでしょうかというふうな質問をさせていただきました。そのときの保健所のほうの回答は、やはりいろんなこういう相談機関に結びつけるように、いろんな手だてを使って周知をしてほしいというふうに言われましたので、町といたしましてもあらゆる手段を使ってしていきたいというふうに思っております。

それで、広報のほうですけれども、たまたまといいますか、6月の広報にちょうどこの相談の記事を載せていただくよというふうな形で保健所から依頼がございました

ので載せさせていただきます。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 相談体制をしっかりやっていただきたいというふうに思います。

それで、去年の質問を準備する中で、議会開会1週間ぐらい前でしたか、東京でひきこもりについてのシンポジウムがありました。私はそこに参加をして、少し学んできたのですが、どうしても、私を含めてですよ、学んできたとはいえ、今現在もそうなのですが、甘えではないかという見方をしてしまうのです。この見方が、また社会に出づらくさせているということなのです。これは町長どうですか、やっぱりそういう見方をしているのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 この問題が難しいというのは、そういうことがわからないから難しいのです。

それで、相談をということで今も答弁させていただきましたけれども、今どんな支援ができるかということで、相談の機関、保健所、各種相談機関、教育機関、医療機関、こういうところと連携をしてという答弁をさせていただきました。

要するに、それだけいろんなところと相談をするような内容であるし、しかもこのひきこもりの原因といっても、精神的な疾患から傷つきの体験、そういうもののストレス、もう幅が非常に広いわけです。ですから、個人で判断をする問題ではないのです。もう専門家にできるだけ早く、どうやってその専門家に受けていただけるか、相談に行っていただけるか、これが私たちが一番やるべき仕事だなというふうに思います。それが、なかなかできない状況にあるのかなというふうに思います。

それで、今人数の話がありました。人数もだから、ここのところまではそういうことなのだというのの線引きというのも、これもまた難しいのだと思うのです。ですから、人数にどうしてもこういうあれが出てくるでしょうし、そういうことだと思うのです。

それと、これも答弁をさせていただきましたけれども、原因がいろいろ広い。だから、こういうふうにすればいいのだ、こうすれば治るよというのがないから、全部全て個々の対応にかかってしまう。それと、何より私がこのひきこもりで一番大きな問

題と思うのは、年々1歳ずつ年をとるということなのですよ。しかも今、議員さんおっしゃるように、今は親御さんがいる過程でも、いつかはそうでなくなるときが来てしまうのではないか。そういうふうになったときに、1人ということになってくるわけです。だから、そういうふうになったときにはどうなるのだろうということを考えると、本当に大変大きな問題だというふうに思います。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 甘えの見方を一般的にしてしまうのですよ。

ちょっと話を私も戻しますと。その見方がひきこもっている者にとってはわかるので、また社会に出にくいという気持ちをつくってしまうという、それはなるほどなと思って私も聞いていたのですけれども。

町長の答えでいくと、なかなか相談に乗ってくれと言っても、余り大っぴらにしたいくないというのがお気持ちの中にある。隠しておきたいと、こういう子供がいるのを。これは親も子供自身も、私の知っているうちのせがれさんですけれども、せがれと話をしたことはないのです。どうしてひきこもっているのかというのは、親としか話をしたことがないので。だから、そのせがれさんも、多分自分から出ていきたいとは思わないのでしょうね。そういうことでありますので、そういうのを理解して相談体制はしっかりとっていただきたいということで、お願いしたいと思うのです。

その甘えの問題なのですけれども、我々自身がひきこもりを理解していかないと、どうしてもそういう見方をしてしまいますので、どういう先生がいいのか、ちょっと私もわからないのですけれども、こういうものを研究してきた先生というのは、何人もいるらしいのです。ですので、なぜこういう実態になってしまうのか、我々が理解をしていく努力というのが必要だと思うのです。

ですので、そういう機会があれば、何か講演会とかを開いていって、町民の皆さんにも理解をしていただくということが必要だというふうに思うのですけれども、ちょっとその辺、町長の考えを伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

甘えというお話がございました。素人というか、わからないものというのは、とかく大きな間違いを起こしてしまうわけです。それで、ちょっと前までは、子供が学校

に行かないで、行くときになると腹が痛いと言う、このやろう甘ったれてということ
で済ませてきたわけですけども、発達障害という病気かもしれないということで、
これが国の中でそういうようなことがわかってきたといいますか、法律ができてから
まだ5～6年ぐらいしかたっていないですよ。そういうような、この腹が痛いと言
っていたそういう物の見方も、まだ国の中では5～6年前から、そして嵐山の小中学
校でも取り組みがしっかり始まったのもまだ3年くらい。それまでは先生も、怠けて
いるのではないかと思ったかどうかわかりませんが、そういうようなことで、親もそ
うだ。だけれども、そうではないのだと。違った原因があるのではないかというこ
とで、発達障害というものをもう一回見直そうということで、学校の現場では講習会を
開いたり、先生が講習を受けたり、そして授業の中でそういう専門の先生に来ていた
だいてご指導いただく。教室を見ていただいたりというようなことで、みんなで勉強
している状況です。それと同じ現状かなと思うのです。

ですから、地域の中で、これはだから、ちょっと話はずれてしまいますけれども、
痴呆症、ぼけというのではなくて痴呆症ですけども、痴呆症の人に対して見方がお
かしいのではないかと。だけれども、そうではなくて、あれは私たちがこれからなる病
気なのですと。みんながそういう気持ちでそういうものを見ていきましょうという
のが、今社会の流れです。ですから、そういうその痴呆症も、こういう形の者も、発
達障害の者も、やっぱり地域の人たちが一歩見る目を持って、それで温かい気持ちで
見守ることが、それが一番必要なのではないかなと思うのです。

ですから、おっしゃるとおり甘えというふうに見てしまっていたというのは、ある
かもしれませんし、注意しないといけないと思います。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ぜひ、今発達障害の問題の件もお話ししていただいて、もう
こういう問題は、そうしますともうご存じだと思いますので、我々がそういう目を持
ってしまうと、感じているほうはより一層感じますので、より社会に出にくいと。結
局社会に出なければ、いずれは社会保障費でその人を養っていくしかないわけです
ので、これは社会保障の増大につながっていきますので、我々自身も見方を変えてい
くようにしていくことが大事だなと。そのために、いろんな講演会等を機会があったら
やっていただきたいというふうにも思います。

次へ移ります。

○長島邦夫議長 どうぞ。

○9番（川口浩史議員） 空き家条例をつくるに当たってです。

今後、通称空き家条例をつくっていくとのことであります。そこで空き家を壊し、更地にしますと固定資産税が6倍に上がっていくわけです。これがネックとなって壊すに壊せない人もいるというふうに聞いております。

そのため、条例をつくる際、低所得者に対して固定資産税の軽減をすることが重要と私は考えました。町の考えを伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、質問項目2につきましてお答えいたします。

私からは、固定資産税の居住用の家屋が建っている住宅用地に対する課税標準額の特例について説明いたします。

住宅用地は、その税負担を特に軽減する必要から、その面積の広さによって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。小規模住宅用地とは200平米以下の住宅用地をいい、小規模住宅用地の課税標準価格については価格の6分の1の額とする特例措置があります。また、一般住宅用地とは小規模住宅用地以外をいい、例えば300平米の住宅用地であれば200平米分が小規模住宅用地で、残りの100平米が一般住宅用地となります。一般住宅用地の課税標準額については、価格の3分の1の額とする特例措置があります。

一方、店舗、事務所用地や住宅を取り壊したことにより、住宅の用地として利用されなくなった敷地については、住宅用地の特例がありませんので、固定資産税は高くなります。ただし、非住宅用地については、価格の70%を課税標準額としますので、小規模住宅用地と比較しますとその差は6倍ではなく平均して4倍弱となります。価格の100%を使っていた場合には6倍となるのですけれども、価格の70%を使っていますので、平均して4倍弱となります。

また、住宅を取り壊したことにより、住宅には固定資産税がかかりません。なお、空き家条例については、環境農政課が担当になっております。

私からは固定資産税についての答弁というか説明というか、させていただきます。

以上です。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員）　そうですか。6倍ではなくて4倍弱と。

いや、これは私の勉強不足でした。ちょっと倍率は少なくなりますけれども、低くなりますけれども、上がることは間違いないということではよろしいでしょうかね。

それで、空き家条例をつくる際に、質問で申し上げたとおりのことを求めているのですけれども、ちょっと初めに伺っておきたいのですが、空き家条例の進捗状況を伺いたいと思います。調査の進捗状況です。

○長島邦夫議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長　確認なのですが、現在行っている空き家等、管理台帳の整備と委託の状況でよろしいでしょうか。条例の制定ではなくて。

○9番（川口浩史議員）　はい。

○大塚 晃環境農政課長　現在、現況それから状況調査のほうは、ほぼ終了しております。

この間、5月末現在で、委託業者のほうから報告がありまして、空き家それから空き家の候補として358件、それから空き地の候補として250件というふうな報告を受けております。

今後、空き家等の管理台帳の作成、それからデータベース化ということになるかと思えます。

以上です。

○長島邦夫議長　川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員）　そうしますと、この調査の内容をちょっと伺いたいのですけれども、この空き家はリフォームすればまだ使えるとか、ここはもう無理だとか、そういう調査までやられているのでしょうか。

○長島邦夫議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長　調査の内容につきましては、空き家、空き地の所在地情報、それからあと建物の情報、その中には今川口議員さんおっしゃられたような管理の状況だとか、防災の状況だとか、衛生の状況があるのですけれども、外見から見た判定でございまして、リフォームすれば使えるとか、そういったことは含まれておりません。

以上です。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） それでは、そもそもこの調査をするようになった理由を伺いたいと思いますが。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 この管理台帳の作成につきましては、環境農政課のほうにも空き家それから空き地等に関する問い合わせや苦情等がございまして、そういった事務を円滑にする、効率的にするために、今回管理台帳の整備ということでさせていただいているものです。

以上です。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 苦情というのは、具体的にどういう苦情があったのか、わかりますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 特に空き地につきましては、この春から夏にかけては、植え木が隣のほうに枝が出てきてしまっているとか、あるいは雑草が茂ってしょうがないとか、そういった類いの苦情でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 今、空き地とおっしゃいました。

空き家のほうの苦情はあったのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 はっきりどういったという具体的な資料は、今持っていないのですけれども、空き屋についても苦情はあります。

以上です。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） なかなか私が求めている答えが出てこなかったので、ちょっ

と何回も聞いたのですけれども。

一般的に、防災上好ましくないということで、調べていこうというふうになっているのだと思うのです。この苦情もやっぱりそこに根があって、苦情を申し出ているのだと思うのです。

リフォームできるところは、それはそのように活用していくことが望ましいというふうに思うのです。地権者がどういうふうを考えるか、それは地権者の考え次第ではありますが、行政がその先頭に立って、空き家に対しての対策費などを出しているところもありますけれども。それはだから、そういうことで進めていっていただきたいというふうに思うのです。

私は、もう壊さなければどうしようもないのだという家に対して、4倍弱に上がってしまう固定資産税を軽減できないかということで申し上げているわけなのですが。これも全員になんて私は申しているわけではないのです。低所得者に対してです。私がよく皆さんに言うのは、水平型の公平化が必要なのだと、皆に平等にということで、誰でも当てはまるようなことでいつも申ししていたのですけれども、これはお金のある人はみずからお金を出して壊してもらおうと。壊してもらってから固定資産税を払っていただくということが大事だというふうに思うのですけれども、ただ低所得者に対しては、壊すに壊せないという話も聞きました。そういうことでありますので、この軽減をやっていただきたいというふうに思うのですけれども、町長いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

全てではなくて、低所得者という話でございます。ちょっと話をさせていただきますが、この空き地、空き家、これに防災上もちろんあります。防災と、広く言えば防災ですけれども、いろんな今、草が生えてというのがありました。草が枯れてというのもあるのです。それと、蜂の巣ができてしまっていて周り中飛んで歩いている。いろんな苦情が来るのです。そういうものに対して、個人の所有権に立ち入れないのです。

それで、この前も議会の皆様にご相談を申し上げた件がありますよね。火災でもう今にも倒れそうな感じになっているのだけれども、手当てができない。そこからおっこってけがをしても、それは町は関係ないのだと。そこの人の管理が悪いからなった

のだという、法律上はそういうことなのです。だけれども、それで過ごせるかということで、ちょっと強く町では今度出させていただいたという状況がございます。

そういうのをお感じいただいて、この古くなった空き家を壊していただくというのが、税法でどうかというのは、あると言えはるのかもしれませんが、その前の段階でもうやっていただけない、やるよというのも、そこのところはわかってしまっているのではないかと思うのです。その所得がどうかということではなくて、その前にそういうお考えがあるのかなのか。

それで特に、もう毎月のように全国の行政の情報が載る情報紙には、どこでこういうのつくった、どこでつくったというのが載るわけです。しかし、つくってはみたものの強制力がないですから。だから、この辺では川島町なんかは早くつくっているのですが、町長さんに聞いても、だめだいなてなことになってしまうのです。言ってもなかなかやっていただけないというようなことで、川口議員さんおっしゃる低所得者にあれをしたら、これが進むのではないか。そうすると、その低所得者というのは何％を占めているかわかりませんが、全体でこの成果を上げようということを考えたときには、そこのところだけそういう考えをしても、なかなか町のあるいは地域の意図するところにいかないのではないかというふうに、今は考えております。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 私も、この条例つくって何件進むかなというのは、考えてみたのですけれども、余り進まないというのが実態ではないかなと、それは本当に同じなのです。

ただ、やっぱり町の姿勢というものを見せていくことが大事ではないかなと。やっぱり壊さなければならぬところというのは、こういう制度を使ってでもやってくださいというのを、ただ黙っているだけでは、それは今までの延長線上でしかありませんから、壊さないと思うのです。やっぱり町がこういう制度を若干でもつくったと、そういうところから私は始まるのではないかなというふうに思ったのですけれども、いかがですか。確かに結果的に、私も進むか進まないかというのは、本当に悩ましいところなのです。でも、こういう制度をつくることによって、少し触発するというきっかけになっていくのではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 条例の制定については、制定する方向で進めているわけです。

ですので、そういうような下調べといえますか、準備をしていくということでございます。ただ、成果はどうか、議員さんと同じような考え方で思っておりますが、より成果を上げるような形にするのには、どうしたものだろうということでございます。

○9番（川口浩史議員） 何、ちょっと。

○岩澤 勝町長 だから、より成果を上げるようにするのには、ほかのところで、先進地で条例ができていけるけれども、なかなかいわゆる成果が上がっていない。嵐山町でもつくるけれども、よその市町村と同じように成果が上がらないのではなくて、上がるようにするのはどうしたらいいだろうかということでございます。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そういう面では、この固定資産税の軽減というのは、私が調べたところでは、ないのです。ですので、もっと本当は補助金まで出せばいいのでしようけれども、そこまでは私も、最初ですし、求める考えは今ありませんので、当面、ここをつくって壊すべき建物については壊していただきたい、いただくことをやっていくきっかけをつくるのが大事ではないかなというふうに思うのです。

ぜひ、そんなこと言わずに、検討ぐらいしていただきたいと思うのです。よろしいでしょうか。

次に、進みます。

○長島邦夫議長 どうぞ。

○9番（川口浩史議員） 嵐山病院の存続についてです。補助金を出してでも嵐山病院の存続をすべきと考えますが、前議会に続いてもう一度伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 質問項目3につきましてお答えをいたします。

ご質問は補助金を出してでも嵐山病院の存続をとということでございますが、3月議会でご質問いただいてから今日に至るまでの状況を私のほうからご報告をさせていただきたいと思います。

今年度に入って間もなく、副町長と私とで病院長と事務局長のお二人に病院の移転

について伺う機会がございました。そのときの内容といたしますと、以前にお話をさせていただいたとおり、病院移転については建物の経年劣化と、そのほか病床面積の狭さによる患者さんの環境や労働環境がよくない状況で、このままではいられないだろうということから、移転につながったというお話でございました。

現在の場所での存続の検討もしてみたものの、面積の問題ですとか、土地が低いこと、水路が通っていること、一部が借地であることなど、うまく調整がとれないことから、新地に移転したほうが効率がよいだろうという結論になり、その際、嵐山町内のほかの場所への移転も考えなかったわけではないけれども、適当な場所がなかったということでした。

また、病院は完全移転を予定して、借地については畑に復元してお返しをすることになるだろうということで、これでは町から存続をお願いしても難しいというふうな印象を受けたところでございます。

その後また、お二人にお話をする機会を設けていただきまして、副町長と町民の病院に対する思い等もお伝えをしまして、一部でも残していただくことはできないかという願いをいたしました。病院でも、患者さんのほうから移転の情報を知って残念だというふうな声があるようで、ありがたいことだというふうにおっしゃっておられまして、今後も地域医療に貢献したいという考え方には変わりはないということで、今回は地元の要望を提出していただければ議論してみたいというふうにもおっしゃっていただきました。

どの程度の要望を受け入れていただけるかはわかりませんが、なるべく早い時期に、町としての要望をまとめて提出をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） なるほど、そうですか。

少し検討をしてみたいというお答えであったわけですか、2回目に伺ったときには、それは、ありがとうございました。

それで、町長に、副町長でもいいのですけれども、町も多少のことはお金出すよというそこまでの腹も固まっているのか、ちょっとこの際ですから伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 経過については今答弁をさせていただいたような状況で今日を迎えました。そして、最初は、この議会でも答弁させていただいたように、土地の問題ではなくて、建物が古くなってしまって耐震検査、要するに心配だということで建て替えなくてはということだと。そして、それにはここの今のところを考えたけれどもと、今答弁にありましたように面積の問題、土地が低いこと、田んぼだったですから。水路があること。それと、何としても借地であることというような問題があって、それでいざつくるとなったときに、ここのところでいいのだろうかという、当然ですけども経営者とすればそういうことがある。それで、いろいろ勘案して、町の中も検討したけれども、外のほうがいいところがありそうだとということで、現在に至ってまいりました。

しかし、その経過の中で、地域医療ということの大切さ、町でも話しているとおりですけども、病院のほうでも患者さんからのお話、またいろんな状況を感じるところで、地域医療の大切さ、そして地域医療とはということをもう一度病院のほうでも考えてくれたのではないかと思います。

そして、そういうものを受けて地域、要するに嵐山、嵐山町はどういう考え方かということも、要望を提出をしていただければ検討ができるかもしれない。できないかもしれない、わかりませんけれども、出してみてくださいということなのです。

ですので、嵐山町とすれば、最初来たときに、私から話しましたがけれども、今のままでいてもらうのが一番のありがたいことというふうに話をしております。ですから、要望というの、一番いいのは今のままということで、どこまでどういう形で要望を出していったらいいのか。話をする中で相手は、相手はというか病院側は、どういう考え方なのかということがわからないとですね。

それで、うちのほうとすれば、今花園よりお話ありました。そこのところは低地であること、田んぼですから。地盤が狭いとかいうようなこと。水路があるというのが大きな、何か向こうではそういうこと言うのです。水路があるわけです。そういうようなこととか、そういうようなことがありますので、あそこのところの土地基盤整備といいますか、土地のこの病院が建つまでの段取りがあるわけですから、そういうようなことだとか、水道、下水とかいろんな関係が出てくると思うのですが、行政としてそういうような形のものが、どこまでどういうふうな形になるのか。できるのかで

きないのか、病院のほうではどう思っているのか。

ということで、相手のことはまだ全くわかりませんので、そういうようなことも、腹づもりとしては持った上での話し合いというか、お願いというふうになるかなというふうに思っております。

ただ、今言ったのは架空の話でございまして、どういうふうに展開するかわかりませんので、現状ではちょっとこれ以上話ができない状況でございます。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 補助金を出すか出さないかでは、ちょっとまだ明確な答えをいただけないわけですが、それは私もお願いだけで残ってくれたとなれば、これは一番ありがたいことです。でも、そうはいかないというのが、話の進みぐあいからして、なっているのではないのかなと思うのです。

あそこの場所がかなり悪いということで、どうせ建て替えるのだということであれば、嵐山町が、例えば川島の例のあそこの場所を買い取って、貸し出すということも、私はやってもいいと思うのです。

もう移転先というのは、どこまで話を進めているかというのは、聞いているのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 移転場所につきまして、病院側からお聞きした内容についてお答えをさせていただきますと思います。

移転場所は、254号バイパスというのでしょうか、254号のバイパス沿いのつきのわ駅から出てくる交差点、つきのわ駅側から見るとその反対側、今何でしょうか、農業用のハウスが建っている場所付近だというふうに聞いております。

以上です。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、嵐山町に残ってもらうとなると、あそこまで話が進んでしまうと、ちょっとその話がどこまで進んでいるか確認しながらになると思うのですが、川島の土地を町が買い上げて貸し出すという提案も、そういう提案も私はいいのではないかなと、それだけ大事なことだと。町民の命と健康を守っていく上で嵐山病院は、今後の高齢化を考えてみましても、嵐山病院の存在というのは、

大事なことだと思うのです。いかがでしょうか、そういう提案に対して。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 大分具体的な感じになってくるわけなのですが、今話したような状況なのです、今。経過とすると。それで、正式かどうか、漏れて出てくることというのは、お金がやっぱりかかるわけです。新しくやるのですから。私たちのうちでもちょっと子供の勉強部屋つくるかとやって、計画したものというのは、どうしても出てしまうというようなが多いのではないかと思います。今回の場合もそういうようなことと同じようなことがあるのかもしれない。そうすると、計画したとおりのことになるのか、ならないのかというようなこともあると思うのです。

それと、もう一つ、例えば今嵐山病院があるところで、建てたものがもう古くなってということなわけです。ですから、あれは使わないということでどこかに行くということだったわけですから、あれをまた使うというふうには考えていないのだと思うのです。そうすると、あそこにもつくる、こっちにもつくるということというのは、どれぐらい大変なのか。本陣が2つできるというようなことになったときには、陣ぐれもいろいろ出てくるでしょうし、まあ人のことだからわかりませんが、ただこちらとすれば、おっしゃるように、どこのところにどうなっているというのが全くないわけですから。町の希望というか要望等を聞こうかということですので、それはかげんを見ながら話を出していく、そういうことになるかなというふうに思うのです。

ですから、おっしゃるようなことも含めて、お金がどこまで出せるのかというようなことも含めて、これから皆さんにご相談を申し上げながら、地域の医療をしっかりと守っていくのにはどうしたらいいのか、どこまでやるのかということが、これからの検討課題になるなというふうに思っています。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これから要望書を提出するということですので、その川島の件も含めて議論いただいて、提案できれば、やっぱり結果的に来なかったということは、それはあり得ると思いますけれども、最大限の努力を町長はしたと、町民が納得するようなことは私はやっていただきたいというふうに思うのです。

もう一つつけ加えれば、今月輪からわずかな距離ですよね、おっしゃるような場所であれば。100メートルぐらいでしょうか、100か200メートルぐらいでしょうか。で

も、タクシーがあそこはないですから、移動できる人はいいですけども、駅からつきのわ駅へ行って、そこから先どうやって行くのだいという人だって出てくると思うのです。そうすると、バスを出してくれということも、今後出てくる、そういうなのを考えなくてはならないわけで、そこでやっぱり支出が出てくると大きくなってくるわけですので、そういったこともぜひご考慮いただいて、この要望書の中に、できるだけ町内につくっていただくように頑張っていたいただきたいというふうに思います。

終わります。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩といたします。午後の再開は、午後 1 時 30 分といたします。

休 憩 午後 零時 0 2 分

再 開 午後 1 時 2 9 分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 河 井 勝 久 議 員

○長島邦夫議長 続いて、本日 3 番目の一般質問は、受付番号 8 番、議席番号 8 番、河井勝久議員。

河井勝久議員に申し上げます。ご質問中の大項目 1 の小項目（1）、（2）については、昨日、渋谷議員の一般質問において答弁をいただいております。答弁書はお渡ししますが、ここでの第 1 回目の質問、答弁は省かせていただきます。

それでは、初めに質問事項 1 の小項目（3）からどうぞ。

〔 8 番 河井勝久議員一般質問席登壇〕

○ 8 番（河井勝久議員） 8 番議員、河井勝久です。議長のご指名をいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

まず、子宮頸がん予防ワクチンについてでありますけれども、きのうの渋谷議員のご質問の中でも多くの問題点について質問があり、それにいろいろと答えているわけでありますけれども、私とすれば、そのいろんな問題の角度からさらにお聞きしておきたいというふうに思っています。

HPV ワクチンの接種は、子宮頸がん発症の大きな因子の一つであるわけでありましてけれども、HPV 感染を予防することで、同がんを防ぐ効果があると言われ、2010 年

から女子中高生を対象に国と自治体が接種費用の助成をはじめ、任意接種が広がりました。4月から定期接種化により、市町村には予防接種を実施して対象者に奨励する義務が課せられ、実施責任を担うこととなりましたが、ワクチン接種で副反応（副作用）に苦しむ被害実態が多く報告されるようになりました。厚労省には、ワクチンをめぐり調査をする方針を固めた報道がされましたけれども、町の状況を伺いたと思います。

（１）といたしまして、厚労省によると……

○長島邦夫議長 河井議員、（１）、（２）は省略して、（３）の質問からお願いしたいのですが。

○８番（河井勝久議員） はい。それでは、（３）から入りたいと思います。

国の責任で予防接種について中止、副反応の追跡調査、救済をすべきであるが、HPV感染は一過性で、ほとんどが自然排出されるとする医療情報もあります。持続感染しても子宮頸がんに至るまで10年以上かかるため、定期検診と治療で悪化を防ぐことは十分とも言われております。定期検診の強化、被害者がした場合の町の対応と責任はどう考えているのかお伺いいたします。

○長島邦夫議長 それでは、小項目（３）の答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、質問項目１の（３）につきましてお答えをいたします。

まず最初に、子宮頸がん検診の強化についてでございますが、健康カレンダー、広報、ホームページ等による啓発、また保健推進員さんによるがん検診等の受診率向上のためのキャンペーン、20歳から40歳までの5歳刻みの節目の方へのクーポン券の発行などにより、受診率の向上に努めてまいります。

さらに、今年度、30歳代の方を対象にHPV検査を追加しまして、より精度の高い検診を目指してまいります。

次に、万が一予防接種により健康被害が生じた場合でございますが、定期接種で引き起こされた副反応によって、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障を来すような健康被害が生じた場合には、嵐山町予防接種事故災害補償規程により、全国町村会総合賠償補償保険制度をもって救済に当たらせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 河井勝久議員、再質問は1番から結構ですから。

○8番（河井勝久議員） それでは、再質問させていただきたいと思います。

まず、（1）に係る部分ですけれども、厚労省の国会答弁これは3月に中心的にこの問題については質問がされたわけでありまして、厚労省の矢島健康局長は、その中で頸がんワクチンについて答えております。

その答弁内容で、ワクチンが最終的に子宮頸がんを減らしたというエビデンスはないという答えがされています。そして、そこに出された資料でも、子宮頸がんの発生を減少する効果は期待されるものの、販売開始からこれまでの期間は短く、実際に達成されたという証拠はいまだにないという報告もされているわけでありまして。

HPVワクチン接種は、ここ数年で効果だけが先行されてきたわけでありましてけれども、市場の拡大を狙う製薬会社の思惑に、後のリスクが伴わないという問題点が生じたというこの結果を、どういうふうに見ているのかお聞きしてみたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 ただいま議員さんのほうからご説明ありましたように、HPVワクチンにつきましては導入後間もないというふうなことがございまして、がんそのものを予防する効果は現段階では証明されていないというふうに聞いております。ただ、HPVの持続的な感染や、がんに移行する前の前段階の病変の発生を防ぐ効果は確認をされているというふうに聞いております。

この専門的な見解につきましては、私どものほうもそれを判断するというのは難しいこととございまして、国がそのように公表していることを信じて、行っているところでございます。

また、リスクにつきましても、当初始めたときには、これほど出るとは思っておりませんでしたけれども、その点につきましてもよくご存じのことと思いますけれども、見解がワクチンを直接中止をしなければならないというものではないというふうに言われておりますので、特にそのことについての情報というのは来ておりません。

以上です。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 本当に臨床実験がされているのかどうかについては、これはまだはっきり厚労省もちょっとわからないような状況もあるみたいで、ただこれが効

く、効くという形できて、それで2つのワクチンというふうなものが打たれるようになってきているのだらうというふうに思うのですけれども、私は（2）から（3）に、これは一緒のような形になるのですけれども、ここを中心にお聞きしていきたいと思います。

○長島邦夫議長 どうぞ。

○8番（河井勝久議員） まず、情報提供の問題であります。

厚労省のデータでありますけれども、販売されたHPVワクチンは、昨年末まで約829万回分、約340万人が接種したと。今も接種は進んでいるわけでありまして、副反応が明らかになってきまして、社会問題化して、患者数がふえ続けているわけがあります。このふえ続けているのについて、国会でいわゆる議論がされてきたと。

3月に厚労省の副反応検討委員会は、これまでの副反応に加えて、ワクチンの添付文書の重大な副反応欄に、手足に力が入らなくなるギラン・バレー症候群と急性散在性脳脊髄炎をメーカーに記載するようにしたということでありまして、町はこのことをいつ知ったのか、わかったらお聞かせいただきたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 重篤な副反応につきましては、任意接種をする段階で、嵐山町につきましては23年度から始めておりますけれども、その段階でもガーダシルとサーバリックスのこの製造会社のほうから説明書のほうが届いております、それを保護者の方にお渡しをして、内容を見ていただいて、納得した上で同意をしていただくというふうな流れでございましたので、この中でも重篤な副反応はあるというのは記載がされておりましたので、その時点でわかっております。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） では、その後、医療機関ですね、これの対応はどうなっていますかお伺いしたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 医療機関につきましては、私どものほうからも資料を提出させていただいておりますので、同時期にわかっているというふうに思っております。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) そういうことになってくると、今度は接種される側、接種を受ける側ですね、この人たちのいわゆる接種率は下がっておりますか。どうなっていますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 接種率につきましては、23年度、24年度を比較をしますと、最初のほうが若干多かったような気がします。

数値的なものを今ちょっと持ち合わせておりませんので、はっきり言えないのですが、23年度の始めた当初のほうが多かったような気がいたします。それで、今年度につきましては、定期接種になりましてまだ期間がそれほどたっておりませんので、どのぐらいになるかというのはまだ、昨日渋谷議員のほうに答弁のほうさせていただきましたけれども、4月の9人というふうな状況でございますので、はっきりした状況はつかんでおりません。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 被害状況がだんだん、だんだん明らかになってくると、この辺ではちゅうちょする方も出てくるのかなというふうに思っているのです。

それで、4月から定期接種化により自治体は予防接種を実施、対象者に奨励する義務、個人には接種を受ける努力義務が課せられたわけなのですが、接種を受ける側に接種は強制ではない。接種の意義やリスク等の正しい知識を得た上で、被接種者や保護者が判断するものとしているというふうになっています。自治体や医療機関が、効果があって費用は無料だと、これは自治体市町村が宣伝すれば、住民は何の疑いもないというふうに考えるわけでありましてけれども、この情報、これについて11歳の中学生にどのぐらいの判断がつくと思いますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 ただいまの子供に対する理解ということでございますけれども、このワクチン接種の希望者の方へということでご案内をしているのは、保護者に対してということでございまして、子供に対する案内というのは特にしていません。保護者の方にこの予防接種についての理解をしていただいて、同意をするかど

うかというふうな判断をしていただくというふうな流れというふうになっています。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） そういうことですね。

そうすると、保護者この人たちが、いわゆる町がこういう形で受けるのですよという義務的な問題と、任意義務だということの関係の中でも、医者や親がそれを受けなさいよということになった場合には、11歳の中学1年生ということでは、親の言うことを聞かざるを得ないという状況になるのではないのでしょうか。そこら辺、やっぱり親、医者の考え方を信用するのではないかと思うのですけれども、それはどうでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 ちょっと初めにあれなのですけれども、対象は13歳というふうになっておりますので、13歳になる年度の最初からということで、12歳の方もいらっしゃるわけなのですけれども、対象はそういうふうになっております。

それで、年齢的にも嵐山町が始めているのは、最初からは中一から高一ということでございまして、親のまだ保護下にある年齢だというふうに理解しております。子供が判断ができるかどうかというのは、確かに難しいというふうに思っておりますけれども、その点については保護者の方が責任を持ってやっていただければというふうに思います。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 中学1年生というと、やっぱりそうですね、年齢は間違っていました、申しわけありません。

それで、副反応や重篤被害者、これは強制義務ではないとするならば、例えば接種したことによって症状が出たと。それは1回目が出るか、2回目が出るか、3回目が出るかは、それはそれぞれの問題でありましょうけれども、これは自己責任となるように当面はなるのですか。そこら辺は、これから責任の問題をちょっと質問していきたいと思うのですけれども、ここら辺はどうでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 今年度は定期接種となりましたので、予防接種法に基づ

く賠償責任が発生してまいります。ただ、それは国のほうがこのワクチンに関して、確かに認められた場合に限るのですけれども、国、県、町の責任において補償をしていくというふうな流れというふうになっております。

23年度、24年度につきましては、町の任意接種というふうな形で始めさせていただきましたので、この点につきましては同様の保険がございまして、ただその責任の割合というのは、町のほうが全額を持つというふうなことになっております。

以上です。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） なかなかこれが、ワクチンによってそういう症状になったのかというのは、大変見分けが厳しいような状況も出ております。今接種している人は、副反応症状が出ても、医師が見落としているケースが多分にあるということなのです。治療法がわかる医師がおらずに患者が病院を転々として、そういう患者がふえているという報告もされてきているわけです。

安全性に疑問が生じているのに、自治体や国の責任で予防接種や何かを中止、副反応の追跡、調査が進められない支障があるということなのです。これのものは何でしょうか。なかなか調査が進められないという状況は、国やそういうところの、いわゆる厚労省や何かの自治体に負わされた指示や何かがあるからなののでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 その点につきましては、どういう理由でというのはちょっと返答に困るのですけれども、特に追跡をしないようにとか、特に何か指示があったわけではございませんので、ただ今おっしゃったように接種をされたご本人も、直接接種が原因かどうか、初めてのことでわからないというのが現状ではないかと思ひまして、それをまず疑ってみて、先生に相談してみたいというものが第一歩ではないかなというふうに思っております。

今年度から、医師のほうも直接厚労省のほうにファクスで報告をするようにという法の改正がございましたので、そういった報告があれば当然国のほうに上がっていったら、調査が行われるというふうに承知しております。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） そうすると、接種してきたと、接種者が1回、2回、3回と

いうふうに接種していくのだと思うのです。この調査の関係、追跡調査の関係ですけども、では誰が今まで接種したのかというのはわかるのですか。これは、医師に聞かなければわからないわけですか。そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 この点につきましては、接種をした医療機関から市町村のほうに報告が参りまして、その方にロット番号や何かが全部控えてございまして、どの注射をどの医師がどんなふうにしたというのはわかるようになっております。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） そうすると、追跡調査というのはわかるようになっているのだと思うのですけれども、町は今までもそのことで、きのうの答弁の中では、何人受けてどうのという、町では今は副反応の被害者は出ていないという話なのですけども、さらにそれをやるということを町はやっていくのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 今のところ、そういった考えは持ってございません。

以上です。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） それでは、町長にお聞きしたいのですけれども、被害者の声というのが、今大きくなってきています。被害者の団体もできています。それで、私もこれはあるところでこの声を聞いたのですけれども、この被害者のお母さんの声をちょっと読んでみます。娘が高校を卒業して町を離れ、ひとり暮らしを将来するので、性経験を持つこともあると思い、早いうちにHPVワクチンの接種をしておき、子宮頸がんが防げるものと思い接種をしてしまったと。娘はそのために副反応が出、重い症状が一生続く体になってしまったと。将来の夢を壊してしまった親の責任としても、悔やんでも悔やんでも悔やみ切れないと。毎日が後悔の連続ですと訴えています。こういう訴えがあります。

それで、HPV感染は、一過性でほとんど自然排出されると。きのうの渋谷さんの質問の中にもありましたけれども、また持続感染してもがんに至るまでに10年以上かかるため、定期検診と治療で悪化を防ぐことは十分という、これは医師報告もありま

す。

町長は、接種を続けることによる被害のさらなる拡大防止のためにも、今後どのような対応を図るのかお伺いしたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 昨日来、お答えさせていただいております。

重篤な副反応が発生をしているという情報は、認識しております。しかし、国のほうでは、今までやってきたものを中止させなさい、中止せよ。重篤な反応が出ているので、しばらく休みなさいとかいうような指示というのは、嵐山町には届いていないわけであります。

それで、きのうも話しましたが、そういう反応も出ている。また、そうではなくて、受けている方が、それを受けたがためにそういう状況にならないといえますか、子宮頸がんにかからないで済んでいるというような状況もあるというふうに国では判断をして、続けているのだと思うのです。

ですから、国から、県から、重篤なあれが出ているからすぐやめなさいとか、中止をなささいとかいう状況が来たら、早急に町民に知らせたい。そしてまた、こういう反応が出ておりますということです。これから受ける方にあっては、きのうも話しましたように予診票ですか、それらをしっかり読んでいただいて、ご父兄の判断をいただいて、そして先生と話し合いをしていただいた上で接種をしていただきたいというのが、町でお願いをしている内容でございます。これからもそのつもりで続けていきたいというふうに思っております。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8 番（河井勝久議員） 住民に知らせるといのは、これは重大な町の義務になってくると思います。

こういう問題がこれからどんどん、どんどん出てくると、今もう社会問題化しているわけです。さらにそれを継続していくというのは、厚労省の責任かもしれませんが、やっぱりその辺のところも自治体とすれば考えていかなければならないものなのかなというふうに思っているのです、私は。

こういう人たちが出てくると、それを救済すること、これは最も大事なことです。ですから、町としてもこの問題については十分な関心を持ってもらって、これから

も取り組んでいただければというふうに思っています。

この問題については、質問を終わります。

次に移らせていただきます。

○長島邦夫議長 どうぞ。

○8番（河井勝久議員） 2番目です。自治基本条例の制定についてであります。自治基本条例の制定の必要性については、これまでも私を含め何人もの議員さんが質問をしまいいりました。これまでの町の回答は、考え方は理解すると。それで、第5次総合振興計画で、制定目標を定め調査研究を進めていきたいとする内容で答弁されておりました。総振で5年後の制定目標として事業を進めていくことになっているわけがありますけれども、町長の判断基準についてお伺いしたいと思います。

（1）といたしましては、条例制定は多くの町民がかかわってほしいので、住民の公共意識が醸成されるのを待つという考え方でこれまでありましたけれども、制定の判断する段階に来たかお伺いいたします。

それから、（2）は、協働意識、自治防災意識と組織の確立、ボランティア活動の参加拡大、ふれあい交流センターを中心とするさまざまな住民活動、各種団体、企業などの協力、行政がともに考える地域経営のまちづくりが進んだようでありますけれども、どのような内容でこれも検討されているのか、またされてきたのかお伺いします。

それから、（3）といたしましては、検討結果による実施目途に向けての協議は進んでいるのかお伺いいたします。

○長島邦夫議長 それでは、小項目（1）から（3）の答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、第1回目につきまして私のほうからお答えさせていただきますと思います。

まず、質問項目の2の（1）についてでございます。自治基本条例につきましては、河井議員のご質問にありますとおり平成23年度を初年度といたします第5次嵐山町総合振興計画におきまして、住民参画の推進項目の目指す指標といたしまして、5年後に制定することを目標として定められております。

担当といたしましては、5年後に制定することとした理由の一つとしては、単なる準備期間ということではなくて、住民意識のさらなる向上を図ることを含めて、この

期間を定めたものと理解いたしております。

計画の目標であります5年後、すなわち平成27年度には、自治基本条例を制定できるように準備、研究を進めるとともに、住民意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、小項目（2）に移らせていただきます。こちらにつきましても、河井議員さんのご質問で、住民活動等と行政がともに考える地域経営のまちづくりが進んだように思うがとのことでございますが、私どももまさに着実に進んでいるというように感じているところでございます。

例えば自主防災活動につきましては、防災訓練も毎年形式的な防災訓練を行うのではなく、それぞれの自主防災会が年々地域の特性に応じた訓練を工夫して実施されるようになってきておりますし、さらに菅谷東防災会などでは、地域内にある社会福祉法人嵐山学園さんと自主的に避難所協定を結び、そこを会場とした総会やリーダー研修を行うなど、新たな取り組みも始まっております。

また、区長さんを中心とした地域コミュニティ活動にも感じるところでございまして、例えば昨年度全町的に実施をいたしました住宅用火災警報器の共同購入事業、及び支え合いマップの作成事業等には、区長さん、地区の役員さん、自主防災会及び民生委員さんなどのご協力を得まして、全地域で積極的に取り組んでいただき、大きな成果を得て、地域における活力の向上を感じるとともに、ありがたく感じたところでございます。

このような事業を行う上で留意いたしましたところにつきましては、ともに考えて事業展開ができるよう事業の実施に関しては区長会の役員会等でも事前に実施方法等について協議をしていただく機会を設けるなど、できる限り共通の理解を持って事業の実施ができるように努めたところでございます。

最後に、小項目（3）でございまして、具体的な協議につきましてはまだ進んでおりませんが、小項目（1）でお答えしましたとおり、平成27年度条例制定を目途に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） これからは町長に伺います。

（1）の関係、それから（2）ともあわせて同じようになっているのですけれども、

第5次総合振興計画の中で、制定目標は5年後と定めまして、今課長さんの答弁の中でもそういうものが着実に進みつつあると。制定に向けた調査研究を進めてきた結果だろうと思いますけれども、町長の醸成という判断基準に、町長は近づいていると思いますか、そこをお聞きます。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

今課長のほうから答弁をさせていただきました。地域の町に対する考え方、協力の仕方、応援の仕方、問題に対する提案の仕方、いろんな形で、いろんなところで町政に対してのかかわり方というものが、以前とは違ってきている部分というのが確かにあるというふうに思っております。かなり進んできているというふうに思います。

そして、防災会の話等がございましたが、防災会、区長会、あるわけですが、それらのところで今一番感じられるのが、意識が上がっていろんな事業が積極的に進んでいくところ、そしていま一つこれからかなというようなところの差が大きくなりつつあるのかなというのが、懸念をされるところであります。そういうところが同じような状況になってきたときには、すばらしい形になるのではないかなというふうに感じております。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 自治基本条例、住民基本条例、これは町の憲法という形で今まで伝えられてきたわけでありましてけれども、この問題がクローズアップされてきたというのは、地方分権が進む段階の中で、平成の合併という中で、住民投票だとかそういう問題がこれまでは余りされてこなかったのですけれども、その合併をめぐるいいか悪いかという、住民投票をやろうという意見があっちこちで出てきているという問題を含めて、やっぱり自治基本条例をつくるべきだという声が大きくなってきたのはご承知なわけですね。

先日の東京の小平市で、やっぱり住民投票がありました。開票はしなかったとか。それは玉川上水のところに道路をつくるかどうかで、いわゆる300年ぐらい続いた水と森のところを、これは住民の憩いの場でもあるというところに道路を新設することについて、ではどうですかというものの住民投票があったわけでありましてけれども、住民のいわゆる投票が過半数に達しなかったという形で、賛否については開票されな

かったということなのですけれども、やっぱりこういう問題を含めると、嵐山町もそういうことがこれからは限らないわけでありますけれども、自然保護の問題だとかいろいろあると思います。

自治基本条例を総振の中で策定してくという、制定をするということに向けたこれから作業が進んでいくのだらうと思います。スケジュールの関係について、いわゆるこれから、既に23年から始まっているわけでありますから、約2年ほど過ぎておるわけですが、5年という形の中で制定をするということになりますと、有識者会議だとか、検討委員会だとか、パブリックコメントだとか、そのようなスケジュールを整えてやっていくのだらうと思いますけれども、そうすると昨年町長選がありまして、間もなく1年を迎えるわけでありますけれども、町長の任期中にこれをしっかり定めようという気持ちはお持ちなのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 これも答弁でお答えをさせていただきましたように、27年度ということで町では考えて進めさせていただいております。ですので、細目、今何をやってどうだということはやっておりません。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 私もこの問題については十分な調査研究あるいは検討を進めながら、この第5次総振の中にうたわれているような形で、ぜひ制定に向かって努力をしていただきたいということだけ申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

◇ 清 水 正 之 議 員

○長島邦夫議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号9番、議席番号10番、清水正之議員。

初めに、質問事項1のTPPと子供の安全について、どうぞ。

〔10番 清水正之議員一般質問席登壇〕

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。一般質問を行います。

まず最初に、TPPと子供の安全についてであります。ご承知のようにTPPは、

7月23日に交渉参加を始めるという形で、安倍首相は参加の方向に踏み出しました。TPPそのものは、関税の撤廃あるいは非関税障壁の撤廃という2つの大きな問題を残しています。今は9カ国が参加をし、先日の新聞では中国も参加をするというような報道もなされています。こうした中で、とりわけ農業生産については、先日、県の試算によると433億円の減少額になると、埼玉県はですね、そうした試算も出されました。

そこで、TPPに関して嵐山町の影響額はどのような形で出ているのか、出てくるのか、金額はどのくらいなのかお聞きをしておきたいというふうに思います。

同時に、非関税障壁の撤廃という問題では、子供たちに与える影響、とりわけ行政については学校給食に及ぼす影響がどう出てくるのか、あわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

また今後、これが推移していった場合の学校給食に対する安全性の確保はどう図っていくのかも、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について、大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 私からは質問項目1の（1）についてお答えいたします。

埼玉県は4月1日、TPPに日本が参加した場合、県の年間農業生産減少額は433億円との試算を発表しました。試算の対象は関税率10%以上、国内生産額10億円以上の農産物で、県では10品目が該当し、TPP交渉関係国からの輸入実績がほとんどない2品目を除いた8品目合計の減少額になります。

清水議員さん質問の町の影響額につきましては、埼玉県の試算も市町村の生産減少額を積み上げて出したものではないので、具体的な町の減少額は出ませんので、町に関する農産物の生産減少率や影響についてお答えさせていただきます。

米につきましては、生産減少率が32%で、生産量の3割が輸入に置きかわり、残った県産米の価格が下落するなどの影響が考えられています。

小麦につきましては、生産減少率が86%で、学校給食、しょうゆ原料の一部、うどん屋や直売所等での地場消費を除き、輸入に置きかわると考えられています。

牛乳、乳製品につきましては、生産減少率が71%で、乳製品は輸入製品に、飲用牛乳は輸入牛乳や低コストの北海道産に置き換わると考えられています。

鶏卵につきましては、生産減少率が13%で、業務、加工用のうち、弁当用と加工用

の2分の1が置きかわると考えられています。

以上のように日本がT P Pに参加した場合は、嵐山町では米、麦、牛乳、乳製品への影響が大きいと考えられています。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目（２）、（３）について、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、私のほうから小項目の（２）と（３）につきましてお答えさせていただきたいと思います。

まず、初めに（２）でございます。現時点でいまだ具体的な内容が出ておりませんので、何とも言いようがありませんが、県の試算によりますと、米の価格の下落や小麦や牛乳、乳製品、豚肉等々が減少するとのことでございますので、県内産のこういったものが使いにくくなるのではないかと危惧するところでございますが、文教厚生常任委員会からのご要望にお応えいたしましたように、お米につきましては今までどおり地元産のものを、また野菜につきましては地元産のものを3割前後を目途とし、使ってまいりたいと考えております。

ご案内のとおり、学校給食は安全安心な食材を使い、価格を抑えて提供できることが大命題でございますので、今後とも努力してまいりたいとこのように考えております。

続きまして、（３）でございますけれども、先ほども申し上げましたが、具体的な内容が明らかにされていない中ですので、はっきりしたことはお答えできかねますが、一般的に言われていることは、食品添加物、遺伝子組み換え食品、残留農薬などの規制緩和により食の安全が脅かされるということでございますが、今後、国の安全基準、品質基準等、どうなっていくのか等々アンテナを高くしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 総体的にちょっとお聞きをしておきたいというふうに思います。

学校給食については、米、小麦、乳製品の影響が大きいという話がありました。実は、私たちが熊谷でT P P問題を考えるシンポジウムというのを開きました。その中で、J Aの熊谷の代表理事、組合長ですけれども、こういう発言をしています。

そのまま読ませてもらいます。「農協は、このＴＰＰ参加反対の署名を全国で1,170万も集めている。これが無視されるとなれば、そういう政治とは一体何か、どのぐらい集めたらやめるというのか」。この次からです。

「遺伝子組み換え食品が次々に入ってくることになる。健康にどんな影響を与えるのか。私らはまだいいかもしれないが、子供たちがそれを食べ続け、どんな影響が出てくるか心配でならない。3.11の原発事故による放射能の風評被害が埼玉でも広がっている。これに加えて食への不安となる。もし通ってしまったら、子供たちに申しわけが立たなくなる。子供たちの将来に対する私たちの責任としてＴＰＰに反対していく」。という話がありました。

非関税商品の撤廃という点では、やはりどう安全を守っていくかというのが非常に大事なのだろうなというふうに思います。

実は、ＪＡ農協が新聞広告を出しました。もうごらんになっているかもしれませんが。これは、朝日新聞の広告です。もう一つは、埼玉新聞に載った新聞広告。これがそうです。この中でＪＡ農協が、何を一番先に県民に訴えているか。食の安全安心が脅かされる、さっき答弁にもありました。残留農薬問題はどうか、ポストハーベスの規制緩和はどうか、あるいは遺伝子組み換えの問題はどうか、ＢＳＥの問題はどうか。この一番先に上げたのが食の安全の問題です。

それで、きのう6月分の給食の献立表をいただきました。この中でＴＰＰに参加をしている、参加をしようという9カ国、アメリカ産のものが随分入ってきているのです。入ってきているというか使っているのです。

ＴＰＰの問題で言えば、このＴＰＰの中でアメリカが占める割合というのは、58%はアメリカが占めるというふうに言われています。嵐山の学校給食の中で、では何がそこに使われているか。当然米は安心ですね、嵐山産を使っている。ただ、先ほど課長が答弁してくれたように、嵐山の米でも3割が輸入に置きかわるというふうに答弁がありました。同時に、パンと麺です。この部分が埼玉、アメリカ、カナダという形で給食に使われている。そのほかにも幾つか、この丸をくれたところがそうなのですけれども、そういう形で学校給食に使われている。

課長は、アンテナを高くしてという話をしましたけれども、いずれにしても7月23日にもう交渉参加に入ることですから、どんなにアンテナを高くしていても、その安全性をどう確保するかというのは、非常に難しい問題であると思うのです。

例えば、例えばですね、その遺伝子組み換え食品の問題で言えば、今は表示義務がありますけれども、表示義務を撤廃しようというのが非関税障壁の撤廃問題です。こうなった場合に、外国から入ってくる問題、あるいは残留農薬の問題等も含めて、どう安全を確保するか。安心な食物が得られるかというのは、全くわからない。これはどんなにアンテナを高くしようと、表示義務を撤廃しようというのがT P Pですから、これはアンテナの高さ低さではないのではないかなというふうに思います。

先ほどJ Aくまがやの組合長の話をしましたけれども、まさにそこが今求められているし、大人が子供たちにできる、またしていかなければいけないことなのではないかなというふうに思うのですが、その辺も含めてどう安全を守っていくかという考え方がありましたら、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○長島邦夫議長　それでは、答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

特にこれといったものは、切り札というか、注意すべきものとかは、現時点ではつきりしているわけではございません。

これは、先ほども申しましたように、T P P自体の動きの中で、表面的には関税の撤廃という話でございまして、どこまで今後、食品衛生法とかそういった各関係法令がどうなっていくのかというのは、今現在私どものほうでは把握しておりませんので、アンテナを高くしてという表現を使わせていただいたわけですが、いづれにいたしましても、学校給食に限らず今後どうなっていくのかというのは、私どもも危惧するところでございます。

以上です。

○長島邦夫議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　先ほど嵐山町の献立のお話をしましたが、例えば小麦です。埼玉産を使っているということなのですが、埼玉産、これは先ほど課長が答弁してくれた433億円の減収という問題なのですが、小麦に至っては埼玉県は80%減少するというふうに言われています。そういうふうな試算を出しているわけです。そうした場合に、もうそこまで減収したら、埼玉県産を使うということは不可能になってしまうのではないかなというふうに私は感じるのですが。

では、その部分をどう対応するのか。さっき言った残留問題も含めて、遺伝子組み

換えの問題も含めて、いろんな面で、先ほど食品安全法という話をしましたけれども、いずれにしても入ってきてしまう、表示なしで入る。どんな栽培方法をとったかもわからないまま入ってきてしまったものを、どんな法律をかけてもそこへの安全の保障というのは、難しいのではないかと思います。

では、町ができることは何なのかという話になってくると思うのですが、先ほど、きょうの午前中の大野さんの話でも、嵐山の直売所そのものも減少傾向になってきてしまっていると。そういう形でT P Pを受け入れるというのは、本当に子供たちも含めた国民の安全という点からすれば、非常に難しい部分が出てきてしまうのかなというふうに感じるのですけれども。

学校給食の問題です。教育長さん、何かその点で所感があればお聞かせ願いたいというふうに思うのですが。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えいたします。

学校給食を請け負う立場からいたしますと、この問題はやはり国でも大きな問題になっておりますし、町独自でも考えられない大きな問題でございまして、毎日食べている私たち家族がそれぞれ、また地域のスーパーを含めて、また農協直売さん、いろんなところから仕入れたのを食べるのと同じでありまして、毎日食べるものに対してどう国と対してやっていくかという問題については、非常に大きなもので、難しいと。私どももまだ今のような回答の段階でいるわけでございますけれども、今後今ご指摘のことを一層精査して、さらにアンテナを高くしてやっていく以外、今のところは対応がないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、命にかかわる問題でもありますので、やはりこれについては高いアンテナを一層高くして、いろんなところからの情報をいただき、考えてまいりたいと今思っているところでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） もう一つの資料です。これは、私たちの新聞の資料です。全国の都道府県から調査した資料です。ここに丸がくれているのが、さっき言った433万円、埼玉県です。この赤い部分が削減される、それぞれの県が削減される資料です。

これを見てもらうとわかるように、30%ぐらいずつみんな影響を受ける状況だと思うのです。いずれにしても、では切りかえて国内産というふうになった場合に、これだけ全国で影響を受けてしまったら、国内産そのものも仕入れる部分では非常に大変な労力を費やすだろうと。同時に、それを仕入れていく価格の問題にも転嫁してくる。そういうことを考えていくと、この学校給食そのものが、このTPPの参加によって将来どうなってしまうのだろうと。安全性の問題や家庭の負担の問題や、いずれにしても国内産で全部で賄うなんていうことは、到底できようはずがない。そういう意味で、今後の学校給食はどうあるべきかというのを真剣に考えていかないと。私は、TPPそのものに参加をしないという方法が一番いいと思うのですけれども。学校給食そのものを真剣に考えていかないと、子供の安全も守れなくなってしまうのではないかなというふうに感じるのですが、そういう面で。

いずれにしても、この7月には安倍首相は参加表明をするというふうに言われています。そういうことを考えたら、近い将来、ごく近い将来、学校給食に及ぼす影響というのは、必ず出てくるというふうに思うのです。

これにどう対応していくかというのは、私たちもそうですけれども、行政の大きな役割になってくるのかなと。これは、今までの話ではないですけれども、命を守る行政をどう進めていくかということなのだと思うのです。そういう点では、先ほどJ Aくまがやの組合長さんの言葉というのは、非常に重い言葉なのだろうなというふうに考えるわけですが、どちらでもいいです。今後の問題も含めて、所感があったらお聞かせください。

○長島邦夫議長　それでは答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長　TPPに加盟をして学校給食は今後どう対応するかというお話かと思うのですけれども、結論は今議員さんおっしゃっていた内容ではないかと思うのです。いろいろ懸念をされることが出ております。そして、一番今言われたことは433億円減、埼玉県の数字をおっしゃっておりました。予測される数字をおっしゃっていました。そして、これも何でこれだけ減少してしまうのかということなのです。価格の競争の結果だろうというふうに思うのです。それで、これだけ減るというのは、ほかから安いものが入ってくるからそっちに移るだろうという予測のもとで、これだけの作付量が減るだろうということだと思うのです。今わかっているのは、そこまでなので

すよ。

それで入ってくるものというのが、議員さんおっしゃるように、今の日本の食の安全基準を全て下回ったものばかりが入ってくるとか、あるいはそういうようなものがほとんど多くなるとかということであるとすると、日本人はとても外から入ってきたものが安いからと言って、手を出すようなことにはならないのではないかと思うのです。安全基準というのは、これはいつの時代になっても一番最優先されるものであって、ですからそういうような状況になっても、さらになれば、さらにそういうことに関心が高くなるのではないかというふうに思うのです。学校給食においては、その上にさらにというふうにつくぐらいな感じになると思うのです。

そういうようなことを考えたり、そういうような方向に持っていかなければいけないというような感じを今持っておりまして、この先のことというのは、先ほど来答弁がありますように、情報がしっかりとれるようにアンテナを高くと言っていましたけれども、そういうこと。現状ではそうなのかなというふうに考えています。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） オーストラリアの耕地面積は、日本の1,500倍です。そういうところと日本が、日本農業が太刀打ちするなんていうことは、もともとできないと思うのです。アメリカだって同じだと思います。

それともう一つ。町長は、消費者は安全なものを選ぶだろうというふうに言われました。実は、前回の議会で生活保護のお話をしました。民医連が生活保護家庭の調査をしたそうです。1日食費に幾らかけているか、1日ですよ。わずか1,000円です。1食330円。こういう人たちが安全だからといって高いものを買える状況がなくなってきたのではないですか。確かに、お金がある人は安全なものを買いますよ。今度の生活保護の問題でも、可決になったのだろうと思いますけれども、そういう状況が今の日本の状況です。

先日の新聞では、大阪でしたか、住所がなかったからということで生活保護が受けられなくて、母親と子供が餓死をする。そういう状況だって生まれているわけですよ。消費者そのものが安全優先で物が買えるかといったら、そういう状況はそういう状況ではないという面も出てきているわけですよ。安いものを一円でも安いものをとって、スーパーを2つ3つ調べてから買い物するという主婦だっているわけですよ。確かに安いというだけで、安全だけで、消費者は物を買いません。それは自分の生活そ

のものを見て選ばざるを得ない。また、そういう状況が今の状況だと私は思います。

だとすれば、さっきの町長が言った消費者は、安全なものを買うから大丈夫だという考えは、私は違うと思います。同時に、さっきお話ししましたけれども、品物に対する表示の撤廃もアメリカは求めてきているわけですから、どれが安全かというものの判断基準もなくなってしまうのがTPPではないですか。そういう面では、私は撤廃しかないというふうに思っていますけれども、どうですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。岩澤町長。

○岩澤 勝町長 具体的な話になっていまして、私がまだ理解してない部分がございますので、ちょっと答弁ができないところがありますが、今一番言われているのは価格のことだと思うのです。それで私が言ったのは、価格はもちろん大切といいますか、大きな要因であるわけです。しかし、日本人は、日本人だけではないと思いますが、安全というものはやっぱりウエートが低いほうではないと思うのです。まして学校給食には、自分の食以上に関心を高く持っているのが多くの日本人だと思うので、やはりそういうような観点から、学校給食については関心を持ってこれからも行くだろうというふうに、今は思っています。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 参加交渉がこれからどうなって、その内容がどうなるかということにかかってくるのでしょうけれども、ぜひ一番学校給食に求められる安全性というものをどうつくり上げていくかというのは、これから大きな課題の一つになると思います。ぜひその辺では、これからの問題として捉えて、しっかり対応ができるのかどうかわかりませんが、私たちの情報も伝えたいというふうには思いますけれども、進めていってもらいたいというふうに思います。

2 番目に入ります。

○長島邦夫議長 一般質問の途中ですが、暫時休憩といたします。

再開時間ですが、2 時55分といたします。

休 憩 午後 2 時 4 4 分

再 開 午後 2 時 5 5 分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

清水正之議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項2の学校クーラー設置についての質問からです。

清水議員、どうぞ。

○10番（清水正之議員） では、2問目の質問に入ります。

学校のクーラー設置についてですが、昨年、学校にクーラーを設置してほしいという形で質問をいたしました。そのときの答弁ですけれども、小学校はクーラー設置にどのぐらいかかるかということですが、3,680万円、中学校は1,985万円という形で、合計で5,665万円の費用がかかるという答弁がありました。

そういう面では、当時教育長は、設置の方法、教育成果を精査しながら設置規定を検討していくというお話でした。課長さんも教育長さんも、今年度新たにという形になっているわけですが、ちょっとその後のことも含めて、1つはこの近隣で、実は国の150カ月予算という中で、元気臨時交付金が設定をされて、近隣でもそれを使ってクーラーを設置するという自治体がふえてきています。そういう面では、県内や近隣の設置状況をまずお聞きをしておきたい。同時に、もし把握しているのであれば、この4月から新たに設置をするという自治体も含めて、お聞かせ願えればというふうに思います。

同時に、去年からの経過として、町の考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、（1）につきましてお答えを申し上げます。

大変申しわけございませんが、県内全ての市町村の設置状況まで調べることができませんでしたが、自然環境が似ている西部教育事務所管内の21市町村の状況について、まずお答えさせていただきます。なお、この設置状況は、普通教室について調べた結果でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

まず、市の状況でございますが、川越市、設置予定なし。所沢市、1小学校、1幼稚園のみ設置、飯能市、設置済み、東松山市、平成25年度設置、狭山市、平成24年から平成27年にかけて設置、入間市、平成27年以降を予定、富士見市、平成25年度設置、ふじみ野市、平成26年度設置予定、坂戸市、設置予定なし、鶴ヶ島市、平成25年度設置、日高市、中学校平成26年度、小学校平成27年度設置予定ということでございます。

続きまして、町では、三芳町、中学校26年度、小学校27年度完了予定、毛呂山町、中学校26校予定、その後小学校を予定していく予定、越生町、中学校、設置済み、小学校につきましては26、27年度で予定をされているということです。また、滑川町につきましては、増築した6教室、これはプレハブ校舎でございますけれども、には設置済みと。そのほかは、平成26年度を予定したと。続いて、小川町でございますけれども、設置予定なし、ときがわ町、平成25年度設置、川島町、設置済み、吉見町、プレハブ校舎3教室設置、そのほかについては予定なし。鳩山町、平成25年度設置でございます。なお、東秩父村は、設置予定なしということでございました。

嵐山町におきましては、ご案内のとおり現在設置をしております教室につきましては、職員室、校長室、保健室、コンピューター室等でございます。

それから、25年度に設置をする予定の市町村ということでございますけれども、近隣で申し上げますと、東松山市、鳩山町、それから西部教育事務所管内でいきますと富士見市、ふじみ野市が25年度設置予定という内容になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目（2）について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 （2）につきましてお答えさせていただきます。

先ほど担当課長より西部教育事務所管内の市町村の整備状況、これについてお答えいたしました。昨年の第1回定例会におきまして、清水議員さんから同じご質問をいただきまして、その後、工事費等の概算を出しましたところ、幼稚園で230万円、小学校3校で1億1,630万円、中学校2校6,740万円、合計1億8,600万円となります。なお、金額につきましては、変電設備等の工事費も含まれた金額でして、普通教室、特別支援教室、学習室、図書室、音楽室等々それぞれ設置する内容となっております。

また、電気料金等につきましては、現在上昇中でありまして、現時点では試算をしておりますけれども、設置時には教育委員会とも相談しながら、子供の健康面に十分注意しながら、適切な運用をしてまいりたいと考えております。

一度にできるにこしたことはありませんが、大変厳しい予算の中でございますので、交付金等を利用しながら財政状況を鑑みて、どうしていくか検討をしながら、できるだけ早い方向で設置をしていくというふうにしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 先ほどの答弁でアンテナを高くしてというお話もありましたけれども、私は非常に残念だったなというふうに感じていました。

私たちもこの補助金を使ってというお話もしなかったわけですが、実は先ほど課長が答弁をしてくれた上里町、東松山市、鳩山町等は、ふじみ野市もそうだと思うのですが、元気臨時交付金を使用をして一気にここでやっってしまうという自治体が、県内で幾つか出てきていたのです。元気臨時交付金については、多分、交付税措置も含めて100%おりてくるという交付金だったわけです。そういう点では、12年、だから昨年の補正で事業費を上げているか、あるいは今年の初年度で上げていれば、申請ができたという交付金だったのです。そういう面では、その交付金を使ってできなかったのかなという思いをしていたのですけれども、その交付金を使うという考え方は、その当時はなかったのでしょうか。

先ほど言ったように、東松山も、近隣では鳩山町も、この交付金を使ってクーラー設定をするという方法をとったのです。鳩山町の場合ですけれども、まだその決定が来ていないので、どうなるかわからないというお話はしていたのですけれども、そういう面での町の考え方というのは、その当時なかったのかどうか、まず先にお聞きしておきたいというふうに思いますが。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 補助金交付金の関係のほうは、後でお話をさせていただきますが、嵐山町のこの予算編成のやり方というのは、当初予算にどんとこういろいろ上がってくるわけです。そして、大変残念ですけれども、それ全てオーケーだよということにならなくて、積み残しというようなものが出てしまう。そういうものをできるだけ早く、舗装工事等も含めて、いろんなそういうものを順次やっていきたいと。このところもそうですけれども、やっていきたいということでございまして、そういうのは係とすると情報が入っておりますが、この入ってくるものについてはこうしよう、今度のことはこうしようというような相談が内部で行われております。

○長島邦夫議長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

25年度の当初予算につきましては、3月にご審議をいただきまして、大変厳しい状況だということで、ご理解いただいていることと存じます。

この交付金につきましては、新しい事業、25年度事業の中の裏負担分という考え方でございまして、その部分を一般財源をほかのことに流用充用してできると。補正予算のときには、もう間に合わなかったということもございます。25年度の当初予算では、そういうようなものが嵐山町に該当するものがなかったと、そういうことでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） なかったということよりも、むしろ財源措置ができなかったということなのでしょうか。

○長島邦夫議長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 財源措置ができなくて、予算もできなかったというのが正直なところでございますけれども、今回の3月の補正、6月の補正予算の中で、3,250万でしたか、元気臨時交付金のやつの補正をさせていただくわけでございますけれども、それは水道の排水管の布設替工事の分でございます、それが4,500万円が該当になったと、それだけだということでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） たしかこの議会の空調もこの補助金だったと思いますけれども、そういう面では、クーラー設置も昨年の多分3月議会だったと思うのですけれども、提起をしたのが。この議場のクーラー設置も、議長のほうを通じてお願いをしてあったわけですが、そういう面では状況的にはそんなに変わらない状況だったのかなというふうに思うのです。それはなぜ学校のクーラー設置だけがある種、こういう言い方をしているかどうかわかりませんが、置き去りにされたというものは財源的な問題なのでしょうか。

少なくとも、この交付金そのものが、交付金が80%あるいはその残りの部分は交付税措置で算入されますよという交付金なわけで、ある面、今回は幼稚園からの試算を出していただきましたけれども、可能な限りそういった部分で、この補助金を使って、全部とは言いませんけれども、そういった方法がとれなかったのでしょうか。

○長島邦夫議長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 先ほど申し上げましたように、その対象となる事業が、送・排水

管布設替工事の4,500万円だったと。そのうちの今おっしゃいましたように8割が、8割は3,400万円だと思いますが、最終的には弱になるかもしれませんが、3,400万円がその使えるお金としてくると。その中で何をするかと考えた中で、議場のこと、あるいは庁舎の照明のこと、LAN工事のこと、そういったことに使用することによって決定したものでございまして、金額的にこの元金の交付金が出た時期がすごく遅い時期でございまして、間に合わなかったということでございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ちょっといろいろで、しつこくて申しわけないのですが、元金臨時交付金そのものは、国あるいは県から各自治体に対してこれだけの枠でという、そういう指定できているのですか。鳩山町のほうに聞いた話ですと、何億単位、十何億か、そういう形で申請を出したというお話は聞いたのですが、その交付金の枠というのは、各自治体で決められていたのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 そういう交付金ではございませんで、決められた枠はございません。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そうだと思いのですね。

だから、学校のクーラー設置をもし町が希望するのであれば、申請は可能ではあったと。その時期云々にしても、そういう方法はとれたと、申請することはできたのだと。ただ、その時期が遅かったということなののでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 先ほど申し上げましたように、すごく遅い時期でございまして、間に合わなかったということです。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 結局、厚生労働省からの通知、それと町からの申請、そういったもので間に合わなかったということなののでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 おっしゃるとおりだと思いますけれども、なかなか難しい判断だったというふうに思います。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） もう結果なので、それをどうこうするという形には、今の補助金の資金からするともうできない話だと思うのですが、そういう面では、私はこういうところにこそアンテナを高くしなくてはならないかなというふうに思うのです。もうそれはそれで、仕方のないことだと思います。

それで、今町長は、いずれにしてもなるべく早く設置をする方向で検討しているというふうにおっしゃいました。では、この新聞、ちょっと見ていると思うのですが、この中で6月、9月にも国内最高気温を観測ということで、これは熊谷の気象台というか、熊谷の話なのですが、6月、9月の最高気温を熊谷では観測していると。2011年6月の24日では39.8度。2012年では9月の2日に39.7度で、35度以上の猛暑日が年間を通じて、10年では41日、国内で1位と。2011年では26日続いているということで、私は暑がりなものですから、きょうも暑くてしょうがないのですが、子供たちからすると、この6月、9月は学校に行っている時期ですよ、その時期にそういう形になっていくと。そういう気象結果が出ているということなのだと思います。

鳩山町の話ばかりして申しわけないのですが、鳩山町はこれで採択になれば、全学校、全教室に小中学校ともクーラーが入るというふうに聞いています。

そういう面では、なるべく早く設置をしたいという思いは町長にもあるのでしょうか、一日も早くそういう状況から抜け出して、子供たちの環境をつくり上げるというのは、自治体の役目ではないかなと。地方自治体ができるのは、そうした環境整備をやっていくということが求められるのだと思うのですが、なるべく早くというか、どのぐらいなのか。いずれにしても今回の国の交付金は使えませんから、単費になってしまうのだと思いますけれども、その辺の見通しというのはどうなのでしょう。

○長島邦夫議長 それでは答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 現状では、できるだけ早く対応をできたいということでございまして、お許しをいただきたいと思います。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 例えば仮に、再来年あたりまでには入れるようにしようと、一斉に入れるということは多分不可能だと思いますけれども、幼稚園にも入っていないというふうな認識はなかったわけですが、幼稚園や、とにかく中学校、受験を控える中学生、そういう優先順位をつけながら段階的にやっていくという方法はとれないでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 財源のほうで、どういう形でどういう状況に、いつどれだけ確保ができるというのが、今はっきりわかっておりませんので、どちらから始めるとか、どの部分だけやるとか、全部できないのかということも含めて、現状ではお許しをいただきたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 昨日の一般質問の中で、副町長も5つのプロジェクト、町長の5つの元気・元気プロジェクトの一環として、クーラー設置というものを進めていくというお話がありました。それは、町長の選挙政策の中の一つだというふうに思いますけれども、そういう面ではその期間内には必ず実施をしたいという決意はあるのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 そのつもりで取り組んでいきたいと思います。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ということは、今年が2年目になるのですね。

○岩澤 勝町長 そうです。

○10番（清水正之議員） そうすると、少なくともあと3年間のうちにはできるということになるわけですね。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 そのつもりで取り組んでおります。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 2期の期間を待たずに、できるだけ早く設置をしていただき

たいというふうに思います。

3 番目に移ります。

○長島邦夫議長 どうぞ。

○10番（清水正之議員） 国保の広域化の問題です。

広域化の問題については、県が策定中と書いてあるのですが、実は25年の3月に第2次の広域化の支援方針というものを策定いたしました。期間は25年から26年という第2次埼玉県市町村国保広域化等支援方針というものを県はつくったわけですが、これに基づいてかどうかわかりませんが、厚生労働省が広域化になった場合の試算を出しました。厚生労働省が出した試算によりますと、全国では国保料が最大3万9,000円ふえるという試算であります。小川町は、埼玉市内でも恐らく低い自治体の一つだと思いますが、それでも1.6倍になるという試算が出ています。

そこで、嵐山町の場合は、この広域化になった場合に、1人当たり、1世帯当たりというふうに書いてあるのですが、厚生省の試算は1人当たりの試算になっていますので、1人当たりでどのぐらいの税額になるのか、お聞かせ願えればというふうに思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 質問項目（3）につきましてお答えいたします。

埼玉県では、平成22年12月に埼玉県市町村国保広域化等支援方針を策定し、平成25年3月に、平成25年、26年度を対象とした第2次埼玉県市町村国保広域化等支援方針を策定し、広域化に向けての取り組みを実施しております。

国保の広域化につきましては、全国的に大変厳しい財政運営を強いられておりますが、今後さらなる少子高齢化の進行が見込まれる中、将来にわたり安定した運営を行うためには、県単位の運営が望ましいという観点から、支援方針が策定されました。また、国においても、政府の経済財政諮問会議や社会保障制度改革国民会議においてこの問題が提案され、議論されているところであります。

この支援方針には、広域化へ向けての目標年度や税の標準化に向けての税率等の数値が具体的に示されているわけではありません。広域化のための一番大きな課題である国保税の賦課の標準化については、将来の広域化を実現するため、賦課方式を2方式化とすることが適当であるとされておりますので、嵐山町をはじめ比企地域の各保

険者においても2方式化について検討を行っておるところであります。

ただし、賦課方式を統一されたとしても、賦課税率の標準化については、市町村ごとに税率が違ふこと、また医療給付がどれぐらいかかるかわからないため、現段階では具体的な税率等の数値は示すことができないということだと思われ、支援方針の中に明示されておりませんので、ご質問の嵐山町への影響はわかりません。

しかしながら、先日、厚生労働省による試算が公表されました。その試算は、国保の運営を都道府県に移し、介護納付金分を除いた保険税を各都道府県の平成22年度の平均額に設定した場合、幾らになるかということで試算されているものです。

その試算によると、全国平均の年間1人当たりの保険税は8万1,021円ということですよ。埼玉県の場合は8万5,298円で、最高は所沢市の10万70円、最低は小鹿野町の5万2,875円であり、県内格差は約1.9倍でした。嵐山町は8万4,138円で、埼玉県平均よりはやや低いものの、全国平均よりは約3,000円高いという状況でありました。

この試算は、県の平均保険税を算出し、それと各市町村の保険税を単純に比較しているものであり、多くの市町村で行っている赤字補填のための一般会計からの繰入金等は全く考慮されていないため、実際に広域化が実現したときの賦課税率の決定には参考にならないものだと考えております。

国保の広域化につきましては、県内各市町村とも大変厳しい財政状況にあり、安定した財政運営のためにはぜひとも必要であると言っていますが、広域化の課題である税率の標準化に向けてはさまざまな問題もあり、余り進展していませんが、今後も国保の動向を踏まえ、対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今課長の言われたとおり、嵐山町は8万4,000円になると。

嵐山町の場合は、一般会計の繰り入れをしていない数少ない自治体の一つです。県内の多くの自治体は一般会計からの繰り入れをして、保険料を低く抑えている。今度の広域化の方針では、この一般会計からの繰り入れをやめようと、しないようにしようというのが方針の中の一つです。ということは、県内平均ももっと上がると。そこで標準化を図るのだというふうになってくると、嵐山町の8万4,000円も、もっと上がってくるということですよ。これは、1人当たりの平均ですよ、1世帯当たりではありません。

そうなってくると、この広域化が、果たして被保険者、国保加入者に有利な方法なのだろうか。この広域化をしていく前提として、2方式に切りかえるという方法を各自治体がとるようにということで指示が来ていると思います。それは間違いないですよ。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 支援方針の中にもありますように現在は4方式、ほとんどの自治体といいたいでしょうか、市町村が行っております4方式を2方式にして、その上での広域化ということでございますので、そのとおりでございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今課長が言われるように2方式にしていくと、嵐山町も4方式から2方式に切りかえないと、広域化のほうには入れないというふうになると思うのです。

この2方式は、どういう形になるかということですが、要するに所得割と平等割というか、そういう方向です。今までの所得割、試算割を所得割に切りかえる。平等割、均等割をもう一つの方法に切りかえるという形の2方式に切りかえていくということですね。最近では、毛呂山町が4方式から2方式に切りかえました。いろいろ見せていただいたのですけれども、低所得者に対して非常に負担が重くなってきているというふうに映りました。

だから、町長が前にお話をしましたけれども、その2方式を含めて法定減税を見直しをするというふうにおっしゃったのだと思うのですけれども、いずれにしてもこの保険料そのものが2方式にすることによって、あるいは広域化をすることによって、今課長がお話をしてくれた段階では、1人当たりが8万4,000円、1世帯になるとどのぐらいになるのか、ちょっと怖いなという思いもするのですけれども。

前に町長に伺ったときに、国保税については年収100万円の人が1割以上の国保税を納めている。年収200万でも1割程度の国保税になるという点については、非常に負担感があるというお話をしてくれました。そういう面で、この国保の広域化というものがどれだけ負担が重くなってくるか、ちょっとはかり知れないなというふうに思うのです。

そういう面では、この広域化というものが、果たして被保険者にとっていいのかど

うかということも十分検討していかなければいけないというふうに私は思っています。ちょっと所感を、町長の考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 広域化のことについてどう考えるかということですが、広域化をやってください、やってくださいと言っているのは市町村なのです。県は嫌だと言っているわけです。だけれども、これがそういう形にいかないとできないから、国でも広域化はいいのではないかということになりつつあって、今そういう状況だと思うのです。

ですから、議員さんおっしゃるように、負担と給付の問題ですから、どこがどう大きくなろうが小さくなろうが、足りないものは足りないのです。ですから、その足りないところを国がどれだけ出せるか。これにかかっているんで、後は問題にならないことではないかと思うのです。どこまで出すか。その足りないところをどこまで出すか。

それで足りないところを、特別会計なのだけれども一般会計から繰り入れているところが多くありますよというのが現状だと思うのです。それをだからおっつけていくわけですから、一般会計から出しているところを出さなくするわけですから。ですから、とんでもないことだと思うのですけれども、まあどうなりますか。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 国保財政の話になると、どうしても、町長言われたとおりです。国が補助金を削ってきているから、市町村の国保というのは大変になってきているというふうに思うのです。

それは、国が補助金の査定方法を変えたわけです。そのことによって町に来る補助率が変わってしまっている。変わってしまっているというか、補助金が減らされてきているというのが現状の問題であって、決して、そこが直れば市町村は、市町村からそういうふうに言っているのだというふうな話がありましたけれども、市町村はそういうふうにならないと思うのです。

この広域化の問題で言えば、そういう面では非常に、1つは収納率をどう強めていくか。もう一つは、4つぐらい目的があったと思うのですけれども、賦課方式を標準化するのだということで、これはどこの自治体でも同じ保険料にしていこうということ

になるわけです。そうすると、先ほど言ったように、埼玉県の中でも多くの自治体が一般会計から繰り入れて保険料を安く抑えてきている。今度の広域化の問題は、その一般会計からの繰り入れをやらなくするのだと。あとはもう被保険者に課税、賦課方式を変えらるということですから、標準的な金額として課税をしていく。市町村がやる仕事は徴収事務になってくるのかなというふうに思うのですけれども、そういう方法になってくる。結局、一番負担を強いられるのは、被保険者なのだと思うのです。

徴収率の問題でも、きちっとここまで引き上げるというふうに決められています。それは各自治体の人口比によって決められるということなのです。嵐山町ですけれども、嵐山町の場合は、人口1万から5万に当たるわけですが、今埼玉県の中で人口1万から5万の平均の徴収率が89%です。それを広域化によって91%まで引き上げるといのが広域化の目標、徴収率の目標になってくると思うのです。これは平均ですから、非常に徴収率、徴収の強化というものがされてくると。

市町村の段階ではないですから、県広域化ということになると、後期高齢者と同じように広域連合を組まざるを得ないということで、弾力性というか、それが非常に欠けてくると思うのです。滞納整理にしても、資格証明書の発行にしても、事務的にやってくれという形になってくると思います。そういう面では、税率が上がって、徴収強化があって、保険料の取り上げそのものも強くなっていくというふうになってくると思うのですが、その辺の対応は町ではとれないですよ。保険証の取り上げ、保険証の取り上げという言い方よくないのしょうけれども、資格証明書や短期保険証になるといった場合に、今の市町村のある程度の考え方の範囲でできていましたけれども、それはできなくなっていくということでいいのですよね。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 お答えいたします。

今では確かに町のほうでそういった法律や決まりがありまして、それに基づいてやっているわけでございますけれども、広域化になりまして、例えば埼玉県単位、埼玉県が保険者となるのか、広域連合形式となるのかわかりませんが、やっぱりそのようになったといたしましても、同じような形でそういった決まり、要綱ですとか規定ですとか、そういったものができて、その中で取り扱っていくということになるというふうに思います。

以上です。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今課長のほうからお話があったように、余りこの広域化に対してのメリットというものが、嵐山町に対しても、嵐山町の被保険者に対しても、ないのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺の考え方というのは町長ありますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 広域化に加入をしないとかなというのは、嵐山町だけの判断でできる状況ではなくなってきているのではないかと思います。ですから、大きいものに巻かれろではないですけれども、そういうところに加入をせざるを得ない。そして、ご承知のような状況で国保の財政状況があるわけですが、医療費の1件当たりの支払いが大きくなると、もうそれだけでも影響がすごく出てしまうというような団体については、できるだけ大きな形にしていかないと、これから立ち行かなくなっていくのではないかな。だから、広域化には入らないとかなんとかというのは、今ここまできて嵐山町だけでは言えない状況かなと思っています。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 状況的には、そうだと思います。

ただ、この広域化そのものが、今は自治体単位で医療費を抑える努力をすれば、保険料をどれだけ抑えられるかというものが出てくるわけです。しかし、この広域化になってしまったら、どこの自治体もそれなりにやってくれなかったら、医療費なんて抑えることなんてできなくなります。嵐山町が幾ら頑張っても、県全体からしたら微々たるものですから。そういう面でのメリットというのは、広域化のメリットというのは、ないのではないかなというふうに思うのですが、加入をしないとかなという問題以前に、この広域化に対して町長の考え方というのはありますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いい面も悪い面もあると思います。

そして、おっしゃるような面のところは確かに、小さければ小さいなりに努力が結

果として、いい方向に行けばそれはいい方向に出るし、また逆にですね、余計な反対側になったときには、小さいからかえってぐあいが悪いというような状況にもなるわけです。ですから、大きくしようという方向にもなっているのだと思うのですが、ただ大きくなったときには、ちょっと足りなくなったからといって、地方の小さな町の一般会計からというふうなことにはならないと思うのです。大きなところの国のがまぐちから入れるか何かしていかないと、もう立ち行かなくなっていくと思いますので、ちょっと次元が違った形のところも問題になってくるのかなという感じがしております。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 大もとは国の国保財政に対する支出を少なくしようというのがこの広域化の一番大きな原因です。だから、そのための広域化であって、何ていうか、自治体が小さいとか大きいとかいう以前の問題として、国そのものが医療費の削減を図っていくと、そのため国の支出を抑えていく、そこにあるわけです。これは、小泉内閣のときからこの問題は出てきている問題であって、国の支出をどう少なくするかという、そこから始まってきている問題ですから、市町村がどんなに頑張っても余り影響がない。だから、広域化について私は、被保険者の立場からすれば、余りいい方向に向かないのではないかというふうに思うのです。そのもともとの考え方について町長はどういうふうに考えていくのですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。岩澤町長。

○岩澤 勝町長 小泉内閣という話がありましたけれども、要するに一番問題というのは、もう何度も言って、いつも言っていますけれども、負担と給付の問題が出発点なのです。ですから、これが始まったところからの問題があって、最初はバランスがとれていたわけですが、給付のほうが多くなってしまったからおかしくなってきたのであって、それが政府として立ち行かなくなってきた。それを直しましょうという方向になってきておるのではないかと思います。

ですから、この負担と給付がどういう形にあるのか。負担をふやせるのか、個人でふやすのか、あるいは税負担にするのかというようなことになると思うのですけれども、給付をまたもう一つ抑えていく。どちらかどうにかしないと、負担と給付の問題ですから、いつまでいってもそのところでイコールにならなければ、立ち行かなくなるわけですから、そういうことだと思うのです。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） なかなか堂々めぐりになってしまうと思うのですが、ではこの国保ができたいきさつは、経過は何なのかという話に、最終的には戻ってしまうかなというふうに思うのです。

国民健康保険は、社会保険ができて公的医療の中で、そこに入れない人たちをどう救っていくかということで国民健康保険ができたわけですね。そういう中で国民皆保険という言葉が生まれてくる。もともとは、自治体の仕事というよりも、住民や国民の命をどう守るかという観点からこの国民健康保険ができたものであって、今の段階で町長はそういう負担と給付の問題を言うのでしょうかけれども、もともとの問題からすれば、そういう経過の中で、住民や国民の健康をどう守っていくかという観点の中から、国民健康保険というものは生まれてきたわけです。だから、そういう点からすれば、国そのものが全額保証していく、医療費は無料にするというのが、私はもともとの国民健康保険ができたもともとの考え方ではないかなというふうに思うのです。それを社会改革、構造改革の中で切り崩してきたというのが今の状況であって、私はそういうふうに思っています。

いずれにしても、この広域化の問題について言えば、決して広域化にすることによって被保険者は有利にならないというふうに思っていますし、そのことだけは伝えておきたいというふうに思います。

そういう点では、26年までの国、県の方針は出ています。これに基づいて多分進めていくのだろーと思います。嵐山もその方針からすれば、2方式を取り入れるという時期がいずれ来るのだろーなというふうに思うのです。それが広域化の時期とどのぐらいの期間が置かれるのか、それはわかりません。いずれにしても、その時点では町長そのものが法定減免についても拡大をすると、それを導入するというふうにも表明も今までもしてきていますし、それは移してほしいと思うし、嵐山町はそういう面では医療費を抑えるということで、町長そのものがいろんな施策で予備医療というものを取り入れてきています。そういう点では、より一層そういうものを発展をさせていきながら、保険料を抑えられればってほしいというふうに思います。

ぜひよろしく願いいたします。終わります。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

以上で、一般質問を終わります。

◎休会の議決

○長島邦夫議長　ここでお諮りいたします。

議事の都合により、6月10日は休会にいたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長　異議なしと認めます。

よって6月10日は休会にすることに決しました。

◎散会の宣告

○長島邦夫議長　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後　3時54分)

平成 2 5 年第 2 回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第 4 号)

6 月 1 1 日 (火) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 日程第 2 報告第 3 号 平成 2 4 年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告について
- 日程第 3 報告第 4 号 平成 2 4 年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算報告について
- 日程第 4 報告第 5 号 平成 2 4 年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告について
- 日程第 5 同意第 3 号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (嵐山町税条例の一部を改正)
- 日程第 7 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて (嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正)
- 日程第 8 議案第 3 5 号 平成 2 5 年度嵐山町一般会計補正予算 (第 1 号) 議定について
- 日程第 9 請願第 1 号 年金 2.5 % の削減中止を国に要請することを求める請願
- 日程第 1 0 議員派遣の件について
- 日程第 1 1 閉会中の継続調査の申し出について
- 追加
- 日程第 1 2 発委第 1 号 常任委員会における所管事務等の調査過程に係る所管を超えた事務等を調査することについて
- 日程第 1 3 発委第 2 号 年金 2.5 % 削減中止を求める意見書の提出について
- 日程第 1 4 発議第 6 号 子宮頸がん予防ワクチン接種事業の検証と副反応被害者への救済を求める意見書の提出について
- 日程第 1 5 議長の常任委員会委員の辞退について

○出席議員（１３名）

１番 森 一 人 議員	２番 大 野 敏 行 議員
３番 佐久間 孝 光 議員	４番 青 柳 賢 治 議員
５番 小 林 朝 光 議員	６番 畠 山 美 幸 議員
７番 吉 場 道 雄 議員	８番 河 井 勝 久 議員
９番 川 口 浩 史 議員	１０番 清 水 正 之 議員
１１番 安 藤 欣 男 議員	１３番 渋 谷 登美子 議員
１４番 長 島 邦 夫 議員	

○欠席議員（１名）

１２番 松 本 美 子 議員

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	山 岸 堅 護
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長
安 藤 實 副 町 長
井 上 裕 美 総 務 課 長
中 嶋 秀 雄 地 域 支 援 課 長
中 西 敏 雄 税 務 課 長
山 下 次 男 町 民 課 長
岩 澤 浩 子 健 康 い き い き 課 長
青 木 務 長 寿 生 き が い 課 長
植 木 弘 文 化 ス ポ ー ツ 課 長
大 塚 晃 環 境 農 政 課 長
内 田 孝 好 企 業 支 援 課 長
田 邊 淑 宏 ま ち づ くり 整 備 課 長

新	井	益	男	上下水道課長
内	田		勝	会計管理者兼会計課長
小	久保	錦	一	教 育 長
簾	藤	賢	治	教育委員会こども課長
大	塚		晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○長島邦夫議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成25年嵐山町議会第2回定例会第7日の会議を開きます。

(午前 9時59分)

◎諸般の報告

○長島邦夫議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いします。

次に、今定例会第1日に文教厚生常任委員会に付託し、審査を願っておりました請願第1号 年金2.5%の削減中止を国に要請することを求める請願の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いします。

次に、文教厚生常任委員会から、発委第1号 常任委員会における所管事務等の調査過程に係る所管を超えた事務等を報告することについての件の議案が提出されましたので、報告いたします。

次に、意見書の提出についての議案が提出されましたので、報告をいたします。

発委第2号 年金2.5%削減中止を求める意見書の提出については、お手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いします。

なお、発議第6号 子宮頸がん予防ワクチン接種事業の検証と副反応被害者への救済を求める意見書については未配付ですが、準備でき次第配付いたします。

なお、この3件及び本職により届け出いたしました常任委員会委員の辞任についての件につきましては、後刻日程の追加を諮り、審議する予定でありますので、ご了承をお願いします。

失礼いたしました。発委第2号 年金2.5%削減中止を求める意見書の写しですが、まだ未配付だそうです。準備でき次第配付いたしますので、ご了承をお願いします。

以上で報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○長島邦夫議長 日程第1、報告第2号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第2号は、専決処分の報告についての件でございます。損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分をしましたので、同条第2項の規定に基づきまして議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 それでは、報告第2号の細部につきまして、ご説明申し上げます。

開いていただいて別紙をお願いいたします。

損害賠償額の決定についての件でございます。3の事故の概要でございますが、平成25年4月7日、強風の影響によりまして、嵐山溪谷公園用地内の自生していた樹木が倒れ、相手方所有の塀の一部とトイレに接触し、塀及びトイレが破損したものでございます。

相手方でございますが、鎌形2627番地2、杉田幸一郎氏でございます。損害賠償の額16万9,050円でございます。

当該案件につきましては、議会からの専決処分事項といたしまして指定をいただいておりますので、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、5月21日に専決処分をいたしました。

なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険で全額措置されるものでございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 この際、何かお聞きしたいことはございますか。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） まず、この場所なのですが、ちょっとどの辺なのか、伺いたいと思います。

それから、予算委員会の中でもお話ししたわけですが、この事故は、ふだん見ていたのだけれども、なかなか木の腐食が見抜けなくて起きてしまった事故なのか、ここは見えていなかったところで起きた事故なのか、伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 それでは、私のほうから、場所、それから点検して見抜けなかったのかというご質問についてお答えいたします。

場所につきましては、地番につきましては鎌形の2601番地でございます、鎌形にある月川荘さんの駐車場に面している場所の公園の一部でございます。

それから、見抜けなかったのかという質問についてでございますが、なかなか広いところの山林でございます、全て点検ができていたのかといえ、不十分だったかと思えます。

以上です。

○長島邦夫議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） わかりました。場所は、そうですか。向こう側にも、そうすると町の土地があるということでしょうか。

広い場所を全部見るというのは、これはちょっと不可能ですので、それはわかるのですけれども、こうした建物の近く、あるいは道路が走っていると、そういう部分というのは、前もお話ししましたように、ソメイヨシノであれば70年でしたか、寿命が。ですので、そういうところは、ちょっとよく点検をする必要があるというふうに思うのですけれども、どうなのでしょう。各課で聞いても、ちょっと時間も過ぎていてあれなのですが、その辺、町長か副町長、どちらかお答えをいただければと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

今おっしゃるように、予算委員会的时候にも、特別委員会的时候にも、こういった感じの話が出ました。そして、損害賠償ということになりました。先日も菅谷中学校

で運動会がありました。それで、校長先生にも話をしてあれしたのですが、女性会館に行く通りのところの桜の木。あれはごらんになっていただいたと思うのですが、きれいに間引きという、間引きではないのでしょうか。間をきれいにして、透けて向こうが見えるような形のあれになりました。しかし、西側のところのバックネットのほうからのところというのは、同じに見てもはっきりそうではないというふうに、素人が見てもそんな感じがいたします。学校には、あの時点でもう話をしておりまして、しっかりというような話をしたのですが、校長先生にもこの間、再度話をしたのですが、向こうとこっちと素人で見て違うよねと言ったのですよね。だから、どこまでどうやったらいいのかって私なんかにはわかりませんが、学校とすると一応そういうようなところは見るのは見たのではないかと思うのですが、ほかのところもだから、そんなような形で、意識はしているのでしょうか、なかなかどこまで。

それで、実際、今70年とか60年とかいう話ありますけれども、この前も台風のときの菅小と中の間のこういうのがそっくりいつてしまったわけですね。だけれども、普通見ている線だと、花は咲くし、葉は出るしということになると、どこのところを切って、どこが根が張っていないのかというのが、なかなかこう。ですから、責任回避するわけではありませんが、そういうことも含めて、しっかり気を張って、同じ木を見るにしても、もう一歩進んだ見方をしないとだめなのかな。そんな感じが、この間、運動会のときにグラウンド見ながら感じました。ですので、もう一度職員全員、いろんな場所、いろんなところ、この前、道路の場所の話もありまして、こういうところが。ですから、全町神経をもう一度より張りめぐらせて、こういった事故で賠償するというようなことがなくなるように努力していきたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 本件につきましては、地方自治法第180条の第1項の規定による議会の委任による専決事項の報告でありますので、これにて終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○長島邦夫議長 日程第2、報告第3号 平成24年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第3号は、平成24年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件でございます。

平成24年度に設定をいたしました幹線道路整備事業、町道1―8号整備事業道路改築工事ほか3件の繰越明許費に係る歳出予算の費用を平成25年度に繰り越しをしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 報告第3号の細部説明をさせていただきます。

開いていただきまして、平成24年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

3月の定例議会で繰越明許費として議決をいただきました第8款土木費、幹線道路整備事業の3事業及び第9款消防費、消防施設整備管理事業の計4事業の繰越計算書でございます。

合計欄をごらんいただきたいと思います。金額であります、2億3,625万円、翌年度繰越額1億4,094万5,000円、繰越額の財源内訳であります、地方債1億2,110万円、一般財源1,984万5,000円でございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 この際、何かお聞きしたいことがございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○長島邦夫議長 日程第3、報告第4号 平成24年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第4号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます

報告第4号は、平成24年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算報告についての件でございます。

平成23年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算書にて報告いたしました平沢土地区画整理事業、平沢土地区画整理事業補助金（まちづくり交付金分）につきまして、歳出予算の費用の支出が平成24年度内に終了しなかったため、平成25年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 それでは、報告第4号の細部説明をさせていただきます。

開いていただきまして、平成24年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。

第8款土木費、平沢土地区画整理事業の補助金でございます。支出負担行為額3,415万7,400円。財源内訳でございますが、支出済額241万円、支出未済額3,174万7,400円、翌年度繰越額3,174万7,400円。財源内訳であります。地方債2,850万円、一般財源324万7,400円でございます。平成23年度からの繰越明許分でございます。防火水槽の位置等により工事完成に不測の日数を要したためでございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 この際、お聞きしたいことはございますでしょうか。

第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） この防火水槽工事、現在進行中なのですけれども、かなり大

きな防火水槽になるなと思うのですね。それで、何トンぐらいの水を蓄えるようになるでしょうか。あるいは、あのぐらいの大きさの水槽というと、嵐山町で幾つぐらいあるのでしょうか。お聞きしたいと思えますけれども。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

防火水槽の大きさについて私のほうからご説明させていただきます。この防火水槽につきましては、40立方メートルの大きさでございます。各公園に1つずつということで、3カ所、3つ設置いたします。

以上です。

○長島邦夫議長 答弁漏れがありますよね。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 防火水槽の基数の関係でございますけれども、ちょっと今手元に、大変申しわけございません。細かい資料を持っておりませんが、総体的には270基ぐらい防火水槽あると思います。ただ、40トンとなりますと、ちょっと正確な数字ちょっと持っておりませんので、調べさせて、後で皆さんにご報告させていただくのでよろしいでしょうか。申しわけございません。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 よろしいですか。後でということで。

〔「はい」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ほかにはございますか。

安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 繰り越し、事故繰越ということでございますが、これは進捗状況はどんなような状況なのでしょう。24年度に遅くとも仕上がらなくてはならない部分が、また事故だからということで繰り越しているのですが、今、その繰り越し期間の中で処理ができるのですか。どのような進捗なのでしょう。区画整理。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 進捗状況についてお答えさせていただきます。

工期といたしましては、8月30日を予定しております。防火水槽のほうにつきましては、今設置してあるところ、これから設置するところございまして、この工期内に

は完了する予定でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） そうすると、新たに設置をするということで進めているのですか。

○長島邦夫議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 防火水槽は……。

○長島邦夫議長 すみません。マイクが入っていますか。

〔「入ってます」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 はい、ではお願いします。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 これは新規に設置するものでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 マイクの調子が少し悪いので、自分で見て、ランプがついてからお話をしていただければというふうに思います。

どうぞ。第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） この場所なのですが、ちょっと聞いているだけだとわかりませんので、伺えればと思います。

それから、不測の日数を要した、工事完成に不測の日数を要したということなのですが、差し支えなかったら内容まで伺いたいのですが、よろしくお願いします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

場所といっても、ちょっと今ここで図面でもあればわかるのですがけれども、1号公園、2号公園、それと、これは平沢の宅地と言うと集会場、コミュニティセンター、あの下の公園でございます。その3カ所なのですがけれども。ちょっと、今、図面でもあれば、はっきり場所ということで指示できるのですがけれども、それについてはちょっと許していただきたいと思います。

それと、不測の事態ということでございますけれども、これにつきましては、この防火水槽を設置するのに、オープンカットして設置するという計画になっていました。本当ならば、山どめをして設置すれば、かなり道路に近づいて設置できるのですけれど

ども、工事費を安く上げるという関係で、オープン掘削にしました関係で、少し公園の中に入ってしまう。そういう関係で、消防のほうと協議するのに時間を要してしまったということでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○長島邦夫議長 日程第4、報告第5号 平成24年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第5号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第5号は、平成24年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件でございます。

平成24年度に設定をした工事の工期を延長する必要性が生じたため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき議会に報告をするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長 それでは、報告第5号の細部説明をさせていただきます。

平成24年度嵐山町水道事業会計予算繰越計算書をごらんください。

地方公営企業法第26条第1項の規定によります建設改良費の繰越額ですが、資本的支出、建設改良費、事業名、第1浄水場着水井及びポンプ井改修工事でございます。工事場所は、大字千手堂地内にあります第1浄水場でございます。予算計上額は、

9,510万9,000円でございます。翌年度への繰越額は同額の9,510万9,000円でございます。財源内訳につきましては、損益勘定留保資金でございます。9,510万9,000円同額となるものです。

繰越理由としましては、第1浄水場の着水井およびポンプ井の改修に当たり、水抜きを行い、着水井及びポンプ井の内部内面防水塗装の状況を確認したところ、既存塗装膜の劣化が見られたことから、施設の一層の耐久性、信頼性が必要であると判断をしまして、既存塗膜及び定番モルタルの撤去、新設を行うこととなり、工事内容の変更、増加、それに伴う工期の延長が必要になったことによりまして繰り越しをさせていただきます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○長島邦夫議長 この際、何かお聞きしたいことはございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○長島邦夫議長 日程第5、同意第3号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第3号は、嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町固定資産評価審査委員会委員星野司郎氏の任期が平成25年6月28日満了することに伴いまして、引き続き同氏を選任をしたいので、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして議会の同意を求めるものでございます。

星野氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧を願いたいと存じます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第3号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することによってご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例の一部を改正）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第1号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第1号は、専決処分の承認を求めることについての件でございます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、嵐山町税条例の一部を改正する条例を専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりまして議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明求めます。

中西税務課長。

〔中西敏雄税務課長登壇〕

○中西敏雄税務課長 承認第1号の専決処分について、細部説明を申し上げます。

お手元に配付してございます新旧対照表及び参考資料をご参照ください。参考資料に基づき説明させていただきます。

今回の嵐山町税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、地方自治法第179条第1項の規定により、同日に専決処分をしたもので、議会の承認を求めるものです。主な改正は、次のとおりです。

1. 税務手続及び理由附記に関する規定の整備。これは、嵐山町税条例第4条になります。

国税において全ての処分について原則として理由附記を行うことを受けて、地方税に関する法律に基づき行う不利益処分又は申請により求められた許認可等を拒否する処分について、行政手続法の規定に基づき理由を示すこととされたことに伴い、嵐山町行政手続条例第2章第8条（理由の提示）及び第3章第14条（不利益処分の理由の提示）の規定について、適用除外から除くものです。

2. ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直し。これについては、嵐山町税条例第34条の7及び附則第7条の4になります。

現在、地方公共団体にふるさと寄附を行った場合、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、寄附金額のうち2,000円を超える額について全額控除できる仕組みとなっています。

平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、ふるさと寄附金に係る特別控除額の見直しをするものです。

具体的には、平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人住民税について、特別控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率（2.1％）を乗じて得た率を加算する措置を講じたものです。

3. 固定資産税及び特別土地保有税の納税義務者の特例措置の廃止。これは、嵐山町税条例第54条及び第131条になります。

独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の施行に伴い指定された仮換地等において、一定の期間、当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿に登録されている者を当該仮換地等の所有者とみなして固

定資産税及び特別土地保有税を課する納税義務者の特別措置を廃止するものです。

本特例については、適用事例が今後見込めないことから廃止することとしたものです。

4. 延滞金及び還付加算金の税率の見直し。これについて、嵐山町税条例附則第3条の2になります。

国税の延滞税及び還付加算金の見直しに伴い、地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を引き下げるものです。

延滞金の利率は、本則の場合、納期限の翌日から1カ月間は年7.3%、1カ月経過後は年14.6%と定められています。

今回の改正により、延滞金の14.6%の部分は、「特例基準割合（短期貸出約定平均金利＋1%）＋7.3%」に、納期限後1カ月以内の本則7.3%の部分は「特例基準割合＋1%」となります。また、還付加算金については、「特例基準割合」が適用されます。

なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

適用期限については、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金等について適用となります。

具体的には、参考資料の表をごらんいただきたいと思います。

現在の金利水準、これ貸出約定平均金利1%を前提とした場合ですけれども、延滞金は現行の14.6%を9.3%に、納期限後1カ月以内の場合は現行の4.3%を3%に、還付加算金は現行の4.3%を2%に引き下げることであります。

5. 子ども・子育て関連3法案の円滑な施行に向けた幼保連携型認定こども園の設置に係る法人間の財産継承に係る特例措置の導入。これについては、嵐山町税条例附則第4条の2になります。

公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、本非課税特例の対象となる寄附財産を有する公益法人等（幼稚園又は保育所等を設置している者に限る。）が、幼保連携型認定こども園の設置のために当該寄附財産（幼稚園又は保育所等の事業の用に直接供しているものに限る。）をすみません。これは「者」

は「者」ではなくて、ひらがなの「もの」に訂正をお願いいたします。直接供しているものに限る。)を他の公益法人等(幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等を設置しようとする者に限る。)に贈与をする場合(当該寄附財産を幼保連携認定こども園、幼稚園又は保育所等の事業の用に直接供する等一定の要件を満たす場合に限る。)において、寄附財産の贈与に関する届出書を提出したときは、非課税特例を継続適用できることとするものです。

6. 個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充。これは嵐山町税条例附則第7条の3の2になります。

個人住民税における住宅ローン控除の延長及び拡充で、消費税率引き上げ(平成26年4月1日より8%、平成27年10月1日より10%)に伴う影響を平準化する観点から、特例的な措置として、所得税の住宅ローン控除の適用者(平成26年から平成29年までの入居者)について、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除し切れなかった額を、個人住民税から控除するものです。

具体的には、その対象期間を平成26年1月1日から平成29年12月31日まで4年間延長することとし、その期間のうち平成26年4月1日から平成29年12月31日までに住宅を取得した場合の控除限度額を、所得税の課税金額等の7%(最高13万6,500円)に拡充するものです。

また、この措置による平成27年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補填されます。

7. 都市再生特別措置法に規定する備蓄倉庫に係る特例措置の創設。これは嵐山町税条例附則第10条になります。

固定資産税等の課税標準の特例措置の創設で、都市再生特別措置法に規定する都市再生安全確保計画に基づき整備する都市再生安全確保施設のうち、同法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫の用に供する家屋に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の5年間価格に3分の2の割合を乗じて得た額とする措置を2年間に限り講ずるものです。

なお、この特例措置については、嵐山町では該当がありません。

8. 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例。これは嵐山町税条例附則第18条の7の2になります。

東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供するこ

とができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができることとしたものです。①から⑤が特例となっております。

附則ですが、第1条、施行期日を定めたもので、平成25年4月1日から施行するものと定められた期日から施行するものがあります。第2条、延滞金に関する経過措置を定めたものです。第3条、町民税に関する経過措置を定めたものです。第4条、固定資産税に関する経過措置を定めたものです。

以上、細部説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分承認を求めることについて（嵐山町税条例の一部を改正）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第7、承認第2号 専決処分承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第2号は、専決処分の承認を求めることについての件でございます。地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定により嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中西税務課長。

〔中西敏雄税務課長登壇〕

○中西敏雄税務課長 承認第2号の専決処分について、細部説明を申し上げます。

お手元に配付してございます新旧対照表及び参考資料をご参照ください。参考資料に基づき説明させていただきます。

今回の嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、地方自治法第179条第1項の規定により、同日に専決処分をしたもので、議会に承認を求めるものです。主な改正は、次のとおりです。

1. 特定世帯に対する世帯別平等割の軽減措置の拡充。特定世帯、これは2人世帯で、1人が後期高齢者医療へ移行し、もう一人が国保に残った世帯になります。この特定世帯に係る世帯別平等割額を5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後6年目から8年目までの3年間4分の1減額する措置を講ずるものです。この世帯を特定継続世帯といいます。特定継続世帯の世帯別平等割額を1万4,400円とするものです。これは、平成20年に後期高齢者医療制度が導入されました、それに伴って導入されたものです。

2. 国民健康保険税の軽減判定所得算定における軽減措置の恒久化。国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、残された国民健康保険世帯が負担増にならないよう、国民健康保険税の軽減判定所得を算定する際、移行後5年を経過するまでの間は当該移行者を含めて算定していた特例措置を恒久化するものです。また、特定継続世帯の6割軽減を8,640円、4割軽減を5,760円とするものです。

なお、附則については、施行期日及び適用区分を規定したものです。

以上、細部説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

この際、暫時休憩いたします。再開時間は11時ちょうどいたします。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前11時00分

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第8、議案第35号 平成25年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第35号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第35号は、平成25年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,200万4,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を56億4,900万4,000円とし、債務負担行為の追加1件、地方債の追加1件とするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 それでは、議案第35号の細部につきまして、ご説明申し上げます。

6 ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。追加1件でございます。子ども・子育て支援事業計画策定委託料、平成25年度から26年度まで、限度額200万円でございます。

次に、第3表、地方債補正でございますが、追加1件でございます。防災・安全事業、限度額1億210万円でございます。起債の方法等につきましては、ごらんいただいているとおりでございます。

14、15ページをお願いいたします。

歳入でございますが、第14款国庫支出金、土木費国庫補助金の防災・安全交付金8,745万円につきましては、歳入概要に書いてございますように、社会資本整備事業に対し補助されるものでございまして、補助率は55%、町道1―5号外6路線の路面調査及び舗装修繕工事分でございます。

次の地域の元気臨時交付金3,600万円につきましては、緊急経済対策におきまして、各地方公共団体の追加公共投資の負担額等に応じて配分されるものでございまして、10割補助でございます。議場の音響施設整備工事ほか3工事を予定しているものでございます。

次に、第15款県支出金の震災対策農業水利施設整備事業2,146万2,000円につきましては、農業用水利施設の点検調査に要する経費に対し交付されるものでございまして、10割補助、ため池32カ所分の費用でございます。

次に、小中一貫教育推進モデル事業委託金100万円につきましては、平成24年度から引き続き交付されるものでございまして、中一ギャップの解消を目的とする小中一貫推進モデル事業に対し交付されるものでございます。菅中、菅小が対象校でございます。県内8市町村で実施されるモデル事業でございます。

第18款繰入金、財政調整基金繰入金3,400万円につきましては、財源調整のため基

金から繰り入れを行うものでございまして、繰り入れ後の財政調整基金の残高は1億3,490万6,000円でございます。

町債でございしますが、防災・安全事業債9,210万円及び埼玉県ふるさと創造貸付金1,000万円につきましては、社会資本整備総合交付金事業に対し起債するものでございまして、町道1―5号ほか道路修繕工事等でございます。

18、19ページをお願いします。

歳出でございしますが、各課にわたりまして、4月の人事異動に伴います職員配置等によりまして人件費の増減がございします。補正後の人件費の総額でございしますが、1,232万3,000円の増額となるものでございします。また、臨時職員の賃金につきましては、7月以降の分、それぞれの科目に計上させていただいております。

20、21ページをお願いします。

第2款総務費の電子自治体推進事業の通信運搬費48万円及び手数料112万6,000円につきましては、住民基本台帳のL G W A N回線変更に伴います各種設定変更、新規回線費用等でございます。

工事請負費800万円につきましては、庁舎内のL A Nの配線整備工事を行うものでございまして、地域の元気臨時交付金を活用するものでございします。

庁舎管理事業の工事請負費1,638万円につきましては、経年劣化をしております庁舎内の照明制御施設等を整備するためのものでございします。

22、23ページをお願いします。

一番上の地区集会所等補助事業の地区集会所等補助金111万5,000円につきましては、川島集会所、越畑第1公民館、根岸集会所の修繕費に対し2分の1の補助を行うものでございします。

26、27ページをお願いします。

第4款衛生費の予防接種事業の扶助費130万円につきましては、風疹の流行によります妊婦への感染を予防するため、妊娠予定者及び妊婦の配偶者に対しまして、予防接種費用の一部を助成するものでございします。補助率は2分の1、上限5,000円でございます。

28、29ページをお願いします。

第6款農林水産業費の一番下でございしますが、農業用施設整備事業の測量設計委託料2,146万2,000円でございします。全国一斉で農業用水利施設の現状を把握するため、

点検調査に要する経費でございまして、今回の調査対象はため池32カ所でございます。

30、31ページをお願いします。

第7款商工費の住宅リフォーム補助事業の住宅リフォーム補助金240万円の増額につきましては、現在180万7,000円の交付決定済みでございまして、不足が見込まれるため増額をさせていただくものでございます。

第8款土木費の道路修繕事業の測量設計委託料800万円、工事請負費1億8,600万円につきましては、地域の防災・減災及び安全を実現する整備事業に基づいて行われる舗装修繕工事等としまして、路面の正常調査と7路線の延長7,000メートルの修繕を予定しております。補助率は55%でございます。

34、35ページをお願いします。

第10款教育費でございますが、小中一貫教育推進モデル事業の報償費25万円及び消耗品費75万6,000円につきましては、菅小中で実施しております平成24年度からの継続事業でございまして、中一ギャップの解消等を目的とする小中一貫教育推進モデル事業にかかわる経費でございます。

その下の測量設計委託料113万4,000円につきましては、町立吉田集会所に係る追加の耐震診断業務に伴います経費でございます。

36、37ページをお願いします。

一番下でございますが、指定文化財保存管理事業の工事請負費540万円につきましては、畠山重忠公像の補修工事を行うものでございます。

38、39ページをお願いします。

第13款予備費でございますが、19万5,000円を減額いたしまして、補正後の額を1,678万6,000円とするものでございます。

なお、40ページ以降の給与費明細書等につきましては、ご高覧をいただきたいというふうに思います。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） まず、21ページの庁舎内のLAN工事なのですが、大分整備が進んできているのではないかなと思うのですが、今度はどこをするのか、伺いたいと思います。

それから、27ページの子ども・子育て支援事業計画策定委員会。これは債務負担行為も出ているわけですが、これはどういうものをつくっていくためにやるものなんでしょうか。それから、その下の健康長寿サポーターの啓発に要する経費ということであるわけですが、ちょっと確認して、私、健康長寿サポーターを存じておらないので、ちょっとこのサポーターがどういう活動をしているのかを伺いたいと思います。

それから、29ページの一番下のため池なのですが、点検調査の内容を伺いたいと思います。

そして、35ページ、小中一貫教育推進モデル事業、これは大変いい結果が出ているということで、昨年の決算委員会のときにも答弁があったわけなのですが、まずこの教職員研修費補助金。これ、どこかで研修を受けるのだと思うのですが、これと次のこの報償費、これ誰か来て講演か何かするのかなと思うのですが、違った立場、考え方でやるものというふうに理解してよろしいのでしょうか。ちょっと中身について、おわかりでしたら伺えればと思いますが。それから、消耗品費、これは何を購入するのでしょうか。伺いたいと思います。

それで、近隣の議員にも聞いたのですが、中学の先生が小学校に行って、もう教えているよというふうに言っていたのですね。ですから、近隣でも、もうこういうことをやっているのだなと思ったのですが、ただ、補助金をもらったものは、この報償費と消耗品費に使うわけなのですが、これを使うことによって、また一步、今までよりさらに進むというふうに理解をしてやるのはいいのでしょうか、中一ギャップがまた解消するというふうになるのかどうか、伺いたいと思います。

それから、その下の吉田集会所なのですが、測量設計が出されているわけですが、もう何年たつかな、ここをスクラップ・アンド・ビルドの考え方で、やめていこうという考えはお持ちなのかどうか、そういう検討はされたのかどうか、伺いたいと思います。

○長島邦夫議長　それでは、順次答弁を求めます。

最初に、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　21ページの庁舎内のLAN工事につきまして、回答させていただきたいと思います。

庁舎内のLAN工事といたしまして、今回800万円の予算を計上させていただきま

した。

ご質問のLAN工事の内容でございます。実は、LAN工事、庁舎内のLANにつきましては、3階にサーバー室がございまして、そのサーバー室から2階の事務室、1階の事務室という形で、大きく言いますと2系統のケーブルが引かれております。これは、1つは基幹系、いわゆる住基、税ですね。こういった基幹系のものと情報系のケーブル。これがそれぞれ事務室内に引かれているわけでございます。しかしながら、この回線自体が平成8年の庁舎の建設時点で配管をし、そのケーブルを引いたものでございまして、今議員さんからお話がございましたように、その後、非常に電算関係のシステムも大きく変わってきて、そのケーブル自体の規格といたしまして、それがちょっと心もとなくなっていると。しかも、今回、共同化に向けまして、一つの基準となる規格と、ケーブルの規格というのがございまして、ちょっと私もよく詳しいことはわからないのですが、今現在庁内に引かれているケーブルの規格がカテゴリ5というレベルなのだそうです。今回、共同化に基づきまして、一応設定してもらいたいというのは、カテゴリ5のEという規格。それよりも少し通信速度ですとか、容量というのでしょうか、回線の容量、そういったものが上がるケーブルですね。今回、そういった今までの情報系、それから基幹系、そういったケーブルが今の業務容量に応じて、少し心もとなくなっているという状況、それから将来的なことを考えまして、今度引かせていただくのは、カテゴリ6という規格のものを将来的な配線として考えて引かせていただきたい。今は、メインのケーブルが引いてあるわけでございます、そのメインがもし仮に使いなくなった場合のサブといたしまして、そういったものが今ございません。今回のこの配線工事におきましては、メインとしてのカテゴリ6という規格のケーブルを引かせていただくと。しかも、それがもし何らかの不都合で使えないといった場合には、サブケーブルももう一本予備に引かせていただいて、そちらのほうですぐに対応ができると。それから、故障等に対応できるというような形の配線工事を考えているところでございます。

なお、現在引かれておりますケーブルにつきましては、事務室に端末といたしまして、モジュラージャックがあるわけでございますが、会議室にはございません。ただ、現実的な仕事上では、今、会議室でパソコンを使って、いろんな会議を開いているということがございまして、例えば議会の諸会議室、そういったところにも今回はその配線を持っていきたい。それから、それ以外の2階、3階の会議室にも、あるい

は町民会館、増進センター、そちらのほうにもケーブルを新たに引き直すという形の回線工事ということでございます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 続きまして、答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、お答えさせていただきたいと思います。

最初に、子ども・子育て策定委員会、どういうものかということでございますけれども、子ども・子育て支援事業計画の策定をするということで、債務負担行為で200万円ということでお願いしてあるかと思っておりますけれども、今まで嵐山町次世代育成支援計画というのがありまして、それが26年までなのですね。それにかわると言ったら、範囲がちよっと違ってくるのですけれども、もう少し子育てに特化したような計画をつくるということが国の方針でございまして、今現在私どものほうで考えておりますのは、次世代育成のときの策定の手順に近いものでいこうかなということで今検討しているところでございまして、これはあくまでも仮称でございますけれども、「嵐山町子ども・子育て支援事業計画策定委員会」の設置というようなことで、今の段階ですと20名を考えて予算計上をお願いしたところでございます。

それから、35ページの小中一貫モデル事業に対するご質問でございますけれども、まず教職員の研修費ということですが、報告書等の作成のための2年間のモデル事業、終わるわけですが、今年度で。そのときに報告書の作成等のための指導者というか、研修、指導していただきながら、報告書をまとめていきたいということで11万円お願いしてございます。

それから、続いて報償費でございますけれども、これについては、個別の教育支援計画の作成に対する指導者、専門家ですね、の指導をいただきたいと。それから、有識者として、9年間、小中9年間を見通したカリキュラムの編成等をお願いしたいと。謝金として。内容につきましては、そういったことで25万円ですか、お願いしてということでございます。

それから、続いて消耗品費でございますけれども、これは小中一貫にかかわらず、図書の購入とか、指導の資料の作成の用紙だとか、細かいこと言いますと、写真だとか、そういったようなもろもろのもの、それから指導に対する体育向上なんかの用具等、そういったものが計上されております。

続いて、最後になると思うのですが、小中学校で既に教えていると、ほかの

学校ではですね、さらに進むのかというご質問でございますけれども、現在指定を受けているのは菅谷小中でございますけれども、嵐山町においても玉ノ岡中学校区で、志賀小、七郷小学校と連携をして、いろんな行事を行っております。ただ、予算的なものについては付いてはございませんけれども、そういった形で少しずつ進めていくと。これは国もそうですけれども、県がこのモデル事業を結果8市町ですか、受けていますので、その結果に基づいて、今後より一層全県的に展開していくという考えがあつてモデル事業を指定したと私どものほうは解釈してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 続きまして、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、私のほうからは健康長寿サポーターにつきましてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、今年の2月の県議会の中で上田知事が打ち出した事業の一つでございます、正しい健康情報を周知して、子供から高齢者まで県民一人一人の健康意識を高め、健康長寿のムーブメントを広げていこうというふうなことで始められる事業でございます。その中で健康長寿サポーターの養成というのがございまして、各市町村で、一般住民を対象に健康づくりの研修を行っていただきまして、この健康長寿サポーターになっていただくというふうなことでございます。そして、健康長寿サポーターになっていただいた方がみずからの健康づくりを実践するとともに、日常生活の中で、ご家族ですとか、友人、近所の方などに健康情報を広めてもらうというふうな方法で全体に広げていこうというふうな取り組みでございまして、県内で2年間で、今年からですけれども、2年間で約3万人を養成しようというふうに目指しております。

これを受けまして、嵐山町でも、保健推進員さん、あるいはヘルスアップクッキングに参加をされる方、こういった方を対象に研修をして、まずは養成をしていきたいというふうに考えております。そして、今回の補正につきましては、保健推進員さんが8月にがん検診の受診率向上キャンペーンということで各地域を回っていただくわけですけれども、そのときに啓発ということで、ポケットティッシュのほうをつくらせていただくということでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 続きまして、大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 私からは、ため池の一斉点検の点検調査の内容についてお答えさせていただきます。

調査の内容につきましては、恒常的危険度の調査ということで、堤高や堤の長さ、堤の幅、それから貯水量、のり面の勾配などの調査、それからあとクラックの状況、それから漏水などの状況の調査、それからあと周辺環境ということで接続する道路の状況、それから地形、基礎地盤の地質の年代等の調査、それから下流の状況ということで人家や公共施設、国道、それから河川等のある、なしの調査、それから農地、農業用施設のある、なしの調査、それからため池の依存度ということで、ため池の受益面積、それからため池用水依存度の調査、それから立地条件ということで地盤区分などの調査が入っております。

以上です。

○長島邦夫議長 続きまして、植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 私からは、吉田集会所の追加の耐震診断の事業についてお答えいたします。

スクラップ・アンド・ビルドの観点から廃止を検討したことがあるかということでございますが、廃止については今までは検討しておりません。建設してから39年経過する建物でございます。今後の利用の方向性ということも含めまして、現在の利用者の安全性が心配される建物でもありますので、専門家による判定が必要という、そういう観点から実施するものでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） まず、ため池なのですが、クラック、ひび割れですか、漏水、あともろもろの問題が出た場合には、この費用の中で、金額の中で対策も行うというふうに理解してよろしいのでしょうか。

それから、小中一貫の関係なのですけども、そうですか。ただ、まだ玉中の関係はこれから進めるということなわけですか。先ほども近隣のちょっと状況をお話したわけですけども、恐らく町単でやっている分だと思うのですよね。何か費用が出れば。ですので、もう嵐山はそういう補助金をもらう先進地ではありますが、全戸ってもう1戸しかありませんが、進めていくということでは、ほかが全部やっているか、ちょっと私も確認はしておりませんが、やっぱりできるだけ早くこれ

をやっていくことが、いい制度であればやっていくことが必要だというふうに思うのですけれども、教育長、いかがでしょうか。いつごろから。どっちが先。そうですか。では、日にちを、日にちというか、いつごろからやれるのか、伺いたいというふうに思います。

それから、吉田集会所なのですが、何でやめることを検討してこなかったのか、ここが不思議でならないのですよ。もう39年もたっている建物であれば、どうしようかというのは当然考えていく時期に来ているわけですので。

それで、ちょっと伺いたいのですけれども、ここの利用状況から見て、北部交流センターの利用状況も見て、吉田集会所でやっている事業を北部に移しても、利用的にはいっぱい、いっぱいというか、それは可能なかどうか、伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 3点ですね。それでは、順次答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 私からは、ため池の件についてお答えさせていただきます。

この費用につきましては、調査に要する費用でございまして、危険箇所に対する対応に対する費用は含まれておりません。

以上です。

○長島邦夫議長 続きまして、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、お答えさせていただきます。先ほど言葉が足りなかったようで、大変申しわけございませんでした。

まず、嵐山町の全小中学校からの先生方で、嵐山町では小中一貫小中連携推進委員会という組織を既に構成していきまして、その中で、予算を改めてこういう形で表示ができるのが菅谷小中の一貫ということでございまして、既に玉ノ岡中学校の学校区におきましても、今までに玉ノ岡中学校の校内合唱コンクールに七郷小学校、志賀小学校の6年生を招待したり、それから3月には玉ノ岡中の3年生が七郷小、志賀小に行き、学活の時間等を使いまして、6年生に対して中学校のこと、これは授業とか部活動、生徒会活動等の説明をしたり、予算的な話というのは、その学校の中で今ある予算の中でやっているというのが現状でございますけれども、既にそういった活動はできる範囲でやっておるということでございまして、今後そういったものが一層進むのではないかとございまして、玉ノ岡中学校区での全くやっていないということではございませんでして、またこれで今年度は、小学校は小学校、志賀小学校、

七郷小学校の５年生で宿泊合宿を行う計画もあるというような話も聞いておりますので、今後より一層一貫の方向に進むのではないかと、このように考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長　続きまして、植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　廃止については、なぜ検討してこなかったというご質問かと思いますが、まさに今そういう時期に来ているのかなという、今回の耐震診断もそういう意味で、そういう時期に来ているということが事実かと思います。

現在の利用状況でございますけれども、吉田集会所では七郷小学校の小学生を対象としました、ふれあい塾を年間25回、それから成人学級であります、ふれあい講座を年間55回実施しております。この55回のふれあい講座のうちの13回につきましては、既に北部交流センター等のほかの施設を利用しております。北部交流センターに、その吉田集会所の機能といいますか、それを代替できないかということでございますが、今現在ちょっと私の手元に北部交流センターの利用状況について数字を持っておりませんけれども、ある多くの部分でかわりになることはできるかと思います。ただ、これも手元に数字を把握しておりませんけれども、町主催のふれあい塾、ふれあい講座のほかに、地区の住民の皆さんがご利用なさっているという、集会会議等にご利用なさっているという部分については、ちょっと今現在、数字は把握しておりません。

以上です。

○長島邦夫議長　川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員）　ため池なのですが、そうしますと、そういう問題ですね、漏水等が発見された場合は、速やかに対策を、対策の工事の予算をとっていくということではよろしいのかどうか、1点伺いたいと思います。

それで、吉田集会所なのですが、今、課長、やめる、今がその時期ではないかということでもおっしゃったわけですね。北部交流センターでもできるのではないかと。正確なところはわからないけれども、できるのではないかということでの話が合ったわけですね。そうしますと、設計委託、委託料だけで100万円以上かかってしまうわけですから、これやめて、やめれば100万円の支出が減るわけですから、北部交流センターに全面的に、私はやっている内容自体反対ですけども、とりあえずその事業を移せばいいではないですか。100万円の支出を削りましょうよ。いかがですか、町長。

○長島邦夫議長 それでは、大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 ため池の改修につきましてですが、今回の点検の結果を踏まえまして、危険度の高いため池から、計画的に補助金などを活用しながら改修を進めていくことになるかと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 では、続いて答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 集会所の件ですが、以前からお話が出ております。それで、議員さんのお考えというのは前々から聞いておりまして、理解しているつもりですが、町のほうでは、あそこの施設が必要であそこにつくった、そして長いことそのところを使ってきて経年劣化をしてきたというような状況だと思うのです。それで、その事業も広く考える時期に来ているのではないかと。いろんな問題が包含をされた中で現在を迎えているというのは理解しております。そういう中であって、集会所の運営委員会等の中で、事業を行っている中で、あそこのところがいい、ここの場所のほうがいいだろう、町外に出たほうがいいだろう。それぞれの事業で、その場所を検討をして進めているというのが事業の今の展開だと思うのです。ですので、必要な状況に応じて使われている。そして、また地元でも使われているというような話でございます。

それと、もう一つが建設といいますか、調査のほうですが、今使っているわけですから、安全な町立の施設として安全な状況で使っていただく。それには、どんな状況なのか検査をする。その検査を今実施をしている。こういう状況でございますので、検査は実施をさせていただくということでございます。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） まず、何点かあるのですが、21ページの庁舎LANの変更ですが、地域の元気臨時交付金事業でやるということで、2階の会議室のところまで来るとのことですが、これは嵐山町の議会の議場まで来るというふうな発想ではなかったのか。これが入ってくると、どのぐらいの予算額がふえていくのか、一つ伺いたいと思います。

それから、35ページの小中一貫事業です。先ほどいろいろお話を伺ったのですけれ

ども、中学生の子供が、中3の子供が七小と志賀小に行く。それから、七小と志賀小の子供が玉ノ岡中に行く。ちょっと、菅小、菅中の場合と違って距離があるものですから、そこのところは交通機関、バスなどを利用しているのか。バスを利用すると全体の子供は一遍に運べないし、その間の時間のロスというのは授業の中でどのように考えているのか、伺いたいと思って。小中一貫校の推進というのは、とても大切だと思うのですね。その点について伺いたいと思います。

それから、同じく先ほどの吉田集会所事業の問題なのですが、私、実は報告書を見せていただきました。この報告書なのですが、これはもう低耐震という形ではっきり出ていて、この低耐震で、さらに耐震補強しても現在の必要とする補強に行かないので、それでほかの部分をやって行って、どのくらいの金額が出てくるかという形を出しているのだと思うのですけれども、これはもう私自身は、これ、やらないで別の形に113万4,000円を使ったほうがいいのではないかなというふうに思っているのですが、これで低強度のコンクリートに、補強しても12.2になるので、低強度のコンクリート未満となってくる。低強度コンクリートになるために、さらに構造部材や配筋等の追加調査でどれぐらいのものが要かということが必要になってくるので、今回調査をするというふうな形で、実際にはどの程度の金額が、それを使えるようにするためにはどの程度の金額が必要で、そして、それと別のところに移しておくのを、プラス・マイナスを考慮するという形の審査になってくるのだなというふうに理解したのですね。そのための費用の追加であるということなのですが、もう既にこれだけの資料が、診断が出てきている以上は、私は、この113万4,000円というものは別の形に、例えば北部ふれあい交流センターをもっと使いやすいうように補修していく金額にしていく。そして、今年度はともかくとして、ランニングコストもそちらのほうに回していくという形に、吉田集会所のランニングコストも回していくという形にしたほうが効率的ではないかと思うのですが、その点について伺いたいと思います。これは判断の仕方なのですが、私は、部落解放同盟と教育委員会交渉のものはまだ議事録としていただいていないのですけれども、こういった中で、部落解放同盟の皆さんをそこで納得させんがために、こういったさらに資料が必要であるという形というのは、もうやめたほうがいいのではないかなというふうに考えていますので、その点について伺いたいと思います。

それと、同じく37ページになるのですか、これ畠山重忠公の540万円の工事費なの

ですけれども、具体的にはどのような形で行われていって、本当にこれで畠山重忠公がそこでの程度危険度がない形で置いておいて、皆さんに親しめる形になっていくのか、伺いたいと思います。

あと、もう一つ、ごめんなさい。返りますけれども、先ほどのため池調査なのですが、前回やりましたため池調査がありましたよね。そのため池調査と今回のものとでは併用する分がないのかどうか、伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 庁舎内のLAN工事についてお答えをさせていただきます。

議員さんのご質問につきましては、議場にモジュージャック等を持ってきて配線をする考え方でございます。大変申しわけございませんが、今回の工事のこの予算計上時点におきましては、この議場に配置をするということは想定しておりませんでした。ですから、この800万円の工事の中には工事対象というふうにはなっておりません。もしそれを工事対象にしたならばどのくらいかかるかというご質問でございましたので、大変恐縮でございますが、その点についても、今設定というか、考えておりませんでしたので、そういった工事費がどのくらいかかるかということも積算しておりません。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 それでは、続いて、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、お答えさせていただきます。

この予算に計上、補正予算組ませていただいたのは、あくまでも菅谷小中学校の一貫ということでご理解いただきたいと思いますけれども、ご質問いただきました、ほかの玉ノ岡中学校区の活動ということでございまして、玉中の生徒が志賀小、七小に行かれる場合は自転車で行くと、それから志賀小、七小の生徒さんが玉中へ行った場合は保護者が送り迎えをしているという実態でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 続きまして、植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 まず、吉田集会所につきましてお答えいたします。

まず、耐震診断の昨年までの報告でございますけれども、まず低強度のコンクリートであるということが、まず最初のコンクリートの強度診断で判明したということでございます。それに基づきまして、さらにその低強度の内容の追加の調査が、詳細調

査が必要になると。さらに、それによっては配筋等の調査がさらに必要になるというのが、当初の診断の計画の中に当初からございまして、その流れどおりに、悪いほうですけれども、進んでいるということでございまして、その詳細調査、さらに今回実施します詳細調査を経て、初めて専門家による耐震判定ができるということでございます。

それから、使えるようにするには幾らかかるとか、移転するには幾らかかるというような診断ではございません。施設をどうするかという建物としての施設の安全性の問題ということと、それから、その吉田集会所が持つ本来の人権教育の趣旨ですとか、目的ですとか、そういうものと2通りの考え方がございますので、今後はそういうことも含めて検討する必要があるかと思います。

それから、畠山重忠公像の工事でございますけれども、平成24年度に構造調査といえますか、調査を実施しております。傾きが現在、当初から恐らく2.4度ほど傾いたであろうというふうなことがわかりました。その原因につきましては、像の一番下の支えております基部のコンクリートのさらに下にすき間ができたであろうと。その原因は、像のコンクリートの内部にもすき間がございまして、その内部のすき間を通して雨水等が基盤の下に流れ込んで基盤の土を流したのではないかと、その空隙の部分が沈んだのではないかと診断の結果でございます。今回の構造調査では、現在の傾き自体がこれ以上進行しなければ、それによって倒壊するという危険はないということでございますが、像の内部にある空隙ですとか、基壇の部分の空隙を充填してやって、ポリマーセメントとか、そういったもので充填をしてやることによって、全体を1つの構造体といいますか、一体の構造として強度を持たせることによって、これはかなり恒久的に今後も保存していけるのではないかと診断結果に基づく今回の修復の計画でございます。安全性は確保されるというふうに考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 続きまして、大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 私からは、ため池の一斉点検の関係についてお答えいたします。

平成21年度にため池台帳電子化業務委託ということで、紙ベースであった台帳をデータベース化したものでありまして、今回の点検とは、また別のものがございます。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 庁舎内LANについてなのですが、現在嵐山町の議員というのは、例規集はなくて、パソコンの中に入っているものを見るわけですね。

IT関係のもので見ていくわけで、それで要綱集なども、そういうような形でなくて、全部自分で実際に紙ベースではない形でやっているわけなのですが、それについて、せっかくの庁舎LANの整備の中でそのような現状にあるということを考慮できなかった理由というのは、一体何が原因になっているのでしょうか。これは一番基本的なことですよ。例規集を今見るができない。要綱集を議場で見るができないという、議員でありながら見るができないという現状にあって、そしてITでしか見られないような状況の中で、議場があって、庁舎内で庁舎内のLANを構築するときに、再改修するときに、その一番根本のものが見られないことに関して何も手を打とうとしなかったということの原因は何があるのか、伺いたいと思います。私は、一般質問か何か、時々はこれについては言っているつもりだったのですが、それについて伺いたいと思います。

それと、もう一つなのですが、これは話し合ってもしょうがないのかもしれないのですが、質疑をしても一旦決めてしまったら絶対に変更しないという姿勢があるということはいくわかっています。よくわかりましたので、なのですが、このような状況の中で、もう低耐震であって、そしてさらにその構造なんかを調べなくてはいけなくて、これを、ちょっとごめんなさいね。どこにあったか。読んでいますと。

○長島邦夫議長 どの件で。

○13番（渋谷登美子議員） 失礼しました。吉田集会所の問題です。次は吉田集会所の問題ですが、2階の外壁のコンクリートブロックの陰ですが、縦筋のピッチが80センチであることから、転倒、落下のおそれがあり、改修コンクリートブロックを撤去し、乾式ALC等への変更が必要となりますなど、なっていて、これだけのことが出ていながら、まださらに審査をしなくてはいけないという状況になっているということ自体が私はとても問題が大きいなと思っているのですが、それはどうして、ある程度の金額的にも、これが出てきていたら外壁のコンクリートをとって、ブロックをとってやっていかななくてはいけないと書いてあったら、ある程度の金額は

もう出てくるわけですよ、その段階で。さらに、そして筋交いを入れていくとか、そういった細かい調査をして、耐震の判定をしてもらわなくてはいけないというところまでやらなくてはいけないものかどうかなのですよ。そここのところの判断を、さらに詳細な業務判断をするというのを2回に分けているということは、1回目のところである程度できたら2回目は必要なかったのではないかというふうな形で予算がとられたのではないかなと思うのですが、これはちょっと、こういう形で予算案の補正予算としてこれが出てくるのは余りよろしくなくて、特に嵐山町の人権教育推進計画は立てるのですよね。そして、その中でこれも話し合っていくべきだったというふうにするのですが、これについては余りに延ばし延ばしにし過ぎているというふうに考えるのですが、いかがなのか、伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、2点について答弁を求めます。

初めに、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 議場へのLAN工事の関係についてお答えをさせていただきます。

議員さんから今お話がございました。議場においても、例えば例規集、そういったものを見る必要性、そういった機会、そういったものが図られないのはいかがなものかと。おっしゃることはよくわかるつもりでございます。しかし、今回のLAN工事につきましては、先ほども申し上げましたように、事務的な部分での回線、それから将来的な対策、そういったものを含めまして、今回のLAN工事をメイン、サブという形でやらせていただくということを中心に担当課といたしましては考えておりました。その中で、会議室、議会秘書室も含めまして、会議室等につきましては、会議の中で、そういった事務的な部分でのそういった活用、そういったものを図っていただけるような形で配慮すべきだということまでは検討して、そこまでの計画をさせていただいたということでございます。この議場の中において、今例規集のお話を具体的にお話をされましたが、その点に関しましては、今の議場の中での議案審議の中におきましては、嵐山町では、私から申し上げるまでもないのですが、例えば新旧対照方式の議案の上程の方法ですとか、そういった中で工夫もさせていただいているということではないかなというように考えております。この議場にあれば、それはそれなりの使い方ができるのかなというふうに考えますが、現状では、担当課といたしますと、こちらに配置をするということについては、今回は検討しておりませんでした。

以上でございます。

○長島邦夫議長　続きまして、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　検査についてお尋ねをいただいております。ただいまも川口議員さんにお答えをしました。現在使用している町立の施設、これについて耐震性の懸念があるということで検査をしているということでございまして、これでもう入ってはいけないとか、今お話しのように筋交いを入れればどうだとかというような結論というか、判断はまだ出ておりません。ですので、今回もお願いをして、ここのところで判断が出てくるのかどうかですが、そういうところを待っている。あとのことについては、判断とかということではなくて、現在はそういった調査をしているということでございます。

○長島邦夫議長　ほかにございますか。

安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　何点かお伺いします。27ページ。拡大ということで、風疹の予防ワクチン事業をいち早く取り入れました。その関係で130万円ということの、5月にも、4月ですか、おおむね130万円かかるだろうというものでスタートをしたということは承知はしております。今、ここまで来て、何人くらいの状況が出ているのか。県は、埼玉県は、この要望に対してどういう対応をするという流れが出てきているのでしょうか。その辺も含めてお伺いいたします。130万円補正したということで、この風疹に対するものについてはクリアできるという捉え方の中で、この予算措置なのかどうか、お伺いいたします。

それから、ため池の関係ですが、32カ所、これは県が調査をしたらということで、県の支出金の事業ですよね。これを委託をしてするのだと思うのですが、こういう調査はどういうところが調査を、委託先がどういうところなのでしょう。それから、漏水等が出てきた場合、発見されていると。今も、もちろん現在でもあります。大変費用がかかるものですから延び延びになっているところがございまして。これに対する、今回、この検査、検査と測量設計委託ということなので、その表示の仕方がちょっとわからないのですが、32カ所のため池が全部状況を測量、データとしては既にあるわけですが、改めてこの32カ所について県の指示のもとに調査をするのか。この捉え方が測量設計ということなのです。だから、調査ではないのです。ここのと

ころの説明をちょっとお伺いしたいのですが、だから測量設計というので傷んだところが出てきたと。そうした場合に、測量をして設計するのか。当然、測量設計だけでは解決になりませんから、問題が起こったときに、先ほど、できるだけ対応しますという答弁ですが、これは国、県が補助がなければできません。大変な金額がかかります。そういうめどというものがあるのかどうか。そういうものを聞いているのかどうか。県の動向、国の動向、そうしたものについて若干説明いただければありがたいというふうに思います。

それから、畠山重忠公の関係ですが、37ページ、540万円の予算措置なのですが、像が傷まないようにという、復元するということなのですが、中にコンクリートを詰め直してというようなこともわかりました。ただ、この直し方が、基礎部分や何かも相当費用をかけるのかどうか。これは嵐山町のシンボルですよ。せっかく直すのに中途半端な直し方をしても意味がないし、きちっとした直し方をしていただきたいというふうに思うのですが、国庫支出金で400万円が活用できるということでここに挙げたのですが、それだけに540万円の根拠がどういうふうに直すのだという、もっと台座をどういうふうにするのか、そういう説明というのはいただけないのでしょうか。

以上です。

○長島邦夫議長 それでは、3点について答弁を……。

〔何事か言う人あり〕

○長島邦夫議長 とりあえずこのあれだけいただいてしまって、いただいてからしますから。それでは、岩澤……。

〔何事か言う人あり〕

○長島邦夫議長 いや、あればしますけれども、ほかにございますか。質問が。答えますか。

〔何事か言う人あり〕

○長島邦夫議長 では、また、答弁聞いてから。

〔何事か言う人あり〕

○長島邦夫議長 では、ここで暫時休憩いたします。午後の再開は、午後1時30分といたします。

休 憩 午後 零時04分

再　　開　午後　１時２９分

○長島邦夫議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第35号の質疑を続行します。

安藤欣男議員の質疑に対し、答弁を求めます。どうぞ。

初めに、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長　それでは、風疹につきましてお答えをさせていただきます。

最初に、風疹の予防接種費用に対する助成の申請状況でございますけれども、現在14名の方が申請をしていらっしゃいます。内訳を申し上げますと、妊娠予定者の方が11名、妊婦の配偶者の方が3名ということで、14人というふうになってございます。

それから、予算の関係でございますけれども、一応想定される対象者の80％を予定いたしまして、260人分ということで、130万円の予算を補正で組ませていただきました。来年の3月末までということでございますが、この予算で十分いけるのではないかというふうに思っております。

それから、県の対応はということでございますが、町でこの予防接種の助成を始めたときに、東京都や千葉県、神奈川県といったところでは助成を行っておりまして、埼玉県でももしかしたら助成を始めるのではないかというふうに思っておりましたけれども、現段階におきまして始まっておりません。考え方としますと、埼玉県は国がその助成をすべきではないかというふうな考え方を持っておりまして、国のほうに助成を始めてもらいたいということで、要望していきたいというふうな考え方を持っているというふうにお聞きしております。

以上です。

○長島邦夫議長　続きまして、大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　私からは、ため池の一斉点検の関係についてお答えさせていただきます。

ため池の一斉点検の業者の選定につきましては、この業務を遂行する上で可能な業者を選び、町の請負業者等を選定委員会のほうにかけまして決定していく予定でございます。

それから、今回の調査で、点検の結果、漏水等の危険なため池につきましては、そ

の危険性の高いため池の中から計画的に補助金等を活用しながら、改修、補修を進めていくことになろうかと思います。

それから、補正予算書のほうの測量設計委託料というふうな表記でございますが、その業務の主な内容につきましては、現地の計測であったり、また現地の調査が主な業務委託の内容でございます。

それから、国、県の動向というふうなお話でございますが、現在のところ、国または県から、改修や補修についての具体的な補助金の額や補助率についての通知等はまだ来ておりません。

以上です。

○長島邦夫議長 失礼しました。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 私からは、畠山重忠公像の補修工事についてお答えいたします。

畠山重忠公像の立っている地面は、国指定史跡菅谷館跡の土塁の上であります。文化庁では、史跡の保護のため、遺構である土塁を変形させたりするような、土木工事を伴うような現状変更を厳しく規制しております。今回の修理、補修につきましては、昨年度に実施した構造調査の結果を受けて提案されたものであり、像の立っている地面の土塁を動かさない工法という前提で検討されたものであります。国指定史跡の保存にも配慮しつつ、町指定文化財の重忠公像という貴重な文化財を長く保存するため、十分な配慮、強度を与えることが保証された補修工事であります。

以上です。

○長島邦夫議長 安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 順次再質問します。

申請、この拡大、風疹の関係ですが、今のところ14人だと。これは、何月からのやつ、何月までの、5月からここまでのやつなのでしょうか。問い合わせとか、そういうものはあったのでしょうか、ないのでしょうか。

それから、その反響ですね。反響がどうなのかというものがあって、総体的には260人分で何とか間に合うだろうという想定だということでございますが、それはわかりますが、現状のもの、動向、もうちょっと詳しく。また、県は国に要望していくという話ですということです。現在のところ、説明のときには21市町村が補助事業を適用し

ているということだったのですが、ではそんなに県への要請というのがないということなのでしょうね。そういうことで、県は国に、それは県の話ですからわかりませんが、県としては国にという、そういう捉え方で、地元から各町村から県にしてくださいよという要望が余りないという捉え方なののでしょうか。わかりましたらお伺いいたします。

それから、ため池の関係ですが、そうすると測量設計委託ということだけでも、実際的には設計の部分というのは入っていない。調査、測量調査ということ、内容的にはその捉え方でいいのでしょうか。悪いところについては、こういうふうに直すという設計もこの委託料の中には入るという捉え方なののでしょうか。また、国からは今のところないということなのですが、国にこの調査を県がやりたいと言ってきたときに、嵐山町はため池が多いから、これは災害対策なのですよ、これも。なものですから、ため池の多いところを県は調査をしていきたいということなのだと思うのですが、何か問題が起こったときには、国、県が支援してこの対策をとりますよということは言っていないのですか。国からは何も話がないということなのですか。この調査をするに当たってのこの調査の目的、それから調査以後の対応については、特別何も話を聞いていないということなののでしょうか。

それから、畠山重忠の関係ですが、何か私の捉え方が違うのですが、畠山重忠館跡の土塁の一部だとは認識しないのですよ。あれは、畠山重忠公の銅像をつくるときに、ああいうふうな高いところがあったのですか、あるいは盛ったのかわかりませんが、あるいは土塁、土塁という捉え方ができるのかどうか。それがあから、土塁だからいじれないという今答弁ですが、そういう捉え方をしているのかどうか。私は土塁ではないと思うのだけれども、土塁ということなののでしょうか。せっかくあれを含めた指定を受けた、畠山重忠公も文化財というふうに指定を受けられたわけですよ。ですから、それはそれなりにきちっと直す、直せるような権利はあるのだと、権利というか、それはしていかななくてはならないと思うのですが、あの像を単なるもとへ戻して中にコンクリ詰めるだけという、それで540万円もかかってしまうのでしょうか。もっとほかの基礎のほうまで、ある程度直した中での予算かなと思ったのですが、そうではないという答弁の捉え方でよろしいのでしょうか。せっかく直すのですから、もっときちっとした直し方ができないのかなと思うのですが、土塁の捉え方の問題から手当ての仕方も変わってくるということなのだと思うのですが、その辺についてお

伺います。

○長島邦夫議長　それでは、順次答弁を求めます。

最初に、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長　それでは、風疹の関係でございますけれども、申請の14件につきましては5月以降に申請をいただいた件数でございます。ただし、4月にさかのぼっても申請していただけるというふうに決めさせていただきましたので、ちょっと内訳については今把握ができておりませんけれども、もしかしたら1件か2件、4月に既に打ってしまったという方の申請もあるかもしれません。大変申しわけないのですが、その辺の細かいのはわかっておりません。

それから、問い合わせ等でございますけれども、電話等の問い合わせは何件か来ております。それから、4月の末に全協のほうでご承認をいただいたわけですが、その直後、まだ回覧等が回っていない時期に、ぜひ町でも公費助成をお願いしたいというふうな窓口のほうに要望のほうに来ておりました。

それから、反響はということですが、一度、急遽5月に始めて回覧をさせていただいたわけですが、もしかしたらまだこのことをわかっていないとか、周知がまだ徹底していない部分もあるのかなというふうに思っております。どこか機会を捉えまして、来年の3月までということですので、広報にもう一度努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、県への要望ですが、嵐山町といたしましても、ぜひ国の助成はもちろんですが、県の助成についてもお願いをしたいというふうなことで、要望のほうは出させていただきました。他市町村につきましても同様ではないかなというふうに思っておりますが、現在埼玉県下では、県のホームページを見ますと35団体のところが助成を始めておまして、聞くところによりますと、皆さん、この6月議会のほうで補正を組みまして、新たに助成を開始するというふうなお話も聞いておりますので、ほとんどのところがここで始めるのかなというふうに思っております。そんなことを受けまして、県も少し動いていただければいいのかなというふうに思っております。

以上です。

○長島邦夫議長　続きまして、大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　私から、ため池の一斉点検についてお答えいたします。

委託の内容ですが、委託の主な内容につきましては、現地の測量であったり、また現地の調査、それからあと管理者等からの聞き取りということで、改修あるいは補修についての設計の金額は含まれておりません。それから、この事業の目的等につきましては、目的につきましては、近年大規模な地震や豪雨等の災害により数多くのため池が被災し、農地だけでなく、下流の住宅や家屋に甚大な被害が発生しております。大規模地震や豪雨等の自然災害による被災を未然に防止するため、一斉点検を通じて施設の現状を把握するとともに、決壊の危険性や周辺への影響度を改めて確認し、今後のため池の効率的かつ重点的な防災・減災対策の実施に資するものであるということでございます。こういったことが目的でございます。ただいまのところ、国、県から具体的な支援、それから補助額だとか補助率についての通知は現在のところ来ておりません。

以上です。

○長島邦夫議長 続きまして、植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 重忠像の立っているところが土塁かどうかというお尋ねでございますが、これは「菅谷館跡」という名称は、畠山重忠が館としたという「吾妻鏡」の中の記述によってそういう史跡の名称が与えられておりますけれども、実は重忠が館としたのは800数十年前でございまして、今現在残っている遺構というのは、ほぼ500年前の戦国時代に、その重忠の館かどうかははっきりしないのですが、それを拡張してお城としたものなのです。ですから、現在残っているのは戦国時代のお城なのです。その城跡の二ノ郭の土塁であることは間違いないのです。

ですから、重忠像を購入するときにも、土塁の上に立てたということが伝えられております。国は、その重忠像を含めて国指定の史跡にしたのかといいますと、これは含めておりません。同じく二ノ郭のずっと奥のほうには忠魂碑がございまして、これも土塁の上に立てられているものなのですけれども、これも史跡の一部というふうには見られておりません。重忠像と同じような考え方でございまして、その土地にありましたので付随するものとはなっておりますけれども、あくまでも史跡は下の土地が指定を受けております。その上の構造物ということではございません。像そのものということで、国の指定も受けていない。それから、誰の所有かということもはっきりしないということで、当時町の、今でも町の土地にございますので、平成23年だったかと思いますが、町の指定文化財という位置づけをさせていただきました。

町にとって大切なものでありますので、今後長く保存していきたいということで町の指定にさせていただきました。

今回の調査、補修工事ですけれども、昨年の構造調査におきまして、基礎の部分まで、像の部分とその下の玉石を組んだ基礎の部分も調査をいたしました。基礎の部分の中がどうなっているかということも、内視鏡のようなものを入れたりとか、あとコアを抜き取ったりとか、いろんな方法で確認をいたしました。かなりの空隙、すき間があるということがはっきりしましたので、そのすき間にポリマーセメントというようなものを流して充填をすることで、基礎の部分から像全体、像の中身まで全部充填をしまして、立体構造として基礎まで含めて強固なものにできるということがわかりましたので、今回はそういう工法をとらせていただきたいという計画でございます。

以上です。

〔「はい、了解」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

第4番、青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） 14ページと15ページです。きのうも清水議員の一般質問の中でも出ていましたけれども、この5番の地域の臨時交付金についてでございます。非常に時間が厳しかった。また、財源の確保も不明だったという中で、嵐山町の中でもとりわけ優先順位の高い工事が4本選ばれたのだと思うのです。その中で、ある程度裏からの、裏の負担もあるというようなことの中のお答えがあったのですが、嵐山町の体力的にですね、この4本の工事が選ばれて、この辺のところが今の現状では精いっぱいだったというようなことでよろしいのか。それとも、もう少し時間があれば、もう少しちょっと違う事業展開ができていったのかというようなことについてお尋ねいたします。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えをいたします。

まず、今度の地域の元気臨時交付金。この金額自体が3,600万円という限られた金額でございます。この限られた金額の中で、今、優先順位として何をしたらいいのか。これは考えたわけでございます。その中で、最終的に、町長、副町長を交えたヒアリングをしていただきまして、ごらんいただいているこの4工事をさせていただくとい

うことに決まりました。これがもう少し金額が大きくなれば、また別に考えられるものはたくさんあると思います。当初予算でも、これは、こういったものが出てきていたわけでございまして、それを予算がなかなか歳入がなかったということで落としたものでございまして、その中で一番優先順位が高く、やれる範囲のものを計上させていただいたと、そういうものでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） そうすると、上限の額が3,600万円で、非常にこの予算がかなり多岐にわたっていましたが、その限度は嵐山町は3,600万円だったということでしょうか。もう一回確認してください。

○長島邦夫議長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 はい。地域の臨時交付金ということで、嵐山町に参るお金につきましては3,600万円。これは、4,500万円という本体の工事の8割助成という形になっていますけれども、3,600万円に近い数字になるだろうと。これは確定ではありません。これよりも80%以内みたいな形になっていますので、若干減る可能性もありますが、大体このぐらいが来るという金額でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかにございますでしょうか。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 午前中の……。

○長島邦夫議長 ページを。ページを。ページ数を。

○10番（清水正之議員） 言います。午前中の議論について、町がどういう方向を持っているのかよくわからなかったのですが、吉田集会所の関係です。課長は、もう集会所そのものは改修時期に来ているのだという話がありました。同時に集会所事業についても、農構センター、農構センターって今言わないか。北部のふれあい交流センターで事業展開を始めてきているし、ある面では、多くのところでそういう対応を今してきているのだと。そういう中で、当初予算で一定の結果も出ていると。今回補正をとるわけですが、この補正については、廃止をするかどうかを判断するためではないのだという話だったわけですね。そういう面では、では、なぜ町が補正をとって追加の耐震の検査をしていくのか、またいかなくてもいけないのか、そこの

理由というのは何かあるのでしょうか。

○長島邦夫議長　それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　午前中にも話を申し上げましたけれども、現在使っている町の公共施設ということのわけです。それが大丈夫な建物かどうかを検査をするということで、その検査を当初予算、検査をしてきた、今まで。しかし、それでまだ結論が出なかった。それが途中経過なので、その先の検査をして、どういう状況なのか、結論を得たいと、こういうことでございます。

○長島邦夫議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　ということは、当初予算でとった耐震の費用……。

〔「24年です」と言う人あり〕

○10番（清水正之議員）　24年か。とった費用では検査項目が足らなかったということなののでしょうか。今までやった検査項目では足らなくて、今回また改めて検査をし直さなければならないということなののでしょうか。課長のほうの答弁では、もう39年もたって廃止の時期には来ているのだと。私も以前、立地条件等も含めて、あそこのところを中心ということではなくて、当時農構センターも近いのですから、農構センターを中心にして事業展開をするほうが住民にとっても安全ではないかというお話をしましたし、距離的にもそんなに離れている距離ではないわけで。そういう点から事業展開をふれあいセンターのほうに、北部のふれあい交流センターのほうに移していったのだと思うのですが、そういう面では確かに町の施設ではあるのですけれども、それはそうすると、まだ継続的にあの施設を使っていきたいというのが町の考え方なののでしょうか。事業展開そのものが交流センターを中心にして事業が進められてきているし、そういうふうに移ってきている中で、あの施設を、これからどういう結果が出るかわかりませんが、そのまま維持し続ける必要性というのが、どの程度あるのでしょうか。

○長島邦夫議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お話し申し上げますように、現状、町の施設として使っている。その場所が安心して使える場所かどうかという検査を現在している。そういうことですね。それで、予算化した段階では、それで検査結果が出るだろうと

いうふうに思っ組んでいたわけですがけれども、結果の途中経過が出てきた。ですので、その検査結果を得るために続けた検査をしている。そういうことでございます。

それと、今、お話の中で、あそこのところだとか、あるいは北部の交流センターというお話ありますが、それとは全く別問題で、今使っているものに対する対応を図っているのであって、あそこのところがあれだけの長い年数をとってきて、しかも、あの場所で、それで現在の人権教育の状況といいますか、そういうような流れの中で、あそこのところがどうだとか、こうだとかというような判断というものとは、また別の考え方で検査をしている。そういう状況でございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 別の考え方というのがよくわからないのですけれども、町そのものはもう人権教育のほうにシフトしていくのだということで、人権教育の人権に対する計画も立ててきていますよね。そういう形であれば、私以前、あそこのところ、下がもう基礎の部分がむき出しになっていて、非常に危ないのではないかという提起もさせていただいて、だから交流センターのほうに事業シフトしていく必要があるのではないかと。それが住民にとって、より安全な安全性というのは保てるのではないかなという意味もあってそういう提起をさせてもらったわけですがけれども、どの部分がより安全性を求められている、また求めなくてはならない部分なのか。一定の結果が出ている中で、どの部分を調べなければならないのか。その結果について、今後どうしていくのか、お聞きをしておきたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 どの部分が弱いのか、あるいは検査でどうなのかというのは、ちょっと係のほうから話をさせてもらいますが、いずれにしても結論が出なかったということなのです。その結論を町とすると得たいということがあります。

それと、もう一つのほうの問題。人権教育というのは、あそこのところにあの施設をつくったころから考えると、同和教育が人権教育の中心みたいな形で流れてきた中で、現在は人権教育全体の中にも同和教育含まれますよというような状況に大きく人権問題、内容が変わってきているわけです。そういうような状況で人権問題については変わってきている。それと同じように、あそこのところの施設の利用の仕方も、あそこのところも使う。そして、北部の交流センターも使う。そして、町外の研修にも

使う。ほかのところにも出るというような人権の啓発、教育については、そういうような形で流れが変わってきている。ですので、あそこで建物の安全性の最終確認が出てきた段階で、町とすると、これからの方向も考えていかなければというふうには考えております。

○長島邦夫議長 植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 私からは、まず建物としての老朽化、39年たっている建物としての最初の川口議員さんからのお尋ねのときに、スクラップ・ビルドというような観点からどうかというお話でしたので、廃止を含めて検討の時期に来ているという答弁を申し上げました。それから、北部交流センターで実施しているふれあい講座等の事業でございますけれども、現在のところ、人数が大勢で吉田集会所では実施ができないもの、あるいは調理施設を使用しなければならないというようなものに限って、今は北部交流センターを使用させていただいております。

それから、お尋ねの24年度からの継続の経緯でございますが、少し整理してお話ししますと、24年度の当初で耐震診断をすると。判定委員会まで含めて結果を出すということで進めてまいりました。まず最初に、報告が上がってきた段階では、低強度のコンクリートであるという可能性が出てきた。それには、もう少し詳細な調査が必要であるということで、途中で計画を変更させていただきまして、その低強度のコンクリートの詳細調査を実施いたしました。その結果に基づきまして、今度は、さらにその判定委員会にかけるには、その低強度のコンクリートの圧縮強度作業値というそうなのですけれども、これがかなり低いということがわかった。それにつきましては、配筋等のはつり調査などの追加調査がさらに必要であると。ただし、その年度末に来ておりましたので、24年度中にその配筋等のはつり調査などを含めた、さらに追加の調査は実施困難であるということで、この部分につきましては25年度に回そうということになりました。当然24年度中に予定をしておりました判定委員会もできませんので、その分も減額をして25年度のほうに回すということで、今回、追加調査の部分と判定委員会の部分を補正で計上させていただきました。なぜこのように、次から次へと追加調査が必要になるのかということでございますけれども、当初の計画の中に、こういう場合には追加の調査が必要になるという、そういう前提のもとで始めた調査でございますので、ある意味では全く予想外ではなくて、予想された範囲で経過をしてきたということでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかにございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。賛成ですか、反対ですか。どちらですか。

○13番（渋谷登美子議員） 反対です。

○長島邦夫議長 はい。ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 それでは、第13番、渋谷登美子議員、反対討論を許可します。どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） それでは、第13番議員、渋谷登美子。補正予算案（第1号）について反対の立場で討論いたします。

第10款教育費のうちの人権教育費のうち吉田集会所管理事業測量設計委託費113万4,000円の追加の耐震診断測定は、1回目の診断で、「1～2回とも耐震補強が必要で、K型ブレース4面、2階の外壁はコンクリートブロックの壁ですが、縦筋のピッチが80センチであることから転倒と落下のおそれがあり、改修、コンクリートブロックを撤去し、乾式ALCなどへの変更が必要となります。低強度コンクリートになることから、構造判定委員会に諮る場合には再調査が必要となります。構造委員会に諮るかどうか、ご指示ください」という報告に基づいて、嵐山町の行政では、さらなる再調査が必要というふうな計上をしておりますが、既にK型ブレース4面、2階の外壁はコンクリートブロックの壁で、縦筋のピッチが80センチであることから、改修、コンクリートブロックを撤去し、乾式ALC等への変更が必要となるというところまでわかっています。これ以上の耐震審査を求めるよりも、実際にこれ見てみますと、再審査も1度目の報告が11月28日、そして2度目の報告が3月14日、たびたび再審査をするのであるのならば指示をお願いしますというふうに、今後行う作業についてはご指示をお願いしますというふうに書いてあって、これは特に、絶対にこの追加検査がなければ、これが判定できないというふうには書いていないのですね。であるために、低耐震ということで、かなり、そしてさらに家は、この建物に関しまして言いますと、崖地であるために耐震構造は重要度係数が非常に高くなりますと書いてあるのです。崖地補正では、通常だと0.75のところ0.825になるというふうな形になっていて、非

常に厳しいものが要求されているということが書かれております。ですので、これ以上のことに予算を使うよりも、今ある北部交流センターで事業を行うなどの政策に転換して、吉田集会所の運営経費と追加試算の経費を北部交流センターにおいて、ふれあい講座やふれあい塾を運営しやすくするために転換するほうが人権教育を一層推進すると思います。また、団体が現在活用しているわけですが、北部交流センターに場所を移動することについて協議して、必要であるならば、今まで無料で場所を提供していたわけですが、使用料について協議して、そして団体の活動費について一定の交渉をすることが必要であると思います。人権教育の場所の変更を求めます。まず予算執行をとどまって、人権教育の場所の変更を求め、ほかに必要な予算に振りかえるという政策が必要であることを私は今回改めて認識しましたので、そのことを求めて反対討論いたします。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

討論を終結いたします。

これより議案第35号 平成25年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○長島邦夫議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第9、請願第1号 年金2.5%の削減中止を国に要請することを求める請願についての件を議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長から審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

〔畠山美幸文教厚生常任委員長登壇〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長 議長のご指名がございましたので、文教厚生常任委員会に付託をされておりました年金2.5%の削減中止を国に要請することを求める請願の審議、経過についてご報告申し上げます。

昨日 1 時30分より、202号室におきまして文教厚生常任委員会を開会いたしました。そちらには、紹介議員の川口浩史議員、紹介者熊井様、鞍貫様がお見えになりまして、審議を行わせていただきました。

審議をする中での質問事項ですが、どのように引き上げられるのでしょうかというご質問がありました。そこで、川口議員さんのほうから、平成25年の10月から 1 %、平成26年 4 月から 1 %、平成27年 4 月から0.5 %ということで、10万円単位にすると平成25年の10月で10万円で計算をすると1,000円、マイナス1,000円ですと。平成26年 4 月で 1 %ですと10万円でマイナス2,000円になりますと。平成27年 4 月0.5 %、10万円で換算するとマイナス2,500円という答弁がございました。

この後ですけれども、委員だけになったときに、これ計算がちょっと違うのではないのかなというご意見もありましたが、ちょっとその後、調査はしておりませんです。はい。そういうご意見がありました。ちょっと計算が違うかなと。

あと、ほかに物価スライドの影響ということで、平成12年、13年、14年ごろ物価が下がったけれども、少子高齢化になってきて、年金制度の維持が大変になってきていて、低年金者へ対しての支援策は出ているのでしょうか。何か5,000円支給される予定があるようですがという質問に対しまして、40年納めている人のみ5,000円の緩和措置があると。しかしながら、繰り上げ請求をしている人とかには対象にならないといったと。40年満額納めた人が5,000円措置がありますという答弁がございました。

そして、ほかの議員さんからは、雇用がまだ不安定、社員もどんどん削られている。そういう中でのこの年金制度の時期を考えるべきだということで、今まで下げてこなかったのであるならば、ここで下げるのは非常に、物価が今 2 %を見込んでいますし、ここで2.5 %下がるということになれば、4.5 %の負担になってしまうというご意見もございました。そういうご意見があった後に採択を行いました。その結果、本委員会に平成25年 6 月 5 日付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記として、請願第 1 号 年金2.5 %の削減中止を国に要請することを求める請願で、審査の結果は請願事項を採択すべきものということで、賛成多数により採択すべきものとなりました。措置としましては、国へ要望するということです。

以上、報告いたします。

○長島邦夫議長 委員長報告は終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第4番、青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） その特例水準の解消が行われることによって、今までの、いわゆる一般に言われている過払いですね。そのような額、幾らぐらいあるかということとは話に出ませんでしたか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長 1.3兆円という金額がそうだったかしら。1.3兆円というお話があったと思います。

〔「7兆円」と言う人あり〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長 7兆円。すみません。7兆円です。1.3兆円ではないですね。

○長島邦夫議長 よろしいですか。

○畠山美幸文教厚生常任委員長 はい。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） 7兆円という説明があった。

さらに特例水準の今25年10月から、今回も全部国会で通っていますので、行われるわけでしょうけれども、それが3年間かけて解消されるとなると、さらに2.6兆円ぐらいが過払いになるのですよ。そういう説明はありましたか。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長 そういうお話はなかったです。

○長島邦夫議長 ほかにございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 ないようですので、お引き取りくださいませ。ご苦労さまでした。

討論を行います。

畠山美幸議員。

〔何事か言う人あり〕

○長島邦夫議長 ほかにございますでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○長島邦夫議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時17分

再 開 午後 3時02分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま畠山議員の討論について、議会運営委員会を開きました。

報告を委員長に求めます。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 大変貴重な時間を費やしてしまいましたが、報告をさせていただきます。

文教厚生委員会への委員会付託の報告の後の件で、畠山委員から討論ということが出たわけですが、委員長が討論できるかできないかというのは、法的には何も特別規定はありませんが、嵐山町ではそういうことをやった例はないと。ただ、できるかできないかについては、なお詳しく、不採択の報告があった場合の取り扱いというものもあったりしますので、なお詳しく調べたいと思います。きょうのところに付きましては、本人から討論については取り下げるということでございますので、この休憩時間のこの解決の方法については、本人から取り下げるということでございますので、続行できるということになりましたので、報告いたします。

以上です。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

討論は終結いたします。

本件に対する委員長報告は採択すべきものであります。

これより委員長報告につきまして採決いたします。

委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

挙手少数。失礼。挙手……。

〔何事か言う人あり〕

○長島邦夫議長 もう一度、もとい、もう一度お願いいたします。

委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○長島邦夫議長 挙手多数。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択すべきものと決まりました。

◎議員派遣の件について

○長島邦夫議長 日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣したいというふうに思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認め、よって議員を派遣することに決定しました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○長島邦夫議長 日程第11、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、特定事件として調査することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎日程の追加

○長島邦夫議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発委第1号 常任委員会における所管事務等の調査過程に係る所管を超えた事務等を調査することについて、発委第2号 年金2.5%削減中止を求める意見書の提出について、発議第6号 子宮頸がん予防ワクチンの接種事業の検証と副反応被害者への救済を求める意見書の提出について、並びに本職より届出いたしました常任委員会委員の辞任についての件を日程に追加をし、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、この4件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第12、発委第1号 常任委員会における所管事務等の調査過程に係る所管を超えた事務等を調査することについての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

〔畠山美幸文教厚生常任委員長登壇〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長 議長のご指名がございましたので、発委第1号につきまして説明させていただきます。

提案理由でございますが、文教厚生常任委員会において、閉会中の継続調査の申し出を行った所管事務等の調査として「地域の支え合いについて」の事項中、災害時における支え合いについて、事業の現況と課題を把握したいので、嵐山町議会委員会条例（昭和62年条例第22号）第2条第2項の規定に基づき、議会に諮るものであります。

裏面の別紙をごらんください。

常任委員会における所管事務等の調査過程に係る所管を超えた
事務等を調査することについて

文教厚生常任委員会において調査中の「地域の支え合いについて」は、その事務事業が委員会の所管の範囲にとどまらない場合もあり、要支援者の把握と安否確認の推進の観点から、次のとおり本委員会の所管を超えた事務事業の現況と課題等を調査する。

1 所管を超えて調査する事項

総務経済常任委員会の所管する範囲における「地域支援課」の災害時の安否確認に係わる事項と課題

2 目的

災害時における安否確認のさらなる推進を図るための調査

3 方法

本委員会に地域支援課長の出席による説明、及び防災会の方との意見交換

4 期間

第3回定例会前までの6、7、8月中

以上です。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより発委第1号 常任委員会における所管事務等の調査過程に係る所管を超えた事務等を調査することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第13、発委第2号 年金2.5%削減中止を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

〔畠山美幸文教厚生常任委員長登壇〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長 議長のご指名がございましたので、発委第2号につきまして説明をさせていただきます。

提案理由。

生活必需品の値上げ、復興税や各種控除の縮小による増税、社会保険料の増額など、高齢者の生活が厳しさを増している今、10年以上遡って年金を引き下げる理由はありません。

この状況を踏まえ、地方自治法第99条の規定に基づき、年金2.5%の削減中止することの意見書を国の関係機関に提出することを求めるものです。

裏面をごらんください。

年金2.5%削減中止を求める意見書

政府におかれましては、国民の福祉の増進に日夜ご奮闘されていることに敬意を表します。

国会は、昨年、2.5％年金削減法を含む、国民生活に直結する重要法案を成立させました。

その中でもとりわけ年金2.5％削減の実施は、深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を圧迫することになります。

年金は自治体の高齢住民に直接給付される収入で、特に大都市部から離れた地域では、その削減は地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることが懸念されます。

さらに、今準備されているデフレ下のマクロ経済スライドの実施など、さらなる年金削減の流れに道を開くものになり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念されます。

このような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るためにも、下記事項について要望します。

記

1 2013年10月からの2.5％年金削減の中止をすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議員 長 島 邦 夫

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

以上です。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ないようですので、お引き取りを願います。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたしました。

これより発委第2号 年金2.5％削減中止を求める意見書の提出についての件を採

決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。そのままでお願いいたします。

〔可否同数〕

○長島邦夫議長 採決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、本件は、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が裁決をいたします。

委員会提出議案発委第2号について、議長は可決と裁決いたします。

よって、委員会提出議案発委第2号については、可決と決定いたしました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第14、発議第6号 子宮頸がん予防ワクチン接種事業の検証と副反応被害者への救済を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

河井勝久議員。

〔8番 河井勝久議員登壇〕

○8番（河井勝久議員） 議長のご指名を受けましたので、発議第6号について提案します。

子宮頸がん予防ワクチン接種事業の検証と副反応被害者への救済を求める意見書の提出の件でございますけれども、提案理由につきましては、国は子宮頸がん予防ワクチンの接種によるヒトパピローマウイルス（HPV）感染を予防することをし、2010年より、その効果があるとし、接種を始めました。本年4月からは、全国自治体による定期接種を始めました。接種は女子中高生であり、接種した女子中高生が重い副反応に苦しむ事態が各地で起きております。厚労省の説明でも、HPVワクチンが子宮頸がんの発生を減少する効果は期待されるものの、接種を始めた期間は短く、実際に達成されたという証拠はいまだにないと答えられております。接種後の副反応重篤被害者が明らかになる中、これ以上の被害者の拡大をしないためにも、国の責任で予防接種の一時中止、副反応の追跡調査と被害者の救済を求めるため、意見書を提出するためのものです。

意見書の案を読み上げまして、提案をいたします。

子宮頸がん予防ワクチン接種事業の検証と副反応被害者への救済を求める意見書。

ヒトパピローマウイルス（HPV）予防ワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）は、本年4月より定期接種となりました。しかし、この「子宮頸がん予防ワクチン」と呼ばれている「サーバリックス」「ガーダシル」を接種した後の副反応事例が全国で多数発症しています。5月16日に開催された厚生労働省厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会における副反応報告は1,968件にのぼり、他のワクチンに比べ高率です。さらに医療機関からの重篤な症例報告は2種類合わせて106件で100万回接種当たり12.3件となり、インフルエンザワクチン（0.9件）や不活化ポリオ（2.1件）より桁違いに多いものです。副反応の内容には「四肢の運動能力低下」「歩行不能」など未回復の例もあり、ギランバレー症候群や自己免疫疾患等、報告漏れの多い遅発性疾患を考慮すると重篤な例はさらに増えると考えられます。

HPV予防ワクチンの効果は、厚生労働省の資料においても「導入後間もないことから、がんそのものを予防する効果は現段階では証明されていない」とされています。現在、有効期間は最大9年とされています。国立がんセンターの統計では2010年、2011年の24歳までの子宮頸がんによる死亡者は0です。子宮がん（頸がんと体がんの合計）の10万人当たりの死亡率は1950年の19.7人から2009年の8.6人と半減しています。罹患率は20代、30代で増加していますが、若い世代では自然治癒率も高いことが報告されています。

ワクチンの対象となっているHPV16型と18型は、子宮頸がん患者の5～7割で発見されていますが、健康な女性では0.5%と0.2%の感染率であることが国会答弁により明らかです。性交渉によって感染するウイルス、しかも99%が感染しない型に対してワクチン接種をすることが有益か、高比率での重篤な副反応とを衡量し、検証すべきです。

杉並区では副反応を起こした女子中学生に対し、被害補償することが明らかになりました。予防接種被害に対する補償は限定的で、被害者自らの挙証責任で立証しなくてはならず、医者でも新発のワクチンと副反応の因果関係を立証することは難しいため、補償を受けることは大変困難な状況です。接種を行った地方自治体が補償をしなければならない現状も、改善しなければなりません。

よって、下記のことを求めます。

記

- 1 全国で重篤な副反応が発生している現状を重く受け止め、このワクチンの効果と危険性を精査し検証するまで、接種の一時見合わせをすること。
- 2 副反応被害者の立場に立った速やかな補償、並びに相談事業の拡充をすること。
- 3 子宮頸がんは、検診により早期発見、早期治療が可能であることから、若い世代が受診しやすい検診体制の工夫と充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 長 島 邦 夫

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

以上です。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

どうぞ。第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今の意見書の中に100万回接種当たり12.3件、この子宮頸がんワクチンは12.3件となりとありまして、インフルエンザと不活化ポリオが2.1とかという件数が書いてありますけれども、日本脳炎は何件あったか、ご存じですか。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 日本脳炎については、わかりません。調査しておりませんので、私のほうではわかりません。

○長島邦夫議長 ほかにいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ないようですので、ご苦労さまでした。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。賛成ですか、反対ですか。

○13番（渋谷登美子議員） 賛成です。

○長島邦夫議長 賛成。第6番、畠山美幸議員、賛成ですか、反対ですか。

○6番（畠山美幸議員） 反対。

○長島邦夫議長 反対。討論は……。

〔何事か言う人あり〕

○長島邦夫議長 失礼。第4番、青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） 賛成です。

○長島邦夫議長 賛成。

それでは、ほかにはいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 それでは、討論は反対討論から行います。

第6番、畠山美幸議員。反対討論を許します。どうぞ。

〔6番 畠山美幸議員登壇〕

○6番（畠山美幸議員） 議長のご指名がございましたので、反対討論をさせていただきます。子宮頸がん予防ワクチン接種事業の検証と副反応被害者への救済を求める意見書について、反対の立場から討論をいたします。

子宮頸がんは、粘膜表面にとどまる上皮内がんと粘膜より深く広がる浸潤がんからなります。上皮内がんを含めた子宮頸がんの発生率は、50歳以上の中老年層では、この20年間で順調に減ってきていますが、逆に20歳から29歳では急激に増加しています。子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルスの感染が関与しており、高齢になるほど多くなるほかのがんと違って、性活動が活発な若い世代で感染の機会がふえているためと考えられます。感染からがんになるまでは数年から10数年かかりますが、年間約2,700人が死亡しています。近年、発生、死亡率とも若年層で増加傾向にあるため、厚労省は2010年11月から自治体に補助金を出して、ワクチン接種を推進、本年4月より定期接種となりました。罹患数は9,794人で、これは2008年の状況です。上皮内がんを含めると2万735人。死亡数は2011年で2,737人で、これらの数字は軽視できない数字です。特に40歳未満の女性に限ると、罹患率は乳房に次いで2番目。死亡率も乳房に次いで2番目に高いがんで、若年層のがんとしては予防策が必要です。

厚労省が部会で、平成21年12月のワクチン販売から、今年3月末までに医療機関や製薬会社から計1,968件の副反応の報告があったと発表。重篤な症状の発生頻度は、接種100万回当たりで約12.3件で、インフルエンザワクチンは約0.9件や不活化ポリオ

ワクチンは約2.1件より高いが、日本脳炎ワクチン約26件よりは低かった。

子宮頸がんのワクチンで接種後の健康被害が報告されている問題で、厚生労働省の検討会は5月16日、医療機関などから報告されていない例も含めて調査を進めていることを確認した。因果関係を判断するための情報が不足しているためという接種の一時中止などは必要ないとの意見一致をしています。

以上のことから、反対討論いたします。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

第13番、渋谷登美子議員、賛成討論を許可します。どうぞ。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 13番議員、渋谷登美子です。私は、この意見書提出に賛成いたします。

これから少しでも早く副反応で苦しむ少女を出さないこと。それが第一に必要なことです。ヒトパピローマウイルスは、ほかのワクチンと異なっていて、副反応が3回目の接種後、2カ月後、3カ月後、半年後から痛みが出てきて、だんだん被害状況が重篤になる人もいるという特徴があります。接種後にすぐ副反応が出てくる人だけでなく、遅発で副反応の症状が出てくる人もあるため、予防接種の副反応かどうか判断できず、若年性リュウマチと診断されるけれども、検査では、若年性リュウマチの数値ではないという形で報告がされてきます。

副反応の医療情報も十分ではなく、副反応の症状が医療機関に情報提供されておらず、副反応の被害の女性たちが何度も何度も繰り返して、血液検査やMRIなどの検査を受け、何もわからずに車椅子や抱きかかえられて病院に連れていかれ、そして苦しい痛みや筋力の低下が続いています。嵐山町では幸いなことに副反応の報告がありません。仮に副反応の被害者が出た場合、医療機関との協議の上で、親の自己判断で接種したことになり、親の判断責任が問われる形になり、親、医療機関とも悔やまれる深刻な状況になります。対応が困難になることが予測されます。特に嵐山町のような小さな町では医療機関も少なく、小さな町で重篤な副反応が出たところでは、本当に厳しい地方自治体の医療状況になっていると聞いております。

鳥インフルエンザや新型インフルエンザのような空気感染ではなく、性交渉によるヒトパピローマウイルスを予防するワクチンですから、ワクチン接種による社会的防御の必要目的はありません。接種年齢の中一の女子の多くは性経験がなく、中学生の

ほとんどは性経験がありません。一時中止して、リスクと効果を検証し、副反応への対応がわかってから再開しても、社会的な衛生上のマイナスはほとんどないと言えます。副反応の被害の重篤さが明らかになったのですから、今まで明らかでなかったの、嵐山町も議会として、予防接種の財政補助などの意見書を出しましたが、副反応が明らかになった以上、マイナス面を少しでも少なくしてって、子供たちをワクチンの副反応被害から守るために必要なことです。

それと、もう一つ、私は副反応被害の検討委員会に出ていましたが、日本脳炎の副反応の被害者は、ヒトパピローマウイルス、これの被害者よりもはるかに少なく、これは今数値として出していないけれども、医療情報ではなく、全ての情報から見ても、日本脳炎の副反応の被害者ははるかに少なく、そして日本脳炎については、一度接種を停止しています。一度接種を停止してから、7年後に新しいワクチンができたために再開されている。それから、MMRにしてもそうですけれども、最後に750人に1人という、最初は10万人から20万人に1人の副反応がだんだん、だんだん被害状況が出てきて、そして最後に750人に1人という状況になったところで厚労省が提唱したという状況になっています。MMRの場合は回復できたわけですけれども、この場合は、どのように、今のところ治療法も確立していなく、情報を聞いておりますと、どんどん、どんどん副反応被害者の状況が悪くなって、予防接種をしたばかりに、こんなふう子供が車椅子になった、歩けなくなった、計算ができなくなった、そういった状況になっています。ですから、ぜひ皆さん、今の子供たちの状況を救うために、この意見書提出に賛成していただきたいと思います。意見書に賛成します。ぜひ賛成していただきたいと思います。なるだけでも、少しでも子供たちを副反応の被害から守っていく。これが嵐山町の議会の使命であると考えます。

以上、意見書提出に賛成します。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

第4番、青柳賢治議員、賛成討論を許可します。どうぞ。

〔4番 青柳賢治議員登壇〕

○4番（青柳賢治議員） 4番議員、青柳賢治でございます。意見書の提出に賛成いたします。

当事者である親の方、それから子供さん、こちらが一番肝心でございます。HPVのワクチンは世界100カ国以上で使われるなど子宮頸がんは予防可能ながんであると

認識のもとに、本議会は過去において3回にわたり、国に意見書を提出いたしました。

1回目は、平成20年6月議会において、子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書。ワクチンが早期承認、接種の推進を図るための公費助成を求めました。2回目は、平成21年12月議会において、子宮頸がん撲滅のための施策を求める意見書、無料クーポン券による検診の継続実施、公費助成制度の創設、全会一致可決。3回目は、平成22年9月議会において、子宮頸がん予防ワクチンの接種の公費助成を求める意見書。既に公費助成をする自治体が出ておりました。日本産婦人科学会や日本小児科学会、11歳から14歳の女子に公費負担での接種を求めるとのことから、女性の命と健康、権利を守るために公費助成を行うよう強く要望しますとした内容でありました。全会一致で可決でございます。

このように可決された意見書は、それぞれの関係機関に送付したところです。嵐山町では、近隣市町村に先駆けまして、厳しい財政状況の中でありましたが、公費助成を進めてまいりました。しかし、このたび全国の接種により、副反応と思われる事象が発生してまいりました。幸いにして、本町においては現在のところ、副反応被害の報告はありません。ただ、この重篤な副反応症例が発生しているとの報告情報がありまして、この副作用が疑われる症例がどのくらいあるのか。どのくらいの頻度で起きているのか。それが多いのか、少ないのか、判断できるような情報の提示が必要であります。このような因果関係の検証が必要だという思いから、この意見書に對しまして、提出することを賛成いたします。

以上をもちまして賛成討論を終わります。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

討論を終結いたします。

これより発議第6号 子宮頸がん予防ワクチン接種事業の検証と副反応被害者への救済を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。そのままでお願いいたします。

〔挙手多数〕

○長島邦夫議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

これより、私こと一身上に関する議事となりますので、地方自治法第117条の規定

により、しばらくの間退席をいたします。

副議長と議長を交代いたします。

それでは、暫時休憩といたします。

休 憩 午後 3時40分

再 開 午後 3時41分

〔議長、副議長と交代〕

○吉場道雄副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

しばらくの間、長島議長にかわって議長の職を行います。

◎議長の常任委員会委員の辞任についての件の上程、説明、採

決

○吉場道雄副議長 日程第15 議長の常任委員会委員の辞任についての件を議題といたします。

議長から文教厚生常任委員会委員を辞任したいとの申し出があり、6月5日付辞任願が提出されました。

議長からの申し出のとおり、文教厚生常任委員会委員の辞任について、同意することにご異議ございませんか。

〔何事か言う人あり〕

○吉場道雄副議長 ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉場道雄副議長 はい。

〔「書面はないのですかって」と言う人あり〕

○吉場道雄副議長 書面はないのですけれども。

〔「事務局に出ていますということ言っているから」と言う人あり〕

○吉場道雄副議長 はい、わかりました。では、すみません。事務局に出ています。

〔何事か言う人あり〕

○吉場道雄副議長 文教厚生常任委員会のときも辞任の願いは出ているのですけれども、出さなかったの、今回もそういう方向でとらせてもらいます。いいでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○吉場道雄副議長 事務局に文書は出ています。ご異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉場道雄副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長の文教厚生常任委員会委員の辞任について、同意することに決しました。

それでは、長島議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。自席でお待ちください。

休 憩 午後 3時43分

再 開 午後 3時46分

〔副議長、議長と交代〕

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町長挨拶

○長島邦夫議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成25年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は6月5日に開会をされまして、6月11日の本日まで7日間にわたり、極めてご熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成25年度一般会計補正予算、これらを初めとする諸議案を全て原案のとおり可決、ご承認を賜り、まことにありがとうございました。

また、嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましても、ご同意を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。

議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましても、十分検討をいたしまして対処をする所存でございます。

なお、東日本大震災の復興財源確保のため、国家公務員の給与削減支給措置を踏ま

え、地方公共団体へ給与削減措置の要請がされております。嵐山町におきましても、県並びに近隣市町村の情報を収集し、適切に対応してまいる考えでございます。今後、臨時議会を招集させていただき、給与費削減の臨時特例条例等についてご審議をいただきたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

結びに、今年は、空梅雨模様で水不足が心配をされております。議員各位におかれましては、暑い日が続く中、くれぐれもご健康に留意をいたし、さらなるご活躍をいただきますようご祈念を申し上げ、閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○長島邦夫議長 次に、本職からもご挨拶を申し上げます。

大変失礼いたしますが、きょう私、用意してきたものを忘れてしまいましたので、言葉で伝えさせていただきます。

本定例会は、6月5日から本日まで、6月11日まで開催をされました。審議の間、慎重審議、ご協力をいただきまして、本当にありがとうございます。

町長提出議案は、報告4件、人事1件、承認2件、予算1件、計8件でございます。そしてただいまは日程の追加を諮り、委員会提出議案2件、議員提出議案1件、そして私の身上のことから、今、ご審議をいただいたところでございます。全てに対しまして、原案どおり可決したというふうに思っております。本当にありがとうございました。

本当に、今、町長からお話がありましたとおり、今定例会、夏場の9月の定例会も非常に暑いですが、本当に毎日暑い日が続きまして、皆様方におかれましても、冷房の入っていない中、ご審議いただきまして、本当にありがとうございました。

また、私、一番感じるところでございますが、この元気交付金によりまして、この議場の録音システムが改修されることとなりました。前々から、スイッチが入らないですとか、温度が上がってくるたびに、やはりこういう現象がコンピューター関係は出てきます。そのようなことにおきまして改修が予定されました。今まで議会の視察をいろいろ受け、この議場もその人たちに全て見ていただいております。立派な議場というふうなことを考えておりますが、現状としましてはこういうことがあるのですよというふうなことをお話ししましたら、どこの議会においても、これについては非

常に予算がかかると。ですけれども、最低限はしなくてはならない。この元気交付金を使うというところについても、私も少し疑問を感じると思いますが、我々議会の活性化のために必要だというふうなことだと思いますので、これからも皆様方のご意見をいただきながら進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

それでは、皆様、議員の方々、執行の皆様方のこれからのご活躍をご祈念申し上げます。甚だ粗辞でございますが、私からの御礼の挨拶とかえさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。(拍手)

◎閉会の宣告

○長島邦夫議長 これをもちまして、平成25年嵐山町議会第2回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 3時52分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員